

玉野市地域防災計画

【資料編】

令和5年4月

玉野市

目 次

第1章 本編関連資料-----	1
第1節 総則-----	1
第2節 災害予防計画-----	38
第3節 災害応急対策計画-----	53
第4節 災害復旧・復興計画-----	130
第2章 資料集-----	135
第1節 危険箇所等-----	135
第2節 消防関係-----	167
第3節 避難場所その他-----	206
第4節 関連規定等-----	267
第5節 災害協定等-----	273

第1章 本編関連資料

第1節 総則

1-1 断層型地震の被害想定

1-1-1 断層を震源とする地震

(1) 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

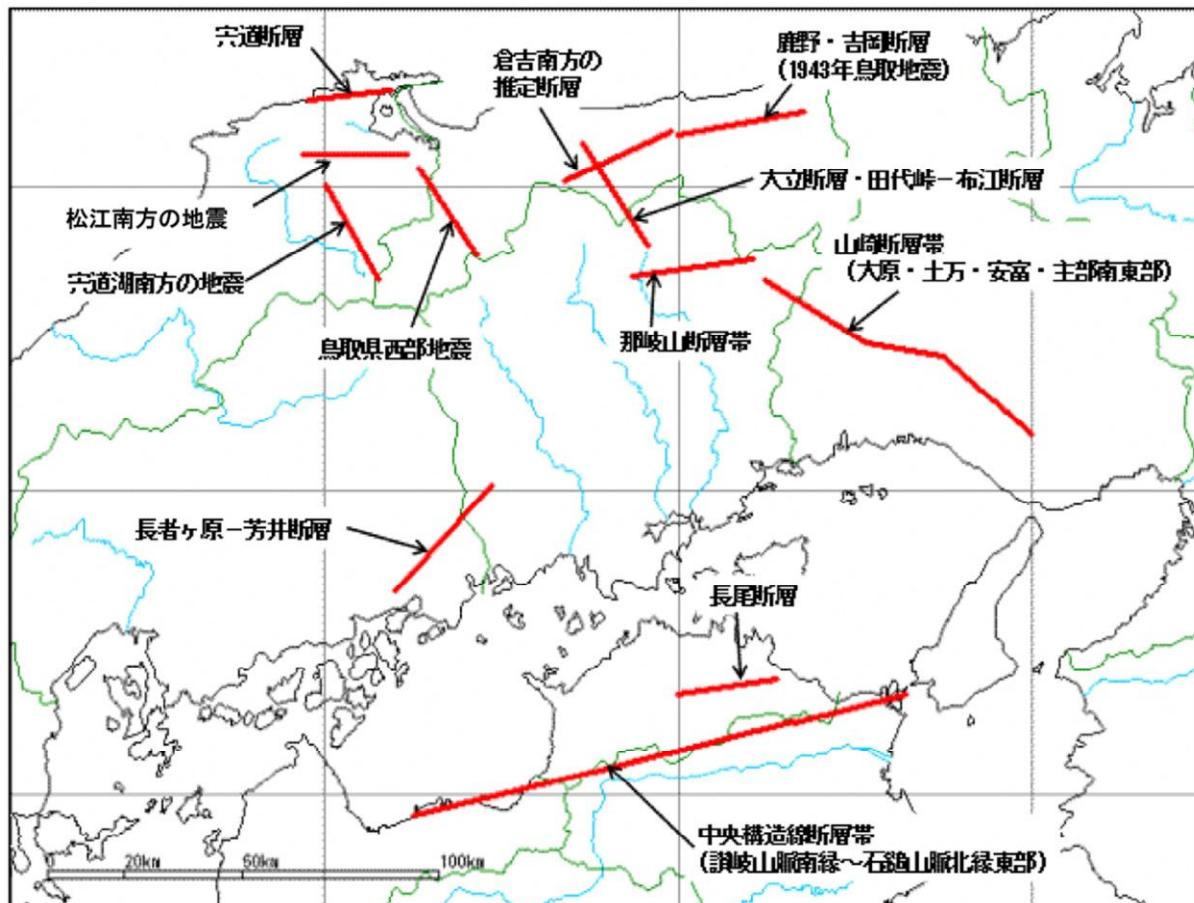
岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかつた地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の人的・物的被害等に関する想定を岡山県が行った。

(2) 想定した断層型地震

岡山県では、国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果を受け、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、県による被害想定を行った。

1) 各断層の位置



2) 12 断層の概要

断層名	規模(M)	断層規模(長さ、幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	8.0	L=80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	7.3	L=32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原一芳井断層	7.4	L=36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	7.2	L=30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠一布江断層	7.2	L=30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	7.3	L=26km W=14km	鳥取県
鹿野一吉岡断層	7.2	L=33km W=13km	鳥取県
長尾断層	7.1	L=26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	7.3	L=27km W=14km	島根県
松江南方の地震	7.3	L=27km W=14km	島根県
宍道断層	7.1	L=22km W=13km	島根県

※ 地震の規模欄の M はマグニチュード

(3) 震度分布等

1) 各断層型地震

断層名	山崎断層帶(※)	那岐山断層帶(※)	中央構造線断層帶(※)	長者ヶ原－芳井断層(※)	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠－布江断層
マグニチュード	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	ほぼ0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
玉野市最大震度	5強	4	5強	5強	4	5弱
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟栗村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野－吉岡断層(※)	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層(※)
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	ほぼ0%	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
玉野市最大震度	4	4	5弱	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きい被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

(注) 1 断層名欄の※は主要活断層帶

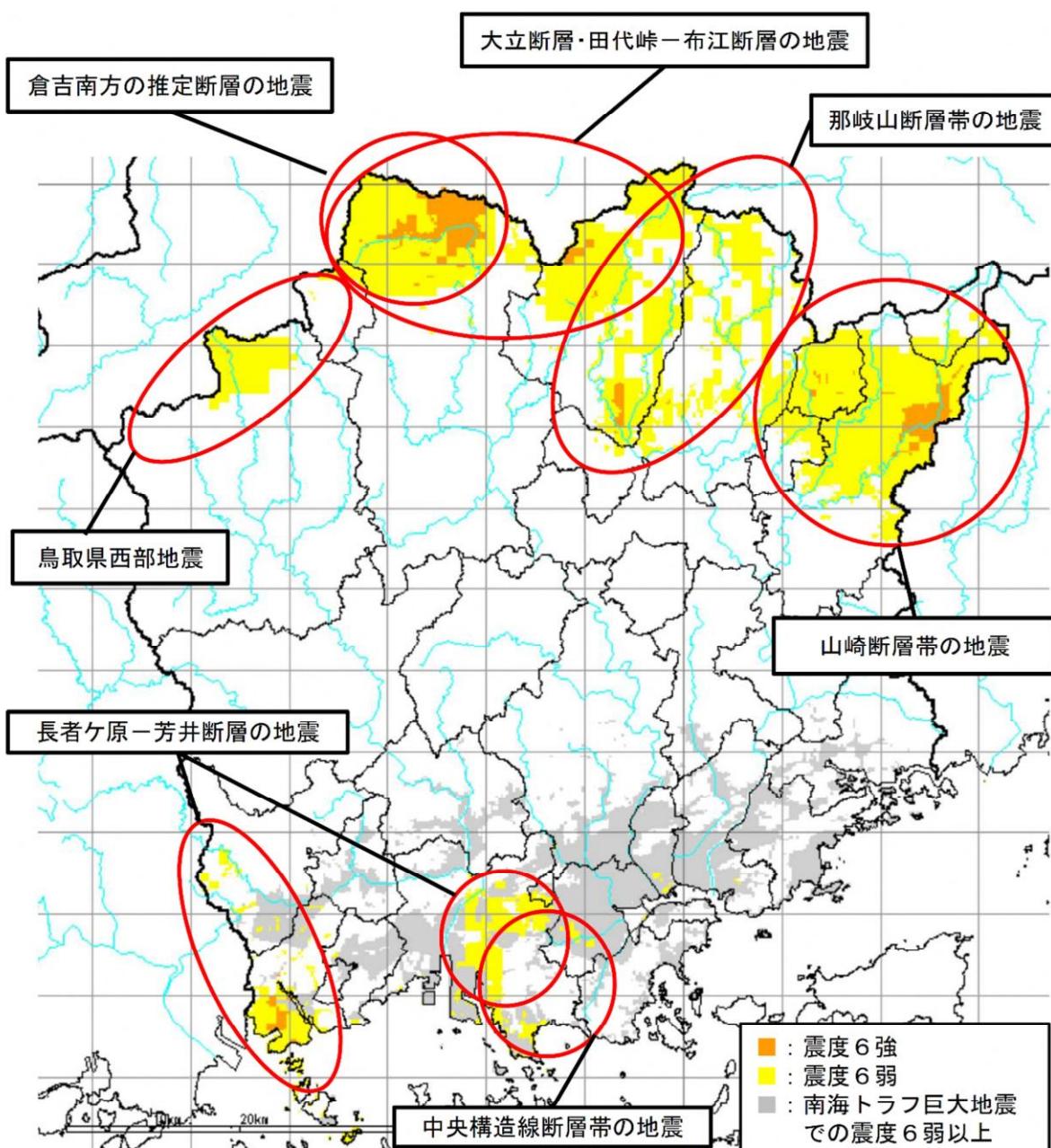
2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所）

2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

12 断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、下記「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおり。

断層型地震における震度6弱以上の地域図



1-1-2 被害想定

(1) 想定手法

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

(2) 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

(3) 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原一芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。

玉野市に被害が想定される断層の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

1) 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度4の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

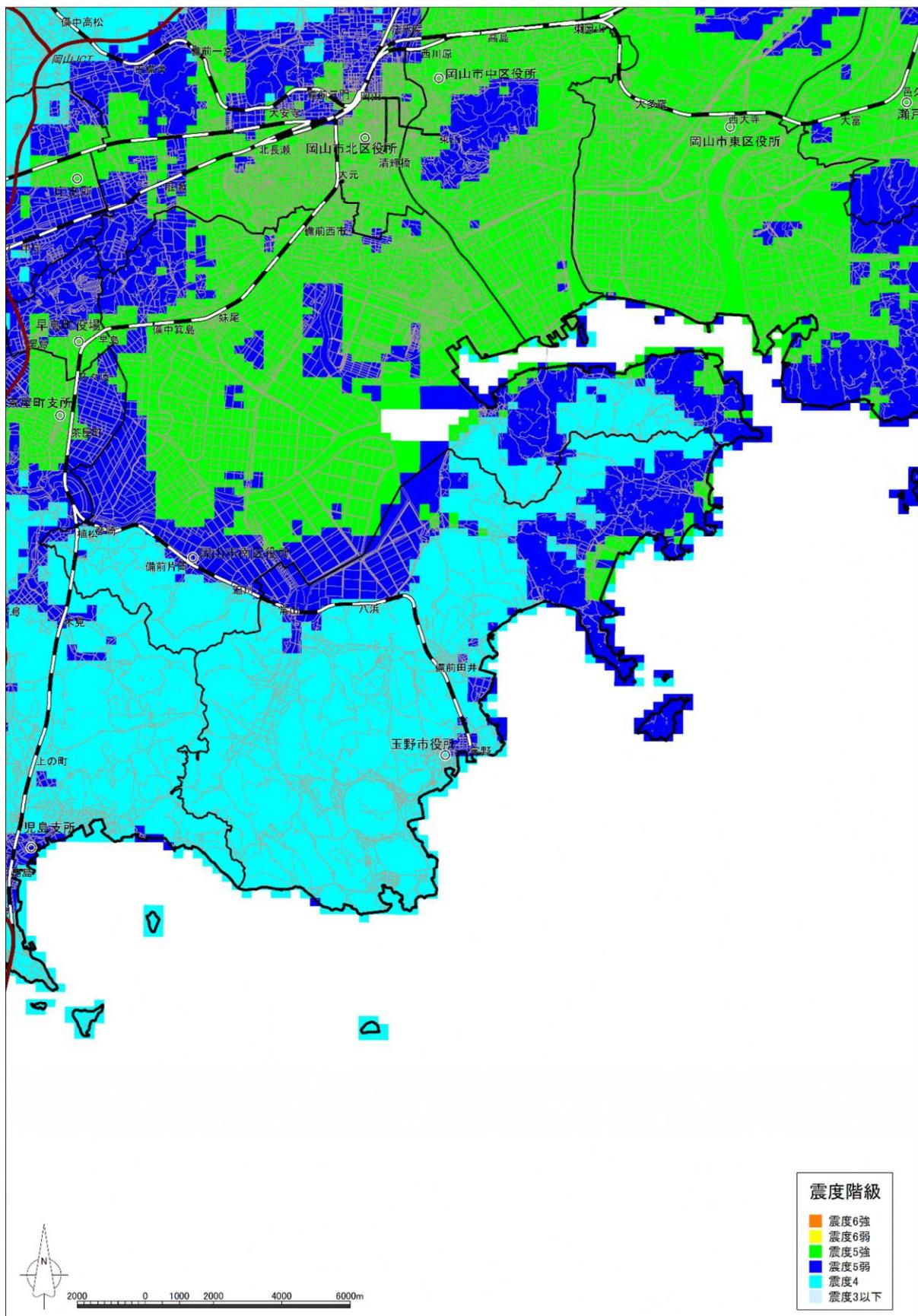
被害項目	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定	
			美作市	奈義町
最大震度	6強	5強	6強	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	604	1	471
死者数（人）	冬・深夜	33	0	30
最大避難者数（人）	冬・18時	5,680	12	3,474
				532

(注) 1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同じ)

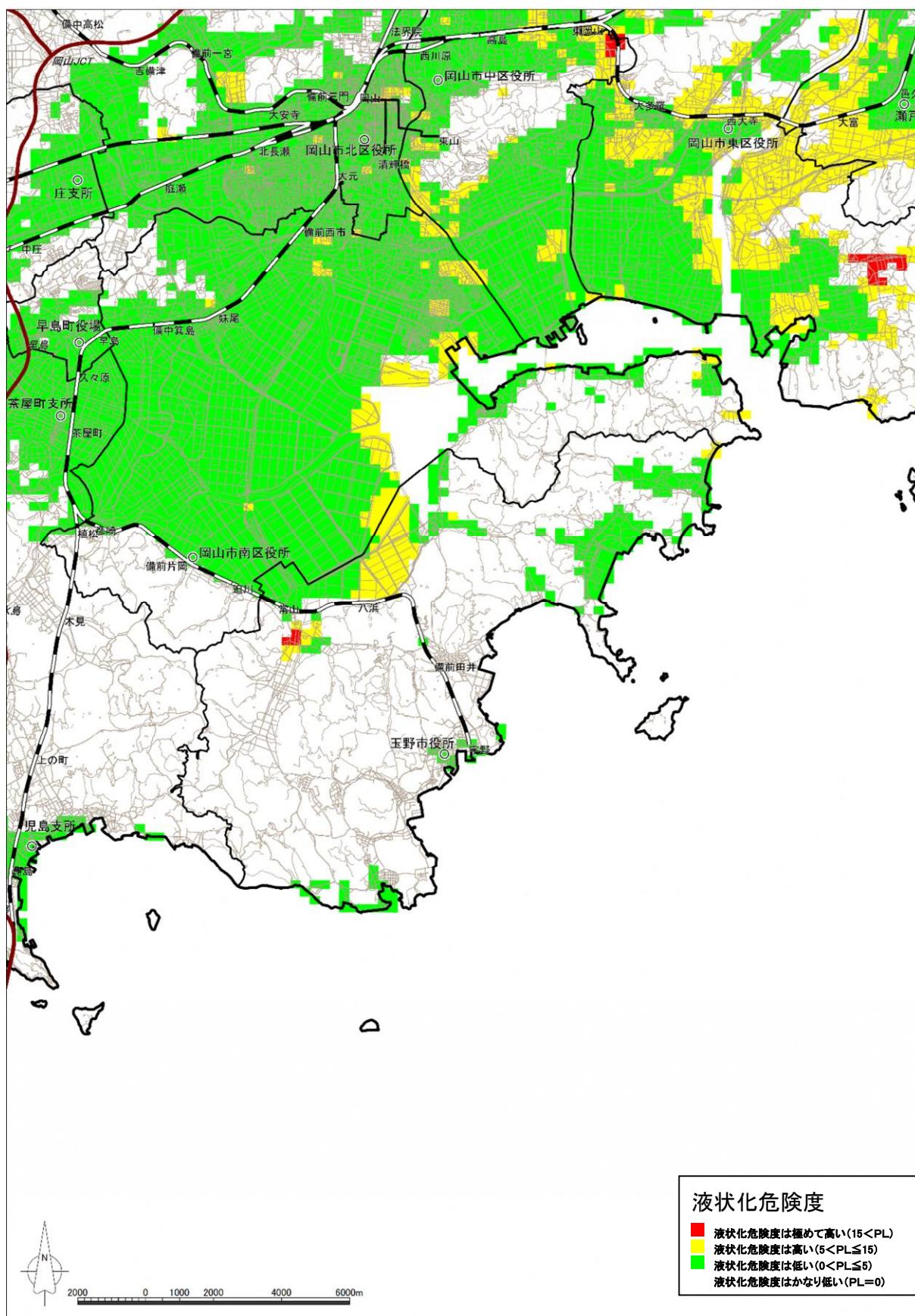
2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。(以下同じ)

3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値。(以下同じ)

山崎断層帯主部（大原・土万・安富・主部南東部）の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市



山崎断層帯主部（大原・土万・安富・主部南東部）の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】玉野市

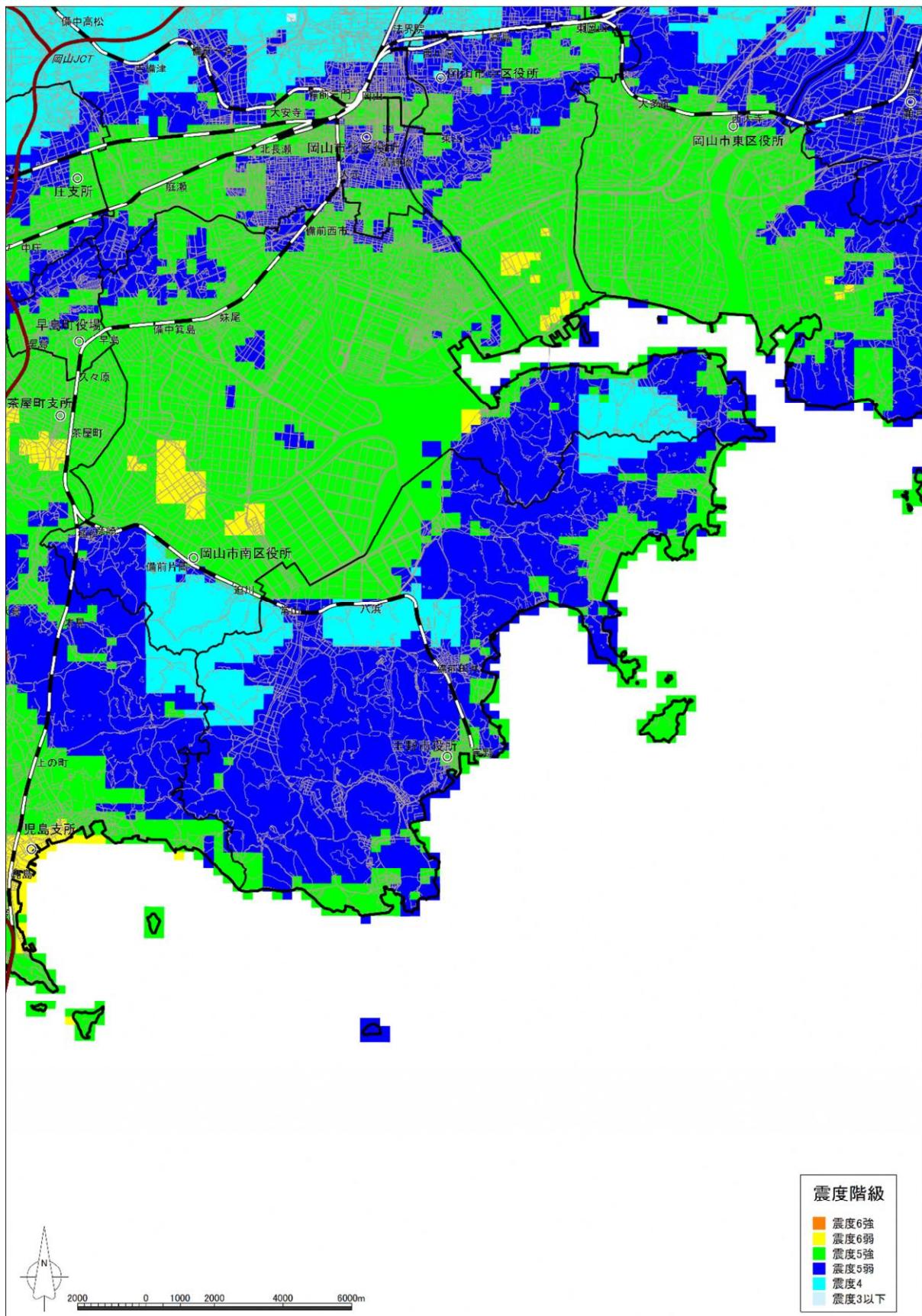


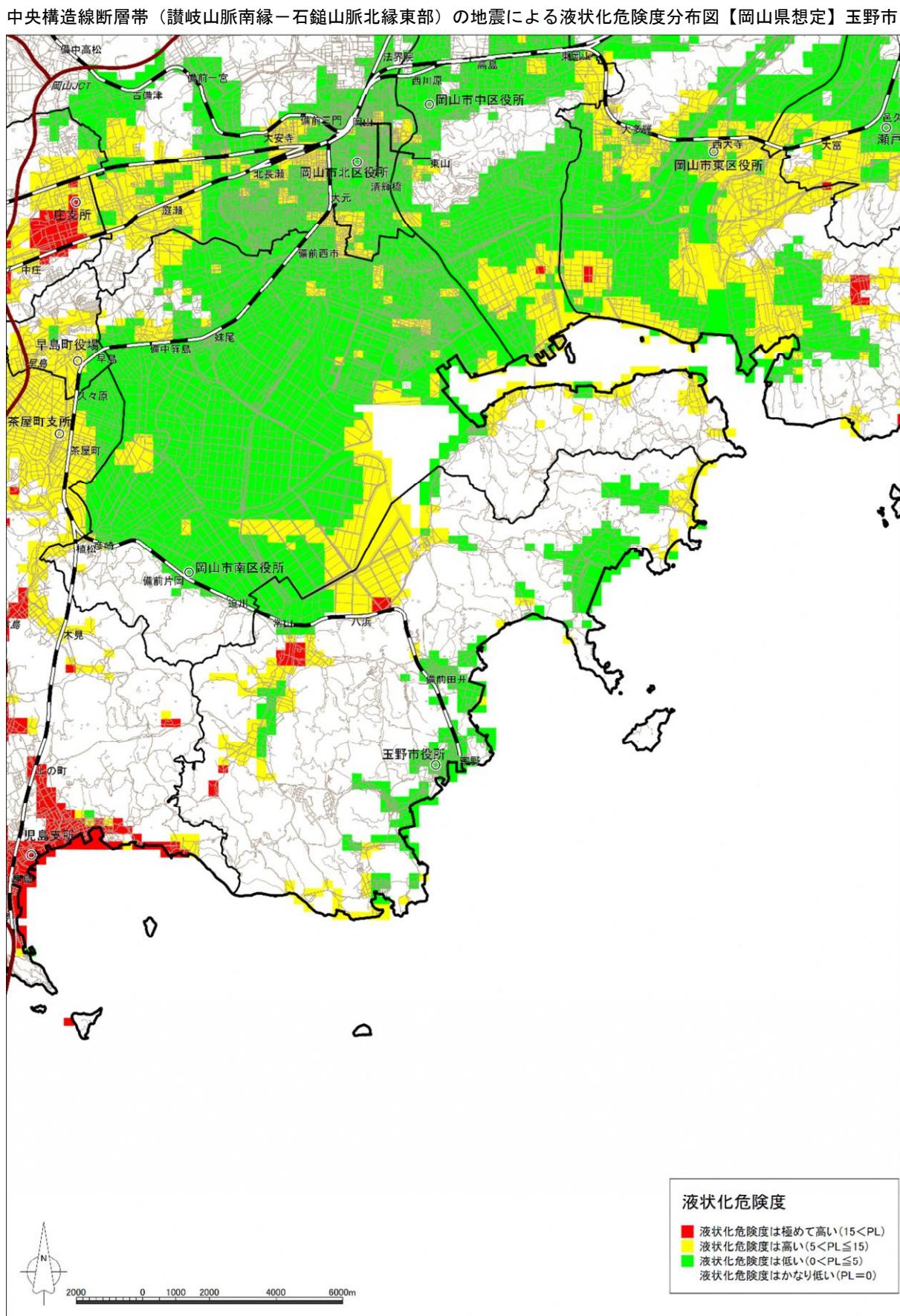
2) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度5弱の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

被害項目	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定		
			岡山市	倉敷市	笠岡市
ケース					
最大震度	6弱	5強	6弱	6弱	6弱
建物全壊（棟）	冬・18時	291	6	49	218
死者数（人）	冬・18時	5	0	1	4
最大避難者数（人）	冬・18時	11,018	86	1,918	8,730
					40

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市



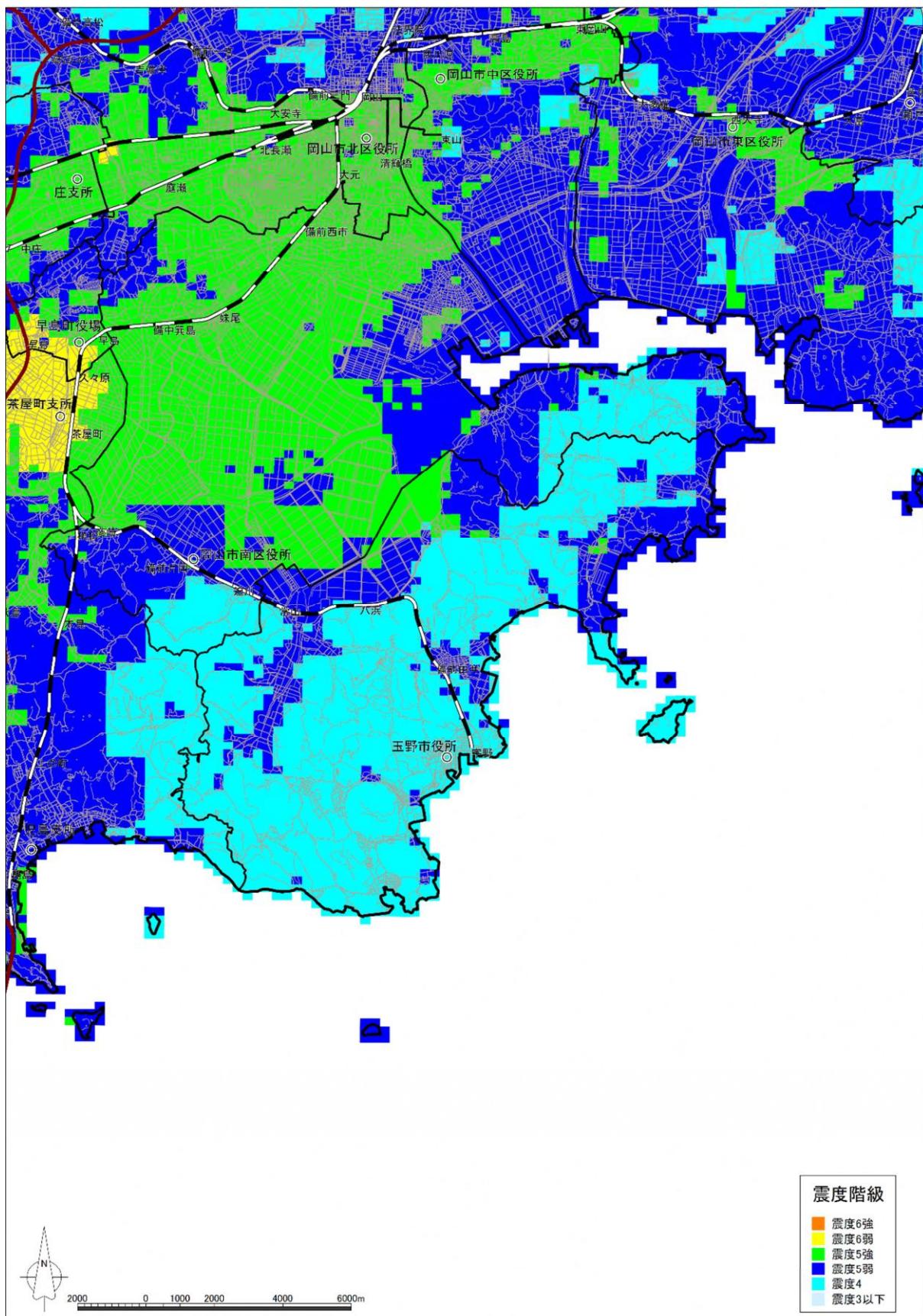


3) 長者ヶ原一芳井断層の地震

- 笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。
- 倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- 倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- 避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。
- 山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- 玉野市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度4の揺れが想定されており、被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

被害項目	県全体	玉野市	主な市町村と被害想定	
			倉敷市	笠岡市
最大震度	6強	5強	6弱	6強
建物全壊（棟）	冬・18時	856	1	634 166
死者数（人）	冬・深夜	40	0	29 10
最大避難者数（人）	冬・18時	21,672	18	16,892 2,168

長者ヶ原断層一芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】玉野市

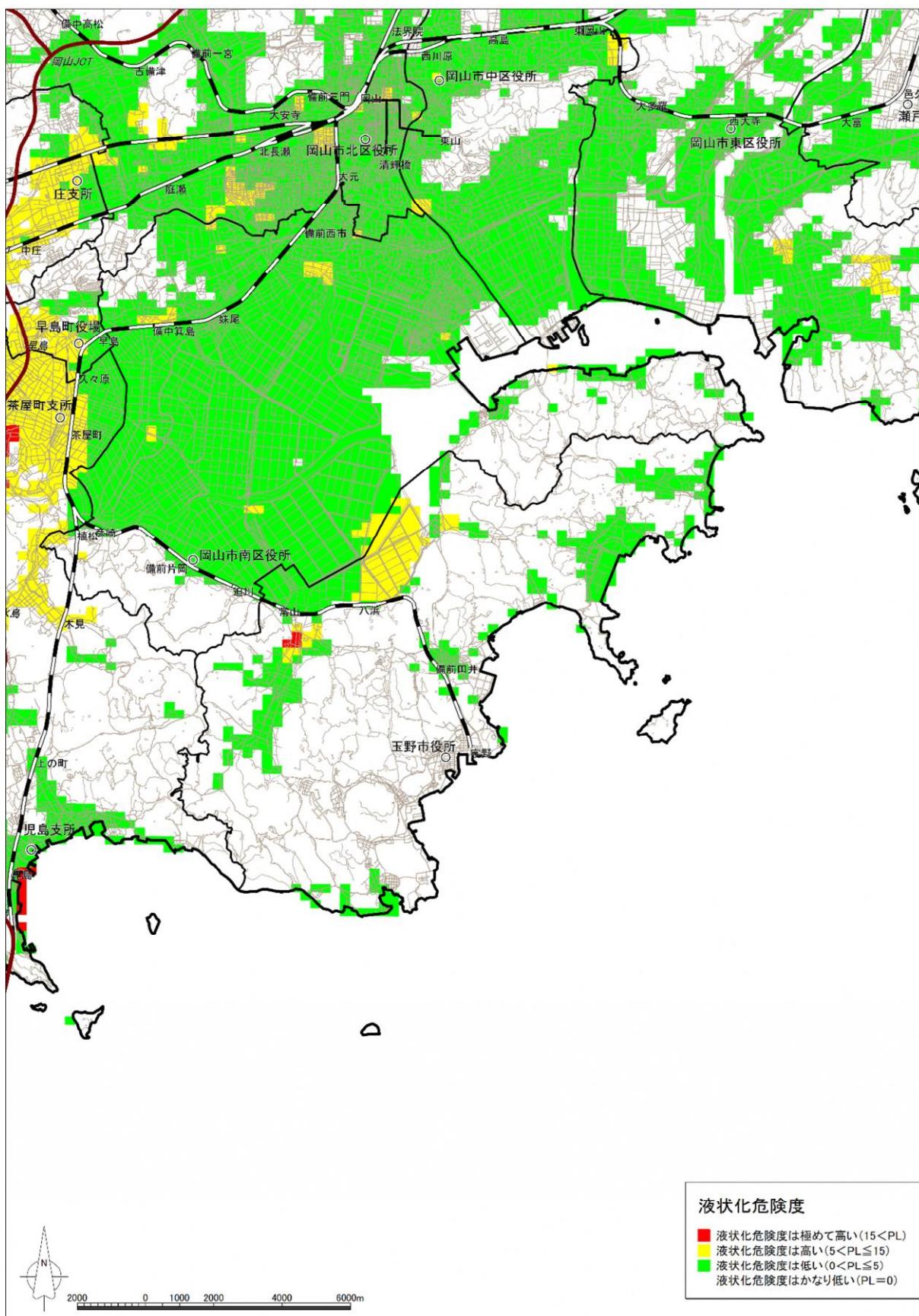


岡山県危機管理課 平成 26 年 3 月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第706号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

長者ヶ原断層一芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 玉野市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成

1:100000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第706号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

1-2 南海トラフ巨大地震の被害想定

1-2-1 南海トラフを震源とする地震

<最大クラスの地震・津波>

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいうべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

(1) 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（令和7年度）

南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから約80年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、80%程度※とされており、その発生が危惧されるところである。

今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、住民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の岡山県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、岡山県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行われたものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

※ 令和7年9月26日に国の地震調査研究推進本部が発表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）について」により「60～90%程度以上」に更新

(2) 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

(3) 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

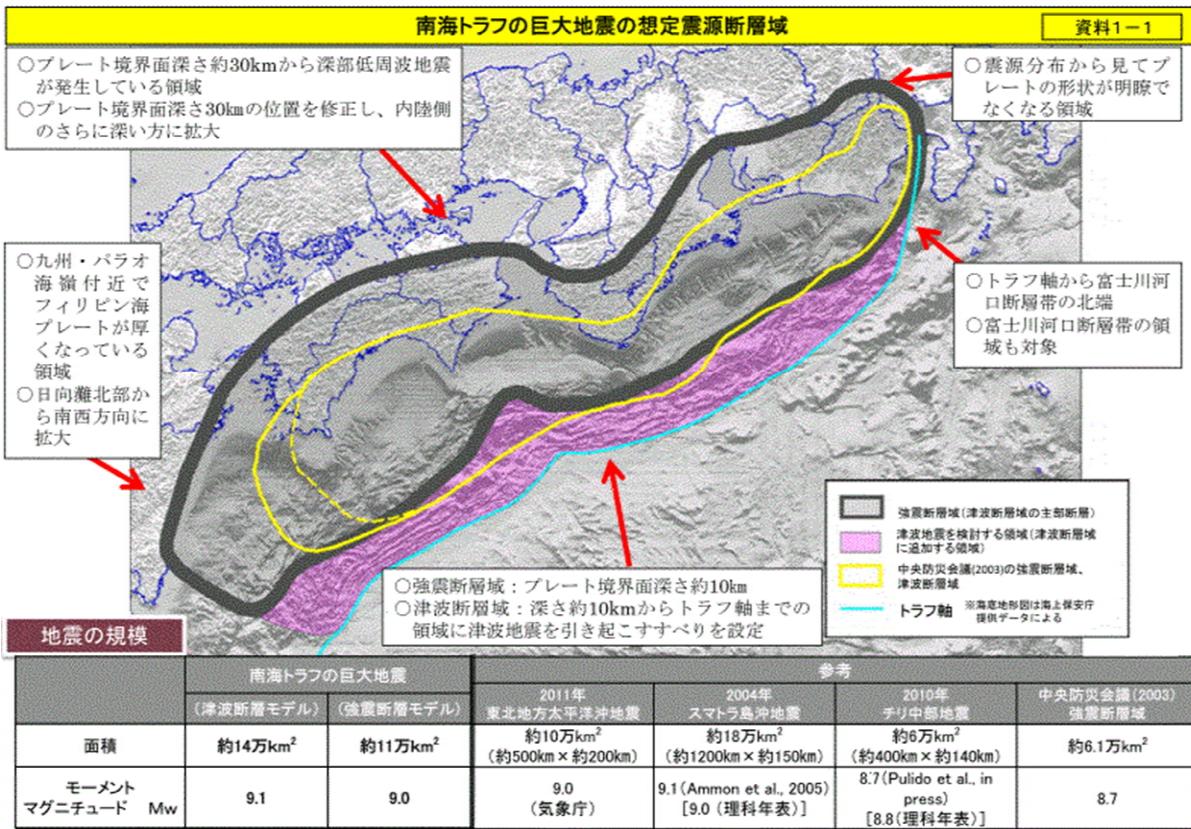
このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

<前提条件による想定される被害の特徴>

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 <p>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</p>
② 夏・ 昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 <p>*木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定 *海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</p>
③ 冬・ 夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定地震の震源域位置図

<南海トラフ巨大地震の想定震源断層域>



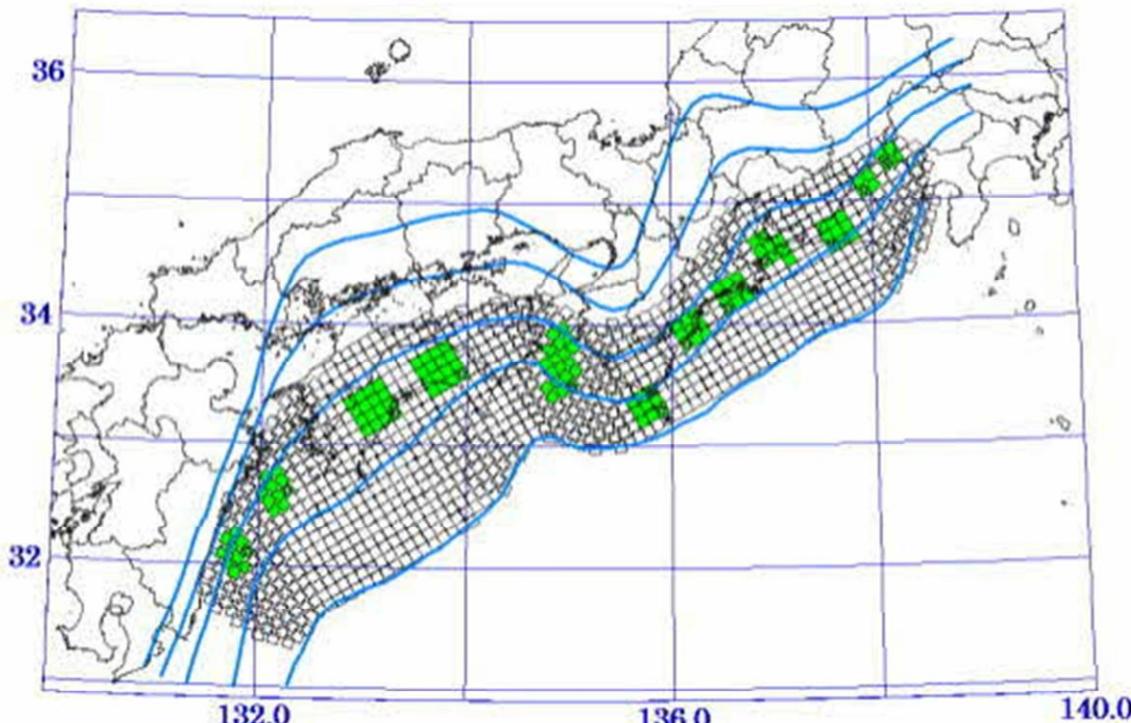
- ※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
- ※ 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

1-2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

<国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」>



※ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

※ 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

<参考：国の推計の考え方>

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中心防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

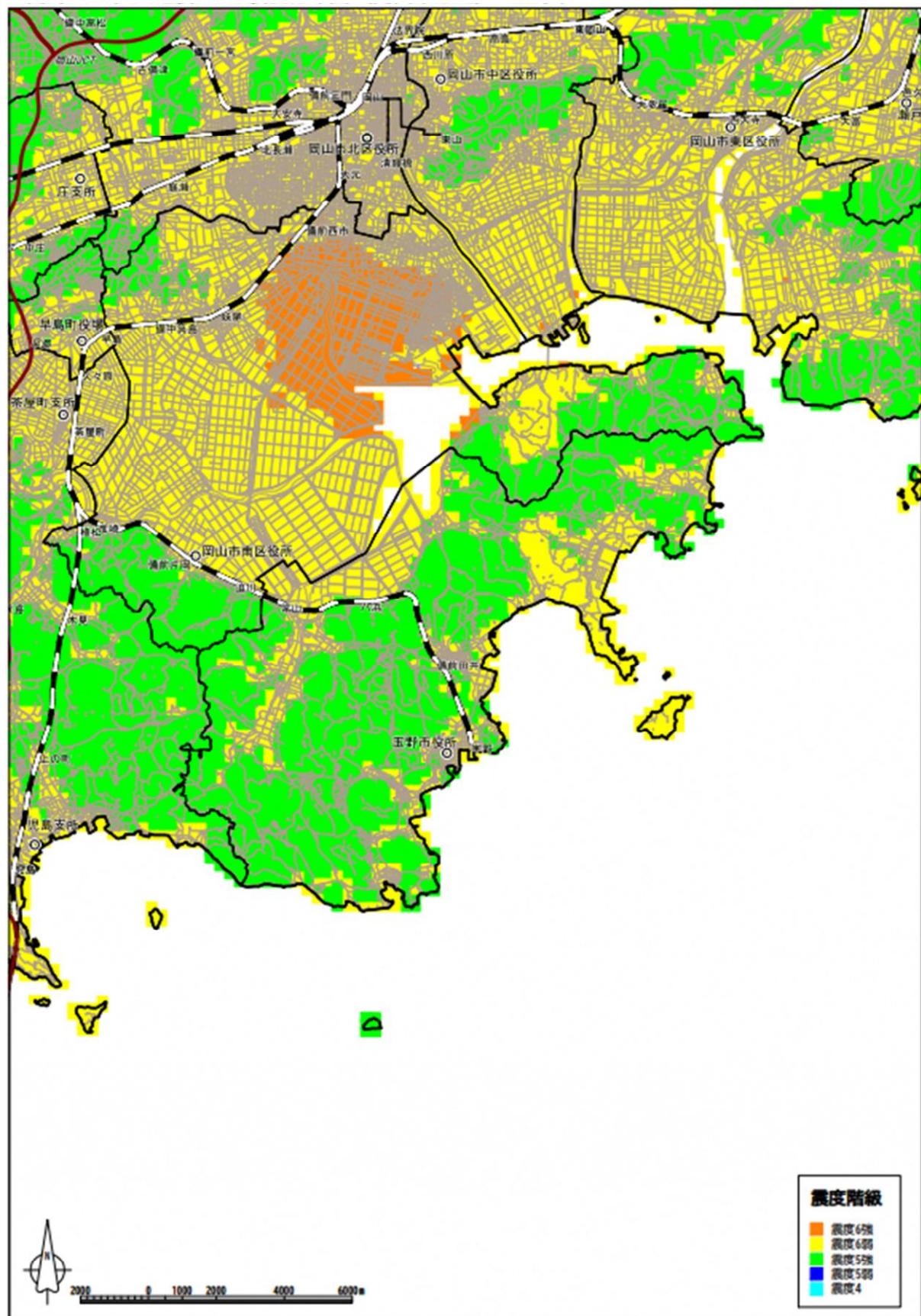
1-2-3 玉野市の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、岡山県独自に収集した地質データや岡山県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は 250m メッシュ（格子）単位で行っている。

岡山県が推計した、玉野市の震度分布図を示す。

<南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】 玉野市>



岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第706号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

(1) 地震による被害

南海トラフ巨大地震による市内の震度分布では、最大震度は6弱と想定されている。

市では、過去数十年間、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向かっている。今後も、建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

(2) 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

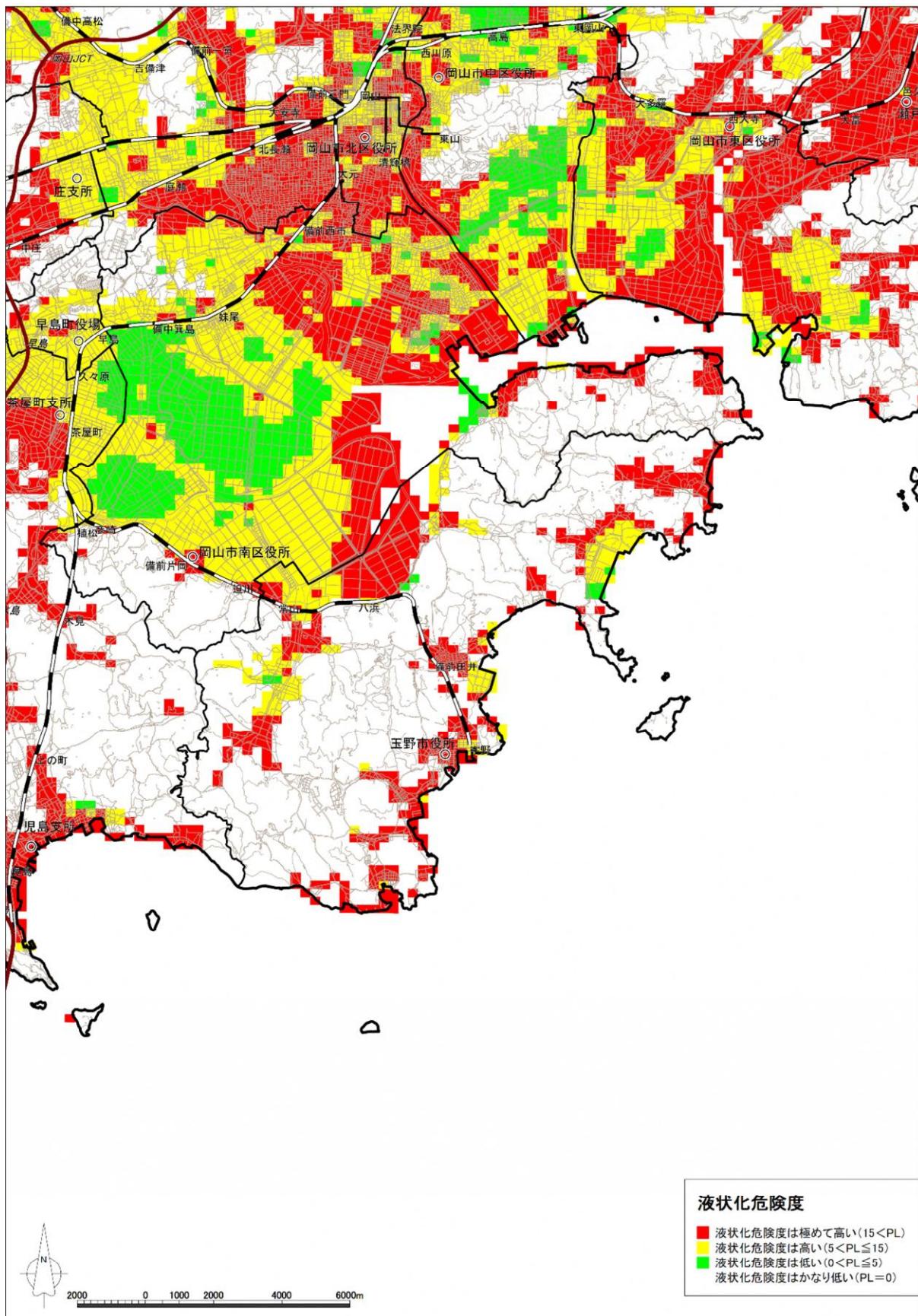
1-2-4 玉野市の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、PL値を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。

岡山県が推計した、玉野市における液状化の危険度分布図を示す。

<南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 玉野市>



岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第706号）
また、国土交通省の国土数値情報（鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ）を使用した。

(1) 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのようにみえるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

(2) 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に关心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。

脱 水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。

固 結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。

地 中 壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。

杭 打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

1-2-5 岡山県の津波浸水想定図

(1) 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）

今回、岡山県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により岡山県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」により、次のとおり設定されている。

※最大クラスの津波の設定について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、各海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行っている。

1) 堤防等の条件設定

- ・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- ・設定潮位は、平成19年～平成23年までの過去5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出している。

2) 推計結果

① 津波高

場所	最大津波高 (m)
渋川四丁目付近	2.8

(注) 1 津波高 = 設定潮位（朔望平均満潮位）+ 津波の高さ

2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。

3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

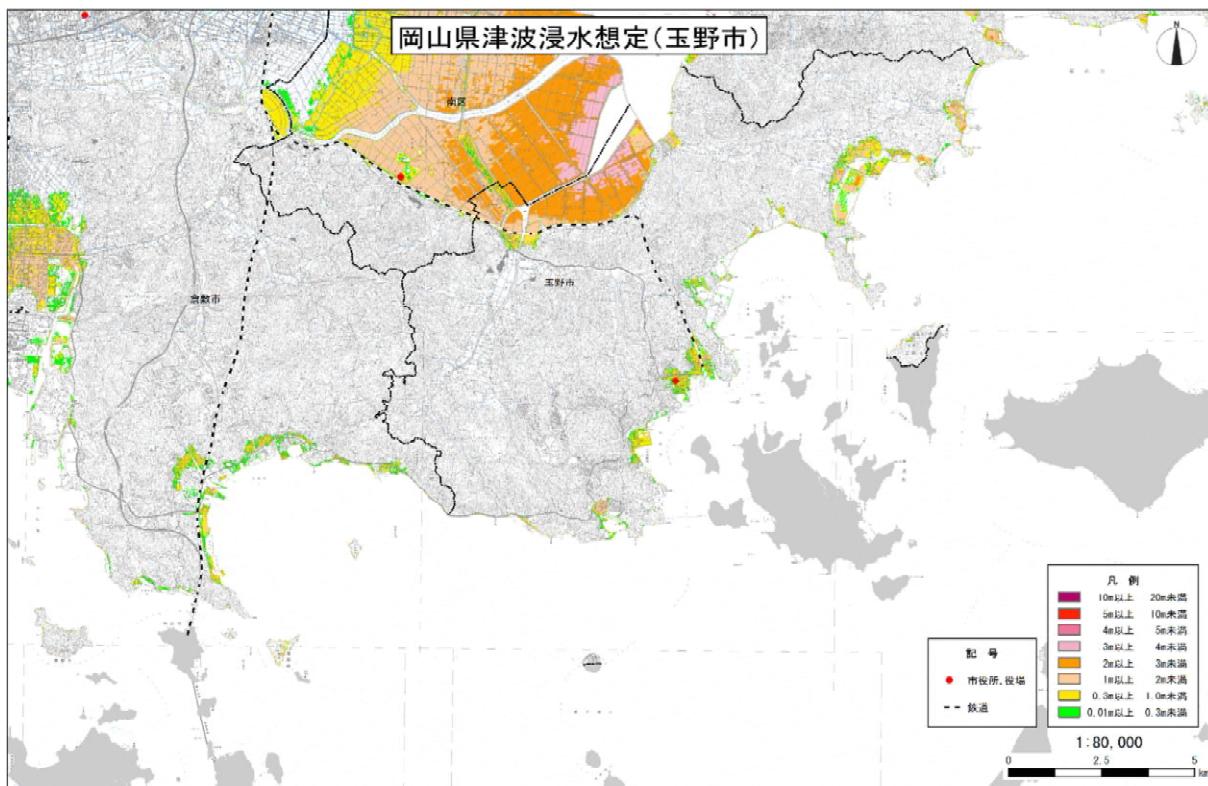
② 浸水面積

(単位: ha)

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
浸水面積	1,080	960	690	430	*	—

※ 「—」：浸水なし、「*」：10ヘクタール未満

3) 全堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン1）玉野市



「この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）及び数値地図 25000（行政界・海岸線）を使用した。

（承認番号 平24情史 第626号）」

岡山県危機管理課：作成 平成25年3月

<留意事項>

- ・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。
- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- ・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。
- ・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- ・今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

(2) 地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2）

(注) 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊）と同等の場合である。

1) 堤防等の条件設定

- ・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。
- ・設定潮位は、パターン1と同じ。

2) 推計結果

① 津波高

場所	最大津波高 (m)
田井六丁目付近	2.9

(注) 1 津波高 = 設定潮位（朔望平均満潮位）+ 津波の高さ

- 2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。
- 3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

津波高が、パターン1よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。

また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン1では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。

② 浸水面積

(単位：ha)

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
浸水面積	230	140	30	*	*	—

※ 「—」：浸水なし、「*」：10ヘクタール未満

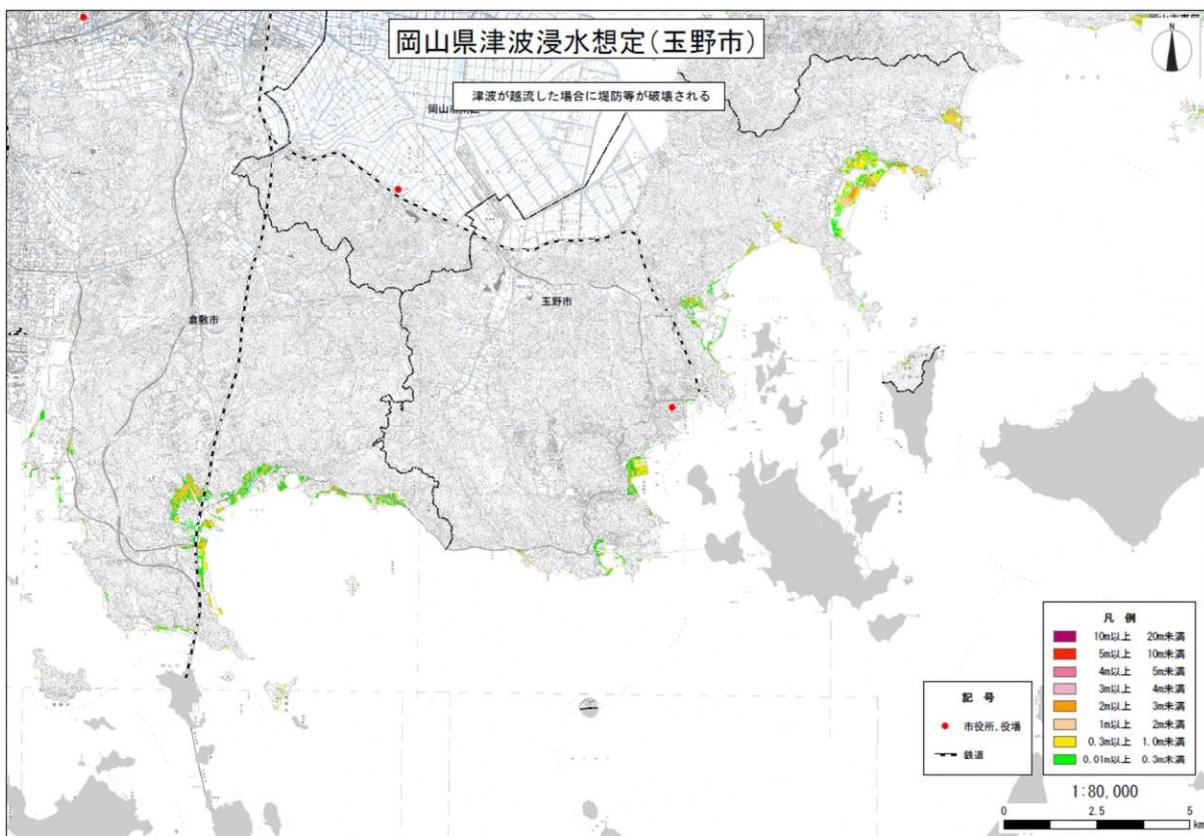
③ 津波による海面変動影響開始時間

地点名	影響開始時間 (分)
山田港	138

※ 海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から+20cmの水位変動が生じる時点をいう。

※ 時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

3) 津波越流後堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン2）玉野市



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び数値地図25000（行政界・海岸線）を使用した。

（承認番号平24情使、第626号）」

岡山県危機管理課：作成 平成25年6月

<留意事項>

- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではない。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

1-2-6 玉野市の人的、物的被害想定結果

1) 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時、全棟数：26,060棟）

(単位：棟)

項目	全壊数	大規模半壊数	半壊数
揺れによる被害	125	—	1,754
液状化による被害	49	581	1,049
津波による被害	419	—	3,933
急傾斜地崩壊による被害	27	—	51
地震火災による被害	4	—	—
合計（棟）	624	581	6,787

2) 人的被害（被害が最大となるもの：①冬・深夜、人口：64,588人）

(単位：人)

項目	死者数	負傷者数	重傷者数
建物倒壊による被害	8	316	12
津波による被害	15	0	0
急傾斜地崩壊による被害	2	3	2
地震火災による被害	0	0	0
屋外落下物等による被害	0	0	0
合計（人）	25	319	14

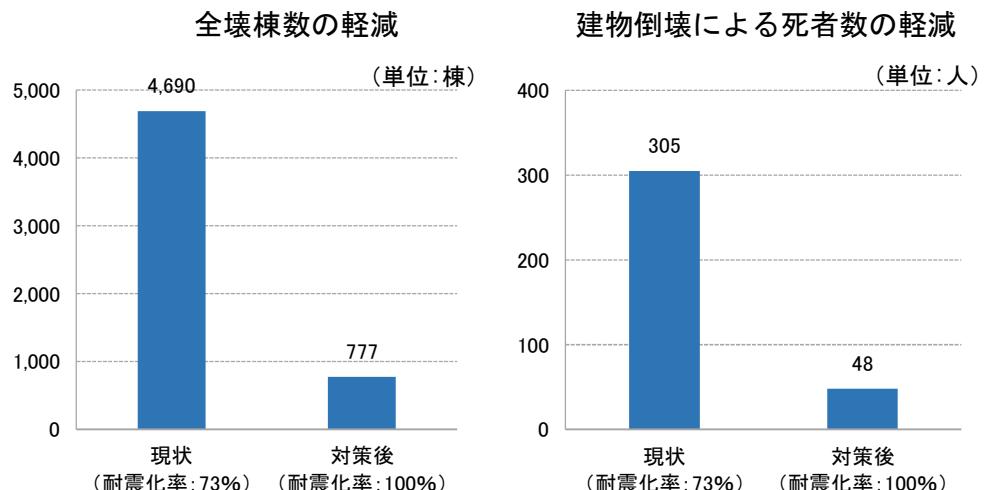
1-2-7 減災効果

(1) 建物の耐震化の促進

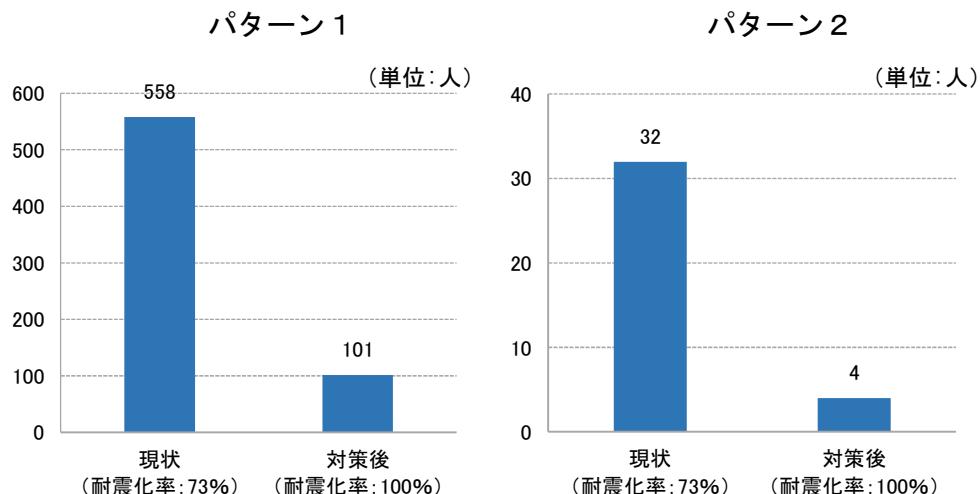
岡山県内の住宅の耐震化率は平成22年度末で約73%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上（約4,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上（約260人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないよう耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

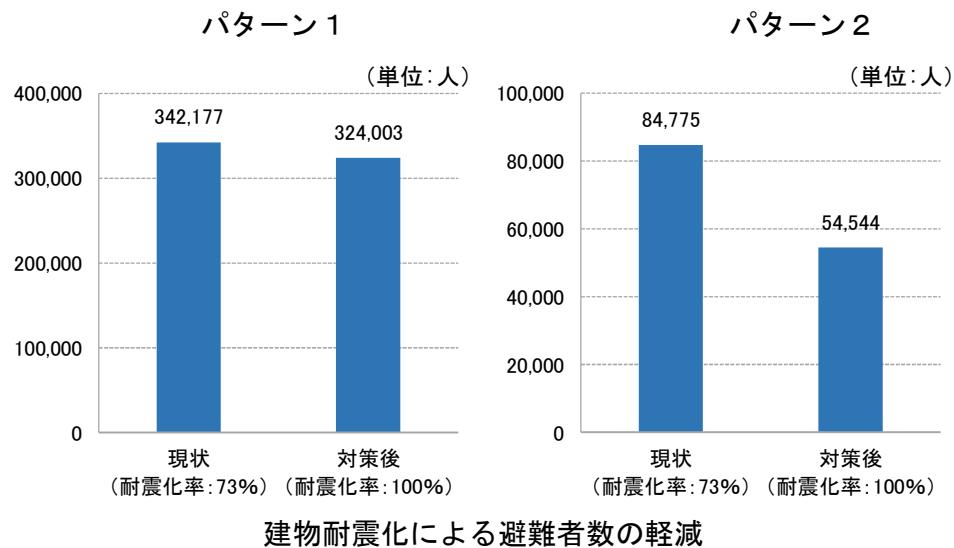
加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。



建物耐震化による全壊棟数・死者数の軽減



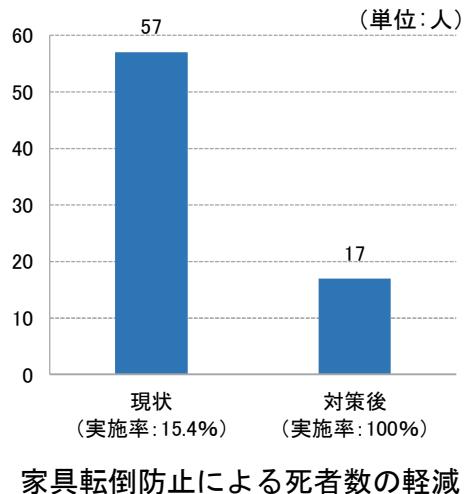
建物耐震化による自力脱出困難のための津波死者数の軽減



(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

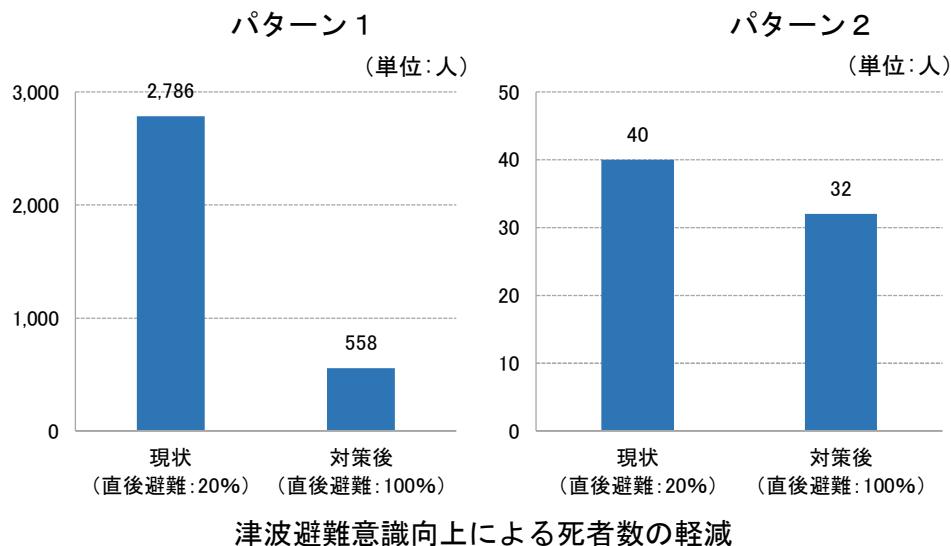
岡山県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を100%にすることで、死傷者数は約30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



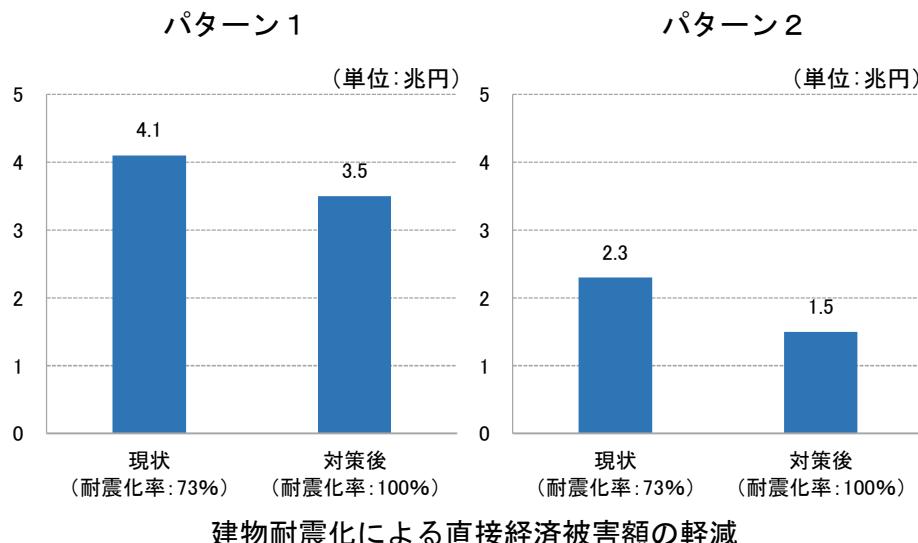
(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した 20% の人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン 1 では死者数は約 5 分の 1 に減少する。



(4) 直接被害額の軽減

建物耐震化を 100% とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



1-2-8 被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

- 1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- 2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- 3 初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。

平常時から自らができる事を確実に行い（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

1-3 本市に被害をもたらした主な台風等

本市に被害をもたらした平成以降の主な台風等は下表のとおりである。

平成16年には4つの台風による被害が発生した。台風第16号と台風第23号では多大な被害が発生しており、特に台風第23号では土砂災害により尊い人命が奪われた。また、高潮による大規模な浸水被害も発生した。

年	月日	台風号数等	被害状況	備考
平成2年	9月15日～20日	台風第19号	床上浸水30戸 床下浸水271戸	降雨量累計362mm 最大1時間降水量17mm 最大風速11m/s
平成3年	9月26日～28日	台風第19号	床上浸水50戸 床下浸水9戸 渋川海岸で大規模な浜砂流出	降雨量累計6mm 最大1時間降水量3mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）195cm
平成4年	8月7日～9日	台風第10号	床下浸水11戸	降雨量累計20mm 最大1時間降水量8mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）187cm
平成5年	9月2日～4日	台風第13号	床下浸水15戸	降雨量累計47mm 最大1時間降水量21mm 最大風速19m/s
平成8年	8月13日～15日	台風第12号	床下浸水31戸	降雨量累計69mm 最大1時間降水量37mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）186cm
平成9年	9月14日～17日	台風第19号	床下浸水42戸	降雨量累計32mm 最大1時間降水量10mm 最大風速15m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）193cm
平成10年	10月16日～18日	台風第10号	床下浸水1戸	降雨量累計68mm 最大1時間降水量12mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）166cm
平成16年	8月27日～31日	台風第16号	床上浸水1,254戸 床下浸水958戸 大規模な高潮被害	降雨量累計35mm 最大1時間降水量18mm 最大風速17m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）256cm
	9月6日～7日	台風第18号	床下浸水320戸	降雨量累計5mm 最大1時間降水量4mm 最大風速14m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）206cm
	9月28日～30日	台風第21号	全壊1戸 床上浸水37戸 床下浸水264戸	降雨量累計149mm 最大1時間降水量48mm 最大風速11m/s

年	月日	台風号数等	被害状況	備考
	10月18日～20日	台風第23号	死者5名、けが人3名 全壊13戸、半壊15戸 床上浸水115戸 床下浸水516戸	降雨量累計245mm 最大1時間降水量28mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）179cm
平成23年	9月1日～4日	台風第12号	床上浸水341戸 床下浸水456戸 児島湖内水氾濫	降雨量累計136.5mm 最大1時間降水量24.5mm 最大風速14.7m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）189cm
平成29年	9月16日～18日	台風第18号	床上浸水40戸 床下浸水87戸	降雨量累計157.5mm 最大1時間降水量35.5mm 最大風速12m/s 宇野港潮位 TP上（海拔）187cm
平成30年	7月5日～8日	平成30年 7月豪雨	全壊2戸、半壊2戸 一部損壊11戸 床下浸水18戸	降雨量累計326mm (7/5～7/7) 最大1時間降水量28mm (7/5～7/7)

1-4 過去に発生した主な火災

本市で発生している主な火災は下表のとおりである。

平成10年以前では林野火災の発生件数が多く、平成10年以降では林野火災は発生していないかったが、平成23年に大規模な林野火災が発生した。

(建物火災1,000m²以上、林野火災50ha以上)

出火年月日	出火場所	火災種別	焼失面積	損害額(千円)
昭和31年 2月 1日	玉(玉野高校 玉校舎)	建物	4,635m ²	44,037
昭和32年 6月 5日	築港(中国飼料合資会社)	〃	2,020m ²	43,135
昭和38年 1月27日	宇野(関西石綿コルク工業所)	〃	2,159m ²	31,249
昭和38年 3月 8日	永井柵原	林野	180.05ha	3,600
昭和42年 4月13日	玉 三井造船(株)玉野造船所	船舶	—	110,000
昭和43年 6月12日	長尾白萱3034	林野	314.98ha	9,418
昭和49年 2月 3日	田井4464	〃	408.30ha	128,840
昭和50年 3月30日	上山坂1394	〃	80.00ha	2,453
昭和52年 8月14日	玉原2丁目1063-1	〃	71.60ha	3,426
昭和53年 4月 9日	永井2158-1	〃	212.10ha	40,000
平成 3年 2月28日	宇野2丁目32-16 (株)宮本木工所	建物	1,068m ²	70,115
平成 4年 6月28日	北七区 備南農協倉庫	〃	1,136m ²	59,239
平成 6年 8月11日	渋川4丁目1354-1	林野	258.00ha	198,899
平成 7年 8月27日	日比7丁目47-1	林野	231.00ha	89,597
平成16年10月15日	玉原(角田建設)	建物	1,616m ²	44,618
平成19年11月16日	玉(三井造船)	船舶	—	35,440
平成23年 8月 9日	石島	林野	230.0ha (玉野市分 50.4ha)	玉野市分 5,250
令和 7年 3月23日	岡山市南区飽浦地内	林野	486.0ha (玉野市分 14ha)	岡山市分 未確定 (玉野市分 20,502)

※令和7年3月23日発生の岡山市林野火災は、玉野市の焼失面積が50ha以下であるが、社会的影響が大きかったため掲載する。

1-5 岡山県において震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年月日	震 度	被 害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
明治38年 (1905年) 6月 2日	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明治42年 (1909年) 8月14日	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明治42年 (1909年) 11月10日	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭和2年 (1927年) 3月 7日	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜 落20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和5年 (1930年) 12月21日	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和9年 (1934年) 1月 9日	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
※ 昭和13年 (1938年) 1月 2日	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池 堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和18年 (1943年) 9月10日	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、 がけ崩れ、地割れ、落石等あり（被 害については、どちらの地震による か判別できない）	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和18年 (1943年) 9月10日	岡山 4 津山 2	北東部県境付近で小規模な山崩れ、 がけ崩れ、地割れ、落石等あり（被 害については、どちらの地震による か判別できない）	鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭和21年 (1946年) 12月21日	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下 流域の新生地の被害が甚大であった 死者52人、負傷者157人 建物全壊1,200戸、半壊2,346戸 その他堤防、道路の損壊多し 玉島、笠岡管内の電気・通信線がほ とんど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭和27年 (1952年) 7月18日	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
昭和43年 (1968年) 8月 6日	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6

発生年月日	震度	被害	震央地名(地震名)	規模(M)
平成7年 (1995年) 1月17日	岡山 4 津山 4	負傷者1人	大阪湾 【平成7年(1995年) 兵庫県南部地震】	7.3
平成12年 (2000年) 10月 6日	新見・哲 多・大佐・ 落合・美甘 5強 玉野ほか18 市町村 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、半壊31棟、一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し 玉野市は、住宅一部破損3棟、水道管破裂6件等	鳥取県西部 【平成12年(2000年) 鳥取県西部地震】	7.3
平成13年 (2001年) 3月24日	玉野ほか25 市町村 4	軽傷1人 住家一部破損18棟 玉野市は、屋根瓦落下等	安芸灘 【平成13年(2001年芸 予地震)】	6.7
平成14年 (2002年) 9月16日	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平成18年 (2006年) 6月12日	岡山 4 倉敷 4 玉野 4 浅口 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成19年 (2007年) 4月26日	玉野 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成25年 (2013年) 4月13日	5市町 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
平成26年 (2014年) 3月14日	玉野ほか15 市町 4	重傷1人、軽傷4人 玉野市は軽傷者1人	伊予灘	6.2
平成28年 (2016年) 10月21日	鏡野、真庭 5強 玉野ほか11 市町村 4	重傷1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			
(2018年) 平成30年 4月9日	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

[表の説明]

※印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995年(平成7年)までは気象官署の震度である。

【】は気象庁が名称を定めた地震である。

第2節 災害予防計画

2-1 水害対応訓練の実施内容

- 1) タイムラインの作成訓練
- 2) 防災配備体制の段階的強化訓練
- 3) 情報の収集・伝達訓練
- 4) 災害対策本部会議訓練
- 5) 避難指示等の発令・伝達訓練
- 6) 避難及び避難所運営訓練

2-2 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施内容

- 1) 季節や時間帯等のさまざまな条件を考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- 3) 防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせてより高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。
 - ① 動員訓練及び本部運営訓練
 - ② 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 4) 災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等の参加による防災訓練の実施を推進する。
- 5) 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は、下記のとおりとする。
 - ① 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
 - ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの状況を踏まえた実践的な訓練とする。

2-3 各種基礎防災訓練

(1) 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。また、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

1) 実施事項

- ① 観測
- ② 通報
- ③ 作業工法
- ④ 輸送
- ⑤ 橋門・陸閘等の開閉操作
- ⑥ 避難

2) 実施時期

- ① 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- ② その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

(2) 消防訓練

市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

(3) 避難・救助訓練

市その他防災関係機関、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

さらに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域急傾斜地崩壊危険地区等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を、必要に応じ、実施する。

(7) 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

(8) 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(9) 鉄道事故災害訓練

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(10) 避難所開設・運営訓練

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2-4 防災知識の普及内容

(1) 住民への普及内容

- 1) 住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- 2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 3) 自動車へのこまめな満タン給油
- 4) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策
- 5) 指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 6) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 7) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 8) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- 9) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
- 10) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 12) 地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険

(2) 事業所への普及内容

- 1) 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること
- 2) 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること
- 3) 災害時の行動マニュアルを作成すること
- 4) 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること

(3) 不特定多数が利用する施設への普及内容

- 1) それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること
- 2) 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること
- 3) 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること

2-5 避難行動に関する周知事項

- 1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性
- 2) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- 3) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること
- 4) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること
- 5) 特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること
- 6) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうこと
- 7) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと
- 8) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと

2-6 防災マップ・マニュアル等作成等における留意事項

- 1) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。
- 2) その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- 3) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。
- 4) 中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 5) 土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- 6) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- 7) 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

- 8) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- 9) 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

2-7 防災週間等の予防運動実施時期

- 1) 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- 2) 防災とボランティアの日（1月17日）
- 3) 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- 4) 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- 5) 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- 6) 水防月間（5月1日～31日）
- 7) 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- 8) がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- 9) 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- 10) 危険物安全週間（6月第2週）
- 11) 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- 12) 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- 13) 道路防災週間（8月25日～31日）
- 14) 防災週間（8月30日～9月5日）
- 15) 防災の日（9月1日）
- 16) 救急の日（9月9日）
- 17) 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- 18) 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- 19) 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- 20) 津波防災の日（11月5日）
- 21) 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）

2-8 防災上必要な教育の内容

(1) 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに、安全教育に関わる授業等において、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

2-9 防災上必要な計画及び訓練の内容

(1) 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

2-10 自主防災組織における防災活動

(1) 平常時の活動

- 1) 防災知識の普及
- 2) 防災訓練の実施
- 3) 火気使用設備器具等の点検
- 4) 防災用資機材等の整備
- 5) 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- 1) 災害情報の収集及び伝達
- 2) 初期消火等の実施
- 3) 救助・救急の実施及び協力
- 4) 避難誘導の実施
- 5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- 6) 要配慮者の支援
- 7) 避難所運営

2-1-1 防災連絡協議会（仮称）における協議事項の概要

- 1) 地区防災計画の立案に関すること。
- 2) 人命救助救出に関すること。
- 3) 被害情報の収集に関すること。
- 4) 住民への情報伝達に関すること。
- 5) 被災者の収容及び避難所の運営に関すること。
- 6) 応急救護所設置及び応急救護活動に関すること。
- 7) 食料、緊急救護物資等の輸送、保管及び配給に関すること。

2-1-2 ボランティアの種別

(1) 一般労力提供型ボランティア

- 1) 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- 2) 避難所の運営への協力
- 3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- 4) 清掃等の衛生管理
- 5) その他ボランティア自身の創意工夫による活動

(2) 専門技術型ボランティア

- 1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- 2) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- 3) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- 4) アマチュア無線技士
- 5) 通訳（外国語、手話）

2-1-3 持ち出し品・備蓄品の例

品目	持出	備蓄
非常持ち出し袋	○	
飲料水	○	○
非常食	○	○
防火頭巾・ヘルメット	○	
厚手の手袋、毛布	○	
缶切り、ライター・マッチ、ナイフ	○	
携帯用トイレ	○	
懐中電灯	○	
携帯ラジオ	○	
予備の乾電池	○	○
現金（硬貨も）	○	○
救急用品セット	○	
医薬品・常備薬	○	○
貴重品（身分証、通帳、証書など）	○	

2-1-4 避難行動要支援者について把握する内容

- 1) 居住地、自宅の電話番号
- 2) 家族構成
- 3) 保健福祉サービスの提供状況
- 4) 外国語による情報提供の必要性
- 5) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

- 6) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法
(迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。)

2-1-5 避難行動要支援者名簿作成時の留意事項

(1) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防、警察、民生児童委員協議会、消防団、地域の自主防災組織、町内会・自治会、社会福祉協議会等の関係機関及び市の関係部局に所属する者とする。

(2) 名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者として該当するか否かについては、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的にみて判断を行う。

- 1) 避難能力の有無については、主に次の点から判断を行う。
 - ① 避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力
 - ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
- 2) 避難支援の必要性については、主に次の点に着目して判断を行う。
 - ① 同居親族等の有無
 - ② 社会福祉施設等への入所の有無
 - ③ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況
 - ④ 災害関連情報の発信方法
- 3) 上記1) 及び2) を踏まえた上で、市では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者として扱う。
 - ① 要介護認定3～5を受けている者
 - ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - ⑤ 県、市の生活支援を受けている難病患者
 - ⑥ 上記以外で自主防災会・自治会等が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

下記の個人情報について、市内部の関係部局より集約する。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先

- 6) 避難支援等を必要とする事由
- 7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 8) 避難行動要支援者名簿の作成の際は、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に集約するよう努める。
- 9) 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、市長は県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の異動等を把握し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置

情報セキュリティ対策など必要な措置を講じ、名簿情報の適正に管理を行うこと。

名簿情報の提供を受けた者もしくは名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者及びこれらにあった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難指示等を適時適切に発令すること。

災害発生時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合せ、多様な情報伝達手段を確保すること。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域においては、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めておくこと。

また、市等は避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮を行うこと。

2-1-6 福祉避難所における要配慮者対策

- 1) 福祉避難所の施設整備の例
 - ① 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
 - ② 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
 - ③ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- 2) 福祉避難所の物資・器材の確保の例
 - ① 介護用品、衛生用品
 - ② 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
 - ③ 医薬品、薬剤
 - ④ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテイション、小型発電機
 - ⑤ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

2-17 避難支援計画において定める事項

- 1) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- 2) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- 3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- 4) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- 5) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- 6) 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- 7) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- 8) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

2-18 廃棄物処理体制の整備に関する事項

(1) 仮設トイレ等し尿処理

指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

(2) 避難所ごみ等

指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

(3) 災害廃棄物

- 1) 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。あらかじめ市防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

- 2) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

- 3) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

- 4) 仮置場、仮設焼却炉

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

5) 損壊家屋の解体・撤去

道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6) 最終処分

必要に応じ、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

7) 広域的な処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

8) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

2-19 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。

このため、市及び県は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、県が策定した津波の浸水予測図及び被害想定をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

（1）津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。

（2）津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など。

（3）津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど。

(4) 家庭内での備蓄等

- 1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 2) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難所での行動
- 3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること
- 4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 5) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの決めなど
- 6) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動
- 7) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 8) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(5) 津波フラッグ

国は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

2-2-0 指定避難所設置マニュアルの策定事項

- 1) 避難所の開設・管理責任者、体制
- 2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- 3) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- 4) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- 5) その他開設責任者の業務

2-2-1 避難所運営マニュアルにおいて定める事項

- 1) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- 2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- 3) 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- 4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- 5) その他避難所生活に必要な事項
- 6) 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携
避難者の生活と授業環境の確保のための対策
避難所の統合・廃止の基準・手続等

2-2-2 総合防災訓練の実施内容

(1) 訓練参加機関

- 1) 市、県、警察、消防機関、自衛隊
- 2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- 3) 医療、看護等の関係団体
- 4) 町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

(2) 訓練項目

- 1) 防災意識の高揚
- 2) 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- 3) 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- 4) 防災関係機関による応急対策訓練
- 5) 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- 6) ライフライン等の確保訓練
- 7) 指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- 8) 災害対策本部訓練
- 9) 広域応援要請訓練

(3) 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

2-2-3 地震対応訓練の実施内容

- 1) 災害対策本部の設置訓練
- 2) 情報の収集伝達訓練
- 3) 人命救助等応急対応訓練
- 4) 受援及び市町村支援訓練
- 5) 消防応援活動調整訓練
- 6) 航空運用調整訓練
- 7) 災害保健医療調整訓練
- 8) 災害対策本部会議訓練

2-2-4 広域的防災訓練の実施内容

- 1) 支援要請訓練
- 2) 情報連絡訓練
- 3) 応援隊等の応援・受援訓練
- 4) 広域支援本部設置・運営訓練
- 5) 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

2-25 応急給水マニュアルに記載する事項

- 1) 実施事項
- 2) 臨時給水所設置場所の事前指定
- 3) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
- 4) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
- 5) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
- 6) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
- 7) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

2-26 市が策定する備蓄、調達計画に記載する内容

- 1) 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- 2) 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- 3) 特定物資の調達体制
- 4) 緊急物資の集積場所
- 5) 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- 6) 住民、事業所等に対する生活必需品の啓発

2-27 県が策定する調達計画に記載する内容

- 1) 県が確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
- 2) 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
- 3) 食糧、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
- 4) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- 5) 調達体制
- 6) 緊急物資の集積場所
- 7) 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
- 8) 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

2-28 関係施設、設備の整備

1) 港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。

また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

2) 漁港施設

県は、漁獲物の陸揚時に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、県下一円に多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

3) その他船舶の収容施設

県は、ヨット、モーターべート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設け収容し、海難事故等を防止する。

4) 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

5) 航路標識の整備

航路標識事務所は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

2-29 安全運航の確保

- 1) 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。
- 2) 海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。
- 3) 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- 4) 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

2-30 林野火災の警防訓練の内容

- 1) 現場指揮本部の運用訓練
- 2) 防御図面による防火線、防御線の設定訓練
- 3) 水利選定、遠距離中継送水訓練
- 4) 空中消火準備訓練
- 5) 食料、燃料及び資機材補給訓練
- 6) 他都市応援要請訓練
- 7) 主要山系別の防御図面を活用したシミュレーションの実施

第3節 災害応急対策計画

3-1 予報及び警報等の対象区域

1) 細分区域

(府県予報区)	(一次細分区域)	(二次細分区域)
岡山県	南 部	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町、倉敷市、総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市
	北 部	真庭市、新庄村、津山市、新見市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町、西栗倉村

2) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	表題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

3) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称	
岡山県	南部
	岡山地域
	倉敷地域
	井笠地域
	東備地域
	高梁地域
北部	津山地域
	美作市
	勝央町
	奈義町
	西栗倉村
	久米南町
	美咲町
	鏡野町
	新見市
	新庄村
	真庭市
	吉備中央町
	吉備東部町
	和気町
	赤磐市
	笠岡市
	浅口市
	里庄町
	矢掛町
	高梁市

3-2 岡山地方気象台が玉野市に発表する注意報の種類

種類	発表基準
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる規程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。

種類	発表基準
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

3-3 岡山地方気象台が玉野市に発表する警報の種類

種類	発表基準
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(注) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

別表1（3-2、3-3関係）

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 岡山地方気象台

玉野市	府県予報区	岡山県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	岡山地域	
警報	大雨	表面雨量指數基準	16
	(浸水害)	土壤雨量指數基準	111
	(土砂災害)	流域雨量指數基準	宇藤木川流域=4.5
	洪水	複合基準*1	宇藤木川流域= (7, 3.9)
		指定河川洪水予報による基準	-
	暴風	平均風速	陸上 20m/s
		平均風速	海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
		平均風速	海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.9m
	大雨	表面雨量指數基準	9
		土壤雨量指數基準	76
	洪水	流域雨量指數基準	宇藤木川流域=3.6
		複合基準*1	宇藤木川流域= (7, 2.8)
	強風	指定河川洪水予報による基準	-
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	1.6m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 12°C以上又はかなりの降雨*2	
	低温	最低気温 -3°C以下*3	
	霜	晩霜期に最低気温 2°C以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm 以上、山地 30cm 以上 気温：-1°C～-3°C	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

(別表1の解説)

- 1) 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- 3) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 4) 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。

- 5) 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- 7) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 8) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- 9) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- 10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

3-4 特別警報の発表基準

現象の種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

※指標については気象庁ホームページを参照

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

3-5 キクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等による情報

種類	概要
土砂キクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ● 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ● 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があると

種類	概要
	<p>される警戒レベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ● 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ● 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ● 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3-6 火災気象通報の基準

岡山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

（参考）

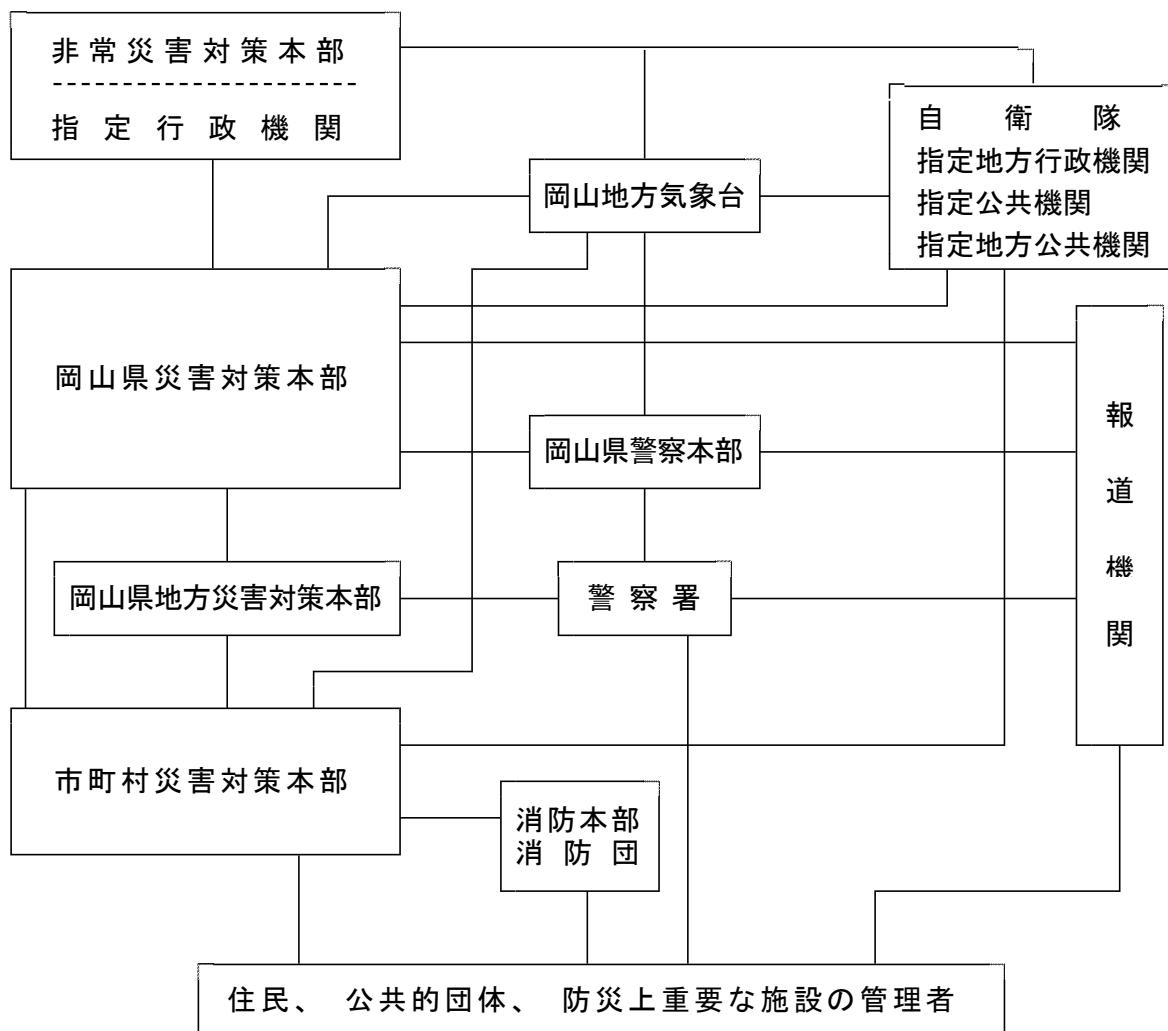
乾燥注意報	最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下
強風（平均風速）注意報	陸上 12m/s以上、海上 15m/s以上

（注） 実効湿度とは「木材（生木ではない例えば柱）の乾燥度」を表し、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表す。

3-7 津波警報等の分類ととるべき行動

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

3-8 災害情報相互連絡関連図



3-9 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、あらかじめNTT西日本株式会社岡山支店又は株式会社NTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受けた災害時優先電話により輻輳を避ける。

(1) 一般電話及び携帯電話

1) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本株式会社岡山支店又は株式会社NTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電報

前項1)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

1) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

3-10 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1) 非常通信

1) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの。
- ② 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- ④ 電波法第74条実施の指令その他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ⑧ 遭難者救護に関するもの。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ⑫ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

4) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

5) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】移動無線機：総務省中国総合通信局防災対策推進室

082-222-9711（災害専用電話）

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

082-222-3302

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	車両貸与：無償 運用経費：必要

3-1-1 消防庁の報告窓口

区分 回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49012
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

3-12 市町村行政機能チェックリスト

<別紙>

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>○○県○○課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名_____

災害名_____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

_____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

 はい いいえ③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

 はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

 はい いいえ

(職員の参集状況約 % (業務等実施予定職員約 名中約 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

 はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないよう
な損壊が生じているか はい いいえ

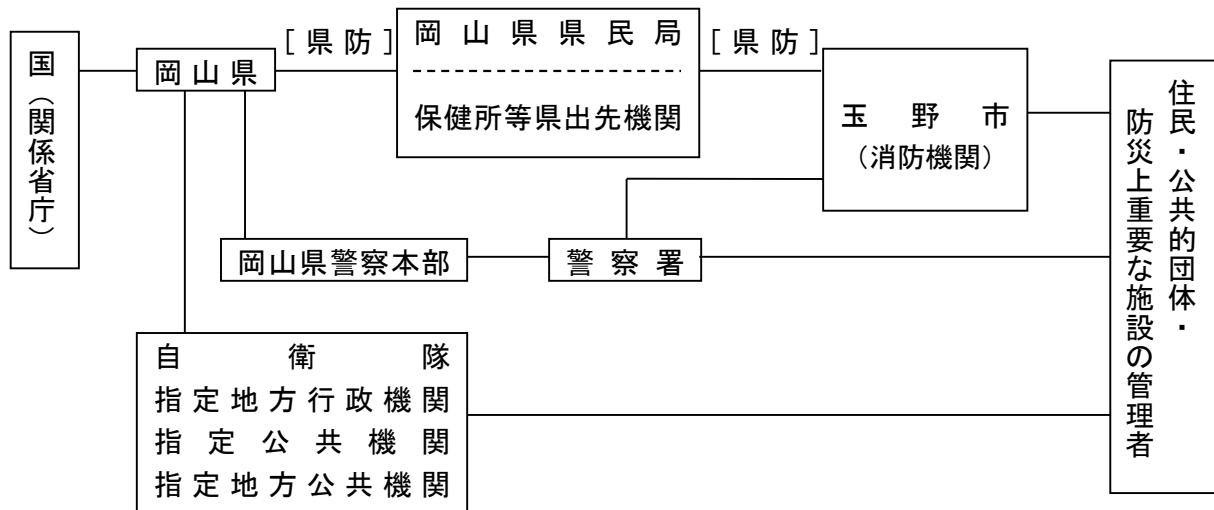
②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

 はい いいえ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など) はい いいえ

④特記事項

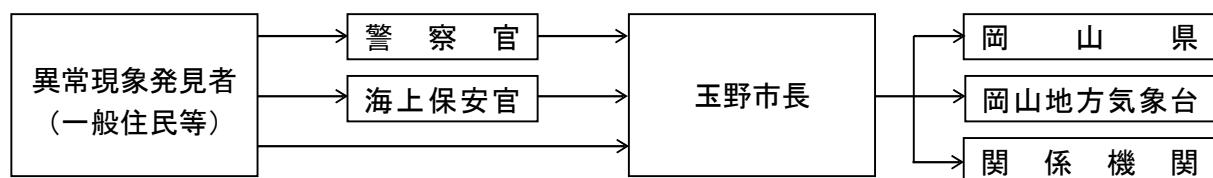
※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

3-1-3 一般的な情報の伝達系統



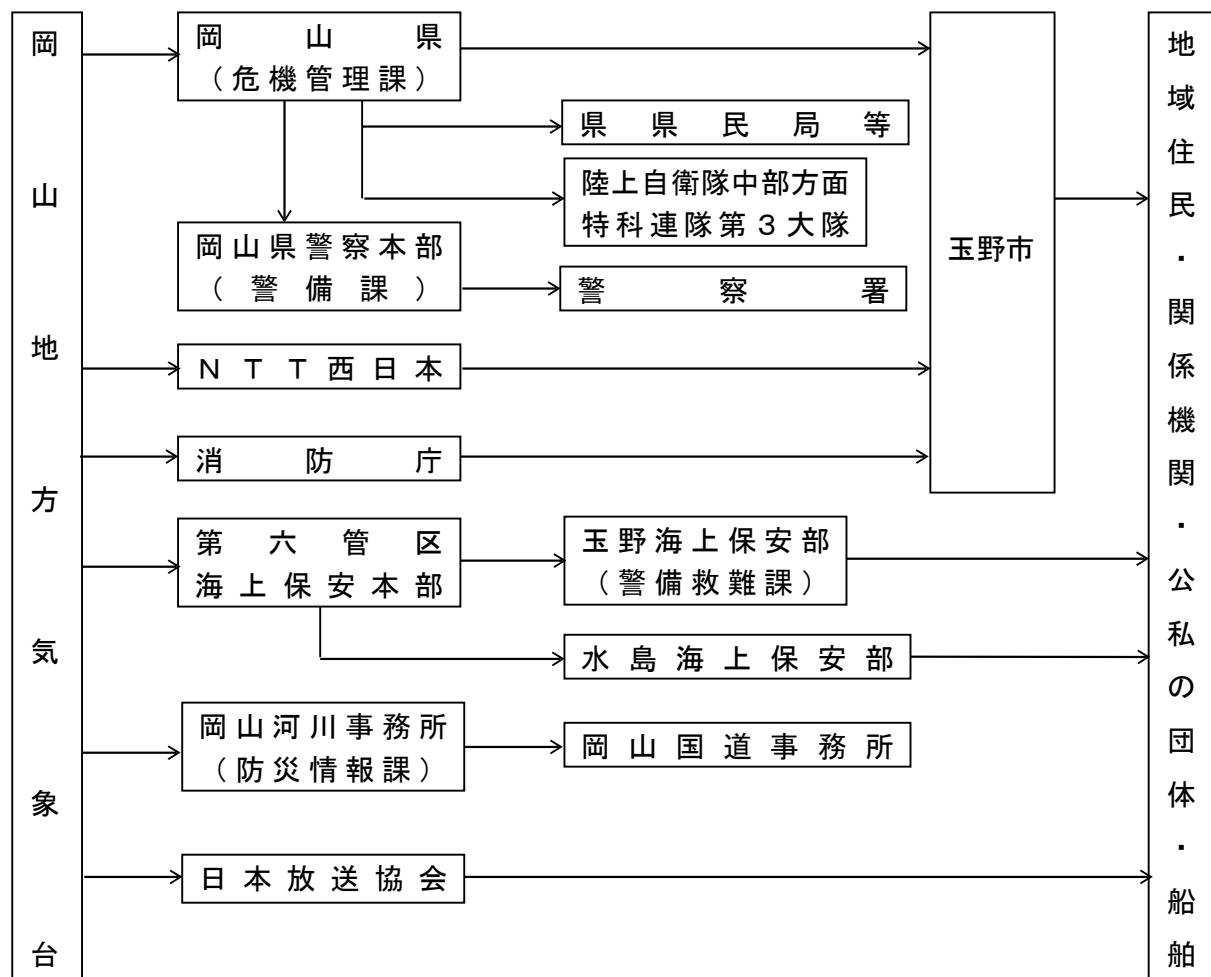
(注) : [県防] は岡山県防災情報ネットワークの略称

3-1-4 異常気象時の情報伝達系統



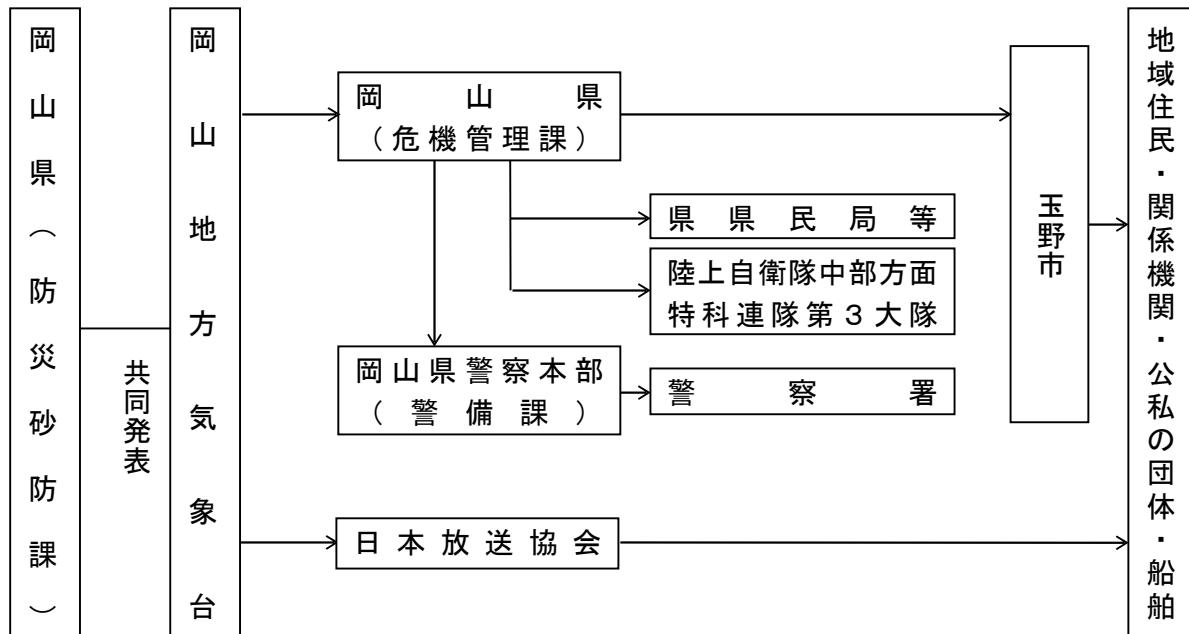
3-15 気象注意報・警報等の伝達系統

(1) 気象注意報・警報等の伝達系統



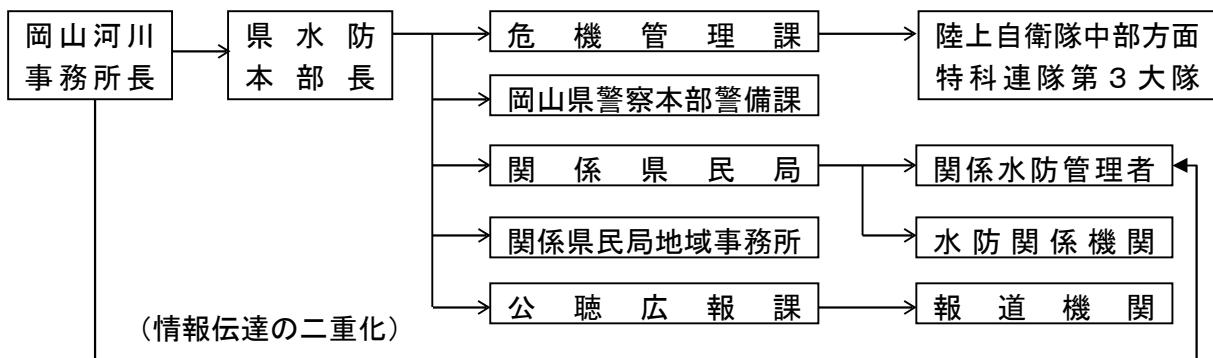
- (注) 1 県が市へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統

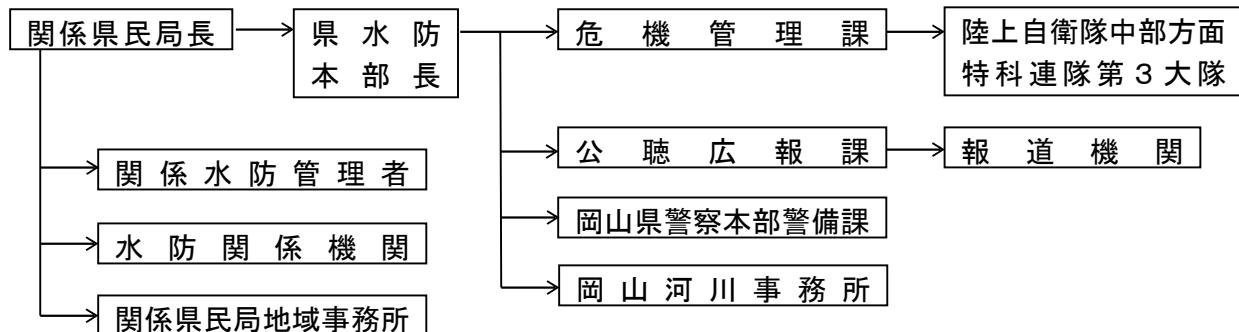


(3) 水防警報の伝達系統

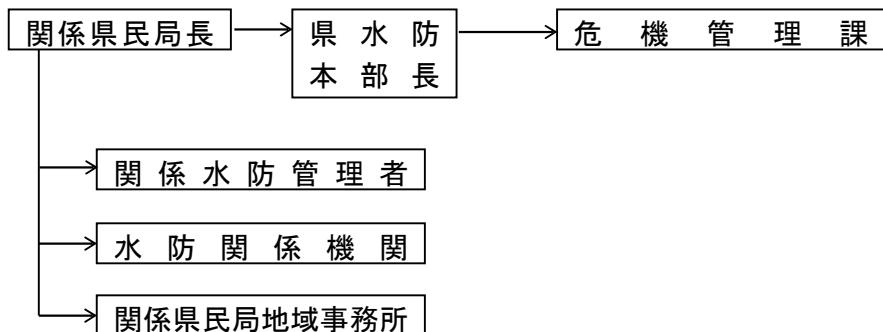
1) 国土交通大臣の発する水防警報



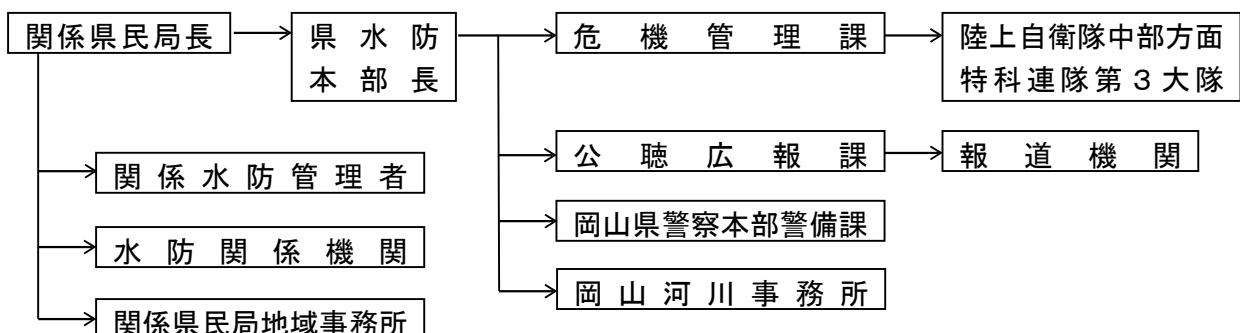
2) 知事の発する水防警報



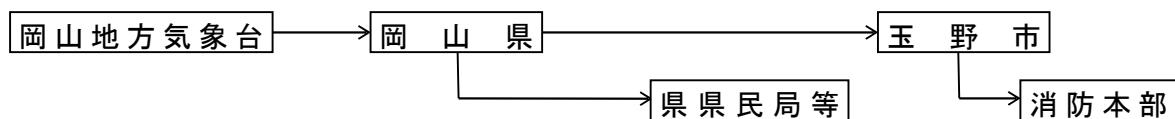
3) 知事の発する水位情報の通知及び周知（避難判断水位）



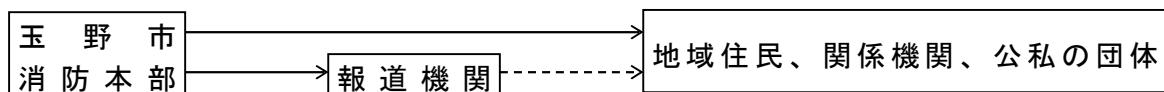
4) 知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位）



(4) 火災気象通報の伝達系統

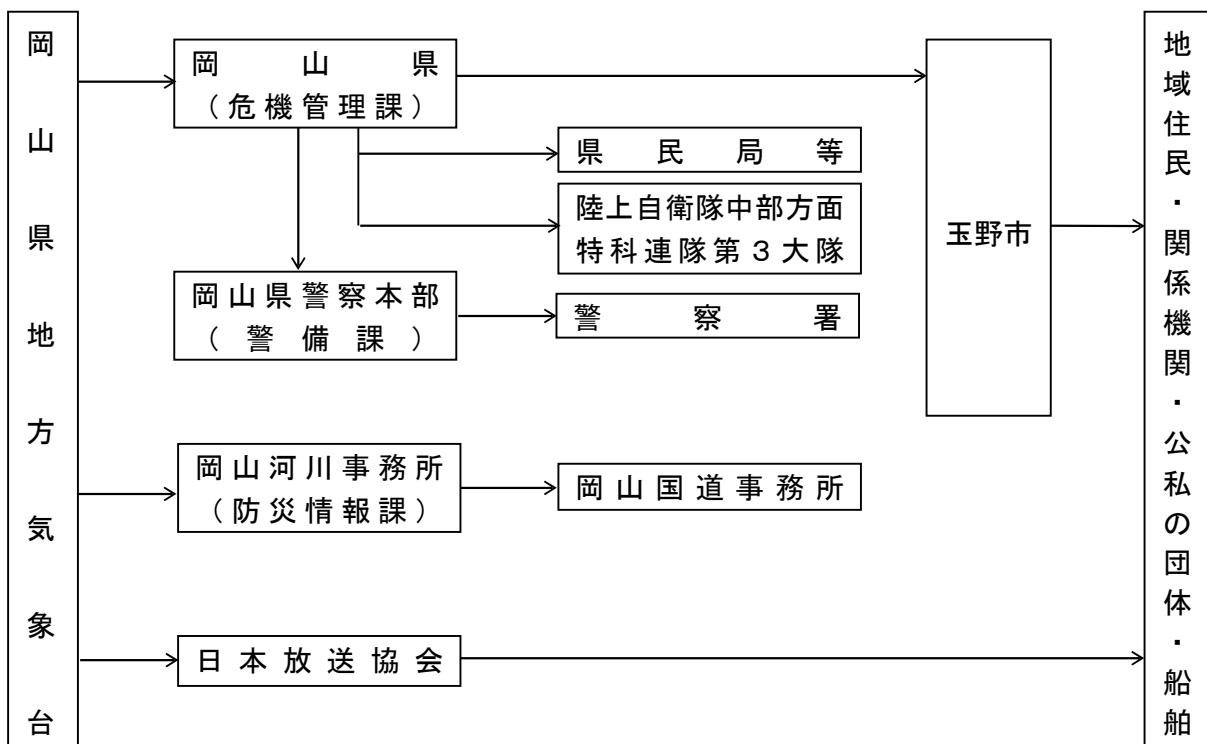


(5) 火災警報の伝達系統



(6) 地震情報の伝達系統

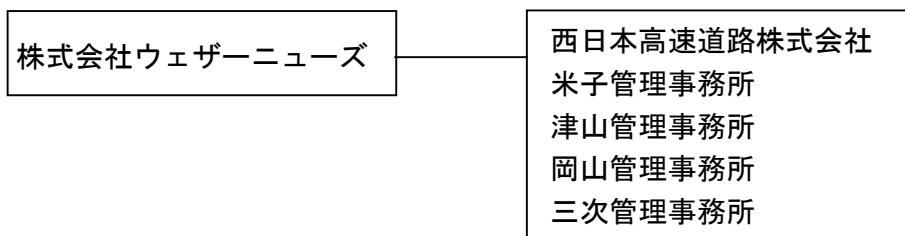
1) 岡山地方気象台からの伝達



(注) 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

2) その他の機関の伝達（参考）

- ① 西日本高速道路株式会社の伝達

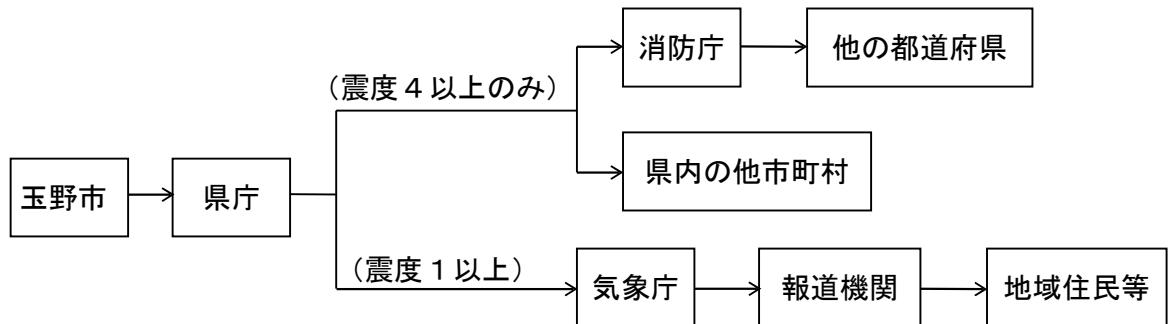


- ② 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達

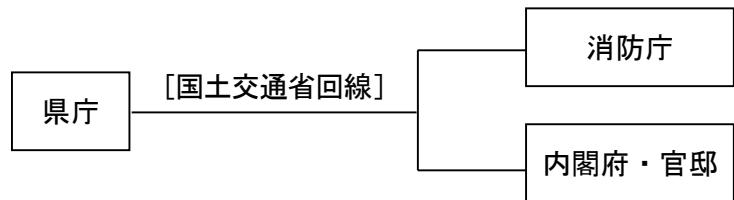


3) 国への地震情報の伝達

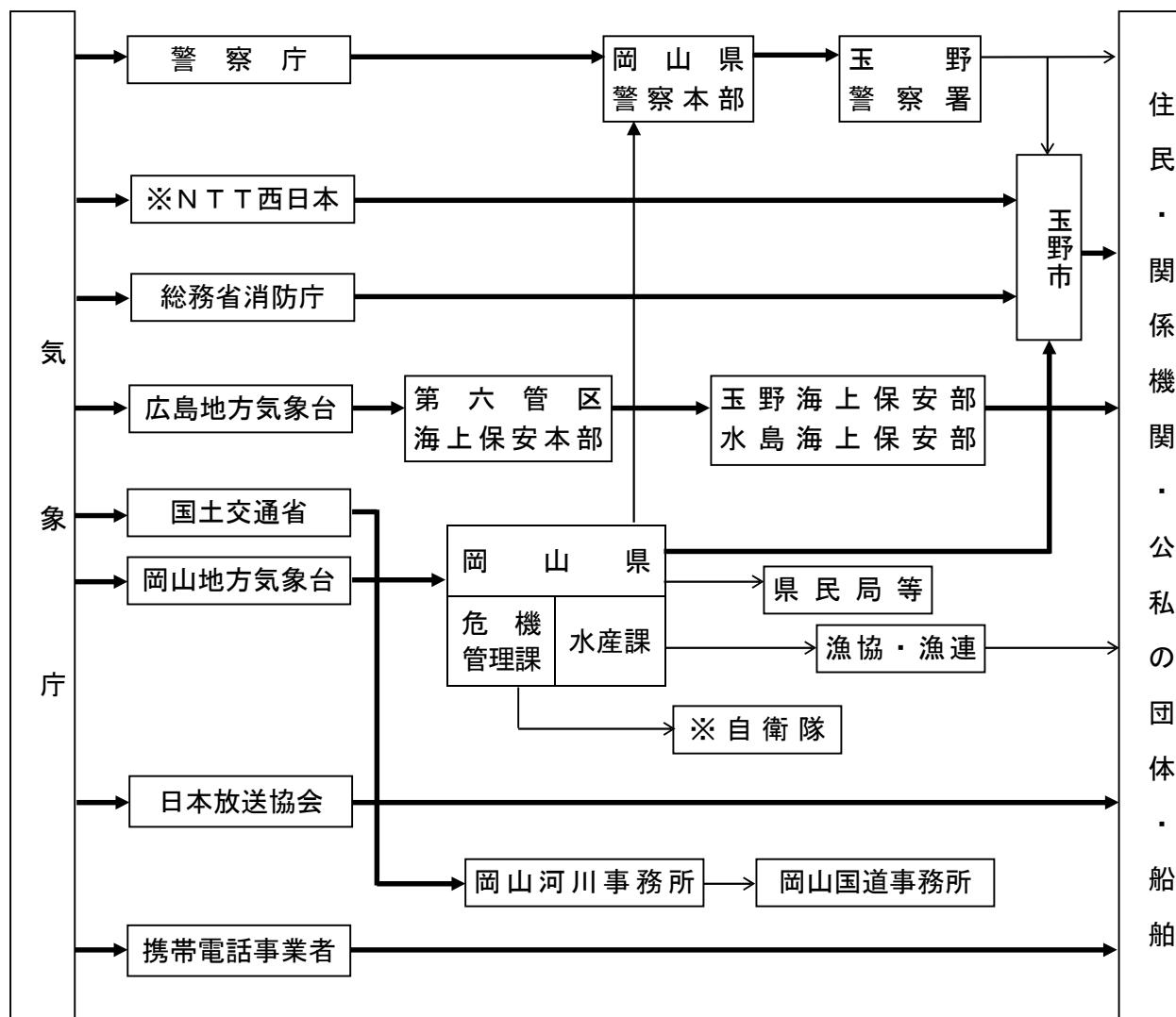
- ① 震度情報ネットワーク



- ② 消防防災無線



(7) 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統



- (注) 1 ※印は、大津波警報・津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
 2 太線は法定等による伝達ルートを、細線はサブルート等を示す。
 3 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。
 4 携帯電話事業者から住民等への伝達は、大津波警報、津波警報の発表のみ伝達する。

3-1 6 重要な災害情報伝達内容

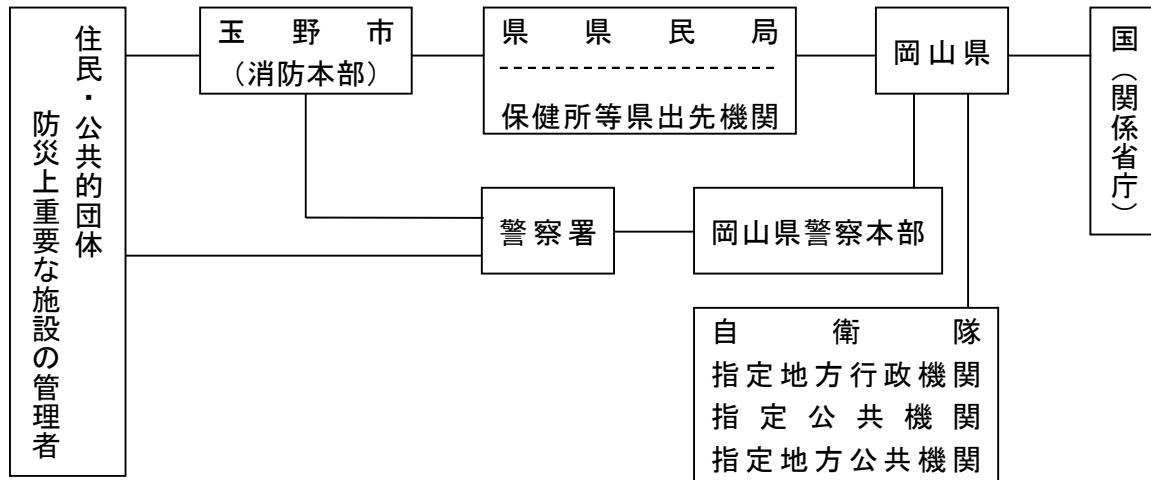
伝達の対象となる被害		伝達内容等
1) 災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2によること。
2) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。
公共施設被害	3) 河川被害 4) 海岸被害 5) 貯水池・ため池被害 6) 砂防被害 7) 治山被害 8) 港湾及び漁港施設被害 9) 道路施設被害 10) 鉄軌道施設被害 11) 電信電話施設被害 12) 電力施設被害 13) ガス施設被害 14) 水道施設被害 15) 下水道施設被害 16) 都市公園等施設被害 17) 公営住宅等被害	様式4によること。
その他	18) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	19) 林野火災被害	様式7によること。
	20) 社会福祉施設被害	様式8によること。

(注) 1 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注) 2 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

(1) 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合については、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

1) 災害発生状況報告等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph LR EM[玉野市] --> KDFB[県地方災害対策本部] KDFB --> KFBM[県災害対策本部事務局] KFBM --> KM[危機管理課] FM[防災機関] --> KJ[県県民局
(地域づくり推進課)] FM --> KS[警察署] KS --> KCB[県警察本部] KDFB -.-> KJ KDFB -.-> KM KFBM -.-> KM KJ -.-> KM </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>

2) 人的被害、住家被害

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph LR 市[玉野市] --> 地方[県地方災害対策本部] 地方 -.-> 民局[県民局 (健康福祉部)] 民局 --> 医療[保健医療課] 医療 --> 災害[県災害対策本部 (事務局)] 灾害 -.-> 危機[危機管理課] 警察署[警察署] --> 警察本部[県警察本部] 市 -.-> 民局 民局 -.-> 灾害 警察署 -.-> 灾害 </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

3) 河川被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川（国管理）について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国土交通省岡山河川事務所</div> ・一級河川（県管理）・二級河川について <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">県地方災害対策本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">県県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">監理課</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">県災害対策本部 (事務局)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">危機管理課</div> ・準用河川等（市管理）について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">玉野市</div>

4) 海岸被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（海岸堤防の破堤又は溢水）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理の海岸について <pre> graph TD PDH[県地方災害対策本部] --> KJN1[県県民局 (農林水産事業部)] PDH --> KJN2[県県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] KJN1 --> GL[耕地課] KJN1 --> WP[水産課] KJN1 --> RC[河川課] KJN1 --> FSP[防災砂防課] KJN1 --> PB[港湾課] GL --> AP[農政企画課] AP --> CM[危機管理課] WP --> AP RC --> AP FSP --> AP PB --> AP AP --> CM </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・市管理の海岸について <p>玉野市</p>

5) 貯水池・ため池被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの決壊による家屋浸）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<p>・県管理の貯水池について</p> <pre> graph LR A[県地方災害対策本部] --- B[県政府 (農林水産事業部)] B --- C[耕地課] C --- D[農政企画課] D --- E[危機管理課] B -.-> E </pre> <p>・市管理の貯水池・ため池について</p> <pre> graph LR F[玉野市] --- G[県政府 (農林水産事業部)] </pre>

6) 砂防被害

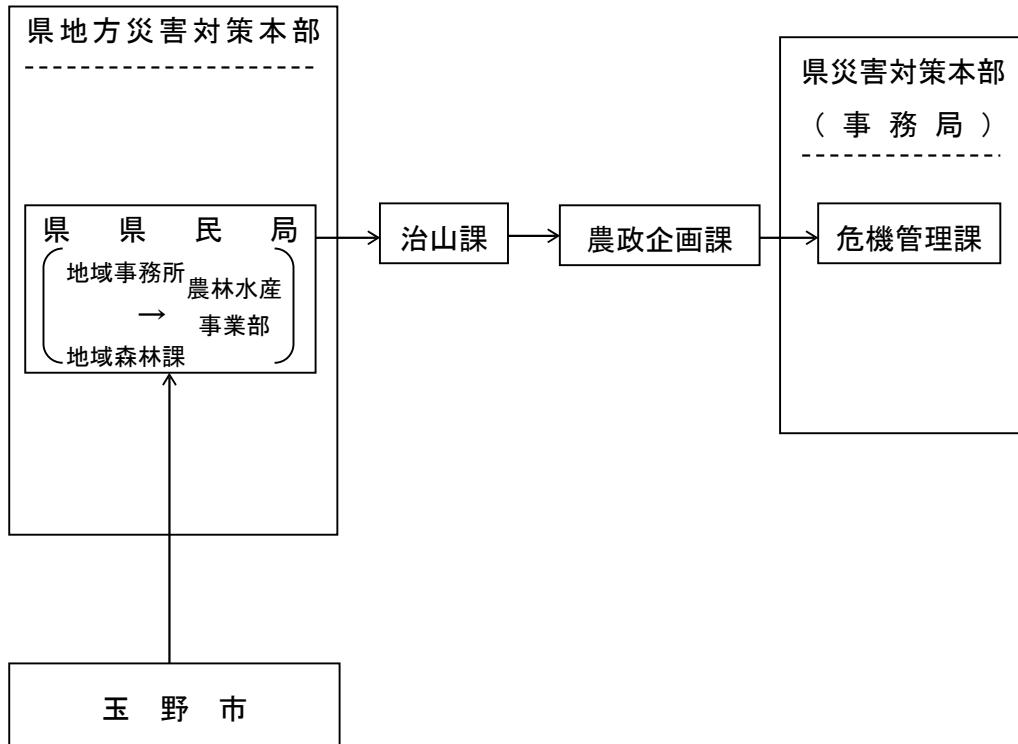
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壟による家屋被害、流路工の決壟による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壟防止施設の決壟による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壟（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph TD EP[玉野市] --> KDFH[県地方災害対策本部] subgraph KDFH [] direction TB KDFH_main[] KDFH_KKJ[県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] KDFH_KKJ --- KDFH_main end KDFH_main --> SDFK[砂防防災課] SDFK --> DK[監理課] DK --> CMK[危機管理課] subgraph PDO [県災害対策本部(事務局)] direction TB PDO_main[] PDO_CMK[危機管理課] PDO_main --- PDO_CMK end PDO_main --- CMK </pre>

7) 治山被害

報告を要する場合

岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。

伝達系統



8) 港湾及び漁港施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理の港湾、漁港について <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[県地方災害対策本部] --- B[県県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] B --- C[水産課] B --- D[農政企画課] C --- E[農政企画課] D --- F[監理課] E --- G[危機管理課] F --- G </pre> </div> ・市管理の港湾、漁港について <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[玉野市] --- B[県災害対策本部 (事務局)] B --- C[水産課] B --- D[農政企画課] C --- E[農政企画課] D --- F[監理課] E --- G[危機管理課] F --- G </pre> </div>

9) 道路施設被害

報告をする場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<p>・高速道路（西日本高速道路株式会社管理）について 西日本高速道路株式会社 岡山・福山・津山・三次・米子管理事務所</p> <p>・高速道路（本州四国連絡高速道路株式会社管理）について 本州四国連絡高速道路株式会社</p> <p>・一般国道（国土交通省管理）について 国土交通省岡山国道事務所</p> <p>・鳥取自動車道（国土交通省管理）について 国土交通省鳥取河川国道事務所</p> <p>・一般国道（県管理）、県道、林道について 県地方災害対策本部 県県民局（農林水産事業部） 地域事務所 地域管理課 →建設部</p> <p>・一般国道（市管理）、県道（市管理）市道、農道、林道について 玉野市</p> <p>・道路全般について（被害額を除く。） 警察署</p> <pre> graph TD HDH[県災害対策本部(事務局)] --- CMK[危機管理課] HDH --- AGK[農政企画課] HDH --- LDK[耕地課] HDH --- TSK[治山課] HDH --- RDK[道路整備課] HDH --- DK[監理課] HDH --- DPK[防災砂防課] CMK -.-> PDH[県警察本部] AGK -.-> PDH LDK -.-> PDH TSK -.-> PDH RDK -.-> PDH DK -.-> PDH DPK -.-> PDH KDN[県民局] --- JGK[建設部] KDN --- KDM[地域管理課] KDN -.-> PDH BDH[玉野市] -.-> PDH DA[警察署] -.-> PDH </pre>

10) 鉄軌道施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間の発生又は運行の停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph LR A[西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部（施設指令） TEL 086-225-9432] --> B[県民生活交通課] B --> C[県災害対策本部 (事務局)] C -.- D[危機管理課] E[水島臨海鉄道株式会社 TEL 086-446-0931] --> B F[井原鉄道株式会社 (運輸部) TEL 0866-63-1722] --> B G[智頭急行株式会社 (運輸部) TEL 0858-75-2595] --> B H[岡山電気軌道株式会社 (電車営業部運輸課) TEL 086-272-1811] --> B </pre>

11) 電信電話施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph LR subgraph NTTWest [NTT西日本株式会社] direction TB A[各事業所] --> B["岡山支店 災害対策室"] B <--> C["株式会社NTTドコモ 岡山支店災害対策担当"] end subgraph Prefectural [県災害対策本部 (事務局)] direction TB D["危機管理課"] end B --> D C --> D </pre>

12) 電力施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154kv系1次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph LR subgraph ChinaPower [中国電力株式会社] direction TB A["岡山支社 (広報班)"] end subgraph Prefectural [県災害対策本部 (事務局)] direction TB B["危機管理課"] end A --> B </pre>

13) ガス施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給の全面停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph LR OG[岡山ガス株式会社 TEL 086-272-3111] --- FB[消防保安課] MG[水島ガス株式会社 TEL 086-444-8141] --- FB TG[津山ガス株式会社 TEL 0868-22-7211] --- FB FB --> KDH[県災害対策本部 (事務局)] FB --> CM[危機管理課] </pre>

14) 水道施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置されたとき。</p>
伝達系統	<pre> graph TD EM[玉野市] --> KK[県民局 (健康福祉部)] KK --> LH[生活衛生課] LH --> HM[保健医療課] HM --> CM[危機管理課] KK -.-> KDH[県災害対策本部 (事務局)] </pre>

15) 下水道施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph TD EM[玉野市] --> KMJ[県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] KMJ --> UCP[都市計画課] UCP --> SJ[監理課] SJ --> CM[危機管理課] CM --> PDCB[県災害対策本部 (事務局)] </pre>

16) 都市公園等施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<pre> graph TD EM[玉野市] --> KJ[県民局 地域事務所 →建設部 地域管理課] KJ --> DK[都市計画課] DK --> JK[監理課] JK --> KM[危機管理課] KM --- KDB[県地方災害対策本部] KM --- KDB KM --- KDM[県災害対策本部 (事務局)] </pre> <p>The diagram illustrates the reporting system. At the bottom is the "玉野市" (Yonago City). An arrow points up to the "県民局" (Prefectural Resident Bureau) box, which contains "地域事務所" (Regional Office), "→建設部" (→Construction Department), and "地域管理課" (Regional Management Section). From this box, an arrow points right to the "都市計画課" (Urban Planning Department) box. From there, an arrow points right to the "監理課" (Supervision Department) box. Finally, an arrow points right to the "危機管理課" (Crisis Management Department) box. Above the "危機管理課" box are two dashed-line boxes: "県地方災害対策本部" (Prefectural Disaster Countermeasures Headquarters) on the left and "県災害対策本部 (事務局)" (Prefectural Disaster Countermeasures Headquarters (Office)) on the right. Arrows point from the "危機管理課" box to both of these headquarters boxes.</p>

17) 公営住宅等被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、公営住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき。</p>
伝達系統	<pre>graph LR; subgraph "県地方災害対策本部"; A["県 民 局
(建設部)"]; end; A --> B["住宅課"]; B --> C["監理課"]; C --> D["危機管理課"]; E["玉野市"] --> A; D --- F["県災害対策本部
(事務局)"]</pre> <p>The diagram illustrates the reporting system for emergency damage to public housing. It shows the flow of information from the grassroots level (玉野市) up through the local disaster countermeasures headquarters (県地方災害対策本部) to the county disaster countermeasures headquarters (県災害対策本部). The county headquarters is specifically noted as the 'Office of Disaster Management' (事務局).</p>

18) 商工関係被害等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph TD EP[玉野市] --> KDFB[県地方災害対策本部] KDFB -.-> KJN[県県民局 (地域づくり推進課)] KJN --> PE[産業企画課] PE -.-> KO[観光課] KO -.-> WM[危機管理課] WM -.-> KDFB CC[商工会議所 商 工 会] --> ES[経営支援課] CCA[中小企業 団体中央会] --> ES CCA --> KO </pre> <p>(注) -----線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。</p>

19) 林野火災被害

報告を要する場合	<p><u>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき。</u></p>
伝達系統	<pre> graph LR A[玉野市 (消防本部)] --> B[県災害対策本部 (事務局)] B -.-> C[危機管理課] B -.-> D[消防保安課] B -.-> E["消防庁 被災地消防本部 県消防防災航空センター 岡山市消防局航空隊 治山課 防災砂防課 自衛隊日本原駐屯地 他県消防担当課 県警察本部"] </pre> <p>(注) -----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

20) 社会福祉施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	<pre>graph TD; subgraph 県地方災害対策本部 [県地方災害対策本部]; A[県 県 民 局
(健康福祉部)]; end; subgraph 県災害対策本部 [県災害対策本部
(事務局)]; B[福祉企画課]; C[危機管理課]; end; D[玉野市]; E[子ども未来課
子ども家庭課
障害福祉課
長寿社会課]; A --> B; B --> C; D --> A; E --> B;</pre>

様式 1-1 (災害発生時)

災害発生通報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 _____ 第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日							
		時	分	時	分		年	月	日					
被害状況	死傷者	死 者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯		
		安否不明者	人	軽傷者	人		半 壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯		
							一部破損	棟	世帯					
		公共建物					公共建物全壊	棟	その他全壊					
							公共建物半壊	棟	その他半壊					
		応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年	月	日	時	分				
					解散	年	月	日	時	分				
			○避難指示等の発令状況 種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発 令 日 時 : 年 月 日 時 分 解 除 日 時 : 年 月 日 時 分 対 象 地 区 等 : 対 象 人 員 : 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名 : ○対応状況											
その他の														

様式 1-2

災害速報(即報・確定)

市町村名			区分		被害
災害名			田	流出・埋没	ha
報告番号	第 報			冠水	ha
	年 月 日 時現在		畑	流出・埋没	ha
報告者名				冠水	ha
区分			学校		箇所
人的被害	死者	人	病院		箇所
	うち災害関連死者	人	道路		箇所
	行方不明者	人	橋りょう		箇所
	負傷者	重傷	河川		箇所
		人	海岸		箇所
	軽傷	人	港湾		箇所
住家被害	全壊		漁港		箇所
	棟	砂防		箇所	
	世帯	下水道		箇所	
	半壊		都市公園等		箇所
	棟	清掃施設		箇所	
	世帯	崖崩れ		箇所	
	一部破損		鉄道不通		箇所
	棟	被害船舶		隻	
	世帯	水道		戸	
	床上浸水		電話		回線
	棟	電気		戸	
	世帯	ガス		戸	
	床下浸水		ブロック塀等		箇所
	棟	り災世帯数		世帯	
	世帯	り災者数		人	
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件
	その他	棟		危険物	件
				その他	件

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日 時 分	
公立文教施設		千円		解散日時	日 時 分	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小 計		千円				
その他の 災害の概況	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円	災害救助法適用	119番通報件数	件	
消防機関等の活動	自衛隊の災害派遣				その他	

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領

項目	記入要領
人の被害	死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
全の被害	全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水 全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水 全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家 住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記入するものとする。
	公共建物 役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没 田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水 稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水 田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項目	記入要領
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊
	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水
	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通 行 不能
	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川
	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	海 岸
	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
そ の 他	破 堤
	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水
	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他
	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
漁 港	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
都 市 公 園 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブ ロ ッ ク 壁 等	倒壊したブロック壁又は石壁の箇所数とする。

項目	記入要領																
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。																
り 災 者	り災世帯の構成員とする。																
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。																
被 害 額	<table border="1"> <tr> <td>公立文教施設</td><td>公立の文教施設とする。</td></tr> <tr> <td>農林水産業施設</td><td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。</td></tr> <tr> <td>公共土木施設</td><td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。</td></tr> <tr> <td>その他の公共施設</td><td>公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</td></tr> </table> <p>(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</p>	公立文教施設	公立の文教施設とする。	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。								
公立文教施設	公立の文教施設とする。																
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。																
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。																
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。																
そ の 他 の 被 害 額	<table border="1"> <tr> <td>農 产 被 害</td><td>農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</td></tr> <tr> <td>林 产 被 害</td><td>農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</td></tr> <tr> <td>畜 产 被 害</td><td>農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</td></tr> <tr> <td>水 产 被 害</td><td>農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</td></tr> <tr> <td>商 工 被 害</td><td>建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</td></tr> <tr> <td>災害対策本部の設置状況</td><td>災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。</td></tr> <tr> <td>消防機関の活動状況</td><td>地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。</td></tr> <tr> <td>自衛隊の災害派遣</td><td>自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。</td></tr> </table>	農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。	消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。	自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。																
林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。																
畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。																
水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。																
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。																
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。																
消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。																
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。																

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡	2 行方不明	3 重 傷	4 軽 傷
	氏 名 等	(氏名)	(生年月日)	(性別)	
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項(応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避 難 の 種 別 及 び 日 時	世 帯 数	人 数	屋 内 屋 外 の 別	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名		設 置 場 所		收 容 人 数	実 施 機 関	
					重 傷	軽 傷	

様式4

公共施設被害 (第 報)			
報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 ゼ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他()	
発 生 原 因	日 時	日 時 分	
	場 所		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	その 他 参考事項		

様式 5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名 :)

(単位 : 千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被 害 額	被害数	被 害 額	被害数	被 害 額	被害数	被 害 額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義（中小企業基本法）

- ①工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ②卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

- 3 被害数は事業所数で記入すること。
- 4 観光関係被害は計上しないこと。（様式6に計上すること。）

様式 6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式(火災)

第一報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	焼損 棟数 全焼 半焼 部分焼 ぼや	焼損 棟 棟 棟 計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)

かかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式 8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

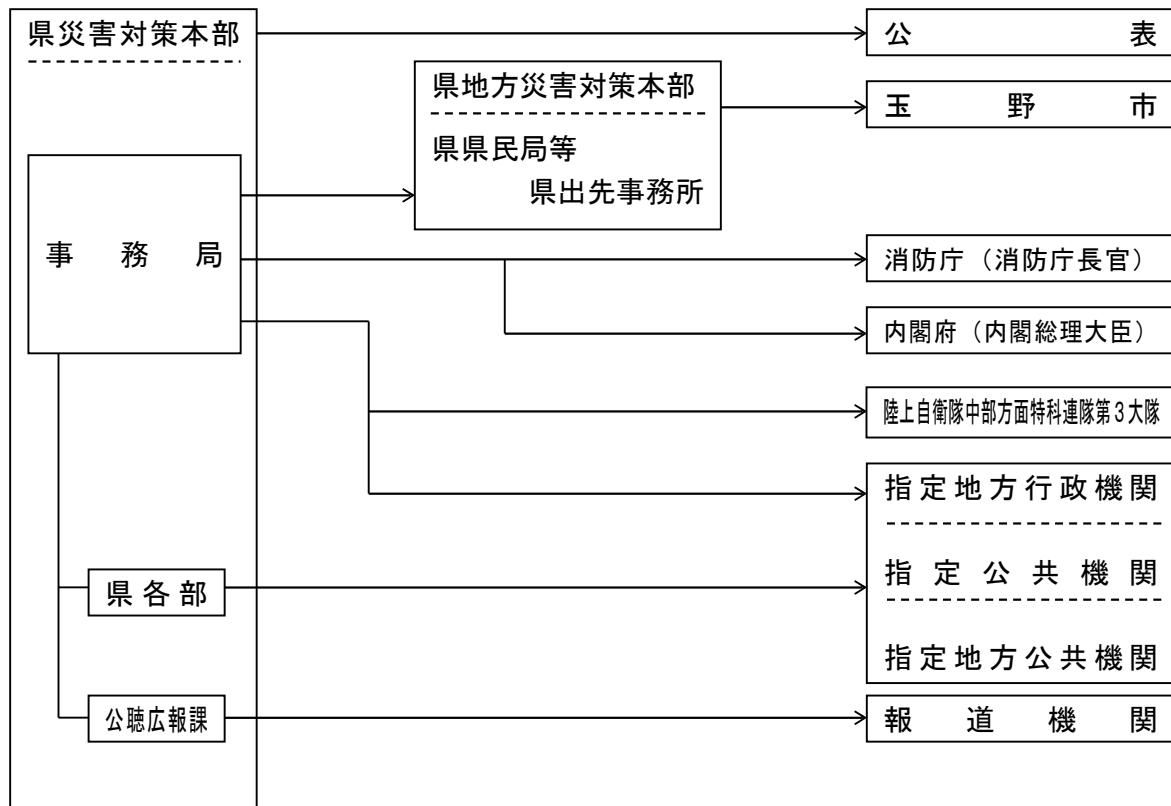
報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保健施設	イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ク その他 ()	ウ 知的障害者施設 カ 児童福祉
発生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状況	被害施設名			
	管 理 者	(電話)		
	被 害 度 (概要)			
	人 的 被 害			
	応 急 対 策 の 状 況			
	復 旧 見 込			
	被 害 額 (千円)			
	そ の 他 参 考 事 項			

(2) 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



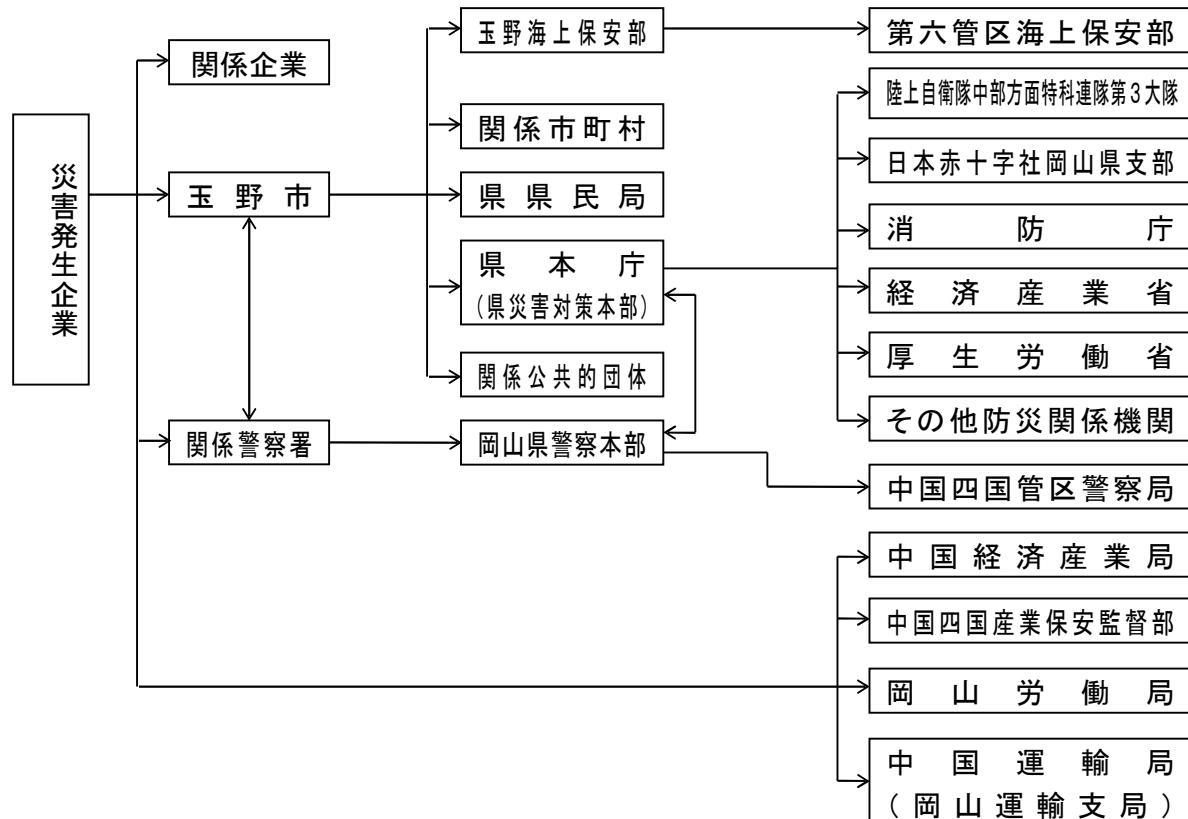
(3) 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

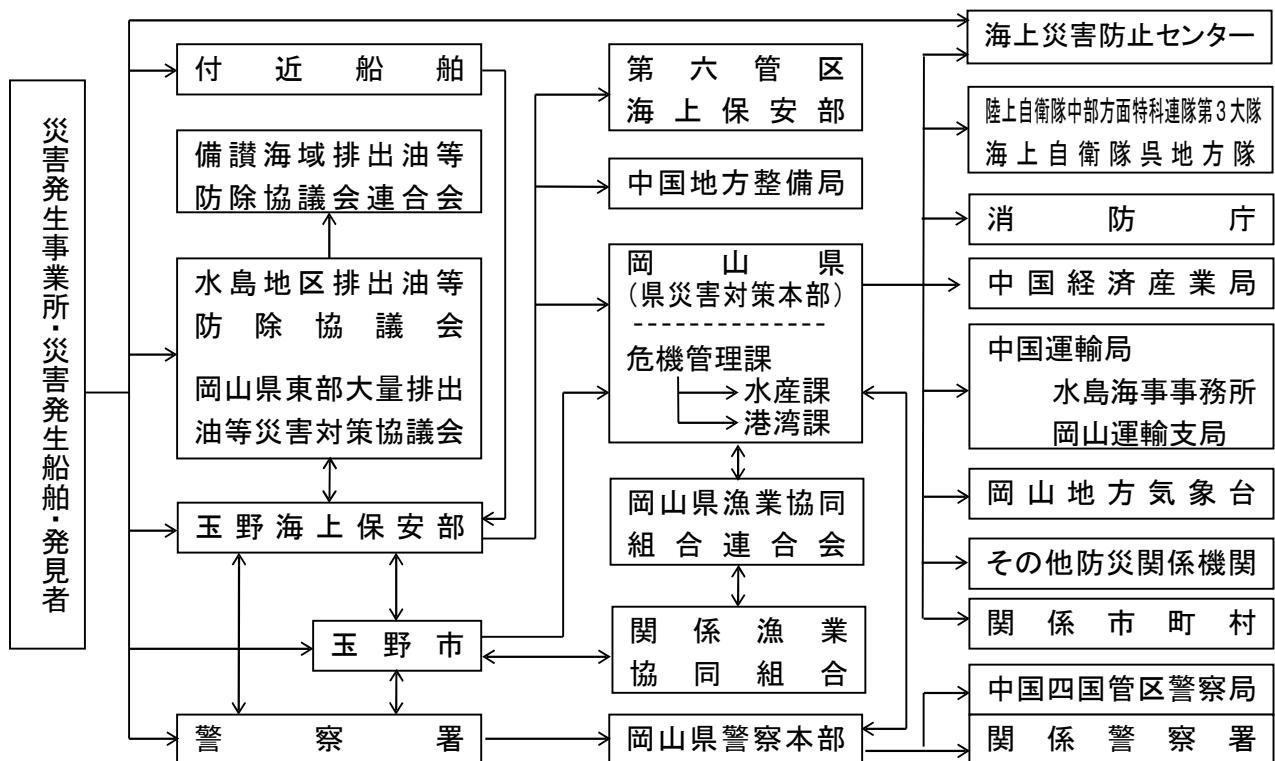
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

3-1-7 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

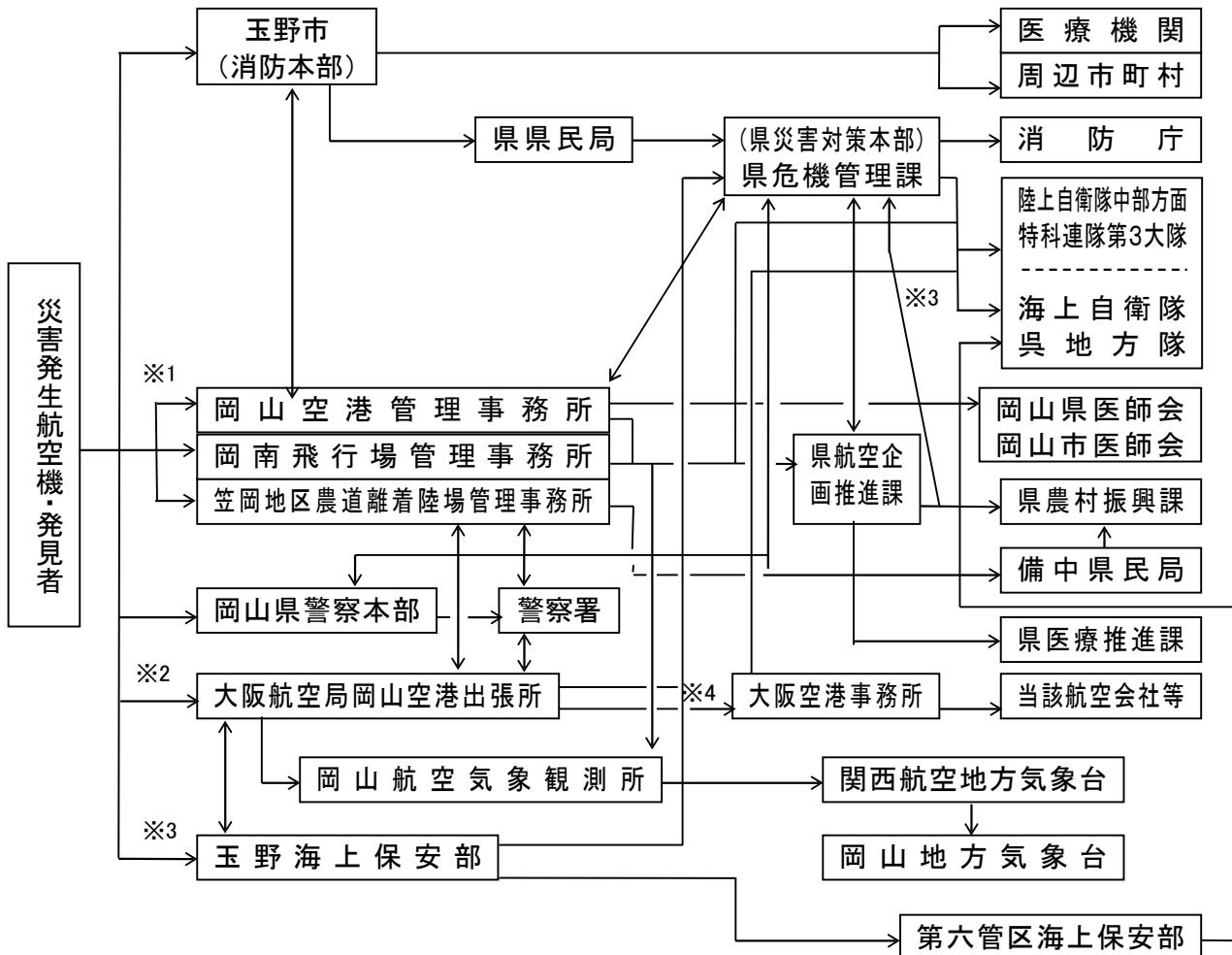
(1) 陸上の災害



(2) 海上の災害



(3) 航空機災害の場合



※1 各空港又はその周辺で発生した場合

※2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合

※3 海上で発生した場合

※4 岡山空港以外で発生した場合

3-18 広報の内容

- 1) 災害の発生状況
- 2) 安否情報
- 3) 地域住民のとるべき措置
- 4) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
- 5) 災害応急対策の状況
- 6) 道路情報
- 7) 食料、生活必需物資等の供給状況
- 8) ライフラインの復旧状況
- 9) 医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

- 10) 二次災害に関する情報
- 11) 被災者生活支援に関する情報
- 12) その他必要事項

3-19 報道の内容

- 1) 災害関連番組
- 2) 災害関係の情報
- 3) 安否情報
- 4) 災害対策のための解説
- 5) 関係機関の告知事項
- 6) 道路情報
- 7) 被災地で不足している物資等の情報

3-20 災害救助法による救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者	
	岡山市以外 の区域	岡山市 の区域
応急仮設住宅の供与	知事	岡山市長
医療及び助産		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与		
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の搜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

※ 災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。

3-2 1 災害救助法の適用基準

- 1) 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

- 2) 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、前記1)の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3) 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市域の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- 4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- 5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。
- 6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

3-2 2 被害計算の方法等

- 1) 住家については、全焼、全壊、流失等の滅失した世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の1/3世帯とみなして計算する。
- 2) 被災世帯は、家屋の棟数、戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。
- 3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して実状に即した決定をする。
- 4) 災害種別については限定しない。従って洪水震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

3-2-3 応援要請手続の記載事項

- 1) 被害状況
- 2) 応援を要する救助の種類
- 3) 応援を要する職種別人員
- 4) 応援を要する期間
- 5) 応援の場所
- 6) その他応援に関し必要な事項

3-2-4 派遣等の要請事項

(1) 派遣要請事項

- 1) り災者の避難
- 2) 医療及び助産における移送
- 3) り災者の救助
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助用物資の支給
- 6) 死体の捜索及び処理

(2) 派遣のあっせんの要請事項

- 1) 派遣のあっせんを求める理由
- 2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3-2-5 県が代行する応急措置

- 1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。
- 2) 他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。
- 3) 現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

3-2-6 応急活動要員の雇用の範囲

- 1) り災者の避難
- 2) 医療及び助産における移送
- 3) り災者の救助
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助用物資の支給
- 6) 死体の捜索及び処理

3-2 7 赤十字奉仕団等

- 1) 赤十字奉仕団
- 2) 青年団
- 3) 婦人会
- 4) 自主防災組織、町内会、自治会
- 5) 大学、高等学校（学生、生徒）
- 6) 職業訓練校（訓練生）

3-2 8 災害派遣部隊等の活動範囲

1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるとときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

5) 消防活動

大規模火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

9) 給食及び給水

給食及び給水の支援を行う。

10) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3-2-9 災害派遣時の自衛官の権限による措置

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 第16条

3-3-0 自衛隊派遣要請要求書の様式

年 月 日	
知事あて	
市町村名	
災害派遣に関する要請	
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を必要とする期間 自 令和 年 月 日 時から 至 令和 年 月 日 災害が終了するまで	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 活動内容	
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など） (1) 連絡場所及び連絡職員 (2) 宿舎 (3) 食料 (4) 資材	
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。	

注：用紙の大きさは、A4とする。

3-3-1 自衛隊派遣要請時の伝達事項

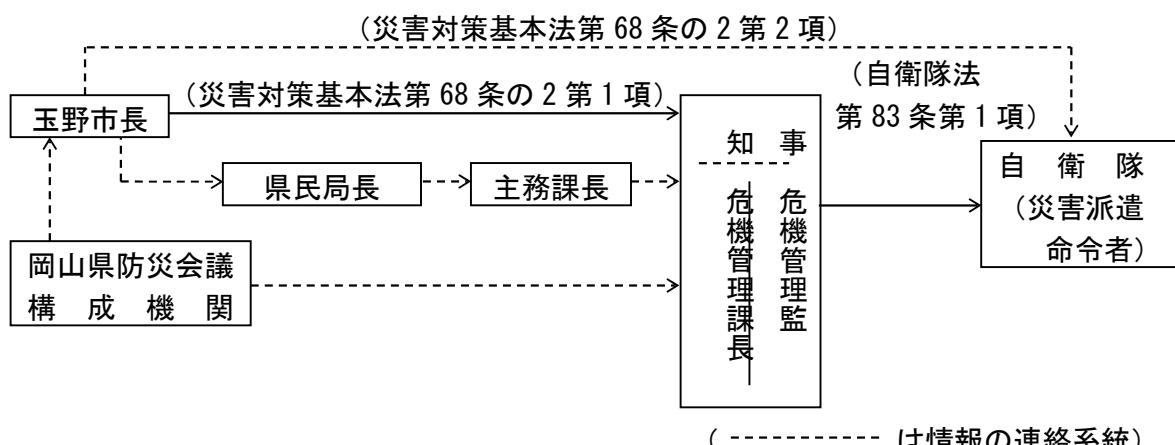
- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を希望する期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) その他参考となるべき事項

3-3-2 自衛隊撤収要請依頼書の様式

年 月 日
知事あて
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

3-3-3 災害派遣要請等の手続系統及び連絡方法



連絡方法	NTT 電話	0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302)
	FAX	0868-36-5151 (内線 238)
	防災行政無線	6440-031 (事務室) 6440-038 (宿直室) 6440-039 (3科・FAX併用)

3-3-4 自衛隊の自主出動の判断基準

- 1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- 3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4) その他災害に際し、上記1)から3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つことまがないと認められること。

3-3-5 災害派遣部隊の受け入れ時の留意事項

- 1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- 2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
- 4) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

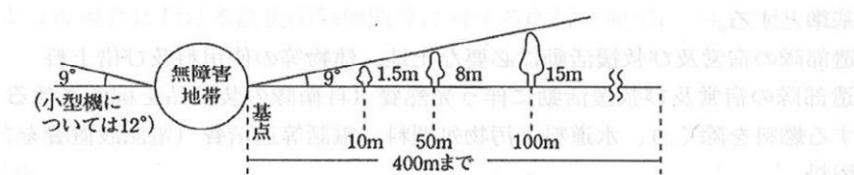
連隊規模： 約15,000m²

師団等規模： 約140,000m²

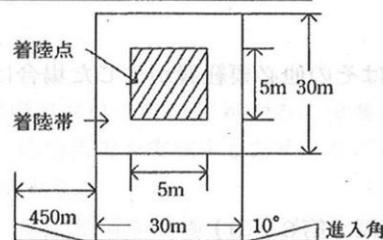
5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の準備を行う。

- ① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

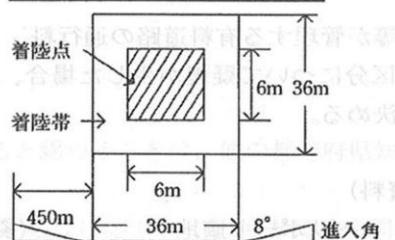
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



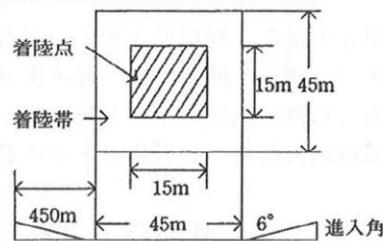
(a) 小型機(OH-6:観測用)の場合



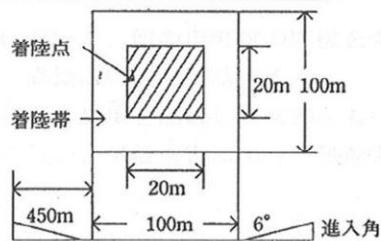
(b) 中型機(UH-1:多用途)の場合



(c) 大型機(V-107:輸送用)の場合

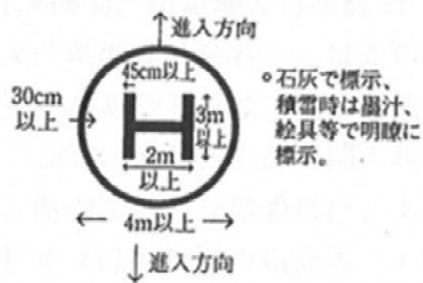


(d) 大型機(CH-47:輸送用)の場合

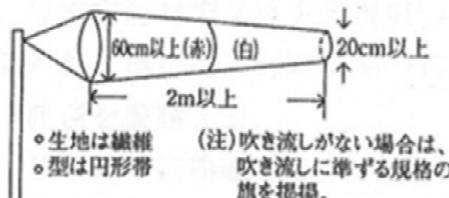


- ② 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹流しを掲揚する。

a H記号の基準



b 吹き流しの基準



・石灰で標示、
積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭に
標示。

・生地は繊維
・型は円形帶
(注)吹き流しがない場合は、
吹き流しに準ずる規格の
旗を掲揚。

- ③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- ④ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん压を実施する。

- ⑤ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

- ⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

- ⑦ 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

3-3-6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- 3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- 4) 県等が管理する有料道路の通行料

3-3-7 各機関の報告フロー

(1) 市長（災害対策基本法第60条第1項）



(2) 知事（災害対策基本法第60条第項6項）

1) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

2) 公示

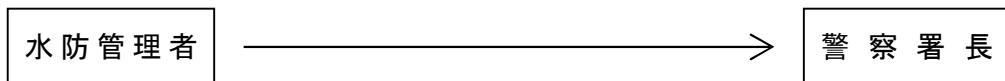
市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 水防管理者（水防法第29条）

1) 指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

2) 通知



(4) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

1) 指示

洪水又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

2) 通知



(5) 警察官

1) 警察官職務執行法第4条による措置

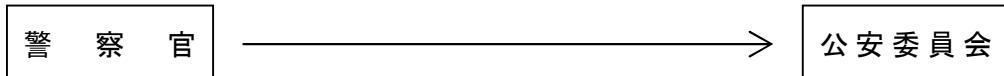
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

2) 災害対策基本法第61条による措置

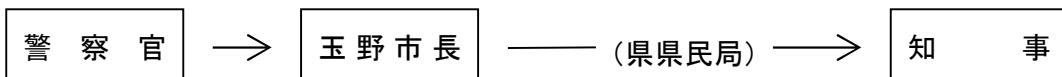
市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

3) 報告・通知

1) の場合の報告



2) の場合の通知

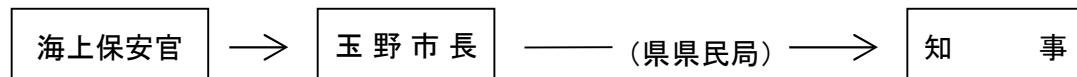


(6) 海上保安官

1) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

2) 報告・通知

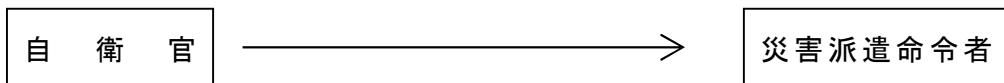


(7) 自衛官（災害派遣時の権限）

1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(5)の1) 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。

2) 報告・通知



3-3-8 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

(1) 市

「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

[土砂災害に関する事項]

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

[高潮に関する事項]

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

[洪水に関する事項]

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を

設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

[共通事項]

- 1) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 2) 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 3) 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(2) 県

市が行う避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時機を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

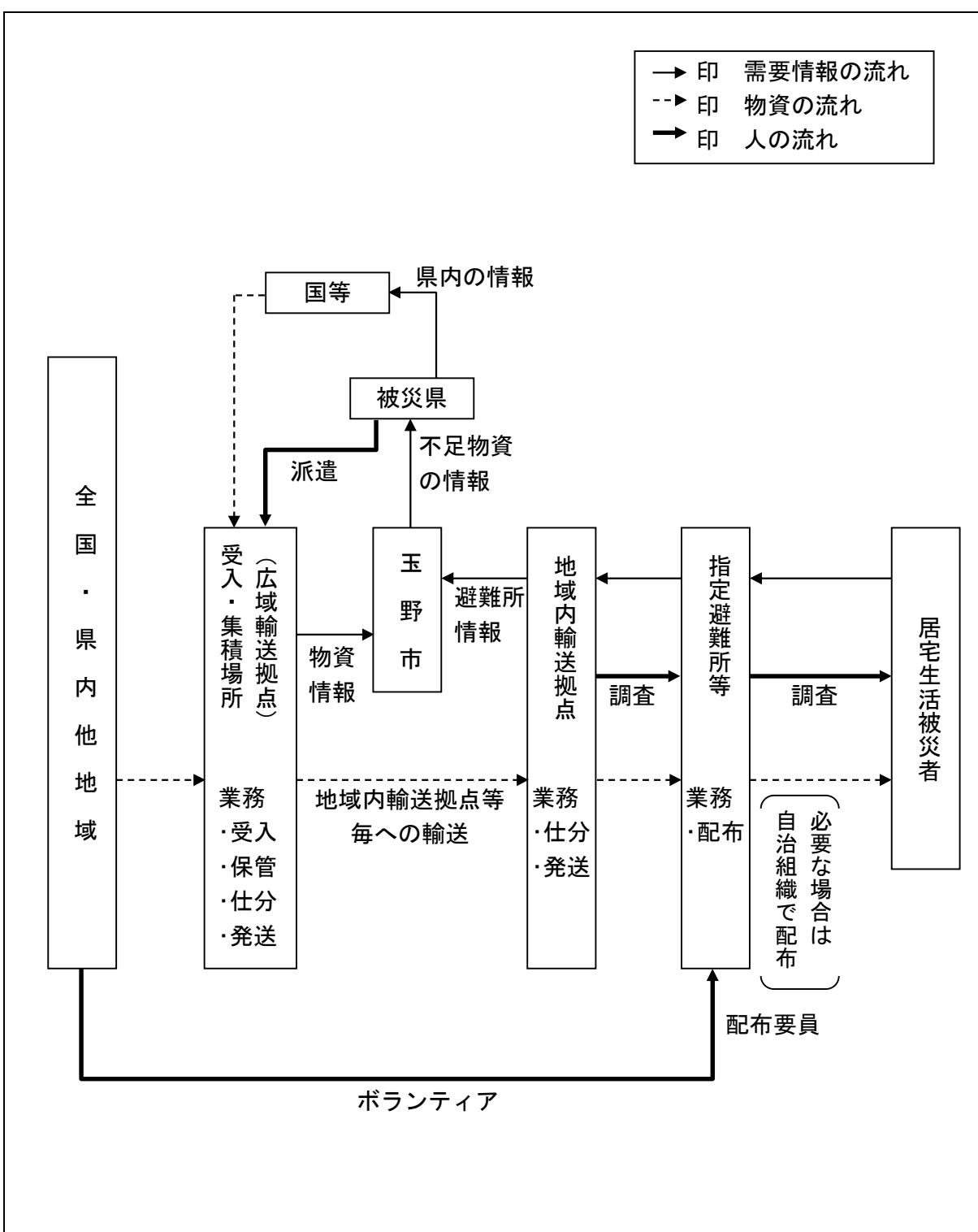
(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

3-3-9 家庭動物に関する準備

- 1) 飼い主は、家庭動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）
 - ① 少なくとも5日分の水とペットフード
 - ② 予備の食器と首輪、リード
 - ③ ケージ補修などに使うガムテープ
 - ④ トイレ用品
- 2) 飼い主は、家庭動物のしつけに努める。（以下、例示）
 - ① ケージに慣れる
 - ② 無駄吠えない
 - ③ 決められた場所でトイレができる

3-40 物資のルート



3-4 1 県民局に報告すべき堤防の異常

- 1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- 2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- 3) 天端の亀裂及び沈下
- 4) 堤防の溢水
- 5) 樋門の両袖又は底部からの漏水
- 6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

3-4 2 水防実施状況報告書の記載内容

- 1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4) 水防作業の状況
- 5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6) 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7) 水防法第28条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- 10) 応援の状況
- 11) 居住者出動の状況
- 12) 警察又は自衛隊の援助状況
- 13) 現場指導員氏名
- 14) 立ち退きの状況及びその指示理由
- 15) 水防に従事した者の死傷
- 16) 功労者及びその功績
- 17) 翌後の水防につき考慮を要する点その点水防管理の所見
- 18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- 19) その他必要な事項

3-4 3 公用負担権限委任証明書

公用負担権限委任証明書

水防団〇〇部長

右の者に〇〇地域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

玉野市長 〇〇 〇〇 印

3-4 4 公用負担の証票

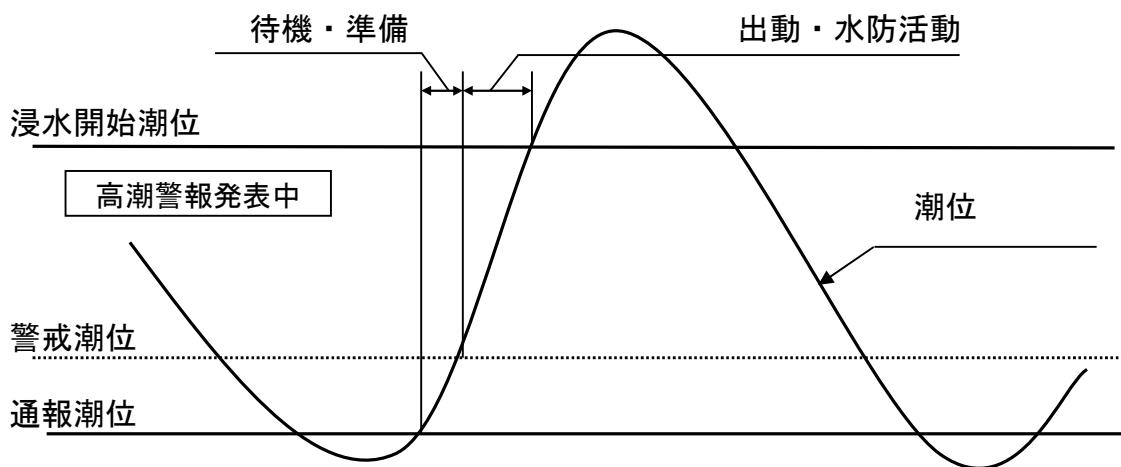
公用負担命令票					
第 号					
(目的物)	種類	数量			
(負担内容)	使用収用処分等				
年 月 日					
玉野市長 ○○ ○○ 印 事務取扱者 ○○ ○○ 印					
○○ ○○ 殿					

3-4 5 水防警報を発表する基準等

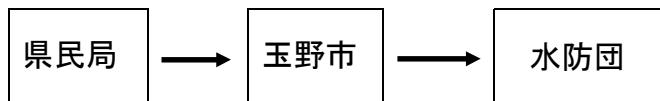
1) 水防警報を発表する基準

段階	発表基準	内容	備考
①待機	高潮警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団（消防団）の足留めを警告する。 ・状況に応じて速やかに活動できるようしておく必要がある旨を警告する。 	
②準備	通報潮位 (高潮警報発表中)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の点検、水門の開閉準備、堤防の巡視等直ちに出動ができるよう準備する。 	
③出動	警戒潮位 (高潮警報発表中)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団（消防団）員が出動する必要がある旨を警告する。 	活動開始
④指示	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘する。 	
⑤解除		<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知する。 	

2) 潮位と水防警報



3) 水防警報の通報伝達系統



4) 対象地域

海岸名	潮位観測所名	警戒潮位 (水防団出動)	通報潮位 (水防団準備)
宇野港海岸高辺地区			
〃 築港地区	玉野	0.70 m	0.40 m
〃 宇野地区			

※ 潮位はTP表記による

5) 警戒等基準潮位

区分	警戒等基準潮位
第1次警戒体制 (準備)	高潮警報が発表され、宇野港の潮位が通報潮位 (TP+0.4) に達し、さらに警戒潮位 (TP+0.7) 以上に到達すると予測され、高潮災害が発生する恐れがあるとき。
第2次警戒体制 (出動)	高潮警報が発表され、宇野港の潮位が警戒潮位 (TP+0.7) に達し、さらに潮位の上昇が予測され、高潮災害の発生が切迫しているとき。

非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・宇野港の潮位が警戒潮位 (TP+0.7) に達し、容易に浸水開始潮位への上昇が予測され、かつ避難指示の段階よりも状況が悪化し、災害の発生が極めて切迫し、又は確実視されるとき。 ・浸水開始潮位に到達したとき又は異常な越波、越流が生じたとき。 ・海岸堤防の損壊又は決壊が発生したとき。 ・防潮施設が正常に作動しないとき。
------	--

3-4-6 火災警報及び火災注意報の発令基準

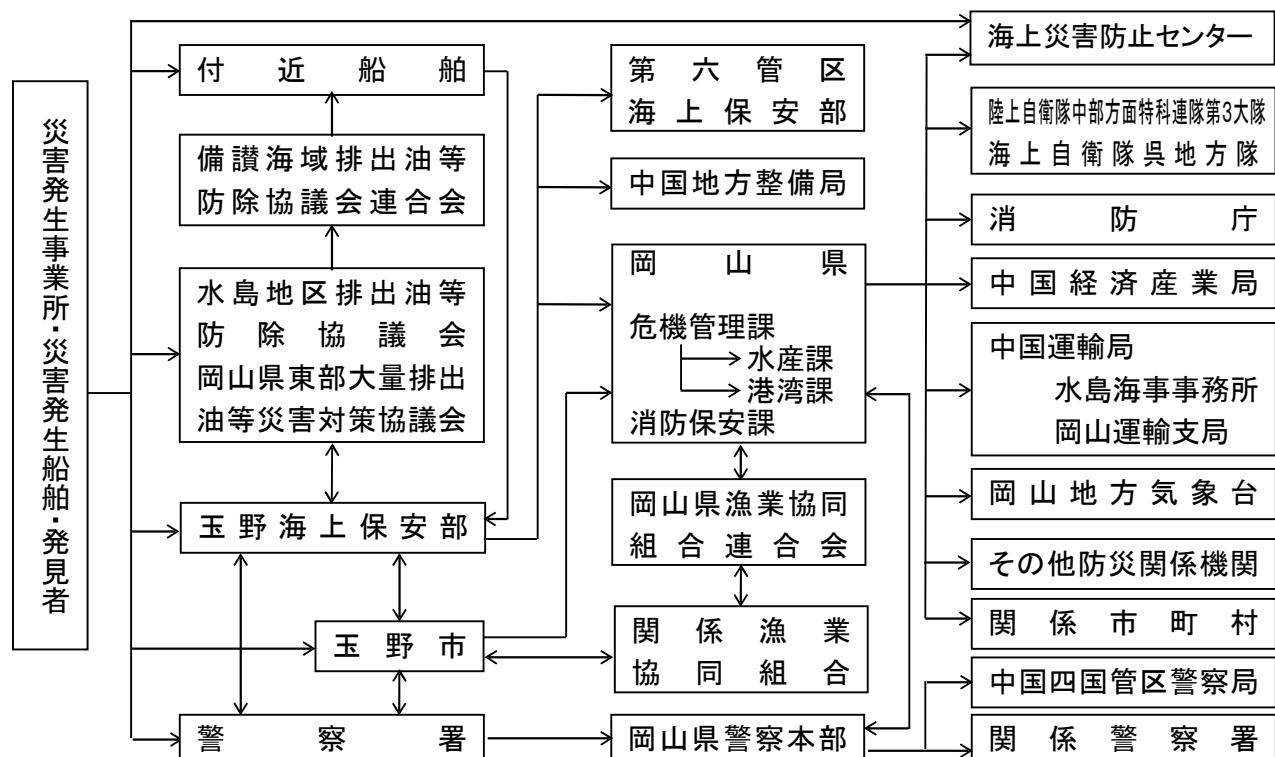
1) 火災警報発令基準

①	実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、最大風速が毎秒 7 mを超える見込みのとき。
②	平均風速毎秒 10m以上の風が、1時間以上連續して吹く見込みのとき。

2) 火災注意報発令基準

①	実効湿度が 60%以下で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
②	最大風速が毎秒 7 m以上で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
③	火災が多発しているとき、又はそのおそれがあり、一般に注意を促す必要があるとき。

3-4-7 油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統



3-4 8 要配慮者を支援するための措置

- 1) 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- 2) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- 4) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- 5) 指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。
- 6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- 7) 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

3-4 9 市による緊急食料等の調達

事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- 1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- 4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5) 必要に応じて、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6) 援助食料集積地の指定、責任者等受入れ体制を確立
- 7) 供給ルート、運送体制の確立
- 8) 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ態勢の確立
- 9) 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- 10) ボランティアによる炊き出しの調整

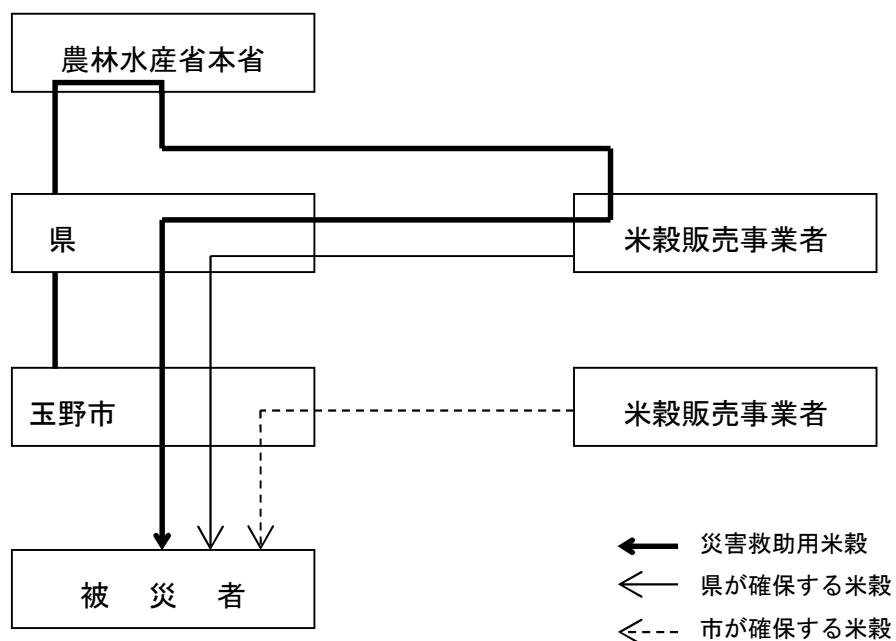
3-5 0 県による緊急食料等の調達

事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

- 1) 被災地への援助食料の受入集積地の決定
- 2) 市からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- 3) 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- 4) 国、他県、日本赤十字社岡山県支部への協力要請（食料等の調達、輸送）
- 5) 他の市町村の応援の調整
- 6) 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

3-5 1 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

【応急用米穀】



3-5 2 応急仮設住宅の建設基準等

(1) 建設基準

1) 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、市又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とともに、防火水槽等の消防水利を確保する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2) 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人住宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、市に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

3) 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(2) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

(4) 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。

運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 協力要請

応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

3-5 3 応急修理の対象及び内容

- 1) 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。
- 2) 災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3ヵ月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国災害対策本部が設置された場合は6ヵ月以内。)

3-5 4 土石等障害物の除去の内容

- 1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。
- 2) 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

3-5 5 公営住宅への入居に関する事項

(1) 公営住宅への入居の調整

1) 公営住宅の空家情報収集と調整

県は、本市以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、本市に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込の調整業務を行う。

2) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

3) 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第211条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

市営住宅については、玉野市財務規則（昭和39年玉野市規則第10号）第175条により、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

4) 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

第4節 災害復旧・復興計画

4-1 被災者台帳の記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6) 援護の実施の状況
- 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4-2 り災証明書の発行に関する留意事項

- 1) 本証明書の交付は、り災者にとっては、本救助のみでなく以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期すること。
- 2) 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行にあたっては契印をする等発行の事実を判然とし重複発行を避けるよう留意すること。
- 3) 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等にあたっては「り災証明書」の提示を求めるようにするものとする。

4-3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成時の留意事項

1) 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

2) 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

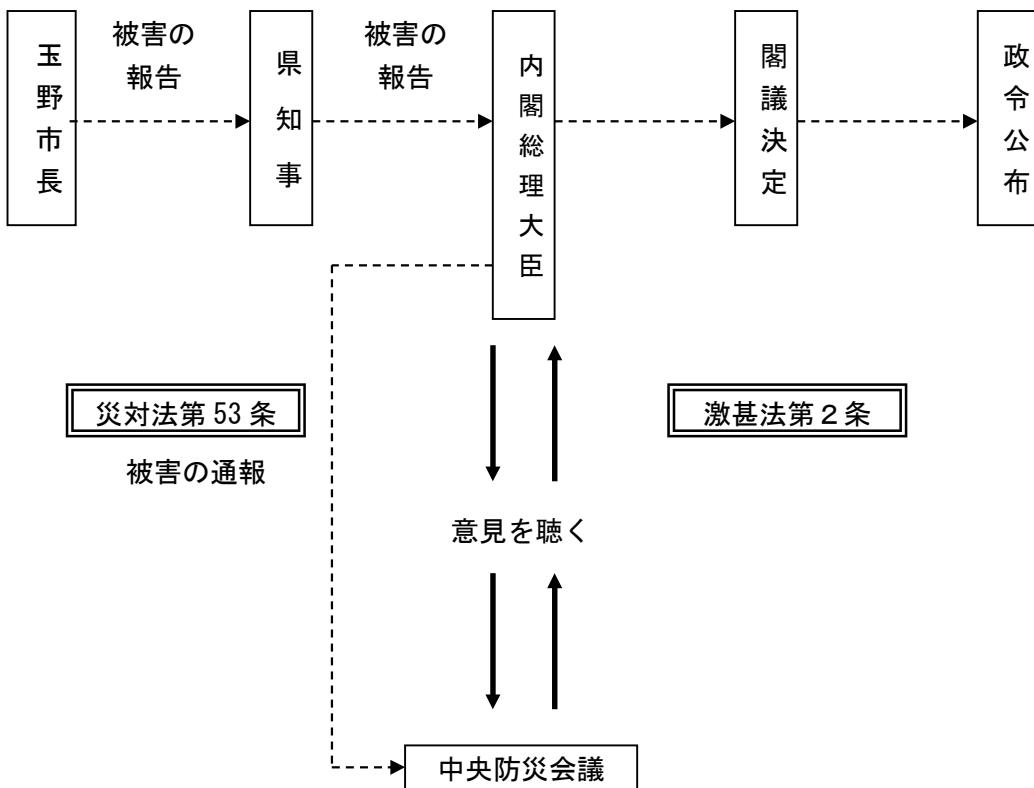
3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、特定行政庁は、建築基準法による建築制限区域の設定や应急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

4) 学校とまちづくりの連携

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

4-4 激甚災害指定のフロー



4-5 防災まちづくり実施に関する留意事項

1) 高台移転も含めた総合的な市街地の再整備

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

2) 浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

3) 短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。その際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

4-6 法律等により一部負担又は補助するもの

1) 法律

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 海岸法
- ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧ 予防接種法
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）
- ⑪ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助

4-7 激甚災害に係る財政援助措置

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

3) 中小企業に対する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4-8 被災中小企業への融資等に関する措置

- 1) 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 2) 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 3) 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 4) 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 5) 市及び中小企業関係団体は、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 6) 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。
- 7) 市、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4-9 農林漁業関係者への融資等に関する措置

- 1) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- 2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- 3) 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

4-10 住宅関連融資等

- 1) 災害復興住宅資金
- 2) 地すべり等関連住宅資金
- 3) 宅地防災工事資金
- 4) 産業労働者住宅資金
- 5) マイホーム新築資金
- 6) リフォームローン

4-11 市復興計画において定める内容

- 1) 復興計画の区域
- 2) 復興計画の目標
- 3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6) 復興計画の期間
- 7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第2章 資料集

第1節 危険箇所等

1 土砂災害（特別）警戒区域一覧表

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所
1	石島	204K石島001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月 30日 I-2121		
2		204D石島001	土石流	○	—	平成 25年 3月 8日 I-05240	東児市民センター	
3	宇野木	204K宇野木001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I-386	庄内市民センター、庄内中学校	
4		204K宇野木002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I-387	庄内小学校	
5		204K宇野001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-26		
6		204K宇野002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-52		
7		204K宇野003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-53		
8		204K宇野004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-54		
9		204K宇野005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-408		
10		204K宇野006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-410		
11		204K宇野007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-414		
12		204K宇野008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-415		
13		204K宇野009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-420	宇野小学校	
14	宇野	204K宇野010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-421	藤井コミュニティハウス 市立図書館（中央公民館）	
15		204K宇野011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 I-2080		
16		204K宇野012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 29年 3月 28日 宇野7丁目		
17		204D宇野001	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 I-05183		
18		204D宇野002	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 I-05184		
19		204D宇野003	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 I-05188		
20		204D宇野004	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 I-05189		
21		204D宇野005	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 I-05205		
22		204D宇野006	土石流	○	—	平成 20年 3月 28日 新規1		
23		204D宇野007	土石流	○	—	平成 25年 3月 8日 II-05182		
24		204K大藪001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I-390		
25		204K大藪002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24年 2月 28日 I-391		
26		204K大藪003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 III-35		
27	大藪	204D大藪001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 I-05102	後閑小学校	
28		204D大藪002	土石流	○	×(該当無)	平成 25年 3月 8日 I-05103		
29		204D大藪003	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 I-05107		
30		204D大藪004	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II-05106		
31		204K奥玉001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I-58		
32		204K奥玉002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1日 I-416		
33		204K奥玉003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I-418		
34		204D奥玉001	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-05175		
35		204D奥玉002	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-05176		
36		204D奥玉003	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I-05177		
37	奥玉	204D奥玉004	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-05178	玉市民センター 玉野商工高等学校	
38		204D奥玉005	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-5179		
39		204D奥玉006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I-05180		
40		204D奥玉007	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日 I-05181		
41		204D奥玉008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I-05191		
42		204D奥玉009	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-05192		
43		204D奥玉010	土石流	○	×(該当無)	平成 25年 3月 8日 III-05190		
44		204K御崎001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1日 I-438		
45	御崎	204D御崎001	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-5236	日比市民センター 第二日比小学校 御崎シーサイド集会所	
46		204D御崎002	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-05237		
47		204D御崎003	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I-5238		
48	梶岡	204J梶岡001	地滑り	○	—	平成 27年 3月 3日 3	東児市民センター、胸上小学校	
49		204D上山坂001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II-05038		
50		204D上山坂002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II-05125		
51	上山坂	204D上山坂003	土石流	○	×(対象外)	平成 26年 2月 14日 III-05040	東児市民センター 東児中学校 鉢立公民館	
52		204D上山坂004	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 III-05041		
53		204J上山坂001	地滑り	○	—	平成 27年 3月 3日 4		
54		204K北方001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I-24(隣接)		
55		204K北方002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I-24-1		
56		204K北方003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I-24-2		
57	北方	204D北方001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 I-05134	鉢立公民館	
58		204D北方002	土石流	○	—	平成 25年 3月 8日 I-05129	東児中学校	
59		204D北方003	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 2月 14日 II-05127		
60		204D北方004	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II-05128		

玉野市地域防災計画

第2章 資料集 第1節 危険箇所等

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所	
61	後閑	204K後閑001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	I-392		
62		204K後閑002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	III-34		
63		204D後閑001	土石流	○	○	令和元年7月30日	I-05082		
64		204D後閑002	土石流	○	×	(該当無)	平成25年3月8日	I-05111	
65		204D後閑003	土石流	○	×	(該当無)	平成25年3月8日	I-05112	
66		204D後閑004	土石流	○	×	(該当無)	平成25年3月8日	I-05114	
67		204D後閑005	土石流	○	×	(該当無)	平成26年2月14日	II-05110	
68		204D後閑006	土石流	○	○	令和元年7月30日	III-05115		
69	小島地	204K小島地001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年9月29日	I-394		
70		204K小島地002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年9月29日	II-114		
71		204D小島地001	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5001		
72		204D小島地002	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5002		
73		204D小島地003	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5003	莊内市民センター	
74		204D小島地004	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5004	莊内中学校	
75		204D小島地005	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5005	莊内小学校	
76		204D小島地006	土石流	○	○	令和2年9月29日	I-5009		
77		204D小島地007	土石流	○	○	令和2年9月29日	II-05006		
78		204D小島地008	土石流	○	—	平成25年3月8日	II-05007		
79		204D小島地009	土石流	○	○	令和2年9月29日	II-05008		
80	渋川	204K渋川001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	I-440		
81		204K渋川002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	I-441		
82		204K渋川003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成21年9月1日	I-442		
83		204K渋川004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	I-2117		
84		204K渋川005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	渋川1丁目		
85		204K渋川006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	II-118		
86		204K渋川007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	III-40		
87		204K渋川008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月30日	III-41		
88		204D渋川001	土石流	○	○	令和元年7月30日	I-05214	日比市民センター	
89		204D渋川002	土石流	○	×	(該当無)	平成21年9月1日	II-05215	第二日比小学校
90	田井	204D渋川003	土石流	○	×	(該当無)	平成21年9月1日	I-05216	
91		204D渋川004	土石流	○	○	令和元年7月30日	I-05217		
92		204D渋川005	土石流	○	×	(該当無)	平成21年9月1日	I-5218	
93		204D渋川006	土石流	○	○	令和元年7月30日	I-05219		
94		204D渋川007	土石流	○	×	(該当無)	平成21年9月1日	I-5220	
95		204D渋川008	土石流	○	×	(該当無)	平成21年9月1日	I-05221	
96		204D渋川009	土石流	○	○	令和元年7月30日	瓶割川		
97		204D渋川010	土石流	○	×	(該当無)	平成26年2月14日	III-05212	
98	田井	204K田井001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-0395		
99		204K田井002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-0396		
100		204K田井003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-0397		
101		204K田井004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-0398		
102		204K田井005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-0399		
103		204K田井006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	田井2丁目		
104		204K田井007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-0108		
105		204D田井001	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05097		
106		204D田井002	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05098		
107		204D田井003	土石流	○	×	(該当無)	平成24年2月28日	I-05099	
108		204D田井004	土石流	○	×	(該当無)	平成24年2月28日	I-05100	
109		204D田井005	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05088	田井市民センター	
110		204D田井006	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05093	田井小学校	
111		204D田井007	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05094	深山センターハウス	
112		204D田井008	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05095		
113		204D田井009	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05096		
114		204D田井010	土石流	○	×	(該当無)	平成25年3月8日	I-05118	
115		204D田井011	土石流	○	×	(該当無)	平成25年3月8日	I-05120	
116		204D田井012	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05121		
117		204D田井013	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05122		
118		204D田井014	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-05123		
119		204D田井015	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-05090		
120		204D田井016	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-05101		
121		204D田井017	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-05119		
122		204D田井018	土石流	○	○	平成30年3月30日	III-05092		
123		204D田井019	土石流	○	○	平成30年3月30日	III-05117		

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所
124	滝	204K滝001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -401		
125		204K滝002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -402		
126		204K滝003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -403-1		
127		204K滝004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -403-2		
128		204K滝005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 II -115		
129		204K滝006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 III -37		
130		204K滝007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 III -38		
131		204K滝008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 III -39		
132		204K滝009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -404-2		
133		204D滝001	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 I -05137		
134		204D滝002	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05139-1		
135		204D滝003	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 I -05139-2	庄内市民センター	
136		204D滝004	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05146	庄内中学校	
137		204D滝005	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 I -05150	庄内小学校	
138		204D滝006	土石流	○	×(該当無)	平成 25年 3月 8日 I -05153-1		
139		204D滝007	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05153-2		
140		204D滝008	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05153-3		
141		204D滝009	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05147		
142		204D滝010	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05148		
143		204D滝011	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05151		
144		204D滝012	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05154		
145		204D滝013	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05155		
146		204D滝014	土石流	○	-	平成 26年 2月 14日 III -05143		
147		204D滝015	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05144		
148		204D滝016	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05149		
149	玉	204K玉001	急傾斜地の崩壊	○	-	平成 21年 9月 1日 I -55		
150		204K玉002	急傾斜地の崩壊	○	-	平成 21年 9月 1日 I -56		
151		204K玉003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -57		
152		204K玉004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -417		
153		204K玉005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -419		
154		204K玉006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0423	玉市民センター レクレセンター	
155		204K玉007	急傾斜地の崩壊	○	-	平成 21年 9月 1日 I -424	玉野商工高等学校	
156		204K玉008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -2113		
157		204K玉009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -2114		
158		204K玉010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 玉1丁目		
159		204D玉001	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05193		
160		204D玉002	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05194		
161	玉3丁目	204K玉3丁目001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 III -43		
162		204K玉3丁目002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 玉3丁目(B)	玉市民センター レクレセンター	
163		204D玉3丁目001	土石流	○	×(該当無)	平成 18年 3月 20日 II -05195-1	玉野商工高等学校	
164		204D玉3丁目002	土石流	○	○	平成 18年 3月 20日 II -05195-2		
165	玉原	204K玉原001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -426		
166		204K玉原002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -427		
167		204D玉原001	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I -05170		
168		204D玉原002	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日 I -05174	玉原市民センター 玉原小学校	
169		204D玉原003	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I -05201	玉原ニュータウン集会所	
170		204D玉原004	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I -5202		
171		204D玉原005	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05203		
172		204D玉原006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05204		
173		204D玉原007	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5173		
174	築港	204K築港001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -27		
175		204K築港002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -51		
176		204K築港003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -405		
177		204K築港004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -406		
178		204K築港005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -407		
179		204K築港006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -412	競輪場（日の出会館）	
180		204K築港007	急傾斜地の崩壊	○	-	平成 20年 3月 28日 I -413	築港公民館	
181		204K築港008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -2110	宇野中学校	
182		204K築港009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -2111		
183		204K築港010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日 I -2112		
184		204D築港001	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05185		
185		204D築港002	土石流	○	×(該当無)	平成 20年 3月 28日 I -5186		
186		204D築港003	土石流	○	×(該当無)	平成 20年 3月 28日 I -5187		

玉野市地域防災計画

第2章 資料集 第1節 危険箇所等

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所
187	槌ヶ原	204K槌ヶ原001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -388		
188		204K槌ヶ原002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -2108		
189		204K槌ヶ原003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 II -113		
190		204D槌ヶ原001	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5046		
191		204D槌ヶ原002	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5050		
192		204D槌ヶ原003	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -5052		
193		204D槌ヶ原004	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5054		
194		204D槌ヶ原005	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5083	庄内市民センター	
195		204D槌ヶ原006	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -5084	庄内中学校	
196		204D槌ヶ原007	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5085	庄内小学校	
197		204D槌ヶ原008	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5086		
198		204D槌ヶ原009	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5087		
199		204D槌ヶ原010	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 I -05049		
200		204D槌ヶ原011	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 II -05051		
201		204D槌ヶ原012	土石流	○	-	平成 25年 3月 8日 II -05053		
202		204D槌ヶ原013	土石流	○	-	平成 26年 2月 14日 III -05047		
203	永井	204K永井001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -404-1		
204		204K永井003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 III -36		
205		204D永井001	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05138-1	庄内市民センター	
206		204D永井002	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05138-2	庄内中学校	
207		204D永井003	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05138-3	庄内小学校	
208		204D永井004	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05152		
209		204D永井005	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05142		
210	長尾	204D長尾001	土石流	○	×	(該当無) 平成 23年 3月 25日 I -5166		
211		204D長尾002	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -5167		
212		204D長尾003	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5168		
213		204D長尾004	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05169		
214		204D長尾005	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05172	庄内市民センター	
215		204D長尾006	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05171	庄内小学校	
216		204D長尾007	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05157	庄内中学校	
217		204D長尾008	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05162		
218		204D長尾009	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05158		
219		204D長尾010	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 III -05161		
220	西田井地	204K西田井地001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -383		
221		204D西田井地001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05035	東児市民センター	
222		204D西田井地002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05036	胸上小学校	
223		204D西田井地003	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 III -05034		
224	沼	204K沼001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -393	山田中学校	
225		204D沼001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05116	後閑小学校	
226	迫間	204K迫間001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -25		
227		204K迫間002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -2109-1		
228		204K迫間003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 9月 29日 I -2109-2		
229		204D迫間001	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -5042		
230		204D迫間002	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5043	迫間公民館	
231		204D迫間003	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5044	庄内市民センター	
232		204D迫間004	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5045	庄内小学校	
233		204D迫間005	土石流	○	-	平成 23年 3月 25日 I -5165	庄内中学校	
234		204D迫間006	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 II -05124		
235	八浜町 大崎	204K八浜町大崎001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -2106-1		
236		204K八浜町大崎002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -2106-2		
237		204K八浜町大崎003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0109		
238		204K八浜町大崎004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0110		
239		204K八浜町大崎005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0112		
240		204K八浜町大崎006	急傾斜地の崩壊	○	×	(該当無) 平成 25年 3月 8日 I -2107		
241		204D八浜町大崎001	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05056		
242		204D八浜町大崎002	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05057		
243		204D八浜町大崎003	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05058		
244		204D八浜町大崎004	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05059		
245		204D八浜町大崎005	土石流	○	×	(該当無) 平成 24年 2月 28日 I -05060		
246		204D八浜町大崎006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05061	大崎小学校	
247		204D八浜町大崎007	土石流	○	×	(該当無) 平成 24年 2月 28日 I -05062		
248		204D八浜町大崎008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05063-1		
249		204D八浜町大崎009	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05063-2		
250		204D八浜町大崎010	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05064		
251		204D八浜町大崎011	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05066		
252		204D八浜町大崎012	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05067		
253		204D八浜町大崎013	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05068		
254		204D八浜町大崎014	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05069		
255		204D八浜町大崎015	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05070		
256		204D八浜町大崎016	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05071		
257		204D八浜町大崎017	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III -05065		

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所
258	八浜町 波知	204K八浜町波知001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0380(1)		
259		204K八浜町波知002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0380(2)		
260		204D八浜町波知001	土石流	○	×(該当無)	平成 24年 2月 28日 I -05023		
261		204D八浜町波知002	土石流	○	×(該当無)	平成 24年 2月 28日 I -05024		
262		204D八浜町波知003	土石流	○	×(該当無)	平成 24年 2月 28日 I -05025		
263		204D八浜町波知004	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05026		
264		204D八浜町波知005	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05027	八浜市民センター 八浜中学校	
265		204D八浜町波知006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05028		
266		204D八浜町波知007	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05029		
267		204D八浜町波知008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05030		
268		204D八浜町波知009	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05080		
269		204D八浜町波知010	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05081		
270		204D八浜町波知011	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05031		
271	八浜町 八浜	204K八浜町八浜001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0381		
272		204K八浜町八浜002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0106		
273		204K八浜町八浜003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0107		
274		204D八浜町八浜001	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05074		
275		204D八浜町八浜002	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05072		
276		204D八浜町八浜003	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05073		
277		204D八浜町八浜004	土石流	○	×(該当無)	平成 24年 2月 28日 II -05077		
278		204D八浜町八浜005	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05079		
279		204D八浜町八浜006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05075-1		
280		204D八浜町八浜007	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05075-2	八浜市民センター 八浜中学校	
281		204D八浜町八浜008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05076-1		
282		204D八浜町八浜009	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05076-2		
283		204D八浜町八浜010	土石流	○	×(該当無)	平成 24年 2月 28日 III-05076-3		
284		204D八浜町八浜011	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05078-1		
285		204D八浜町八浜012	土石流	○	○	×(該当無) 平成 24年 2月 28日 III-05078-2		
286		204D八浜町八浜013	土石流	○	○	×(該当無) 平成 24年 2月 28日 III-05078-3		
287		204D八浜町八浜014	土石流	○	○	×(該当無) 平成 24年 2月 28日 III-05078-4		
288		204D八浜町八浜015	土石流	○	○	×(該当無) 平成 24年 2月 28日 III-05078-5		
289		204D八浜町八浜016	土石流	○	○	×(該当無) 平成 24年 2月 28日 III-05078-6		
290	八浜町 見石	204K八浜町見石001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23年 3月 25日 I -377-1		
291		204K八浜町見石002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23年 3月 25日 I -377-2		
292		204K八浜町見石003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0378		
293		204K八浜町見石004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 II -0105		
294		204K八浜町見石005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 III-0033		
295		204D八浜町見石001	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05016-1		
296		204D八浜町見石002	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 I -05016-2	八浜市民センター 八浜中学校	
297		204D八浜町見石003	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05017		
298		204D八浜町見石004	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 II -05022		
299		204D八浜町見石005	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05018		
300		204D八浜町見石006	土石流	○	×(対象外)	平成 26年 2月 14日 III-05019		
301		204D八浜町見石007	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 2月 14日 III-05020		
302		204D八浜町見石008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30日 III-05021		
303	羽根崎町	204K羽根崎町001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30日 I -0437	日比市民センター、第二日比小学校	
304	番田	204K番田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -379		
305		204D番田001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05130	鉢立公民館	
306		204D番田002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05131	東児中学校	
307		204D番田003	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05132	東児市民センター	
308		204D番田004	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 III-05133		
309	東田井地	204D東田井地001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 I -05037	東児市民センター	
310		204D東田井地002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 III-05039	胸上小学校	
311	日比	204K日比001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -29		
312		204K日比002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -436		
313		204K日比003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -443		
314		204K日比004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1日 I -444		
315		204K日比005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1日 I -445		
316		204K日比006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -2118		
317		204K日比007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -2119		
318		204K日比008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 I -2120		
319		204K日比009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 III-42	日比市民センター 第二日比小学校	
320		204K日比010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30日 日比4丁目		
321		204D日比001	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I -5222		
322		204D日比002	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 9月 1日 I -5224		
323		204D日比003	土石流	○	—	平成 21年 9月 1日 I -5228		
324		204D日比004	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 2月 14日 II -05226		
325		204D日比005	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 II -05227		
326		204D日比006	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 2月 14日 II -05229		
327		204D日比007	土石流	○	○	令和 元年 7月 30日 III-05225		
328	広岡	204D広岡001	土石流	○	○	令和 2年 9月 29日 I -05164	莊内市民センター、莊内中学校	

玉野市地域防災計画

第2章 資料集 第1節 危険箇所等

第2章

資料集

番号	地区名	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	特別 警戒区域	公示日	基礎調査箇所	主な避難所	
329	向日比	204D深井町001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	III-05239	第一向日比コミュニティハウス 第二日比小学校、日比市民センター	
330		204K向日比001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -30		
331		204K向日比002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -439	日比市民センター	
332		204K向日比003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -446	第一向日比コミュニティハウス 向日比コミュニティハウス	
333		204K向日比004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	向日比②	第二日比小学校	
334		204K向日比005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	向日比③		
335	胸上	204K胸上001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -384		
336		204K胸上002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -385	東児市民センター 胸上小学校	
337		204D胸上001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -05135		
338		204D胸上002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -05136		
339	木目	204D木目001	土石流	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -5010(1)		
340		204D木目002	土石流	○	○	令和 2年 9月 29 日	I -5010-2	莊内市民センター	
341		204D木目003	土石流	○	○	令和 2年 9月 29 日	I -5011	莊内中学校	
342		204D木目004	土石流	○	○	令和 2年 9月 29 日	I -5012	莊内小学校	
343	用吉	204D用吉001	土石流	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -5013		
344		204D用吉002	土石流	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -5014(1)	莊内市民センター	
345		204D用吉003	土石流	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -5014(2)	莊内中学校	
346		204D用吉004	土石流	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -5015	莊内小学校	
347	山田	204K山田001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -382-1		
348		204K山田002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23年 3月 25 日	I -382-2		
349		204K山田003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	II -111		
350		204D山田001	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -05113-1		
351		204D山田002	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -05113-2		
352		204D山田003	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	II -05032		
353	和田	204D山田004	土石流	○	×	(対象外)	平成 26年 2月 14 日	II -05033	
354		204D山田005	土石流	○	○	令和 元年 7月 30 日	II -05108		
355		204D山田006	土石流	○	×	(該当無)	平成 26年 2月 14 日	II -05109	
356		204K和田001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -28		
357		204K和田002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1 日	I -430		
358		204K和田003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1 日	I -431		
359	和田	204K和田004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1 日	I -432		
360		204K和田005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -433		
361		204K和田006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21年 9月 1 日	I -434		
362		204K和田007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -435		
363		204K和田008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 3月 30 日	I -2115		
364		204K和田009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	I -2116		
365	和田	204K和田010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	和田3丁目・ 御崎1丁目(1)		
366		204K和田011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	和田3丁目・ 御崎1丁目(2)		
367		204K和田012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	II -116		
368		204K和田013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 7月 30 日	II -117		
369		204D和田001	土石流	○	×	(該当無)	平成 21年 9月 1 日	I -05196	
370		204D和田002	土石流	○	×	(該当無)	平成 21年 9月 1 日	I -05197	
371	和田	204D和田003	土石流	○	○	令和 3年 3月 30 日	I -05198		
372		204D和田004	土石流	○	×	(該当無)	平成 21年 9月 1 日	I -05199	
373		204D和田005	土石流	○	×	(該当無)	平成 21年 9月 1 日	I -05200	
374		204D和田006	土石流	○	○	令和 3年 3月 30 日	I -05230		
375		204D和田007	土石流	○	○	令和 3年 3月 30 日	I -05231		
376		204D和田008	土石流	○	○	令和 3年 3月 30 日	I -05232		
377	和田	204D和田009	土石流	○	×	(該当無)	平成 21年 9月 1 日	I -05234	
378		204D和田010	土石流	○	×	(該当無)	平成 25年 3月 8 日	II -05235	

玉野市	急傾斜地	土石流	地滑り	計				
	警戒区域	内特別 警戒区域	内特別 警戒区域	警戒区域	内特別 警戒区域			
	138	119	238	143	2	0	378	262

2 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
1	備前	204-001-001	石島	玉野市	石島	3625	有
2	備前	204-001-002	惣の奥	玉野市	石島		無
3	備前	204-001-003	西ノ奥	玉野市	石島	西ノ奥	無
4	備前	204-001-004	川向	玉野市	石島	川向	無
5	備前	204-002-001	常山	玉野市	宇藤木	妙見堂	有
6	備前	204-003-001	宇野4丁目	玉野市	宇野	4丁目	有
7	備前	204-003-002	中山	玉野市	宇野	2丁目	有
8	備前	204-003-003	宇野8丁目	玉野市	宇野	8丁目	無
9	備前	204-003-004	湯原	玉野市	宇野	7丁目	無
10	備前	204-003-005	宇野7丁目東	玉野市	宇野	7丁目	無
11	備前	204-003-006	宇野5丁目	玉野市	宇野	5丁目	有
12	備前	204-003-007	宇野2丁目	玉野市	宇野	2丁目	無
13	備前	204-003-008	磯辺	玉野市	宇野	7丁目	無
14	備前	204-003-009	本村	玉野市	宇野	7丁目	無
15	備前	204-003-010	宇野4丁目西	玉野市	宇野	4丁目	有
16	備前	204-003-011	宇野7丁目	玉野市	宇野	7丁目	無
17	備前	204-003-012	宇野8丁目	玉野市	宇野	8丁目	有
18	備前	204-004-001	観音山	玉野市	大藪	観音山	無
19	備前	204-005-001	奥玉2丁目	玉野市	奥玉	2丁目	有
20	備前	204-005-002	志池下	玉野市	奥玉	3丁目	無
21	備前	204-005-003	奥玉1丁目	玉野市	奥玉	1丁目	無
22	備前	204-005-004	奥玉3丁目	玉野市	奥玉	3丁目	有
23	備前	204-005-005	奥玉東	玉野市	奥玉1丁目		有
24	備前	204-008-001	房主谷	玉野市	上山坂	房主谷	有
25	備前	204-008-002	水口	玉野市	上山坂	水口	無
26	備前	204-011-001	古浜	玉野市	後閑	古浜	無
27	備前	204-011-002	広畠	玉野市	後閑	広畠	無
28	備前	204-011-003	後閑	玉野市	後閑	八幡	有
29	備前	204-011-004	出崎	玉野市	後閑		無
30	備前	204-012-001	矢出	玉野市	渋川	4丁目	有
31	備前	204-012-002	渋川4丁目	玉野市	渋川	4丁目	無
32	備前	204-012-003	渋川1丁目	玉野市	渋川	1丁目	有

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
33	備前	204-012-004	渋川2丁目	玉野市	渋川	2丁目	無
34	備前	204-012-005	渋川1丁目	玉野市	渋川	1丁目	有
35	備前	204-015-001	伊達池上	玉野市	田井	2丁目	無
36	備前	204-015-003	田井5丁目	玉野市	田井	5丁目	無
37	備前	204-015-004	田井1丁目	玉野市	田井	1丁目	有
38	備前	204-015-005	段山	玉野市	田井	段山	有
39	備前	204-015-006	三軒屋	玉野市	田井	三軒屋	無
40	備前	204-016-001	滝	玉野市	滝	宮ノ内	無
41	備前	204-016-002	滝(A)	玉野市	滝	堀内	有
42	備前	204-016-003	滝(B)	玉野市	滝	堀内	有
43	備前	204-017-001	玉4丁目	玉野市	玉	4丁目	無
44	備前	204-017-002	玉3丁目	玉野市	玉	3丁目	有
45	備前	204-017-003	大仙山	玉野市	玉	1丁目	無
46	備前	204-017-004	玉1丁目	玉野市	玉	1丁目	有
47	備前	204-017-005	玉5丁目	玉野市	玉	5丁目	無
48	備前	204-017-006	玉3丁目(A)	玉野市	玉	3丁目	有
49	備前	204-017-007	玉3丁目(B)	玉野市	玉	3丁目	有
50	備前	204-017-008	玉1丁目	玉野市	玉	1丁目	有
51	備前	204-017-009	玉3丁目(16)	玉野市	玉	3丁目	有
52	備前	204-018-001	玉原1丁目	玉野市	玉原	1丁目	無
53	備前	204-018-002	玉原2丁目	玉野市	玉原	2丁目	無
54	備前	204-019-001	築港3丁目	玉野市	築港	3丁目	有
55	備前	204-019-002	西小浦	玉野市	築港	西小浦	無
56	備前	204-019-003	高辺南	玉野市	築港	高辺	有
57	備前	204-019-004	日ノ出	玉野市	築港	日ノ出	有
58	備前	204-019-005	広田町南	玉野市	築港	広田町	無
59	備前	204-019-006	広田町北	玉野市	築港	広田町	有
60	備前	204-019-007	築港2丁目	玉野市	築港	2丁目	有
61	備前	204-019-008	山手町	玉野市	築港	山手仲町	無
62	備前	204-019-009	山手仲町	玉野市	築港	1丁目	無
63	備前	204-019-010	築港3丁目	玉野市	築港	3丁目	無
64	備前	204-019-011	築港3丁目(B)	玉野市	築港	3丁目	有
65	備前	204-019-012	先丁場	玉野市	築港4丁目	先丁場	有
66	備前	204-019-013	築港5丁目	玉野市	築港	5丁目	有

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
67	備前	204-019-014	広瀬	玉野市	築港3丁目	広瀬	無
68	備前	204-020-001	葛山	玉野市	梶ヶ原	秀天	有
69	備前	204-020-002	横田	玉野市	梶ヶ原	横田	有
70	備前	204-021-001	永井	玉野市	永井	西ノ奥	無
71	備前	204-021-002	永井	玉野市	永井	原	有
72	備前	204-022-001	長尾	玉野市	長尾	中山	無
73	備前	204-022-002	長尾	玉野市	長尾	北谷	有
74	備前	204-025-001	迫間（上谷）	玉野市	迫間	上谷	有
75	備前	204-026-001	八浜	玉野市	八浜町大崎	八浜	無
76	備前	204-026-002	八浜	玉野市	八浜町大崎	八浜	無
77	備前	204-027-001	向磯	玉野市	八浜町波知	波知	無
78	備前	204-027-002	広木	玉野市	八浜町波知	広木	無
79	備前	204-028-001	八浜	玉野市	八浜町八浜	八浜	有
80	備前	204-028-002	奥	玉野市	八浜町八浜	奥	無
81	備前	204-028-003	奥	玉野市	八浜町八浜	奥	無
82	備前	204-029-001	歌見	玉野市	八浜町見石	見石	無
83	備前	204-029-002	碁石	玉野市	八浜町見石	碁石	無
84	備前	204-031-001	三蔵院	玉野市	番田		無
85	備前	204-037-001	日比4丁目	玉野市	日比	4丁目	有
86	備前	204-037-002	日比6丁目	玉野市	日比	6丁目	有
87	備前	204-037-003	大谷南	玉野市	日比	大谷	有
88	備前	204-037-004	大谷北	玉野市	日比	大谷	有
89	備前	204-037-005	和田4丁目	玉野市	和田	和田	有
90	備前	204-037-006	羽根崎町	玉野市	羽根崎町	羽根崎町	無
91	備前	204-037-007	日比6丁目	玉野市	日比	6丁目	無
92	備前	204-037-008	日比2丁目	玉野市	日比	2丁目	有
93	備前	204-037-009	日比6丁目	玉野市	日比	6丁目	有
94	備前	204-042-001	地蔵山	玉野市	向日比	地蔵山	有
95	備前	204-042-002	向日比1丁目	玉野市	向日比	1丁目	有
96	備前	204-043-001	胸上	玉野市	胸上	城山	無
97	備前	204-044-001	木目	玉野市	木目		無
98	備前	204-045-001	舟元	玉野市	用吉	舟元	有
99	備前	204-046-001	天満山	玉野市	山田		無
100	備前	204-046-002	白石	玉野市	山田		無

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
101	備前	204-046-003	山田南	玉野市	山田		無
102	備前	204-047-001	和田2丁目	玉野市	和田	2丁目	無
103	備前	204-047-002	御崎	玉野市	和田	3丁目	無
104	備前	204-047-003	和田1丁目	玉野市	和田	1丁目	無
105	備前	204-047-004	日比中学校裏	玉野市	和田	4丁目	有
106	備前	204-047-005	和田7丁目	玉野市	和田7丁目		有

3 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
1	備前	204-001-001	石島	玉野市	石島	芦之浦	有
2	備前	204-003-001	宇野4丁目	玉野市	宇野	4丁目	有
3	備前	204-003-002	宇野8丁目	玉野市	宇野	8丁目	無
4	備前	204-003-003	宇野7丁目	玉野市	宇野	7丁目	無
5	備前	204-003-004	宇野7丁目	玉野市	宇野	7丁目	有
6	備前	204-005-001	奥玉3丁目	玉野市	奥玉	3丁目	有
7	備前	204-005-002	奥玉1丁目西	玉野市	奥玉	1丁目	有
8	備前	204-005-003	奥玉1丁目	玉野市	奥玉	1丁目	有
9	備前	204-005-004	奥玉1丁目東	玉野市	奥玉	1丁目	有
10	備前	204-005-005	奥玉2丁目	玉野市	奥玉	2丁目	有
11	備前	204-008-001	上山坂	玉野市	上山坂	長谷	有
12	備前	204-009-001	新池上	玉野市	北方	新池上	有
13	備前	204-009-002	畠東	玉野市	北方	東畠	有
14	備前	204-009-003	中畠	玉野市	北方	中畠	有
15	備前	204-011-001	後閑1	玉野市	後閑		無
16	備前	204-011-002	後閑2	玉野市	後閑		無
17	備前	204-012-001	下道	玉野市	渋川	下道	無
18	備前	204-012-002	渋川1丁目	玉野市	渋川	1丁目	有
19	備前	204-012-003	渋川3丁目	玉野市	渋川	3丁目	有
20	備前	204-012-004	矢出鼻	玉野市	渋川	4丁目	有
21	備前	204-012-006	渋川4丁目北	玉野市	渋川	4丁目	有
22	備前	204-012-005	渋川1丁目	玉野市	渋川	1丁目	無
23	備前	204-015-001	田井2丁目	玉野市	田井	2丁目	有
24	備前	204-015-003	深山-4	玉野市	田井	2丁目	有
25	備前	204-015-005	慈照院	玉野市	田井	5丁目	無
26	備前	204-015-006	八幡宮	玉野市	田井	5丁目	無
27	備前	204-016-001	乗越	玉野市	滝	乗越	有
28	備前	204-016-002	広畠	玉野市	滝	広畠	有
29	備前	204-016-003	原	玉野市	滝	原	有
30	備前	204-016-004	井指	玉野市	滝	井指	有
31	備前	204-016-005	井指北	玉野市	滝	井指	有
32	備前	204-016-006	早滝比 神社	玉野市	滝	宮ノ内	有

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
33	備前	204-016-007	正蔵院	玉野市	滝	井脂	有
34	備前	204-016-008	広畠東	玉野市	滝	広畠	有
35	備前	204-016-009	切池	玉野市	滝	切池 1613-1	有
36	備前	204-017-001	玉3丁目	玉野市	玉	3丁目	有
37	備前	204-017-002	里上	玉野市	玉	4丁目	有
38	備前	204-017-003	小池東	玉野市	玉	小池	無
39	備前	204-017-004	小池西	玉野市	玉	小池	有
40	備前	204-017-005	玉2丁目	玉野市	玉	2丁目	有
41	備前	204-017-006	間汐	玉野市	玉	間汐	有
42	備前	204-017-007	玉4丁目	玉野市	玉	4丁目	無
43	備前	204-018-001	大池内北	玉野市	玉原	大池内	有
44	備前	204-018-002	大池内南	玉野市	玉原	大内池	有
45	備前	204-018-003	野関	玉野市	玉原	野関	有
46	備前	204-018-004	炭造	玉野市	玉原	炭造	有
47	備前	204-018-010	玉原1丁目	玉野市	玉原	1丁目	有
48	備前	204-018-005	玉原1丁目南	玉野市	玉原	1丁目	無
49	備前	204-018-007	玉原2丁目1	玉野市	玉原	2丁目	有
50	備前	204-018-008	玉原2丁目2	玉野市	玉原	2丁目	有
51	備前	204-018-009	玉原2丁目3	玉野市	玉原	2丁目	有
52	備前	204-019-001	築港3丁目	玉野市	築港	3丁目	無
53	備前	204-019-002	築港3丁目	玉野市	築港	3丁目	無
54	備前	204-020-001	中谷池	玉野市	槌ヶ原	中谷池	有
55	備前	204-020-002	東谷池	玉野市	槌ヶ原	東谷池	有
56	備前	204-020-003	角作池	玉野市	槌ヶ原	角作池	有
57	備前	204-021-001	木曾奥	玉野市	永井	木曾奥	有
58	備前	204-021-002	市谷	玉野市	永井	市谷	有
59	備前	204-021-003	深サコ	玉野市	永井	深サコ	有
60	備前	204-021-004	七曲	玉野市	永井	曲	有
61	備前	204-021-005	招谷	玉野市	永井	招谷	有
62	備前	204-021-006	狸谷	玉野市	永井	狸谷	有
63	備前	204-021-007	永井	玉野市	永井	狸谷	有
64	備前	204-021-008	招谷東	玉野市	永井	招谷	有
65	備前	204-021-009	足山	玉野市	永井	足山	有
66	備前	204-021-010	竹樋	玉野市	永井	竹樋	有

No	県民局	危険地区 番号	地区名	位 置			保安林 の指定
				市町村	大字	字	
67	備前	204-021-011	足山（西）	玉野市	永井	足山 2626-1	有
68	備前	204-022-001	岡ノ上	玉野市	長尾	岡ノ上	有
69	備前	204-025-001	角坂	玉野市	迫間	角坂	有
70	備前	204-025-002	鳴滝	玉野市	迫間	鳴滝	有
71	備前	204-025-003	奥ヶ市	玉野市	迫間	奥ヶ市	有
72	備前	204-025-004	迫間	玉野市	迫間	打越	有
73	備前	204-025-005	迫間（上谷）	玉野市	迫間	上谷	有
74	備前	204-026-006	東奥ヶ市	玉野市	迫間	東奥ヶ市	有
75	備前	204-026-007	迫間起	玉野市	迫間	迫間起	有
76	備前	204-026-008	東奥ヶ市	玉野市	迫間	東奥ヶ市	有
77	備前	204-027-001	波知	玉野市	八浜町波知		無
78	備前	204-031-001	番田	玉野市	番田	奥池	有
79	備前	204-031-002	焼山	玉野市	番田	焼山	有
80	備前	204-037-001	日比2丁目	玉野市	日比	2丁目	有
81	備前	204-037-002	地蔵山	玉野市	日比	6丁目	有
82	備前	204-037-004	瓶割池	玉野市	日比	7丁目	無
83	備前	204-044-001	矢止奥	玉野市	木目	城古狸	無
84	備前	204-044-002	奥池の上	玉野市	木目	鬼入道	有
85	備前	204-046-001	山田	玉野市	山田		無
86	備前	204-047-001	和田6丁目東	玉野市	和田	6丁目	無
87	備前	204-047-002	和田1丁目東	玉野市	和田	1丁目	有
88	備前	204-047-003	和田1丁目	玉野市	和田	1丁目	有
89	備前	204-047-004	和田1丁目	玉野市	和田	1丁目	有
90	備前	204-047-005	和田2丁目	玉野市	和田	2丁目	有
91	備前	204-047-006	和田6丁目西	玉野市	和田	6丁目	無
92	備前	204-047-007	和田4丁目	玉野市	和田	4丁目	有
93	備前	204-047-008	和田3丁目	玉野市	和田	3丁目	有
94	備前	204-047-009	和田7丁目	玉野市	和田7丁目	二ノ井手	有
95	備前	204-047-010	和田7丁目北	玉野市	和田7丁目	二ノ井手 802-9	無
96	備前	204-047-011	和田7丁目中	玉野市	和田7丁目	二ノ井手 807-9	有
97	備前	204-047-012	和田7丁目（南）	玉野市	和田7丁目	二ノ井手 802-8	有
98	備前	204-047-013	和田7丁目西	玉野市	和田	二ノ井手 790	有
99	備前	204-047-014	和田4丁目南	玉野市	和田	4丁目	無

4 急傾斜地崩壊危険区域（岡山県指定）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

所管事務所名	市町村名	旧市町村名	大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号
備前県民局	玉野市	玉野市	宇野	池之浦	H22. 7. 2	県00502
				宇野二丁目	S61. 2. 27	県00135
					H5. 1. 29	県00051
			虎所	S59. 3. 31	県00353	
				H9. 10. 24	県00643	
			坂口	S62. 3. 23	県00284	
			小浦	S57. 3. 31	県00362	
				H1. 3. 31	県00356	
			大藤井	H8. 2. 23	県00126	
				H17. 4. 22	県00329	
			藤井	S51. 2. 27	県00150	
			藤井北	H5. 1. 29	県00051	
			宇野・築港	西小浦	S62. 3. 23	県00284
					H5. 1. 29	県00051
			大藪	浜ノ尾	H1. 3. 31	県00356
			玉	釜屋床	S61. 2. 27	県00135
				大聖寺	S51. 2. 27	県00150
				南向	S61. 3. 18	県00230
				沖割	H21. 3. 13	県00130
			八浜町見石	宮山	H6. 11. 25	県00751
			八浜町大崎	西硯井	H13. 3. 30	県00173
			羽根崎町	羽根崎	H5. 1. 29	県00051
					H8. 2. 23	県00126
					H17. 5. 24	県00367
			奥玉	奥玉2丁目	S52. 2. 25	県00127
			御崎・羽根崎町	御崎一丁目	H18. 8. 1	県00429
			山田	上山田	H5. 1. 29	県00051
			渋川	渋川	H17. 6. 24	県00417
			築港	広瀬	S61. 2. 27	県00135
				長崎	S51. 2. 27	県00150
			日比	四軒屋	S49. 3. 30	県00317
				日比	S47. 8. 18	県00818
			和田	山崎	H12. 9. 29	県00516
				西日田	S62. 3. 23	県00284
				東日田	H4. 4. 24	県00338
				和田四丁目	H12. 7. 11	県00413
				円山	H24. 12. 14	県00743

5 砂防指定地（法律指定箇所）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

水系級	水系名	渓流名	所管局	告示年月日	告示番号	大字
二級	鴨川	ウツキ原川	備前県民局	S24. 10. 25	建00869	滝
〃	〃	芋尺川	〃	S24. 2. 18	建00109	長尾
〃	〃	宗津川	〃	S53. 7. 18	建01199	梶ヶ原
〃	〃	鐘鑄場川	〃	S27. 9. 17	建01226	滝
〃	〃	深谷川	〃	S27. 9. 17	建01226	長尾
〃	〃	菅井谷川	〃	S25. 4. 24	建00267	長尾
〃	〃	滝川	〃	S18. 2. 18	内00095	滝
〃	〃	〃	〃	S50. 5. 2	建00818	滝
〃	〃	天王谷川	〃	S31. 11. 10	建01782	玉
〃	〃	平田川	〃	S24. 2. 18	建00109	迫間、長尾
〃	長谷川	岡川	〃	S39. 1. 18	建00052	北方
〃	〃	長谷川	〃	S28. 1. 26	建00082	上山坂
〃	〃	福谷川	〃	S34. 10. 29	建02162	上山坂
〃	〃	和田川	〃	S39. 1. 18	建00052	北方
〃	庄田川	庄田川	〃	S57. 3. 13	建00411	八浜
その他		歌見川	〃	S56. 4. 30	建00955	八浜
〃		笠掛川	〃	S39. 1. 18	建00052	梶岡
〃		玉原川	〃	S24. 10. 25	建00869	玉原
〃		元始川	〃	S24. 2. 18	建00109	玉
〃		元川	〃	S55. 3. 29	建00681	八浜
〃		杭原川	〃	S39. 1. 18	建00052	番田
〃		焼山川	〃	S43. 2. 17	建00199	番田
〃		新川	〃	S18. 2. 18	内00095	和田6丁目
〃		新川支川	〃	S18. 2. 18	内00095	和田6丁目
〃		清水川	〃	S27. 9. 17	建01226	田井2丁目
〃		清水谷川	〃	S43. 2. 17	建00199	東田井地
〃		石島川	〃	S28. 8. 13	建01215	胸上
〃		〃	〃	S62. 10. 22	建01813	石島
〃		相引川	〃	S31. 11. 10	建01782	番田
〃		大河原川	〃	S52. 2. 4	建00098	山田
〃		〃	〃	S52. 4. 23	建00747	山田
〃		〃	〃	H4. 3. 23	建00766	山田
〃		〃	〃	H7. 2. 14	建00239	山田
〃		大道川	〃	S43. 2. 17	建00199	東田井地
〃		丹後川	〃	S39. 1. 18	建00052	西田井地
〃		〃	〃	S50. 4. 26	建00791	西田井地
〃		二ノ井手川	〃	S27. 9. 17	建01226	和田
〃		白坂川	〃	S43. 2. 17	建00199	梶岡
〃		迫間谷川	〃	S18. 2. 18	内00095	五宗
〃		瓶割川A	〃	S24. 2. 18	建00109	和田
〃		瓶割川B	〃	S33. 11. 11	建01968	日比
〃		瓶割川B支川	〃	S40. 7. 5	建01695	日比
〃		北原川	〃	S27. 9. 17	建01226	宇野
〃		鳴滝川	〃	S15. 9. 16	内00507	宇野5丁目
〃		東谷川	〃	H18. 2. 10	国00239	梶ヶ原

6 防災上重要なため池

出典：岡山県ホームページ

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注) 1}	浸水想定 マップ ^{(注) 2}
1	伊達池	玉野市田井	14.4	83	350	○	○
2	中池	玉野市田井	12	106	200	○	○
3	奥井中池	玉野市木目	8.8	104	41	○	○
4	奥井下池	玉野市木目	10.2	116	50	○	○
5	平松大池	玉野市小島地	12.4	104	62	○	○
6	矢止中池	玉野市木目	11.6	57	16	○	○
7	矢止池	玉野市木目	8.6	92	28	○	○
8	坂川上池	玉野市滝	6.3	75	11	○	○
9	坂川下池	玉野市滝	10.2	50	45	○	○
10	三堀池	玉野市滝	6.5	234	83	○	○
11	馬ノ子池	玉野市滝	11	87	114	○	○
12	天王池	玉野市長尾	11.9	166	597	○	○
13	芋尺池	玉野市長尾	10.9	66	119	○	○
14	鳴滝上池	玉野市迫間	12.4	84	48	○	○
15	角作池	玉野市槌ヶ原	14.4	60	102	○	○
16	中ノ谷池	玉野市槌ヶ原	13.6	130	90	○	○
17	東谷下池	玉野市槌ヶ原	10.3	58	29	○	○
18	元川新池	玉野市八浜町八浜	11.2	61	36	○	○
19	砂山池	玉野市八浜町波知	10.6	139	51	○	○
20	歌見上池	玉野市八浜町見石	11.4	104	33	○	
21	歌見下池	玉野市八浜町見石	8.2	131	39	○	
22	平松上池	玉野市八浜町見石	8.8	71	10	○	○
23	山田大池	玉野市山田	5.9	473	50	○	○
24	大藪中池	玉野市大藪	9.9	44	7	○	○
25	西池	玉野市西田井地	8.8	94	33	○	○
26	東池	玉野市西田井地	10	100	13	○	○
27	大池	玉野市東田井地	10.9	111	40	○	○
28	中池	玉野市東田井地	7.9	67	12	○	○
29	清水谷下池	玉野市東田井地	11.8	75	29	○	○
30	長谷下池	玉野市上山坂	10.3	153	125	○	○
31	長谷上池	玉野市上山坂	11.2	139	157	○	○
32	大池	玉野市梶岡	10.7	62	31	○	○
33	池畠上池	玉野市田井	8	72	2.4	○	
34	池畠下池	玉野市田井	5	71	0.6	○	
35	野々浜上池	玉野市田井	10	74	7.2	○	
36	野々浜下池	玉野市田井	3.9	45	1	○	
37	住床池	玉野市田井	5	77	2.5	○	
38	駿河池	玉野市田井	7.4	73	14	○	○
39	太宰池	玉野市田井	4.3	66	2	○	
40	正ノ上下池	玉野市田井	5.6	107	23	○	○
41	虫倉大池	玉野市田井	4.1	121	16	○	○
42	孫座新池	玉野市田井	7.7	47	8	○	○
43	孫座池	玉野市田井	3.9	77	1	○	
44	赤松池	玉野市田井	9.6	76	66	○	○

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注)1}	浸水想定 マップ ^{(注)2}
45	田井津池	玉野市田井	9.1	110	80	○	○
46	新池	玉野市宇野	10.4	46	29	○	○
47	白萱池	玉野市渋川	5	37	7	○	
48	大谷池	玉野市渋川	6	44	12	○	
49	新池	玉野市渋川	6	47	2.5		
50	猪ノ奥池	玉野市用吉	5.8	74	2	○	
51	奥井奥池	玉野市木目	9.2	93	25	○	○
52	猪能池	玉野市木目	7.4	113	13	○	○
53	矢ノ谷新池	玉野市小島地	5.8	77	5	○	
54	堂面池	玉野市小島地	5.7	87	4	○	
55	芝坂池	玉野市小島地	7.9	75	7	○	○
56	薬師上池	玉野市小島地	5.6	46	1	○	
57	平松空池	玉野市小島地	7.8	54	6		○
58	平松中池	玉野市小島地	6.8	67	4	○	
59	藤穴池	玉野市木目	5.7	49	6		○
60	正住坊池	玉野市木目	4.6	266	13	○	○
61	広岡上池	玉野市広岡	6.1	61	3	○	
62	広岡下池	玉野市広岡	5.6	56	5	○	
63	北谷池	玉野市広岡	3.9	62	1	○	
64	奥池	玉野市滝	8.7	55	17	○	○
65	木曾奥池	玉野市永井	3	33	1	○	
66	摺鉢池	玉野市永井	6.4	36	8	○	○
67	竹樋池	玉野市永井	3	15	1		
68	竹樋下池	玉野市永井	6	52	3	○	
69	尾越前池	玉野市長尾	4.6	70	6	○	○
70	古池	玉野市長尾	4.6	48	1	○	
71	土呂池	玉野市長尾	3.4	57	3	○	
72	古池	玉野市長尾	6	61	4	○	
73	新池	玉野市長尾	7.9	48	13	○	○
74	段亀池	玉野市長尾	5.3	59	7	○	○
75	小天王池	玉野市長尾	6	89	9	○	○
76	鳴滝下池	玉野市迫間	5.5	50	1		
77	惣田池	玉野市迫間	13.6	60	61	○	○
78	惣田上池	玉野市迫間	9.7	60	49	○	○
79	北谷池	玉野市迫間	6.4	65	4	○	
80	薬師池	玉野市槌ヶ原	11.6	116	39	○	○
81	東谷上池	玉野市槌ヶ原	7.7	43	11	○	○
82	東谷中池	玉野市槌ヶ原	8.8	60	19	○	○
84	山ノ谷池	玉野市槌ヶ原	5	47	5	○	
85	中池	玉野市槌ヶ原	10.2	122	75	○	○
86	下池	玉野市槌ヶ原	8.6	100	24	○	○
87	岡ノ池	玉野市槌ヶ原	4.7	66	1	○	
88	下知ヶ谷池	玉野市槌ヶ原	6.6	52	4	○	
89	奥谷池	玉野市八浜町大崎	10.2	94	30	○	○
90	西下池	玉野市八浜町大崎	6.2	98	11	○	○
91	石塔池	玉野市八浜町大崎	8.8	88	17	○	○
92	つづら池	玉野市八浜町大崎	11.4	90	32	○	○

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注) 1}	浸水想定 マップ ^{(注) 2}
93	古池	玉野市八浜町大崎	6.6	46	12	○	○
94	宮前池	玉野市八浜町大崎	4.6	100	12	○	○
95	奥ノ池	玉野市八浜町大崎	9.4	96	17	○	○
96	前池	玉野市八浜町大崎	5.6	105	2	○	
97	場津池	玉野市八浜町八浜	4.5	49	3	○	
98	大池	玉野市八浜町八浜	7.1	63	9		○
99	中池	玉野市八浜町八浜	7.2	80	26	○	○
100	水源池	玉野市八浜町八浜	8.2	62	13	○	○
101	下池	玉野市八浜町八浜	6.5	98	17	○	○
102	鍔谷池	玉野市八浜町波知	8	39	9		○
103	新池	玉野市八浜町波知	11.4	70	16	○	○
104	前池	玉野市八浜町波知	6	120	24	○	○
105	池迫新池	玉野市八浜町波知	10	58	8	○	○
106	池迫下池	玉野市八浜町波知	7.9	50	12	○	○
107	間瀬上池	玉野市八浜町波知	8.6	137	20	○	○
108	間瀬下池	玉野市八浜町波知	6.7	121	14	○	○
109	戸建池	玉野市八浜町波知	11.4	124	38	○	○
110	猪窪池	玉野市八浜町波知	11.3	155	27	○	○
111	宮前池	玉野市八浜町波知	6.9	103	9	○	○
112	広木新池	玉野市八浜町波知	8	59	2	○	
113	広木下池	玉野市八浜町波知	10.7	83	7	○	○
114	平松下池	玉野市八浜町見石	10	81	15.5	○	
115	大道下池	玉野市山田	4	49	2		
116	大道上池	玉野市山田	5	49	2.3		
117	二子池	玉野市山田	8.8	87	15	○	○
118	北ノ坊池	玉野市山田	7.1	77	9	○	○
119	寸瀬池	玉野市山田	5.5	100	8	○	○
120	牛石池	玉野市山田	6.8	80	19	○	○
121	王子谷池	玉野市山田	7.8	83	7	○	○
122	添ノ奥池	玉野市山田	8.7	75	6	○	○
123	宮脇池	玉野市山田	4.3	66	2		
124	矢ノ谷中池	玉野市山田	8.6	72	12		○
125	矢ノ谷上池	玉野市山田	8.9	56	11		○
126	南ノ谷池	玉野市山田	6.1	50	4	○	
127	白石新池	玉野市山田	7	129	19	○	○
128	蛭池	玉野市山田	3.9	107	16		○
131	奥山池	玉野市沼	3	42	1	○	
132	沼前池	玉野市沼	6.1	67	6		○
133	小藪池	玉野市大藪	6.4	69	12	○	○
134	勘定池	玉野市大藪	11.9	40	11	○	○
135	前池	玉野市大藪	3.8	58	3	○	
136	下池	玉野市大藪	11.7	61	11	○	○
138	広畠池	玉野市後閑	3.6	70	1	○	
139	牛石上池	玉野市後閑	6.6	43	2	○	
140	太田蔵池	玉野市後閑	6.6	61	4	○	
141	牛石下池	玉野市後閑	5.8	54	3	○	
142	弥五郎作池	玉野市後閑	5.9	57	3	○	

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注)1}	浸水想定 マップ ^{(注)2}
143	前池	玉野市後閑	5.5	88	3	○	
144	間瀬上池	玉野市後閑	6	55	5.3	○	
145	間瀬下池	玉野市後閑	6.9	67	8	○	○
146	鍔谷中池	玉野市八浜町波知	11.8	64	46	○	○
147	奥池	玉野市八浜町大崎	4.2	42	1	○	
148	嶋池	玉野市八浜町大崎	4	47	1.2	○	
149	あらわ池	玉野市八浜町大崎	8	56	2.5	○	
150	広木上池	玉野市八浜町波知	7.4	64	3	○	
151	礼田池	玉野市八浜町見石	7	75	4.8	○	
152	高下奥池	玉野市後閑	6	54	4	○	
153	山崎池	玉野市山田	4.6	67	2	○	
154	屏風池	玉野市永井	9.6	58	48	○	○
155	ウツギ原大池	玉野市滝	4	27			
156	広畠上池	玉野市渋川	6	44	2	○	
157	広畠中池	玉野市渋川	8	40	2	○	
158	広畠下池	玉野市渋川	6	35	1	○	
159	薬師下池	玉野市小島地	5.6	34	1	○	
160	矢ノ谷池	玉野市小島地	7	45	1		
161	角坂池	玉野市迫間	3.3	45	1	○	
162	西ノ奥下池	玉野市上山坂	5.7	58	3	○	
163	西ノ奥中池	玉野市上山坂	9.7	43	3	○	
164	西ノ奥池	玉野市上山坂	7	37	3	○	
165	荒神谷下池	玉野市上山坂	10.8	61	27	○	
166	北谷中池	玉野市上山坂	4	22	2	○	
167	北谷下池	玉野市上山坂	4	40	1	○	
168	新池	玉野市西田井地	12.4	80	45	○	○
170	荷場池	玉野市西田井地	5.9	48	2		
171	東光寺池	玉野市西田井地	8.6	73	8	○	○
172	大戸池	玉野市西田井地	4.9	128	6	○	○
173	丹後池	玉野市西田井地	7.2	175	27	○	○
174	深田池	玉野市西田井地	2.8	73	3	○	
175	次郎丸池	玉野市東田井地	5.6	83	3	○	
176	佐古池	玉野市東田井地	3	38	1	○	
177	尾崎池	玉野市東田井地	2.7	109	1	○	
178	田渕池	玉野市東田井地	5.9	75	8	○	○
180	清水谷中池	玉野市東田井地	11.7	55	19	○	○
181	エンダ池	玉野市東田井地	3.1	60	1	○	
182	白坂池	玉野市梶岡	13.3	94	31	○	○
184	荒神池	玉野市梶岡	5.9	168	12	○	○
185	大原下池	玉野市梶岡	4	47	1	○	
186	笠掛池	玉野市梶岡	9.3	88	33	○	○
187	奥池	玉野市胸上	7.3	92	14	○	○
188	細池	玉野市番田	6.1	117	11	○	○
189	新池	玉野市番田	8.9	149	23	○	○
190	杭原中池	玉野市番田	5.2	123	4		
191	杭原上池	玉野市番田	6.2	130	6	○	○
192	奥新池	玉野市番田	13.8	51	8	○	○

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注) 1}	浸水想定 マップ ^{(注) 2}
193	奥谷池	玉野市番田	6.4	49	4	○	
194	段池	玉野市番田	5	37	2	○	
195	新池	玉野市北方	10.4	89	34	○	○
196	畠池	玉野市北方	7.5	79	15	○	○
197	古池	玉野市北方	6	41	4	○	
198	紺屋池	玉野市北方	2.8	94	2	○	
199	新藏坊池	玉野市北方	4.8	49	3	○	
200	和田池	玉野市北方	2.5	81	2	○	
201	福谷池	玉野市北方	6	114	6	○	○
202	西百町下池	玉野市下山坂	13.3	49	11	○	○
203	砂場池	玉野市下山坂	13.1	56	27	○	○
204	阿弥田池	玉野市下山坂	3.6	64	3	○	
205	大谷池	玉野市下山坂	11.1	55	5	○	
206	新池	玉野市胸上	11.7	65	46	○	○
207	東池	玉野市後閑	3	51		○	
208	荒神谷上池	玉野市上山坂	5	21	2		○
209	中間峠東池	玉野市梶岡	6	35	0.5	○	
210	中間峠池	玉野市梶岡	2	35	0.9		
211	山崎池	玉野市番田	6.2	55	3	○	
212	横山池	玉野市北方	3	50	0.4	○	
213	高下奥池	玉野市梶岡	3	35	0.6		
214	荒神谷中池	玉野市上山坂	4	24	1		
215	北谷奥池	玉野市上山坂	5	32	1	○	
216	北谷上池	玉野市上山坂	4.8	27	1	○	
217	西ノ奥上池	玉野市上山坂	9	41	2.3	○	
218	深佐古池	玉野市田井	4	44	1		
219	奥尾坂池	玉野市田井	4	44	0.1		
220	西ノ奥池	玉野市田井	4	29	0.3		
221	中西池	玉野市用吉	2	55	0.3		
224	真奥谷池	玉野市木目	3	27	0.3		
225	論田池	玉野市槌ヶ原	3	48	0.3	○	
226	殿前池	玉野市山田	3	38	1.1	○	
227	太ノ田池	玉野市後閑	7	36	0.4		
228	広畠池	玉野市渋川	4	18	0.3		
229	谷ノ王子池	玉野市永井	2	16	0.1		
230	薬研堂池	玉野市迫間	3	28	0.2	○	
231	小佐以池	玉野市上山坂	3	20	0.2		
232	小清水池	玉野市上山坂	3	27	0.3		
233	大原上池	玉野市梶岡	3	47	0.5		
235	北谷上池	玉野市迫間	2	14	0.3		
236	奥ノ谷池	玉野市番田	4	33	0.3	○	
237	清水池	玉野市沼	5	50	1		
238	こも池	玉野市永井	2	34	0.9	○	
239	山添上池	玉野市永井	3	14	0.3		
240	山添下池	玉野市永井	1	9	0.7		
241	竹樋上池	玉野市永井	5.1	33	3	○	
243	黒地池	玉野市永井	1	16	0.2		

番号	名称	位置	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災重点 ため池 ^{(注)1}	浸水想定 マップ ^{(注)2}
245	笹屋池	玉野市八浜町大崎	5	28	0.1	○	
246	鳴滝池	玉野市宇野	9	33	22.2	○	
247	大池	玉野市宇野	10	72	45.4	○	
249	志池	玉野市宇野	5	27	0.4	○	
252	定岡池	玉野市田井	3	28	0.3		
253	新池	玉野市後閑	5	50	0.2		
254	宮脇池	玉野市後閑	6.6	60	3	○	
259	瓶割大池	玉野市日比	7	65	33	○	
261	間汐池	玉野市玉原	10	63	5.3	○	
264	宮ノ奥池	玉野市田井	7	57	0.4	○	
265	沼免利池	玉野市田井	4	30	0.4	○	
266	虫倉上池	玉野市田井	3	19	0.3	○	
267	虫倉中池	玉野市田井	2	10	0.3	○	
270	由良ノ池	玉野市深井町	3	41	0.6	○	
272	沼免利下池	玉野市田井	2	18	0.2	○	
273	内山池	玉野市後閑	5	33	0.2		
275	岩渕池	玉野市田井	5	25	0.4	○	
278	イグリ谷1番池	玉野市永井	2	20			
279	イグリ谷2番池	玉野市永井	4	16			
280	イグリ谷3番池	玉野市永井	2	10			
284	佐谷1番池	玉野市永井	3	16			
285	佐谷2番池	玉野市永井	6	18	1		
286	佐谷3番池	玉野市永井	2	19			
287	佐谷4番池	玉野市永井	2	13			
288	佐谷5番池	玉野市永井	3	16			
289	佐谷6番池	玉野市永井	4	10			
290	前菅井下池	玉野市長尾	2	26			
291	前菅井上池	玉野市長尾	3	19			
292	後菅井池	玉野市長尾	3	25	1		
293	真奥谷北池	玉野市木目	7	33			
295	ウツギ原下池	玉野市滝	3	28			
297	高砂池	玉野市滝	3	30	1		
298	小藪新池	玉野市大藪	3	30			
301	縋谷3番池	玉野市八浜町八浜	5	30	1		
302	縋谷2番池	玉野市八浜町八浜	6	30			
303	縋谷1番池	玉野市八浜町八浜	3	25			
307	北谷上池	玉野市広岡	4	30	1	○	
308	北谷池	玉野市長尾	4	25	1	○	
309	岡ノ上池	玉野市長尾	3	50	1	○	
310	清水谷池	玉野市東田井地	3	22	1		
311	ハス池	玉野市上山坂	3	20			
312	荒田之上池	玉野市下山坂	4	45	1		
313	湯谷口貯水池	玉野市玉原	14	70	66	○	

(注) 1 【防災重点ため池】の指定基準

- 1) ため池から 100m 未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- 2) ため池から 100~500m の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000 m³以上のもの。
- 3) ため池から 500m 以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000 m³以上のもの。
- 4) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

(注) 2 浸水想定マップは、平成 25~26 年度のため池一斉点検業務委託で行った簡易氾濫解析を基に作成した。

7 海岸保全区域

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

(1) 国土交通省水管理・国土保全局所管

番号	海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日	番号
1	沼海岸	玉野市沼字浜ノ内～前畠	560.0	岡山県知事	S 46. 12. 3	1, 030
2	後閑海岸	玉野市後閑字山田	330.0	〃	S 43. 2. 9	99
3	後閑西海岸	玉野市後閑	780.0	〃	S 46. 12. 3	1, 030
					S 50. 6. 20	682
					H29. 9. 22	472
4	ハント崎海岸	玉野市大字大藪字沖鼻堂～字茶畠	256.0	〃	S 43. 2. 9	99
5	池畠海岸	玉野市大藪字南ヶ崎～田井字池畠	705.0	〃	S 49. 12. 13	1, 138
6	田井海岸	玉野市田井童崎～字高岩	260.0	〃	S 46. 5. 25	581
7	渋川海岸	玉野市渋川	730.0	〃	H24. 3. 16	282

(2) 農林水産省農村振興局所管

番号	海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日	番号
1	児島七区海岸	岡山市南区灘崎町西高崎～玉野市八浜町八浜	7,700.0	岡山県知事	S 43. 2. 9	99
2	松尾海岸	玉野市八浜町八浜～見石	1,884.4	〃	H27. 3. 13	119
3	弁天島海岸	玉野市番田字沖浜～字狐崎	1,450.0	〃	S 43. 2. 9	99
4	大入海岸	玉野市番田字大入	420.0	〃	S 47. 4. 1	393
5	吉浦海岸	玉野市番田～胸上	961.2	〃	S 47. 4. 1	393
6	東児海岸	玉野市胸上～西田井地	1,499.0	〃	S 43. 2. 9	99
7	沼海岸	玉野市沼字山田	225.0	〃	S 43. 2. 9	99

8 海岸保全区域（県市管理港湾）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）県管理港湾 国土交通省港湾局所管

番号	海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日	番号
1	岡山港相引番田海岸	岡山市南区小串・玉野市番田	1,350.0	岡山県知事	S 43. 2. 9	99
2	山田港東浜海岸	玉野市胸上	315.0	〃	S 39. 2. 14	146
3	山田港胸上海岸	〃	774.0	〃	S 39. 10. 27	906
4	山田港山田海岸	〃	799.0	〃	S 39. 10. 27	909
5	山田港ごう頭海岸	玉野市東野崎・山田・沼	8,564.4	〃	S 57. 11. 30	1044
6	宇野港高辺海岸	玉野市築港	2,407.0	〃	H20. 9. 2	441
7	宇野港宇野海岸	玉野市宇野	890.0	〃	H18. 2. 14	71
8	宇野港玉海岸	玉野市玉	163.9	〃	S 55. 12. 2	1027
9	宇野港日比東海岸	玉野市深井町	390.9	〃	S 56. 9. 29	779
10	宇野港向日比海岸	玉野市向日比	820.0	〃	H12. 12. 8	627
11	宇野港日比海岸	玉野市御崎・明神町・日比	630.0	〃	H12. 12. 8	627

（2）市管理港湾 国土交通省港湾局所管

番号	海岸名	区域	延長(m)	管理者	告示年月日	番号
1	石島港石島地区	玉野市石島	336.0	玉野市長	S 46. 10. 12	869

9 重要水防箇所

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）県管理河川

水系名	河川名 海岸名	河川 海岸 番号	区域	延長(m)	危険状況		担当水防 管理団体	水防 工法	所要 資材	担当 県民局 地域 事務所
倉敷川	宮川	2	玉野市東高崎 岡山市南区灘崎町西高崎	右岸1,000 左岸1,000	B	堤防高不足	玉野市	積土のう工	土のう木杭	備前県民局
鴨川	宇藤木川	1	玉野市宇藤木	右岸 650 左岸 80	B	堤防断面不足	"	"	"	"
長谷川	長谷川	1	玉野市上山坂～下山坂	右岸2,150 左岸2,150	B	"	"	"	"	"
庄田川	庄田川	1	玉野市八浜町波知	左岸 500	B	"	"	"	"	"

重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所 あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて著しく低く氾濫の実績がある箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて低く氾濫の恐れがある箇所
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所

10 ポンプ場及び樋門

(1) 玉野市所管(ポンプ場)

所管	名 称	設置年度	口径 · 能力 · 台数	総排水量 (m³/分)	所 在
土木課	渋川ポンプ場	H5	φ 300 × 11.0 m³/min × 1台	38.8	渋川2丁目296番5地先
		H12	φ 300 × 12.0 m³/min × 1台		
		H24	φ 350 × 15.8 m³/min × 1台		
	玉ポンプ場	S55	φ 200 × 4.5 m³/min × 1台	4.5	玉1丁目2890番2地先
	宮東ポンプ場	S55	φ 200 × 6.0 m³/min × 1台	6.0	宇野2丁目832番3地先
	築港桜橋ポンプ場	H7	φ 350 × 9.0 m³/min × 1台	24.0	築港5丁目5973番6地先
			φ 350 × 15.0 m³/min × 1台		
	築港第1ポンプ場	S55	φ 300 × 9.0 m³/min × 1台	9.0	築港5丁目5963番3地先
	築港第2ポンプ場	H3	φ 200 × 6.0 m³/min × 2台	12.0	築港5丁目5961番15地先
	広瀬ポンプ場	S55	φ 300 × 13.5 m³/min × 1台	46.0	築港4丁目6018番3地先
		H6	φ 300 × 9.5 m³/min × 1台		
		H31	φ 500 × 23.0 m³/min × 1台		
	日の出ポンプ場	H25	φ 350 × 15.8 m³/min × 1台	15.8	築港4丁目5884番6地先
	西浜ポンプ場	H10	φ 300 × 11.0 m³/min × 1台	92.8	田井3丁目5656番地先
		S58	φ 350 × 18.0 m³/min × 1台		
		H24	φ 800 × 63.8 m³/min × 1台		
	木ノ崎第1ポンプ場	S61	φ 200 × 5.2 m³/min × 1台	5.2	田井5丁目867番1地先
	木ノ崎第2ポンプ場	H20	φ 300 × 6.5 m³/min × 2台	13.0	田井5丁目869番6地先
	童崎ポンプ場	S63	φ 300 × 10.0 m³/min × 1台	72.5	田井5丁目630番5地先
		H6	φ 300 × 9.5 m³/min × 1台		
		H18	φ 300 × 6.5 m³/min × 2台		
		H24	φ 600 × 40.0 m³/min × 1台		
	三軒屋ポンプ場	S60	φ 200 × 7.0 m³/min × 1台	31.5	田井5丁目600番1地先
		H17	φ 200 × 7.0 m³/min × 1台		
		H24	φ 250 × 17.5 m³/min × 1台		
	丁場ポンプ場	H19	φ 300 × 6.5 m³/min × 2台	13.0	田井1丁目5567番9地先
	丁場第2ポンプ場	H25	φ 450 × 27.0 m³/min × 1台	27.0	田井6丁目3番4地先
	大藪ポンプ場	S62	φ 200 × 3.6 m³/min × 1台	3.6	大藪759番5地先
	福浦上ポンプ場	S56	φ 150 × 6.7 m³/min × 1台	28.5	後閑89番2地先
		H9	φ 150 × 6.0 m³/min × 1台		
		H24	φ 350 × 15.8 m³/min × 1台		
	福浦下ポンプ場	H24	φ 500 × 36.0 m³/min × 1台	47.0	後閑74番2地先
		H5	φ 300 × 11.0 m³/min × 1台		
	門田ポンプ場	H25	φ 350 × 15.8 m³/min × 1台	15.8	山田3254番7地先
	白石第1ポンプ場	H6	φ 300 × 12.3 m³/min × 1台	13.0	山田3249番地先
		S52	φ 80 × 0.7 m³/min × 1台		
	白石第2ポンプ場	S64	φ 100 × 3.7 m³/min × 1台	3.7	山田3256番4地先
	白石第3ポンプ場	H28	φ 200 × 6.0 m³/min × 1台	6.0	山田3276番地先
	白石第4ポンプ場	H28	φ 350 × 15.0 m³/min × 1台	15.0	山田3748番地先
	山田原ポンプ場	H14	φ 200 × 5.2 m³/min × 2台	26.2	山田3233番地先
		H25	φ 350 × 15.8 m³/min × 1台		
	山田原第2ポンプ場	H26	φ 100 × 2.3 m³/min × 1台	2.3	山田2082番地先
	西田井地第1ポンプ場	H25	φ 400 × 20.0 m³/min × 2台	40.0	西田井地2336番地先
	西田井地第2ポンプ場	S63	φ 250 × 14.0 m³/min × 1台	37.2	西田井地2344番地先
		H25	φ 250 × 11.6 m³/min × 2台		
	梶岡ポンプ場	H3	φ 300 × 11.0 m³/min × 1台	38.0	胸上2696番地先
		H25	φ 500 × 27.0 m³/min × 1台		
	磯ポンプ場	H28	φ 250 × 11.0 m³/min × 1台	11.0	胸上1868番地先
	中崎前ポンプ場	H7	φ 300 × 15.0 m³/min × 1台	57.5	番田1011番2地先
		H10	φ 300 × 14.0 m³/min × 1台		
		H25	φ 500 × 28.5 m³/min × 1台		
	水尻ポンプ場	H25	φ 350 × 18.0 m³/min × 1台	18.0	番田2955番地先
	秀天ポンプ場	H24	φ 300 × 15.0 m³/min × 1台	15.0	梶ヶ原3101番3地先

所管	ポンプ場名称	設置年度	口径・能力・台数	総排水量 (m³/分)	所在
土木課	野々浜ポンプ場	H7	φ 600×40.0 m³/min×1台	57.5	田井5丁目96番80地先
		H24	φ 350×17.5 m³/min×1台		
	山田第1水門ポンプ場	R4	φ 350×20 m³/min×2台	40.0	山田3256番28地先
農林水産課	沼ポンプ場	H16	φ 200×4.5 m³/min×1台	4.5	沼
	三ノ木ポンプ場	S50	φ 400×25.0 m³/min×1台	25.0	八浜町八浜
	加茂崎排水機場	H10	φ 600×45.0 m³/min×1台	60.0	東高崎
			φ 400×15.0 m³/min×1台		
	東高崎排水機場	S53	φ 400×18.0 m³/min×2台	36.0	東高崎
	東高崎第2排水機場	H25	φ 600×55.2 m³/min×2台	110.4	東高崎
	東高崎ポンプ場	H16	φ 300×6.5 m³/min×2台	13.0	東高崎
	東高崎第2ポンプ場	H25	φ 300×6.5 m³/min×3台	19.5	東高崎
	東高崎第3ポンプ場	H25	φ 300×6.5 m³/min×3台	19.5	東高崎
	迫間ポンプ場	H12	φ 700×16.0 m³/min×1台	16.0	迫間
	泉屋揚排水機場	H6	φ 600×36.7 m³/min×2台	73.4	槌ヶ原
	胸上ポンプ場	S56	φ 200×6.5 m³/min×1台	6.5	胸上
	胸上第2ポンプ場	R3	φ 500×35 m³/min×1台	35.0	胸上
	番田排水機場	H27	φ 300×13.1 m³/min×1台	13.1	番田
下水道課	狐崎ポンプ場	H11	φ 200×5.3 m³/min×1台	5.3	番田
	沖浜地ポンプ場	H13	φ 300×12.0 m³/min×1台	12.0	番田
	沖浜地第2ポンプ場	R4	φ 500×29 m³/min×1台	29.0	番田
	築港ポンプ場	S43	φ 600×45 m³/min×1台	81.0	築港1丁目
			φ 600×36 m³/min×1台		
	藤井ポンプ場	H21	φ 600×36 m³/min×2台	72.0	宇野4丁目
	宇野ポンプ場	S51	130 m³/min×2台	260.0	宇野1丁目
			40 m³/min×2台		
	八浜ポンプ場	H5	φ 600×40 m³/min×1台	120.0	八浜町
		H25	φ 600×40 m³/min×1台		
	日比ポンプ場	H8	108 m³/min×2台	216.0	明神町
	鳴滝川河口部ポンプ場	H21	φ 600×40 m³/min×4台	160.0	宇野1丁目
	木ノ崎第3ポンプ場	H28	φ 900×108 m³/min×2台	216.0	田井3丁目
	前潟ポンプ場	H28	φ 500×30 m³/min×2台	60.0	田井3丁目

(2) 玉野市所管(樋門・陸閘)

所管	津波時締切	名称	所在
土木課	○	渋川 樋門	渋川2丁目296番5地先
	○	深井町第1 樋門	深井町5番24地先
	○	深井町第2 樋門	深井町5番26地先
	○	深井町第3 樋門	深井町10番7地先
	○	深井町第4 樋門	深井町10番7地先
	○	玉原 樋門	玉原2丁目1444番1地先
	○	玉 樋門	玉1丁目2890番2地先
	○	藤井 樋門	宇野4丁目10番10地先
	○	宮東 樋門	宇野2丁目832番3地先
	○	日の出 樋門	築港4丁目31番15地先
	○	丁場第1 樋門	田井6丁目3番4地先
	○	丁場第2 樋門	田井6丁目1番144地先
	○	丁場第3 樋門	田井6丁目1番134地先
	○	木ノ崎 樋門	田井5丁目867番1地先
	○	木ノ崎第1 樋門	田井5丁目867番2地先
	○	西浜 樋門	田井3丁目5656番地先
	○	童崎 樋門	田井5丁目630番5地先
	○	三軒屋 樋門	田井5丁目600番1地先
	○	大藪 樋門	大藪762番地先
	○	大藪西 樋門	大藪592番地先
	○	大藪東 樋門	大藪771番2地先
	○	福浦下 樋門	後閑74番2地先
	○	門田 樋門	山田3254番7地先
	○	南塩浜 樋門	山田3276番地先
	○	白石第4 樋門	山田3748番地先
	○	唐樋 樋門	山田3149番地先
	○	岡浜 樋門	山田46番3地先
	○	原 樋門	山田2082番1地先
	○	西田井地 樋門	西田井地2059番地先
	○	西田井地第1 樋門	西田井地2340番1地先
	○	胸上漁協前水門	胸上1808番地先
	○	藤食堂前 樋門	胸上1677番地先
	○	元東 樋門	胸上1645番地先
	○	水尾口 樋門	番田1134番4地先
	○	中崎新県道 樋門	番田1134番2地先
	○	水尻 樋門	番田2955番1地先
	○	渋川 水門	渋川2丁目296番5地先
	○	吉原 水門	用吉1690番2地先
	○	渋川港1号 陸閘	渋川3丁目861番4地先
	○	野々浜 樋門	田井5丁目96番80地先

所管	津波時締切	名称	所在
農林水産課	○	原第2 樋門	山田55番地先
	○	沼 樋門	沼666番地先
		天神川大崎小学校前樋門	大崎1914番6地先
		新開地 樋門	八浜1427番4地先
	○	天神川両児山樋門	東七区517番地先
	○	宇藤木井堰	東高崎8番地先
		東高崎第2 樋門	東高崎19番232地先
		東高崎 樋門	東高崎24番26地先
	○	鴨田井堰	用吉1247番2地先
	○	用吉1号井堰	用吉1591番2地先
	○	秀天 樋門	用吉1690番地先
		秀天第3 樋門	用吉1690番地先
		滝川 樋門	滝307番地先
		二ノ井手 井堰	滝870番2地先
		三堀池 樋門	滝1046番地先
		槌ヶ原 樋門	槌ヶ原1057番7地先
		横田第1 樋門	槌ヶ原1113番21地先
	○	秀天第2 樋門	槌ヶ原1120番3地先
	○	横田第2 樋門	槌ヶ原3101番6地先
	○	泉屋樋門(4号ゲート)	槌ヶ原3102番3地先
	○	西田井地第2 樋門	西田井地2100番5地先
	○	才崎第2 樋門	胸上2546番3地先
	○	向田門樋門(番田樋門)	番田862番1地先
下水道課	○	木ノ崎第3ポンプ場ゲート	田井3丁目
	○	前潟ポンプ場ゲート 樋門	田井3丁目
	○	藤井ポンプ場ゲート 樋門	宇野4丁目

(3) 岡山県所管(樋門・陸閘)

(ポンプ)

所管 (農林水産 事業部)	津波時 締切	名称	所在
農地農村計画課	○	東南七区排水機場	東七区

(樋門)

所管 (建設部)	津波時 締切	名 称	所在
宇野港管理事務所	○	※ 日比第1水門	日比
	○	※ 日比第2水門	日比
	○	※ 日比第3水門	日比
	○	※ 高辻水門	築港
	○	※ 鳴滝川水門	宇野
	○	旭橋水門	築港
	○	船越水門	築港
	○	田井みなと水門	田井
	○	※ 山田水門	山田
	○	※ 山田第1水門	山田
	○	※ 山田第2水門	山田
	○	※ 東浜2号水門	胸上
管理課	○	※ 池畠水門	大藪
所管 (農林水産 事業部)	津波時 締切	名 称	所在
農地農村計画課	○	※ 沼樋門	沼
	○	笠掛樋門	西田井地
	○	※ 細池樋門	胸上
	○	※ 才崎第1樋門	胸上
	○	※ 沖新地樋門(注1)	梶岡
	○	※ 狐崎樋門	番田
	○	※ 沖浜地樋門	番田
	○	※ 大入樋門	番田

※県から管理委託を受けている施設

(注1) 岡山県の名称は沖浜地樋門

(陸 閘)

所管 (建設部)	津波時 締切	名 称	所在
宇野港管理事務所	○	宇野陸閘	宇野
	○	宇野第1陸閘	宇野
	○	宇野第2陸閘	宇野
	○	宇野第3陸閘	宇野
	○	宇野第4陸閘	宇野
	○	宇野第5陸閘	宇野
	○	宇野第6陸閘	宇野
	○	宇野第7陸閘	宇野
	○	宇野第8陸閘	宇野
	○	宇野第9陸閘	宇野
	○	宇野第10陸閘	宇野
管理課		渋川海岸陸閘1	渋川
		渋川海岸陸閘4	渋川
		渋川海岸陸閘5	渋川
		渋川海岸陸閘6	渋川
		渋川海岸陸閘7	渋川
		渋川海岸陸閘8	渋川
		沼海岸陸閘1	沼
		田井海岸陸閘1	田井

(陸 閘)

所管 (建設部)	津波時 締切	名 称	所在
宇野港管理事務所	○	宇野陸閘	宇野
	○	宇野第1陸閘	宇野
	○	宇野第2陸閘	宇野
	○	宇野第3陸閘	宇野
	○	宇野第4陸閘	宇野
	○	宇野第5陸閘	宇野
	○	宇野第6陸閘	宇野
	○	宇野第7陸閘	宇野
	○	宇野第8陸閘	宇野
	○	宇野第9陸閘	宇野

1.1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）道路種別 一般国道

区間番号	路線名	位置	延長(km)	規制基準1		規制基準2	
				通行注意	通行止	通行止	通行止
1	国道430号	倉敷市児島唐琴～玉野市渋川4丁目	3.00	連続 60mm	時間 20mm	連続 100mm	
2		玉野市玉3丁目	0.60	連続 100mm	時間 40mm	連続 180mm	
3		玉野市玉6丁目～玉野市宇野2丁目	0.70	連続 100mm	時間 40mm	連続 180mm	

（2）道路種別 一般県道

区間番号	路線名	位置	延長(km)	規制基準1		規制基準2	
				通行注意	通行止	通行止	通行止
1	県道462号	(一)王子ヶ岳	玉野市永井～玉野市渋川	3.70	連続 60mm	時間 20mm	連続 80mm

1.2 危険物大量保有物事業者

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

事業所名	電話番号	所在地	危険物の種類	最大数量	備考
ワイ・エス・ケー(株)岡山工場	(0863) 81-7161	玉野市深井町12-17	第1類 第4類 第5類	171.5t 276.9kL 180.0t	
吉浦倉庫(株)	(0863) 41-2596	玉野市胸上405	第4類	921.6kL	
(株)エルジオ	(0863) 81-3500	玉野市日比5丁目9-7	第4類	5,359.5kL	
高圧ガス工業(株)岡山工場	(0863) 31-2277	玉野市田井4丁目38-6	第3類 第4類	55.5t 12.2kL	
(株)三井E&Sマシナリー	(0863) 23-2040	玉野市玉3丁目1-1	第4類	2,927.1kL	
日比共同製錬(株)玉野製錬所	(0863) 81-3191	玉野市日比6丁目1-1	第4類	2,385.5kL	
北興化学工業(株)岡山工場	(0863) 41-1523	玉野市胸上402	第2類 第3類 第4類 第5類	4.7t 109.6t 3,236.1kL 46.3t	

(注) 消防法の別表に掲げる危険物の指定数量の1,000倍以上を保有している事業所

13 高圧ガス大量保有事業所

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）液化石油ガス

○ L P ガス充てん所等（特別防災地区内に在するものを除く。）

事業所名	所在地	規模(t)
玉野興産(株)	玉野市宇野 1-14-1	25
浅野産業(株)玉野事業所	玉野市玉原 3-20-6	30
ライフォス(株)玉野工場	玉野市樋ヶ原 1289	31
(株)はまだや玉野工場	玉野市田井 1-6-3	10
高圧ガス工業(株)岡山工場	玉野市田井 4-38-6	15

（2）一般高圧ガス

○一般高圧ガス充てん所（特別防災地区内に在するものを除く。）

事業所名	所在地	規模(t)
高圧ガス工業(株)岡山工場	玉野市田井 4-38-6	-

14 L P ガス消費事業者

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

事業所名	所在地	規模(t)
(株)三井E & Sマシナリー	玉野市玉 3-1-1	51.65
ナイカイ塩業(株)	玉野市胸上 2721	30
岡崎共同(株)玉野事業所	玉野市宇野 2-6-1	15
豊和(株)玉野工場	玉野市玉原 3-13-2	9.8

15 火薬類製造所

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

事業所名	所在地	内容
ワイ・エス・ケー(株)岡山工場	玉野市深井町 12-17	火薬類製造

16 ばい煙及び特定物質、有害物質、ダイオキシン類並びに有毒ガス一覧

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

○大気汚染防止法で定めるばい煙及び特定物質、水質汚濁防止法で定める有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス一覧表

(1) ばい煙（大気汚染防止法 第2条）

No.	名称
1	いおう酸化物
2	ばいじん
3	カドミウム及びその化合物
4	塩素及び塩化水素
5	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素
6	鉛及びその化合物
7	窒素酸化物

第2章

資料集

(2) 特定物質（大気汚染防止法施行令 第10条）

No.	名称	No.	名称
1	アンモニア	15	ベンゼン
2	ふつ化水素	16	ピリジン
3	シアノ化水素	17	フェノール
4	一酸化炭素	18	硫酸（三酸化硫黄を含む）
5	ホルムアルデヒド	19	ふつ化けい素
6	メタノール	20	ホスゲン
7	硫化水素	21	二酸化セレン
8	りん化水素	22	クロルスルホン酸
9	塩化水素	23	黄りん
10	二酸化窒素	24	三塩化りん
11	アクロレイン	25	臭素
12	二酸化硫黄	26	ニッケルカルボニル
13	塩素	27	五塩化りん
14	二硫化炭素	28	メルカプタン

(3) 有害物質（水質汚濁防止法施行令 第2条）

No.	名称	No.	名称
1	カドミウム及びその化合物	15	1・2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1・1・1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	17	1・1・2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1・3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1・2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1・1-ジクロロエチレン	28	1・4-ジオキサン

(4) ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法 第2条）

No.	名称
1	ポリ塩化ジベンゾフラン
2	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
3	コプラナーポリ塩化ビフェニル

(5) 有害ガス（岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則 第3条）

No.	名称	No.	名称
1	アクリロニトリル	9	ニトロアニリン
2	アセトニトリル	10	二硫化炭素
3	アルデヒド類	11	フェノール
4	アルコール類	12	カルボン酸（無水物を含む。）
5	エステル	13	炭化水素
6	エーテル	14	ホスゲン
7	シアン及びその化合物	15	ハロゲン化炭化水素
8	ケトン		

第2節 消防関係

1 自主防災組織の組織状況

(1) 幼年消防クラブ

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

クラブ数	人員
16	1,243

(2) 少年・幼年消防クラブ

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

クラブ数	人員
1	12

(3) 婦人防火クラブ

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

クラブ数	人員
4	180

(4) 地域の自主防災組織

令和7年4月1日現在

団体数	世帯数	組織率（地域）
73	19,162	71.20%

2 消防専用有線無線通信施設

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）
(台)

区分	種別			計	本部	指令室	本署	東分署	西分署	十津寺 基地局	神登山 基地局
無線	固定局 基地局	20W	デジタル	2						1	1
	移動局	5W	デジタル	31	7	2	10	6	6		
		2W	デジタル	10	1		5	2	2		
		1W	デジタル	22	4		10	4	4		
			署活系	65	10	20	15	10	10		
有線	119 受信回線										
	固定 / IP電話			9							
	携帯電話			4							
	携帯電話転送回線			2							
	駆付通報装置専用回線			3							
	FAX119 通報受信装置			1							
	ヘルプネット回線			1							

3 消防水利別現有状況

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

区分	種別		箇所
水利種別	消火栓	公 設	1,693
		私 設	157
		計	1,850
	公設	20m ³ 以上40m ³ 未満	62
		40m ³ 以上60m ³ 未満	86
		60m ³ 以上100m ³ 未満	4
		100m ³ 以上	9
		計	161
	私設	20m ³ 以上40m ³ 未満	21
		40m ³ 以上60m ³ 未満	35
		60m ³ 以上100m ³ 未満	11
		100m ³ 以上	1
		計	68
	計		229
	井戸		2
	プール		17
	その他		10
合計			2,108

4 特殊機器現有状況（消防署）

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

器材	品名	数量	品名	数量
救助器具	油圧スプレッダー	5	空気式救助マット	3式
	大型油圧スプレッダー	2	空気呼吸器	59
	油圧カッター	3	空気補充用ポンベ	116
	大型油圧カッター	2	陽圧式化学生防護服	5
	エンジンカッター	9	化学防護服（陽圧式以外）	55
	エンジンチェンソー	10	放射線防護服	2
	電動ハンマー	2	熱画像直視装置	4
	エンジンハンマー	1式	電磁波探査装置	1
	救命索発射銃	1式	水中探査装置	1
	船外機付ゴムボート	2式	マンホール救助器具	2
	手漕ぎゴムボート	5式	ガス検知器	16
	マット型空気ジャッキ	2式	バスケット型担架	3
救急資器材	AED（モニター型含む）	16	スクープストレッチャー	11
	人工呼吸器	7	布担架	13
	ベッドサイドモニタ	8	レスキューシート（搬送用）	11
	自動心肺蘇生器	3	血糖値測定システム	8式
	バックボード	15	ビデオ喉頭鏡	6式
関係消火資器材	30MPa 空気圧縮充填機	1	C-1 小型動力ポンプ	6
	発泡ノズル	13	B-3 小型動力ポンプ	8
	発泡ノズルアタッチメント	6	移動式投光器	10
	化学(B火災)消火薬剤	1,290L	エンジン発電機	17
	組立式水槽	2		

5 車両等保有状況（消防本部署）

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

(台)

所 属 種 别	本 部 本 署	西 分 署	東 分 署	計
消防ポンプ車	2	1	2	5
救助工作車	1			1
水槽付消防ポンプ車		1		1
大型水槽車	1			1
化学消防車	1			1
屈折はしご付消防車	1			1
搬送車	2			2
指揮車	1			1
救急車	2	2	2	6
広報車	4			4
査察車	1			1
計	16	4	4	24

6 車両等保有状況（消防団）

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

(台)

所 属	車 両	小型動力ポンプ	軽可搬ポンプ
本団	団指揮車（防災活動車）	1	1
築港分団	消防ポンプ車	1	
宇野分団	消防ポンプ車	1	
玉分団	消防ポンプ車	1	
和田分団	消防ポンプ車	1	
鉢立分団	小型動力ポンプ積載車	1	
胸上分団	小型動力ポンプ積載車	1	2
山田分団	小型動力ポンプ積載車	1	
後閑分団	小型動力ポンプ積載車	1	
田井分団	小型動力ポンプ積載車	1	
向日比分団	小型動力ポンプ積載車	1	
日比分団	小型動力ポンプ積載車	1	
渋川分団	小型動力ポンプ積載車	1	
加茂分団	小型動力ポンプ積載車	1	
常山分団	小型動力ポンプ積載車	1	
秀天分団	小型動力ポンプ積載車	1	
大崎分団	小型動力ポンプ積載車	1	
八浜分団	小型動力ポンプ積載車	1	
金甲分団	小型動力ポンプ積載車	1	
計		19	3 1

7 自家発電設備保有状況

(1) 消防本部

設置場所	消防庁舎西側
出力	260KVA
電圧	220V
周波数	60Hz
力率	0.8

(2) 消防署

署所	本署	東分署	西分署	計
出力				
400W (可搬)	2			2
900W (可搬)	4	2	2	8
1,600W (可搬)	3		1	4
1,800W (可搬)	1			1
2,800W (可搬)	1			1
6,000W (可搬)	1			1
25,000W (救工車)	1			1

(3) 分署

設置場所	出力	電圧	周波数	力率
東分署	43KVA	220V	60Hz	0.8
西分署	43KVA	220V	60Hz	0.8

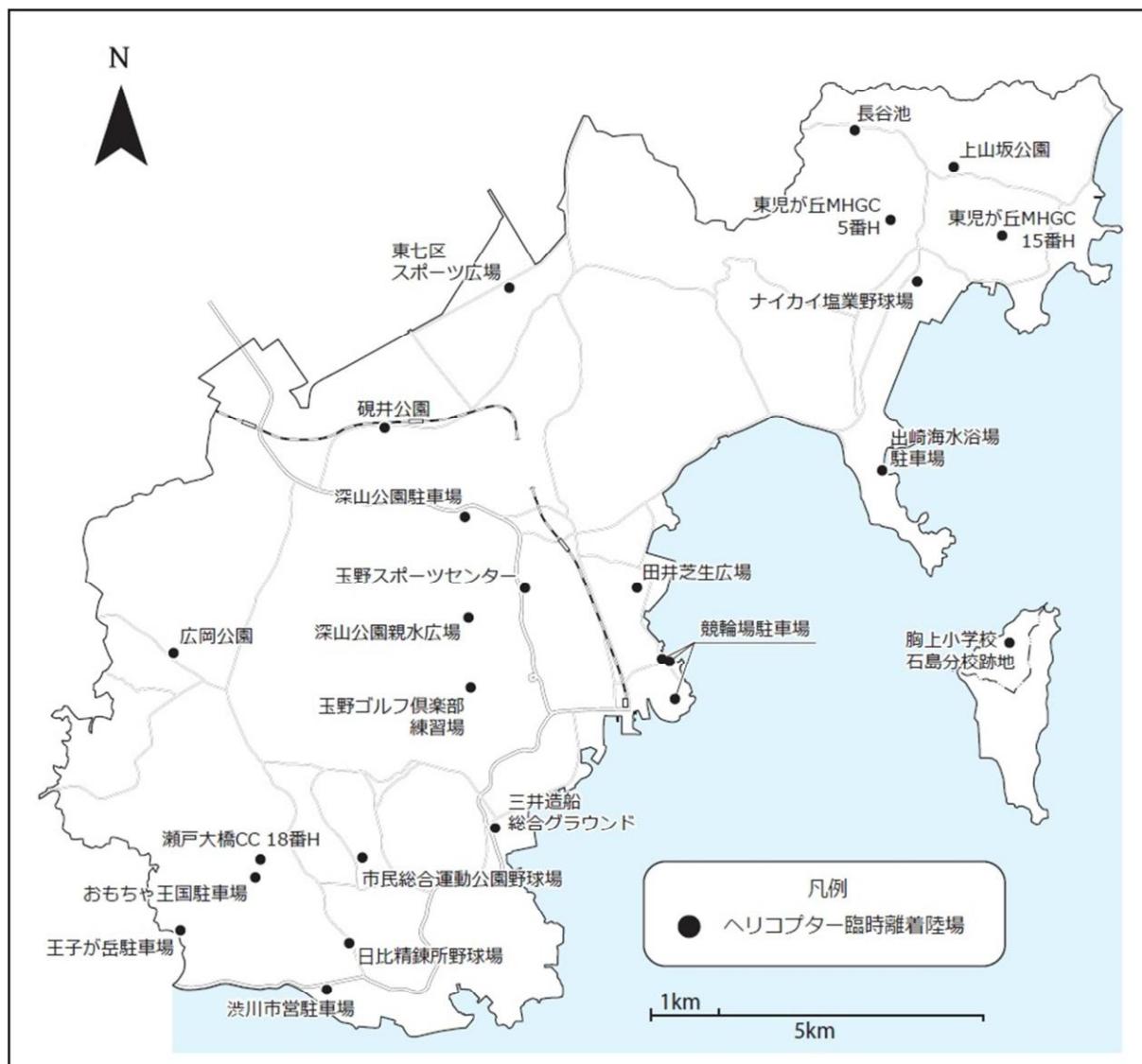
(4) 消防団

出力	団本部
900W (可搬)	4
1,600W	1

8 ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	種 别	土 質	散 水	影 韵 度	最 大 機種	最 大 機數	照 明	備 考
1 玉野スポーツセンター	玉野市田井2-4464-10	玉野少年スポーツセンター	0863-31-0888	防 災	真砂土	要	小	CH-47	6	無	北のグラウンドには照明有り
2 動輪駐車場	玉野市築港5-18-1	玉野市動輪卸業者	0863-31-5281	一般	7377m²	不要	無	CH-47	多	防 犯用	第2・3・6駐車場を状況により選択
3 三井造船総合グランド	玉野市玉3-10-3	三井造船(株)玉野事業所	0863-23-2010	防 災	真砂土	要	大	B-412	1	鏡 接用	高圧線直近、大型クーン有り
4 市民総合運動公園野球場	玉野市玉原3-17-1	運動公園管理事務所	0863-31-1966	一般	芝	不 要	無	CH-47	8	無	
5 日比鉢野野球場	玉野市日比6-12	(株)日比鉢野	0863-81-3180	防 災	真砂土	要	中	CH-47	3	無	
6 渋川市営駐車場	玉野市渋川12-77	玉野市商工観光課	0863-32-5560	防 災	7377m²	不 要	無	CH-47	多	防 犯用	
7 深山公園駐車場	玉野市田井2丁目地内	玉野市深山公園課	0863-32-5538	防 災	7377m²	不 要	無	B-412	1	防 犯用	北・西側に高圧線有り
8 おもちゃ王国駐車場	玉野市滝1640-1	おもちゃ王国	0863-71-4488	一般	7377m²	不 要	無	CH-47	多	無	
9 王子か岳駐車場	玉野市渋川4-1399-5	玉野市商工観光課	0863-32-5560	一般	7377m²	不 要	無	B-412	2	無	西側・東側にBK1117のアブ
10 ナイカイ童業野球場	玉野市滝上2696	ナイカイ童業	0863-41-1501	一般	草 地	不 要	無	CH-47	6	無	高圧線直近
11 上山坂公園	玉野市上山坂2015	玉野市深山公園課	0863-32-5538	一般	真砂土	要	小	CH-47	3	防 犯用	
12 田井芝生広場	玉野市田井6-6	玉野市深山公園課	0863-32-5538	防 災	芝	不 要	無	B-412	1	無	
13 出崎海水浴場駐車場	玉野市沿字田浦915	(株)阿蘭ルシーネア	0863-235-0800	防 災	雜 地	不 要	無	B-412	1	無	海水浴シーズン中不可
14 胸上小学校石島分校跡地	玉野市石島3310	河西一夫 石島区長	0863-41-2483	緊 急	真砂土	要	大	B-412	1	無	施設は開鎖中
15 長谷池	玉野市上山坂地内	玉野市沿字水道課	0863-32-5535	特 殊	草 地	不 要	無	B-412	3	無	林野火災用、土手幅: 7m
16 砕井公園	玉野市八浜町大崎169-1	玉野市深山公園課	0863-32-5538	一般	真砂土	要	中	B-412	1	無	一方向進入
17 广面公園	玉野市広面850	玉野市深山公園課	0863-32-5538	特 殊	真砂土	不 要	無	B-412	3	防 犯用	
18 東七区スポーツ広場	玉野市東七区489	児童游泳城下水道班	0863-51-1156	一般	草 地	不 要	無	CH-47	8	無	
19 玉野ゴルフ俱楽部練習場	玉野市宇野6丁目1-1	内海觀光開発株式会社	0863-31-3636	防 災	芝	不 要	無	B-412	1	無	近隣の事業でも使用可、※使用許可はドクヘリのみ、コース内事業に限る
20 潮戸大橋カラーラボ	玉野市滝1640-1	潮戸大橋カラーラボ	0863-71-4500	防 災	芝	不 要	無	B-412	1	無	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事業に限る
21 東男が丘マリソレッズ GC 5番H	玉野市下山坂1345	東男が丘マリソレッズGC	0863-41-2311	防 災	芝	不 要	無	B-412	1	無	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事業に限る
22 東男が丘マリソレッズ GC15番H	玉野市下山坂1345	東男が丘マリソレッズGC	0863-41-2311	防 災	芝	不 要	無	B-412	1	無	※使用許可はドクヘリのみ、コース内事業に限る
23 深山公園新水広場	玉野市田井2丁目4478	玉野市公園新水広場	0863-21-2860	一般	芝	不 要	無	CH-47	2	防 犯用	

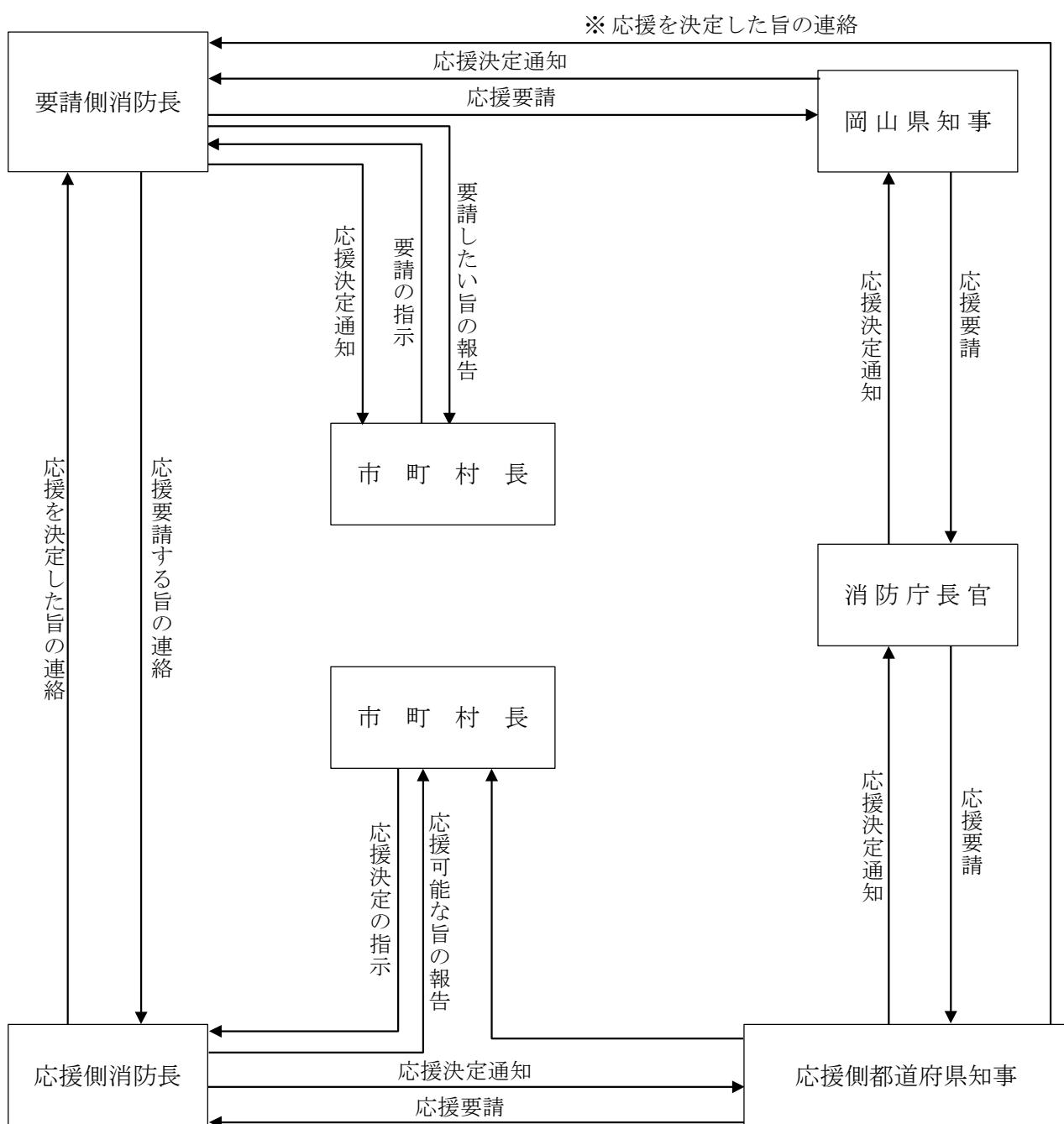
ヘリコプター臨時離着陸場位置図



9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

○広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



※ 都道府県がヘリを保有する場合

10 岡山県緊急消防援助隊受援計画

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

令和2年8月20日 消第549号

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別表第1のとおりとする。

（連絡体制）

第3 緊急消防援助隊の受援における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
2 連絡方法は、原則としてNTT回線又は岡山県防災行政無線の電話若しくはファクシミリによるものとし、必要に応じて消防防災無線、主運用波、地域衛星通信ネットワーク及び電子メール等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別紙第1のとおり行うものとする。

（知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第5 岡山県知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び岡山県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。
 (1)災害の概況
 (2)出動が必要な区域や活動内容
 (3)その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であ

つても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、岡山県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートなどの緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び岡山県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）
- 5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートなどの緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 岡山県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が岡山県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- (1)最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合
 - (2)大津波警報が発表された場合
 - (3)噴火警報（居住区域）が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が岡山県内で発生した場合は、早期に岡山県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制**(消防応援活動調整本部の設置)**

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、D.M.A.T等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、県庁舎東棟2階防災・危機管理センター内に設置するものとし、県庁舎が被災等により使用できないときは、岡山県立図書館内に設置するものとする。
- 3 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定により調整本部に関する知事の権限に属する事務を岡山県消防保安課長に委任し、同職を調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）とする。
- 4 調整本部の副本部長は、岡山県消防保安課消防班長及び岡山県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。
- (1)岡山県消防保安課の職員（消防防災航空隊の職員を含む。）

- (2)代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）の職員
 (3)被災地を管轄する消防本部の職員
- 6 調整本部は、「岡山県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、岡山県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)被災状況、岡山県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2)被災地消防本部、消防団、岡山県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3)緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4)自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5)岡山県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6)岡山県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること
 - (7)岡山県災害対策本部に設置された災害保険医療福祉調整本部等との連絡調整に関すること。
 - (8)その他必要な事項に関すること。
- 9 代表消防機関の職員である調整本部の本部員は、前項第2号の事務において、主に県内の消防応援部隊の活動の調整を司るものとする。
- 10 岡山県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 11 調整本部は、別紙第4～7を活用し、運用するものとする。
- 12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 14 調整本部は、消防庁と調整のうえ、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 15 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、岡山県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 16 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

（指揮本部の設置）

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3)緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4)その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指

揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整のうえ、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、岡山県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、岡山県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
- (1)陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
 - (2)水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部（航空小隊の進出拠点については岡山県消防保安課消防防災航空センター）に対して連絡するものとする。
 - 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
 - 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、N B C 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

- 第12 航空部隊の活動拠点ヘリベースは、別表第6のとおりとする。

(宿営場所)

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
 - 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受け入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、岡山県内で活動する指揮支援部隊を統括し、岡山県災害対策本部

又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第15 岡山県内の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1)被害状況
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4)安全管理に関する体制
- (5)使用無線系統
- (6)地理及び水利の状況
- (7)燃料補給場所
- (8)その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

- 第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第10のとおりとする。
 - 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

- 第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料補給場所)

- 第20 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等に連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。
 - 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第6のとおりとする。
 - 4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

(燃料調達等要請)

- 第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「災害時における被災者等の支援活動に関する協定」に基づき、協定締結先団体に対して燃料の供給を要請するよう申し出るものとする。
- 2 調整本部長は、障害物の除去等応急対策業務のため重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結先団体に対して応急対策業務への協力を要請するよう申し出るものとする。
 - 3 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」等に基づき、協定締結先団体に対して食糧及び医療品等の供給を要請するよう申し出るものとする。
 - 4 第1項から前項までの協定を岡山県と締結している団体は、別表第14のとおりである。
 - 5 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(増隊要請)

- 第22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

- 第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第2又は別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求める場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により岡山県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第25 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、岡山県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第26 調整本部は、部隊移動を行う場合は、岡山県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定**(活動終了及び引揚げの決定)**

第27 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整のうえ、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

- 第28 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第29 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第30 知事は、岡山県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、岡山県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに岡山県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるよう、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、岡山県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空部隊の受援計画)

- 第32 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、岡山県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

- 第33 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を記した市町村別の地図（広域地図・住宅地図等）を作成しておくものとする。

- (1)各部隊の進出拠点
- (2)ヘリコプター離着陸場
- (3)燃料補給可能場所
- (4)河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5)物資補給可能場所
- (6)宿営場所
- (7)広域避難場所
- (8)救急医療機関

(都道府県の訓練)

第34 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附則

この計画は、令和2年8月20日から施行する。

1.1 緊急消防援助隊岡山県大隊応援等実施計画

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

令和3年3月1日 消第1272号

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条の規定に基づき、岡山県大隊、岡山県統合機動部隊、岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、岡山市消防局N B C災害即応部隊、岡山県土砂・風水害機動支援部隊（以下「岡山県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、岡山県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別表第1のとおりとする。

第2章 岡山県大隊等の編成

（県内ブロック）

第3 岡山県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

- 2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1)出動に係る連絡及び調整
 - (2)後方支援活動に係る連絡及び調整
 - (3)その他必要な事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1)応援等出動時における各市町村（各消防本部）及び関係機関の連絡先は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- (2)県内の消防機関間の連絡体制は、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡することを基本とする。
- (3)連絡方法は、原則としてNTT回線又は岡山県防災行政無線の電話若しくはFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて消防防災無線、県内主運用波及び地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

（岡山県大隊等の編成）

第5 岡山県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における岡山県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおり

- とし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における岡山県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
 - 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における岡山県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
 - 5 大隊は県単位とし、「岡山県大隊」と呼称するものとする。なお、岡山県大隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の倉敷市消防局又は津山圏域消防組合消防本部の職員をもって充てるものとする。
 - 6 岡山県大隊に、消火、救助、救急等の任務単位ごとに中隊を設けることとし、各中隊を「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は、岡山県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
 - 7 各中隊に、各車両又は付加された任務単位ごとに小隊を設けることとし、各小隊は各消防本部の呼び出し名称により「○○小隊」（例：○○市消防救助小隊・○○救助1号車隊等）と呼称するものとする。
 - 8 集結場所への集結から現地到着までの活動において、代表消防機関の決定により、岡山県大隊はブロック別に活動することができるものとする。この場合、ブロック単位でブロック中隊を編成し、「○○ブロック中隊」と呼称するものとし、ブロック中隊長は幹事消防本部の職員の内から岡山県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
 - 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。ただし、前項により岡山県大隊がブロック別に活動する場合においては、原則として集結場所への集結から現地到着までの活動をブロック単位で行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員（代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員）の内から岡山県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
 - 10 統合機動部隊は、別表第11（地震災害の場合）又は別表第12（土砂・風水害の場合）のとおり編成し、「岡山県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県統合機動部隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 11 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第13のとおり編成し、「岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県エネルギー・産業基盤即応部隊長は、倉敷市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 12 N B C災害即応部隊は、別表第14のとおり編成し、「岡山市消防局N B C災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、岡山市消防局N B C災害即応部隊長は、岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 13 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第15のとおり編成し、「岡山県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

- 第6 岡山県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。

- 3 岡山県大隊長は、当該岡山県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該岡山県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 岡山県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、岡山県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該岡山県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 岡山市消防局N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 中隊長は、岡山県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。
- 9 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を指揮するものとする。
- 10 集結場所への集結から現地到着までブロック別に活動する場合において、ブロック中隊長は、岡山県大隊長の指揮の下で、ブロック中隊の活動を指揮するものとする。

第3章 岡山県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る決め)

第7 要請要綱別表A-1、A-2、E-1及びE-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、岡山県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第16のとおりとする。

(岡山県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第16に定める地震等が発生し、岡山県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、岡山県及び各消防本部は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 岡山県は、代表消防機関、更に代表消防機関は幹事消防本部を通じて各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、岡山県内で大規模な被害が発生していない又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から岡山県大隊又は岡山県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡

山県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 岡山県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第15）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
ただし、岡山県内で大規模な被害が発生していない又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第15）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第15）を構成する小隊の出動可否を幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から岡山県大隊（N B C災害における救急小隊を中心とした岡山県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした岡山県大隊など）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡山県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 岡山県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 消防庁から岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡山県及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 岡山県は、事前に計画された隊（別表第13）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するとともに、代表消防機関にも情報提供する。
 - (2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、事前に計画された隊（別表第13）を構成する小隊の出動可否を幹事消防本部を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 5 岡山県は、消防庁から岡山県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- 6 第1項から前項までの出動可能隊数の報告の手順は、別紙第2-1（休日・夜間の場合は2-2）のとおりである。

（集結場所）

第9 集結場所は、別表第17のとおりとする。

(岡山県大隊及び統合機動部隊の出動)

第10 岡山県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により岡山県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、伝達の手順は、代表消防機関から幹事消防本部を経由し、各消防本部に行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（1）岡山県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとし、次に掲げる任務を行い、岡山県大隊（後続する場合のみ）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

（ア）被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関するこ

（イ）被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集に関するこ

（ウ）岡山県大隊が後続する場合の（ア）及び（イ）に規定する情報の提供に関するこ

と。

（エ）被災地消防本部との連絡調整に関するこ

（オ）被災地における通信の確保に関するこ

（カ）初期消火、救助及び救急活動に関するこ

（キ）航空消防活動の支援に関するこ

（ク）宿営場所の設営に関するこ

（ケ）被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関するこ

と。

（2）第一次編成陸上隊は、岡山県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

（3）第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね5時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

（4）代表消防機関は、別表第17に基づき第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

（5）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、岡山県統合機動部隊及び岡山県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

4 代表消防機関は、災害の状況及び編成される岡山県大隊の規模を勘案し、「集結場所への集結」から「進出拠点又は応援先市町村への進出」までの活動をブロック別に行うことが適当と判断するときは、岡山県大隊のブロック別活動の実施を決定することができるものとする。この場合、前項に代えて、代表消防機関は、幹事消防本部に対して岡山県大隊のブロック別活動の実施を連絡するものとし、幹事消防本部は、ブロック中隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県、代表消防機関及びブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

なお、第二次編成陸上隊については、倉敷市消防局（倉敷市消防局が出動できない場

合は津山圏域消防組合消防本部)が中心となって「進出拠点又は応援先市町村への進出」までの活動を行うものとする。

- 5 各小隊を出動させる各消防本部は、原則として72時間活動可能な後方支援資機材(具体的には、別表第7の後方支援資機材参照)を出動する小隊に携行させるものとする。また、食糧及び飲料水(3日分)は別途県が調達し津山圏域消防組合消防本部が搬送するものとする。

(その他の部隊の出動)

第11 岡山県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村長(各消防本部)に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、伝達の手順は、代表消防機関から幹事消防本部を経由し当該部隊を構成する小隊の属する各消防本部に対して行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第17に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

- 2 岡山市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により岡山市消防局N B C災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 3 岡山県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により岡山県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村長(各消防本部)に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、伝達の手順は、代表消防機関から幹事消防本部を経由し当該部隊を構成する小隊の属する各消防本部に対して行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第17に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、幹事消防本部を通じて岡山県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、岡山県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内(災害状況により早まることがある。その場合は、代表消防機関や幹事消防本部を経由して連絡する。)に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

6 アクションプランが適用された場合には、岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、岡山県大隊とともに出動させるものとする。

(岡山県大隊等の出動隊数の報告)

第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、幹事消防本部を経由して岡山県に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

2 代表消防機関は幹事消防本部から報告のあった各消防本部の報告を取りまとめ岡山県に報告、岡山県は消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、幹事消防本部に報告し、代表消防機関はこれらを取りまとめ岡山県に報告するものとする。
- (1)出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先（携帯番号）
 - (2)出動隊数、車両及び資機材
 - (3)集結場所到着予定時刻
 - (4)その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第15 岡山県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について岡山県に対して報告するものとする。
- 3 集結場所に集結した各小隊は携行した後方支援資機材等を後方支援小隊に集約し、後方支援資機材等の被災地への搬送は、後方支援小隊が岡山県大隊（又はブロック中隊）単位で行うものとする。
- 4 N B C 災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出拠点に出動すること。

(進出拠点への進出)

第16 岡山県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「岡山県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - 3 岡山県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1)被災地の被害概要
 - (2)岡山県大隊等の活動地域及び任務
 - (3)岡山県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4)その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1)被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2)緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第3「公務従事車両証明書」に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3)名刺を提出した場合、後日、岡山県を通して消防庁へ「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (4)料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 岡山県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名(又は部隊名。以下同じ)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、岡山県大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により後続する隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 岡山県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1)災害状況
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4)岡山県大隊本部の設置場所
- (5)安全管理に関する体制
- (6)使用無線系統
- (7)地理及び水利の状況
- (8)その他活動上必要な事項

2 岡山県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する岡山県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が岡山県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、岡山県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する岡山県大隊が被災地に到着後は、岡山県大隊に帰属し、岡山県大隊長の指揮の下、岡山県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(岡山県大隊本部の設置)

第21 岡山県大隊長は、災害本部付近の活動上適当な場所に岡山県大隊長を本部長とする岡山県大隊本部を設置するものとする。

- 2 岡山県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 岡山県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 岡山県大隊長は、被害状況及び岡山県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用体制及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第18のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、岡山県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の応援可能資機材は、別表第8のとおりとする。
- 3 応援可能消火薬剤等は、別表第9のとおりとする。
- 4 応援可能無線機等は、別表第10のとおりとする。

(日報)

第24 岡山県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置等)

第25 岡山県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、岡山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、岡山市消防局が出動できない場合又は岡山県消防防災ヘリコプターのみが出動する場合は、岡山県に後方支援本部を設置し、後方支援本部長は、岡山県消防保安課長をもって充てる。
- 5 後方支援本部長は、岡山県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求める

ことができるものとする。

6 後方支援本部は、岡山県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1)消防庁、指揮支援（部）隊長、岡山県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2)岡山県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3)岡山県大隊等の隊数及び人員数の集計

(4)岡山県大隊等の活動記録の集約

(5)各消防本部に対する岡山県大隊等の活動状況に関する情報提供

(6)岡山県大隊等に対する災害に関する情報提供

(7)必要な資機材等の手配及び提供

(8)交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(9)後方支援に係る岡山県との調整

(10)その他必要な事項

7 後方支援本部長は、災害の状況及び岡山県大隊長の判断で、第2陣以降の岡山県大隊の活動のために必要と認めるときは、岡山県に対して被災地又は被災地の属する都道府県に岡山県の職員を派遣し、後方支援本部との連絡調整に当たらせるよう求めができるものとする。

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊は、岡山県大隊長又は部隊長の指揮の下、岡山県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、次に掲げる任務を行うものとする。

(1)後方支援本部との連絡

(2)宿営場所の設置及び維持

(3)物資の調達及び搬送

(4)車両及び資機材の保守管理

(5)交替要員の搬送

(6)活動の記録

(7)その他必要な事項

(相互協力)

第27 岡山県及び各消防本部は、岡山県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(岡山県大隊等の引揚げ)

第28 岡山県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 岡山県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1)岡山県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）

(2)活動中の異常の有無

- (3)隊員の負傷の有無
- (4)車両、資機材等の損傷の有無
- (5)その他必要な事項

(帰署（所）報告)

- 第 29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
- 2 岡山県は、岡山県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

- 第 30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 代表消防機関は、前項の活動報告を取りまとめ、県と協議しながら緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別記様式 5-1、5-2）を作成するものとする。
- 3 岡山県は、代表消防機関と連携して作成した緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別記様式 5-1、5-2）を消防庁及び受援都道府県に対して速やかに報告するものとする。

第 8 章 その他

(指揮支援実施計画)

- 第 31 統括指揮支援隊及び指揮支援隊に係る応援等については、岡山市消防局が別に定めるものとする。
- 2 航空指揮支援隊に係る応援等については、岡山県及び岡山市消防局が別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

- 第 32 航空部隊に係る応援等については、岡山県及び岡山市消防局が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

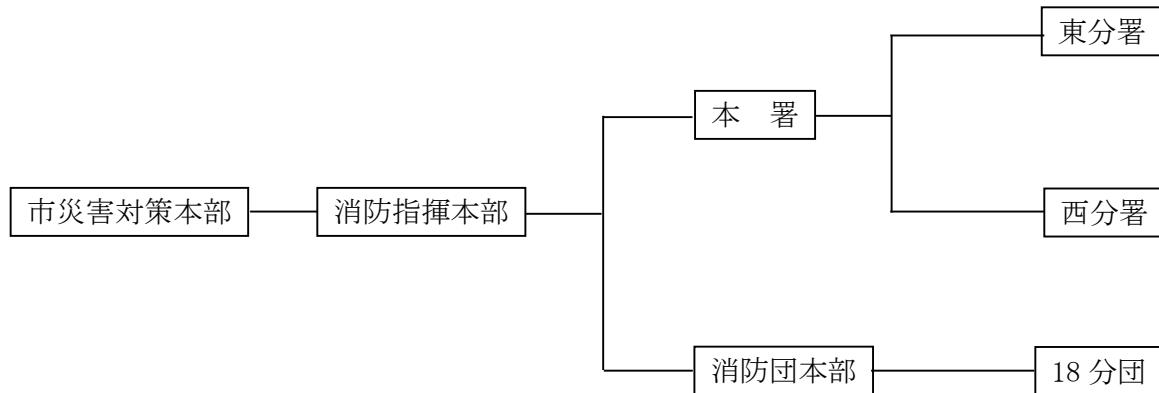
- 第 33 各消防本部等は、岡山県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 岡山県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附則

この計画は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

1.2 地震応急対策組織体制

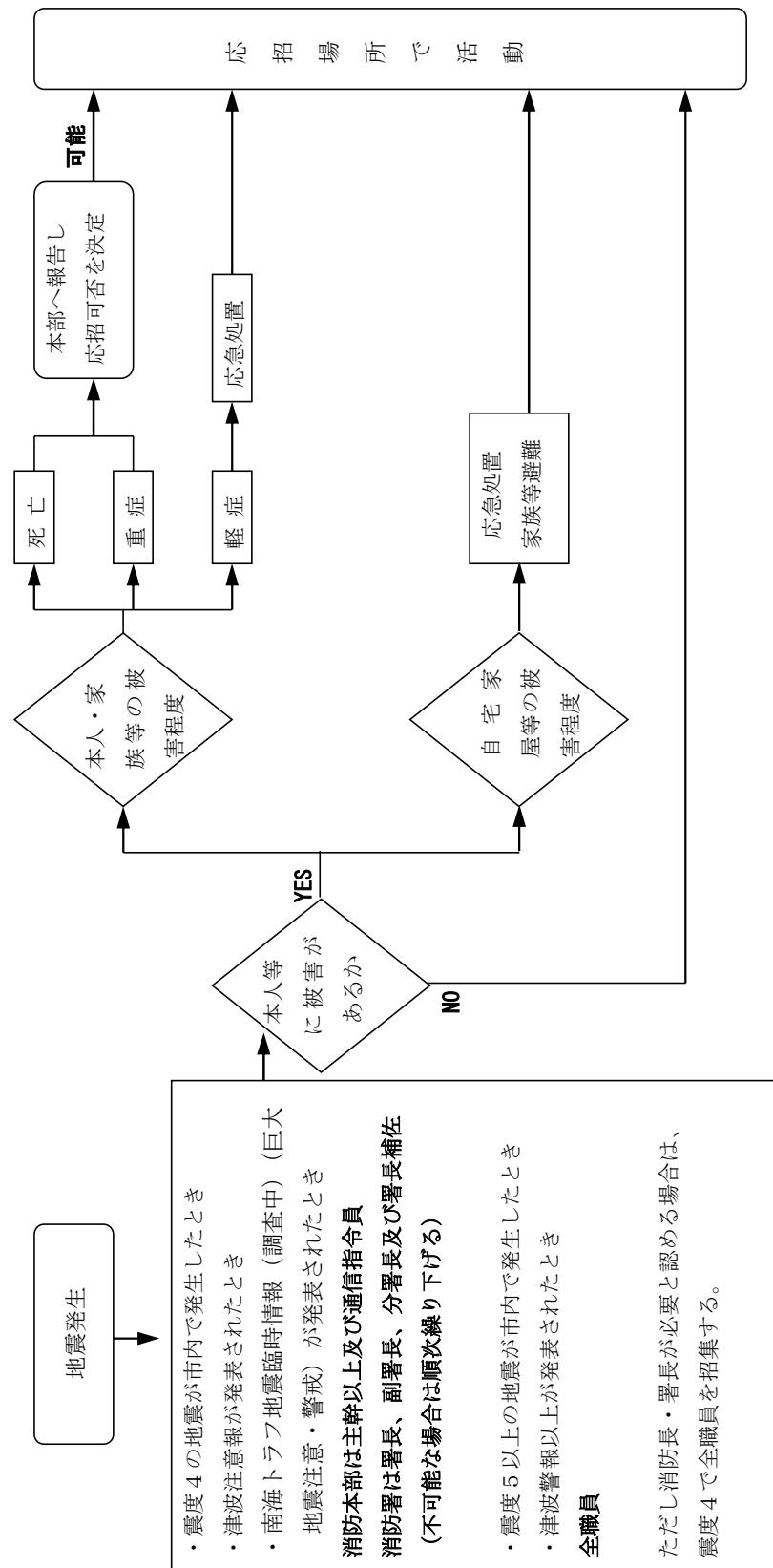
玉野市消防地震災害警防計画に基づく応急対策組織体制は、下記のとおりとする。



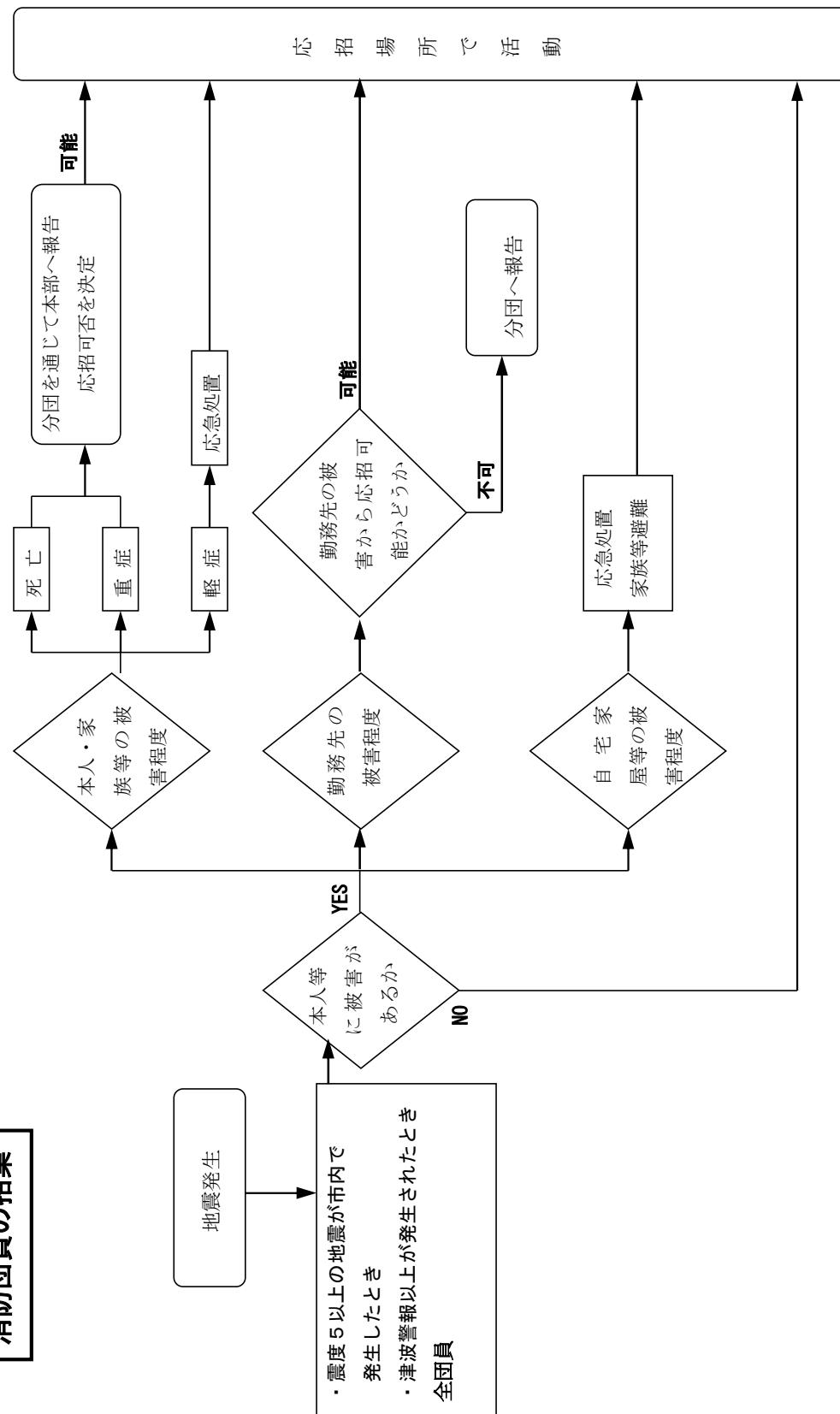
招集

玉野市消防地震災害警防計画に基づく消防職員の招集については、消防長及び消防団長の事前発令として、震度4の地震が市内で発生したとき、津波注意報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき、主动的に応招するものとし、その流れは下記のとおりとする。

消防職員の招集



消防団員の招募



1.3 管内防火対象物一覧

出典：消防年報（令和6年版：玉野市消防本部）

合 計			対象物数
			1,823
1	イ	劇場等	2
	ロ	集会場等	32
2	イ	キャバレー等	
	ロ	遊技場等	4
3	ハ	性風俗関連店舗等	
	ニ	個室ビデオ店等	
4	イ	料理店等	
	ロ	飲食店等	18
4			73
5	イ	ホテル等	46
	ロ	共同住宅等	327
6	イ	(1)避難のために患者の介助が必要な病院	2
		(2)避難のために患者の介助が必要な有床診療所	
		(3)病院 ((1)を除く)、有床診療所 ((2)を除く)、有床助産所	5
		(4)無床診療所、無床助産所	18
	ロ (自力避難困難者入所福祉施設等)	(1)高齢者施設	40
		(2)生活保護者施設	
		(3)児童施設	
		(4)障害児施設	
		(5)障害者支援施設	15
	ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)	(1)高齢者施設 (6項ロ-1を除く)	10
		(2)生活保護者施設 (6項ロ-2を除く)	
		(3)児童施設 (6項ロ-3を除く)	14
		(4)障害児施設 (6項ロ-4を除く)	3
		(5)障害者支援施設 (6項ロ-5を除く)	14
	ニ	幼稚園等	6
7			90
8			1
9	イ	蒸気浴場等	
	ロ	公衆浴場等	
10			1
11			10
12	イ	工場等	396
	ロ	テレビスタジオ等	
13	イ	駐車場等	22
	ロ	格納庫等	
14			223
15			250
16	イ	特定対象物 (複合)	115
	ロ	非特定対象物 (複合)	85
16の2			
17			1
18			

1.4 岡山県下消防相互応援協定

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

（県への通報等）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

- 2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
 - 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

- 第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

- 第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

- ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）
- イ 化学消火に要した薬剤費
- ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。
- エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費
- オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。
- カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

- ア 応援隊の旅費及び出動手当
- イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費
- ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償
- エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

15 消防団分団機庫

施設名	電話番号	所在地
鉢立分団機庫	66-5094	北方515- 4
胸上分団機庫	41-3496	胸上2231- 2
石島機庫	—	石島3326
山田分団機庫	41-3497	山田3179- 2
後閑分団機庫	41-3498	後閑1679- 1
田井分団機庫	32-3649	田井 4-15-29
築港分団機庫	32-3648	築港 1-7-20
宇野分団機庫	32-3643	宇野 1-35-11
玉分団機庫	32-2859	玉 5-1-15
和田分団機庫	81-2119	和田 3-1-2
向日比分団機庫	81-2094	向日比 2-2763
日比分団機庫	81-2079	日比 3-1-1
渋川分団機庫	81-2014	渋川 3-1-1
加茂分団機庫	71-5704	滝字井指1201-1
常山分団機庫	71-5729	用吉1127- 1、 2
秀天分団機庫	71-5734	槌ヶ原2110- 4
大崎分団機庫	51-1276	八浜町大崎430- 5
八浜分団機庫	51-1069	八浜町八浜510
金甲分団機庫	51-1197	八浜町波知1870- 3

消防団分団機庫位置図



第3節 避難場所その他

1 災害時の避難場所

(1) 指定緊急避難場所

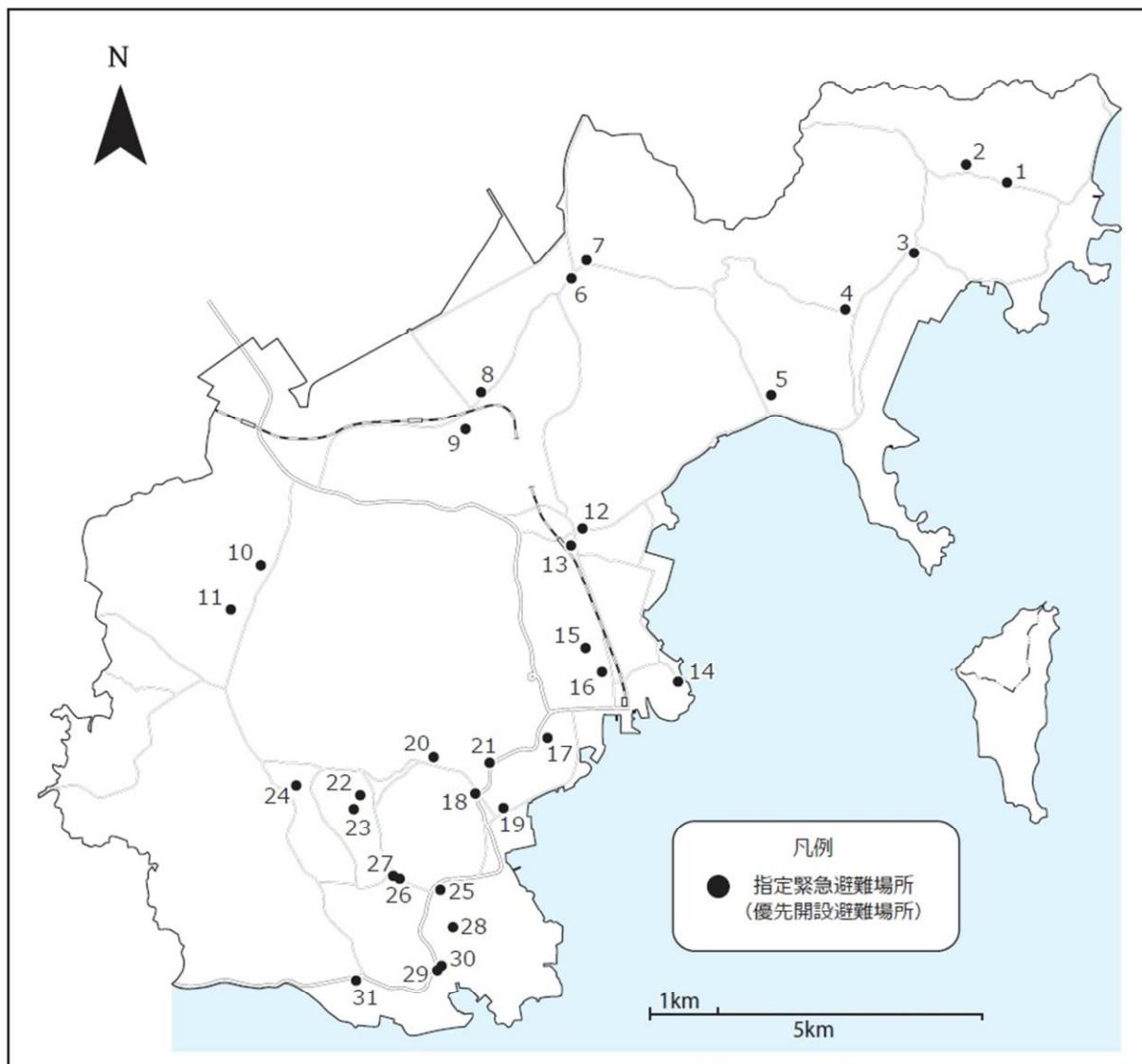
指定緊急避難場所とは、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

1) 優先開設避難場所

No.	小学校区	施設名	所在地	電話	対象となる異常な現象の種類						指定 避難所 との 重複	誘導 標識	最大収容人数等(人/台)		
					洪水 (倉敷川)	土砂 災害	高潮	地震	津波	内水 氾濫			屋外 [1m ² /人]	屋内 [2m ² /人]	車中泊 [40m ² /台]
1	鉢立	鉢立公民館	北方 1349-1	66-5664	○	○	○	×	×	○	○		430	90	10
2		東児中学校	北方 444	66-5134	○	体育館	○	○	○	○	○		9,405	724	236
3	胸上	東児市民センター	梶岡 700	41-1511	○	○	2階以上	○	○	○	○		1,000	153	25
4	山田	山田市民センター	山田 447-2	41-2035	○	○	2階以上	○	○	○	○		280	122	7
5	後閑	後閑小学校	後閑 1421	41-1072	○	○	○	○	○	○	○		4,428	456	110
6	八浜	八浜市民センター	八浜町八浜 165-1	51-2006	○	○	2階以上	×	×	○	○		350	131	8
7		八浜小学校	八浜町波知 29	51-2016	○	×	2階以上	○	○	○	○		6,089	419	152
8	大崎	大崎小学校	東七区 3-3	51-1009	○	○	2階以上	○	×	○	○		6,411	446	160
9		大崎公民館	八浜町大崎 1649-1	51-2664	○	×	○	○	○	○	○		270	90	6
10	荘内	荘内市民センター	用吉 1186-1	71-1522	○	○	○	○	○	×	○		1,800	327	45
11		荘内中学校	木目 1373	71-1049	○	○	○	○	○	○	○		12,214	539	305
12	田井	田井市民センター	田井 4-10-5	21-2909	○	○	2階以上	○	○	○	○		550	257	13
13		田井小学校	田井 3-4-1	21-2642	○	○	○	○	○	○	○		3,446	521	86
14	築港	競輪場(日の出会い館)	築港 5-18-2	31-5281	○	○	2階以上	○	○	○	○		500	169	12
15		築港小学校	築港 3-15-1	21-3375	○	×	○	○	○	○	○		4,875	503	121
16		宇野中学校	築港 2-27-1	31-4241	○	○	2階以上	○	×	○	○		7,285	839	182
17	宇野	宇野小学校	宇野 2-23-1	31-5796	○	体育館	○	○	○	○	○		4,899	439	122
18	玉	玉市民センター	玉 5-1-15	32-4823	○	○	○	×	×	○	○		750	210	18
19		レクレセントー	玉 2-3-1	32-3709	○	○	2階以上	○	○	○	○		4,100	1,441	102
20		すこやかセンター	奥玉 1-18-5	31-3310	○	×	○	○	○	○	○		2,150	658	53
21		玉野商工高等学校	玉 6-1-1	31-5341	○	○	○	○	○	○	○		11,939	896	298
22	玉原	玉原市民センター	玉原 2-7-45	31-8491	○	○	○	×	×	○	○		500	127	12
23		玉原小学校	玉原 2-22-1	32-0666	○	○	○	○	○	○	○		8,187	597	204
24		玉原ニュータウン集会所	長尾 1609-42	-	○	○	○	○	○	○	○		320	30	8
25	日比	和田市民センター	和田 3-1-2	81-8244	○	○	○	×	×	×	○		-	132	-
26		生涯学習センター(玉野備南高等学校)	和田 4-7-1	83-9200	○	×	○	○	○	○	○		6,348	644	158
27		日比中学校	和田 6-13-1	81-7351	○	×	○	○	○	○	○		14,900	912	372
28		日比小学校	御崎 1-1-1	81-8216	○	×	○	○	○	○	○		5,728	479	143
29	第二日比	日比市民センター	日比 3-1-1	81-8023	○	○	×	別館	×	○	○		300	163	7
30		第二日比小学校	明神町 1-1	81-8101	○	○	3階以上	○	×	○	○		8,827	540	220
31		渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803	○	×	○	○	○	○	○		1,700	50	42
合 計					31	23	30	26	22	29	31	15	129,981	13,104	3,237

※ 優先開設避難場所とは、指定緊急避難場所の中で、災害に応じて優先的に開設する施設

指定緊急避難場所（優先開設避難場所）位置図



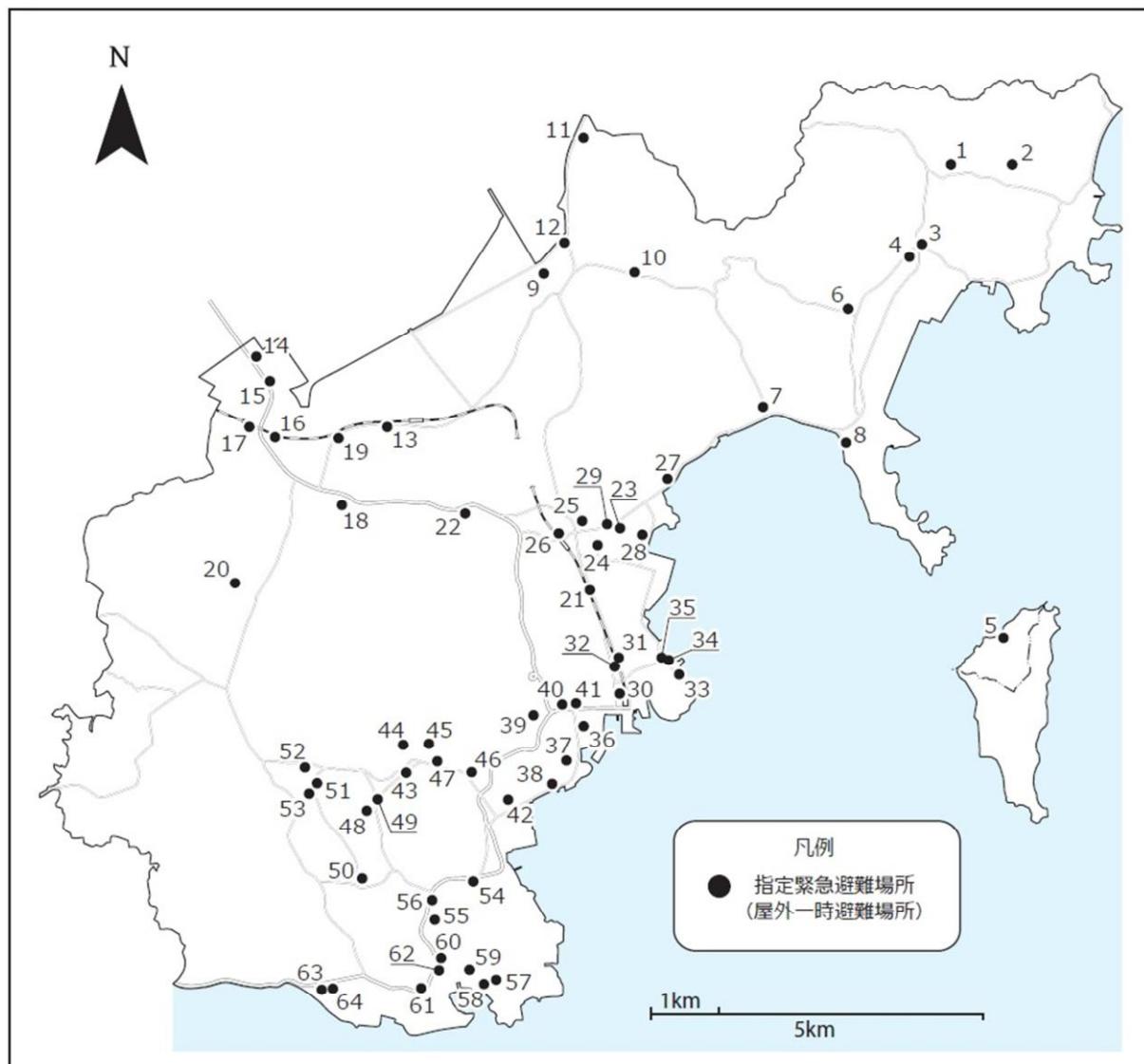
2) 屋外一時避難場所

No.	小学校区	施設名	所在地	電話	対象となる異常な現象の種類						指定避難所との重複	誘導標識	最大収容人数等(人/台)		
					洪水 (倉敷川)	土砂 災害	高潮	地震	津波	内水 氾濫			屋外 [1m ² /人]	屋内 [2m ² /人]	車中泊 [40m ² /台]
1	鉢立	上山坂公園	上山坂 2015 他	-	-	-	-	○	○	-			11,500	-	-
2		鉢立小学校グラウンド	北方 1274	-	-	-	-	○	○	-			6,328	-	-
3	胸上	梶岡公園	梶岡 782-1 他	-	-	-	-	○	×	-			1,233	-	-
4		胸上小学校グラウンド	梶岡 639	-	-	-	-	○	×	-			7,337	-	-
5	山田	胸上小学校石島分校グラウンド	石島 3077	-	-	-	-	○	○	-			937	-	-
6		山田小学校グラウンド	山田 422	-	-	-	-	○	○	-			3,670	-	-
7	後閑	後閑中央公園	後閑 1-152	-	-	-	-	○	○	-			3,021	-	-
8		山田中学校グラウンド	後閑 1995	-	-	-	-	○	×	-			8,989	-	-
9	八浜	両児山公園	八浜町八浜 1083-7 他	-	-	-	-	○	○	-			400	-	-
10		波知公園	八浜町波知 561-1	-	-	-	-	○	○	-			900	-	-
11		見石中央公園	八浜町見石 1609-39	-	-	-	-	○	○	-			2,242	-	-
12		八浜中学校グラウンド	八浜町八浜 1438	-	-	-	-	○	×	-			10,318	-	-
13	大崎	硯井公園	八浜町大崎 169-1	-	-	-	-	○	○	-			7,000	-	-
14	荘内	東紅陽台北公園	東紅阳台 1-19-133	-	-	-	-	○	×	-			2,496	-	-
15		東紅陽台南公園	東紅阳台 2-19-221	-	-	-	-	○	×	-			2,452	-	-
16		宇藤木公園	宇藤木 550-89 他	-	-	-	-	○	×	-			1,009	-	-
17		常山公園	宇藤木 709-1 他	-	-	-	-	○	×	-			3,880	-	-
18		槌ヶ原公園	槌ヶ原 845-1 他	-	-	-	-	○	○	-			2,367	-	-
19		横田公園	槌ヶ原 1391 他	-	-	-	-	○	○	-			6,500	-	-
20		荘内小学校グラウンド	木目 498	-	-	-	-	○	○	-			12,711	-	-
21	田井	田井まちなか公園	田井 1-7047-1 他	-	-	-	-	○	○	-			2,372	-	-
22		深山公園	田井 2-4464-1 他	-	-	-	-	○	○	-			46,000	-	-
23		東浜公園	田井 3-5318	-	-	-	-	○	×	-			1,010	-	-
24		川尻公園	田井 3-5699	-	-	-	-	○	×	-			4,322	-	-
25		赤岸公園	田井 4-5314	-	-	-	-	○	○	-			3,389	-	-
26		正之上公園	田井 4-5335	-	-	-	-	○	○	-			4,044	-	-
27		野々浜公園	田井 5-96-100	-	-	-	-	○	○	-			3,191	-	-
28		福祉の丘公園	田井 5-760 他	-	-	-	-	○	○	-			6,500	-	-
29		中浜公園	田井 5-2655	-	-	-	-	○	×	-			660	-	-
30	築港	檜垣公園	築港 1-5975-1	-	-	-	-	○	×	-			543	-	-
31		広田公園	築港 1-7410	-	-	-	-	○	×	-			3,000	-	-
32		広潟公園	築港 2-7509	-	-	-	-	○	×	-			3,402	-	-
33		日之出公園	築港 5-5917-1 他	-	-	-	-	○	×	-			7,000	-	-
34		競輪場（第2駐車場）	築港 4-24	-	-	-	-	○	×	-			12,231	-	-
35		競輪場（第3駐車場）	築港 4-25	-	-	-	-	○	×	-			9,650	-	-
36	宇野	中央公園	宇野 1-3071	-	-	-	-	○	×	-			6,261	-	-
37		池之浦公園	宇野 3-3008	-	-	-	-	○	○	-			1,439	-	-
38		藤井公園	宇野 4-1-116	-	-	-	-	○	×	-			1,249	-	-

No.	小学校区	施設名	所在地	電話	対象となる異常な現象の種類						指定避難所との重複	誘導標識	最大収容人数等(人/台)		
					洪水 (備川)	土砂 災害	高潮	地震	津波	内水 氾濫			屋外 [1m ² /人]	屋内 [2m ² /人]	車中泊 [40m ² /台]
39	宇野	花隈公園	宇野 7-3157	-	-	-	-	○	○	-			5,260	-	-
40		磯辺公園	宇野 8-3192	-	-	-	-	○	×	-			1,960	-	-
41		西小浦公園	宇野 8-3259	-	-	-	-	○	×	-			1,894	-	-
42	玉	玉公園	玉 2-2760-2	-	-	-	-	○	○	-			4,500	-	-
43		奥玉公園	奥玉 2-1023-1 他	-	-	-	-	○	○	-			956	-	-
44		皿池公園	奥玉 3-1606	-	-	-	-	○	○	-			1,090	-	-
45		玉中学校グラウンド	奥玉 1-27-1	-	-	-	-	○	○	-			7,806	-	-
46		玉小学校グラウンド	玉 6-20-22	-	-	-	-	○	○	-			6,201	-	-
47		旧奥玉小学校グラウンド	奥玉 1-18	-	-	-	-	○	○	-			2,678	-	-
48		大池公園	玉原 2-1091-309 他	-	-	-	-	○	○	-			2,359	-	-
49	玉原	玉原親水公園	玉原 2-1444-1 他	-	-	-	-	○	○	-			17,000	-	-
50		玉野市民総合運動公園	玉原 3-800-4 他	-	-	-	-	○	○	-			67,000	-	-
51		天王谷川公園	玉原 3-1086-67 他	-	-	-	-	○	○	-			2,300	-	-
52		芋尺北公園	長尾 1588-387	-	-	-	-	○	○	-			2,587	-	-
53		芋尺南公園	長尾 1588-357	-	-	-	-	○	○	-			1,623	-	-
54	日比	和田公園	和田 1-196-1 他	-	-	-	-	○	○	-			1,064	-	-
55		金ヶ谷公園	和田 3-1200-124	-	-	-	-	○	○	-			708	-	-
56		和田中央公園	和田 5-944	-	-	-	-	○	○	-			3,060	-	-
57	第二日比	城山公園	向日比 1-3478	-	-	-	-	○	○	-			986	-	-
58		向日比公園	向日比 2-2736-3 他	-	-	-	-	○	○	-			6,899	-	-
59		御崎公園	御崎 2-1600-105	-	-	-	-	○	○	-			1,124	-	-
60		羽根崎公園	羽根崎町 1522-1	-	-	-	-	○	×	-			764	-	-
61		内間公園	日比 2-611-1 他	-	-	-	-	○	○	-			1,209	-	-
62		日比公園	日比 3-1557-1 他	-	-	-	-	○	×	-			1,010	-	-
63		渋川公園	渋川 2	-	-	-	-	○	○	-			6,004	-	-
64		渋川市営駐車場	渋川 2-2	-	-	-	-	○	○	-			18,436	-	-
合 計								64	41				378,031		

※ 屋外一時避難場所とは、指定緊急避難場所の中で、地震及び津波に対応した屋外避難場所

指定緊急避難場所（屋外一時避難場所）位置図

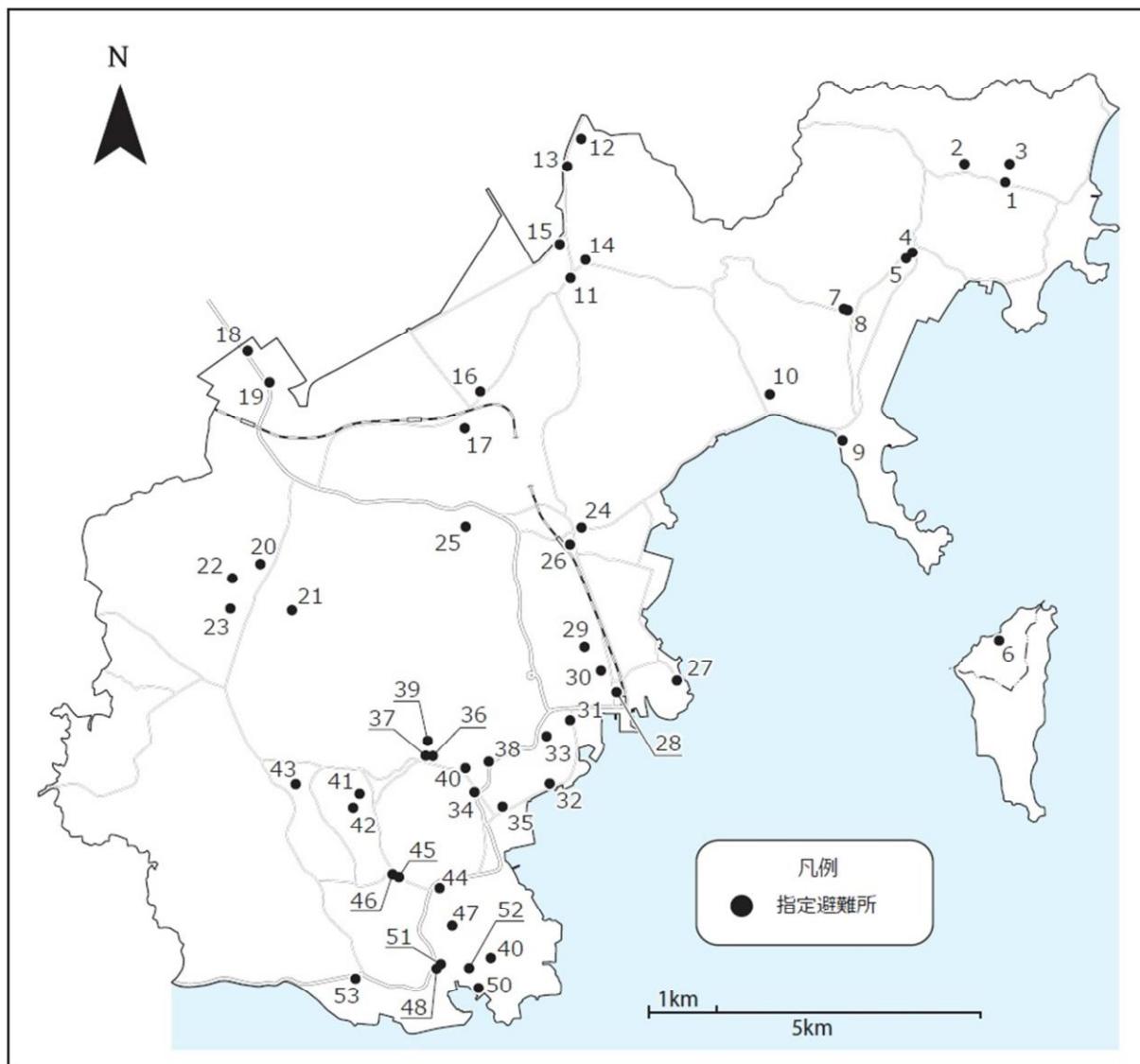


(2) 指定避難所

指定避難所とは、避難した者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった者が一時的に滞在する施設

No.	小学校区	施設名	所在地	電話	指定緊急避難場所との重複	対象となる異常な現象の種類						最大収容人數(人)	
						洪水 (曾敷川)	土砂災害	高潮	地震	津波	内水氾濫		
1	鉢立	鉢立公民館	北方 1349-1	66-5664	○	○	○	○	×	×	○	46	
2		東児中学校（体育館）	北方 444	66-5134	○	○	○	○	○	○	○	151	
3		鉢立小学校（体育館）	北方 1274	66-5131		○	×	○	○	○	○	109	
4	胸上	東児市民センター	梶岡 700	41-1511	○	○	○	×	○	○	○	77	
5		胸上小学校（体育館）	梶岡 639	41-2044		○	○	×	○	×	○	137	
6		東児市民センター 石島分館	石島 3077	-		○	×	×	×	×	○	10	
7	山田	山田市民センター	山田 447-2	41-2035	○	○	○	×	○	○	○	61	
8		山田小学校（体育館）	山田 422	41-1035		○	○	×	○	○	○	147	
9	後閑	山田中学校（体育館）	後閑 1995	41-1045		○	○	×	○	×	○	158	
10		後閑小学校（体育館）	後閑 1421	41-1072	○	○	○	○	○	○	○	91	
11	八浜	八浜市民センター	八浜町八浜 165-1	51-2006	○	○	○	×	×	○	○	66	
12		見石ニュータウンコミュニティハウス	八浜町見石 1609-40	-		○	×	×	○	○	○	9	
13		碁石地区コミュニティハウス	八浜町見石 883-4	-		○	×	×	○	○	○	22	
14		八浜小学校（体育館）	八浜町波知 29	51-2016	○	○	×	×	○	○	○	90	
15		八浜中学校（体育館）	八浜町八浜 1438	51-2044		○	○	×	○	×	×	150	
16	大崎	大崎小学校（体育館）	東七区 3-3	51-1009	○	○	○	×	○	×	○	105	
17		大崎公民館	八浜町大崎 1649-1	51-2664	○	○	×	○	○	○	○	46	
18	荘内	東紅陽台1丁目集会所	東紅陽台 1-19-134	-		×	○	×	○	×	○	8	
19		東紅陽台2丁目集会所	東紅陽台 2-19-222	-		×	○	×	○	×	○	8	
20		荘内市民センター	用吉 1186-1	71-1522	○	○	○	○	○	○	×	164	
21		迫間公民館	迫間 1253-3	-		○	○	○	×	×	○	6	
22		荘内小学校（体育館）	木目 498	71-1017		○	○	○	○	○	○	102	
23		荘内中学校（体育館）	木目 1373	71-1049	○	○	○	○	○	○	○	165	
24	田井	田井市民センター	田井 4-10-5	21-2909	○	○	○	×	○	○	○	129	
25		深山センターハウス	田井 2-4490	21-2860		○	○	○	○	○	○	18	
26		田井小学校（体育館）	田井 3-4-1	21-2642	○	○	○	○	○	○	○	106	
27	築港	競輪場（日の出会館）	築港 5-18-2	31-5281	○	○	○	×	○	○	○	49	
28		築港公民館	築港 1-7-20	31-0109		○	○	×	○	×	○	35	
29		築港小学校（体育館）	築港 3-15-1	21-3375	○	○	×	○	○	○	○	97	
30		宇野中学校（体育館）	築港 2-27-1	31-4241	○	○	○	×	○	×	○	223	
31	宇野	市立図書館（中央公民館）	宇野 1-38-1	31-3712		○	○	×	○	×	○	259	
32		藤井コミュニティハウス	宇野 4-8-8	-		○	○	×	×	×	○	15	
33		宇野小学校（体育館）	宇野 2-23-1	31-5796	○	○	○	○	○	○	○	97	
34	玉	玉市民センター	玉 5-1-15	32-4823	○	○	○	○	×	○	○	105	
35		レクレセンター	玉 2-3-1	32-3709	○	○	○	×	○	○	○	721	
36		すこやかセンター	奥玉 1-18-5	31-3310	○	○	×	○	○	○	○	330	
37		玉市民センター奥玉分室	奥玉 1-23-7	31-1328		○	×	○	×	×	○	8	
38		玉野商工高等学校（体育館）	玉 6-1-1	31-5341	○	○	○	○	○	○	○	184	
39		玉中学校（体育館）	奥玉 1-27-1	31-4211		○	×	○	○	○	○	228	
40		玉小学校（体育館）	玉 6-20-22	32-4701		○	×	×	○	○	○	97	
41	玉原	玉原市民センター	玉原 2-7-45	31-8491	○	○	○	○	×	○	○	64	
42		玉原小学校（体育館）	玉原 2-22-1	32-0666	○	○	○	○	○	○	○	144	
43		玉原ニュータウン集会所	長尾 1609-42	-	○	○	○	○	○	○	○	15	
44	日比	和田市民センター	和田 3-1-2	81-8244	○	○	○	○	×	○	×	67	
45		生涯学習センター（玉野備南高等学校）	和田 4-7-1	83-9200	○	○	×	○	○	○	○	163	
46		日比中学校（体育館）	和田 6-13-1	81-7351	○	○	×	○	○	○	○	234	
47		日比小学校（体育館）	御崎 1-1-1	81-8216	○	○	×	○	○	○	○	104	
48	第二日比	日比市民センター	日比 3-1-1	81-8023	○	○	○	×	別館	×	○	82	
49		第一向日比コミュニティハウス	向日比 1-4-1	-		○	○	×	×	○	○	10	
50		向日比コミュニティハウス	向日比 2-3-1	-		○	○	○	×	○	○	10	
51		第二日比小学校（体育館）	明神町 1-1	81-8101	○	○	○	×	○	×	○	147	
52		御崎シーサイド集会所	御崎 2-24-4	-		○	○	×	○	×	○	15	
53		渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803	○	○	×	○	○	○	○	25	
合 計						31施設	51施設	38施設	27施設	40施設	31施設	50施設	5,709

指定避難所位置図



指定避難所位置図（指定緊急避難場所との重複箇所）



(3) 協定避難施設

協定避難施設とは、大規模災害などの場合、必要に応じ、各種避難用途として使用できるように、施設の管理者と協定を締結した施設

【避難用途：避難場所】

No.	施設名 (協定先)	住所	協定締結 年月日	受入場所
1	東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ (東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ)	下山坂 1345	平成 21 年 4 月 1 日	駐車場
2	児島湖流域下水道浄化センター (岡山県)	東七区 453	平成 25 年 4 月 1 日	管理棟 2 階会議室 管理棟トイレ
3	玉野光南高等学校 (岡山県立玉野光南高等学校)	東七区 244	平成 18 年 1 月 23 日	体育実習室 2 階 産振特別教室 (解放廊下)
4	玉野スポーツセンター (玉野スポーツセンター)	田井 2 丁目 4464-10	平成 20 年 4 月 1 日	体育館、運動場
5	玉野高等学校 (岡山県立玉野高等学校)	築港 3 丁目 11 番 1 号	平成 18 年 1 月 17 日	体育館、運動場
6	瀬戸大橋カントリークラブ (玉野レクリエーション総合開発(株))	滝 1640-1	平成 25 年 7 月 25 日	スターティングロビー 食堂、ミーティング室
7	ダイナム玉野店 (株) ダイナム	田井 3 丁目 32 番 85 号	令和 4 年 1 月 4 日	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
8	田井みなと公園 (岡山県)	田井 6 丁目 6	—	公園敷地内
9	三井総合グラウンド (三井 E&S ホールディングス)	玉 3 丁目 2	—	グラウンド敷地内
10	KEIRIN HOTEL10 (株) チャリロト	築港 5 丁目 18-3	—	宿泊施設
11	UNO HOTEL (宇野港土地(株))	築港 1 丁目 1-12	—	宿泊施設
12	瀬戸内温泉 たまの湯 (宇野港土地(株))	築港 1 丁目 1-11	—	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
13	おもちゃ王国 (株) おもちゃ王国	滝 1640-1	—	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
14	ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル (株) ダイヤモンドソサエティ	渋川 2 丁目 12 番 1 号	—	宿泊施設

* 避難場所とは、災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

【避難用途：津波避難ビル】

No.	施設名 (協定先)	住所	協定締結 年月日	受入場所	受入人数
1	宇野港パーキング (宇野港土(株))	宇野 1 丁目 12 番 1 号	平成 20 年 1 月 30 日	3・4 階の駐車スペース 及び通路	2,000 人
2	合同宿舎宇野住宅 1 号棟・2 号棟 (中国財務局岡山財務事務所)	宇野 4 丁目 7 番 1 号 及び 2 号	平成 20 年 2 月 29 日	屋上部分及び 3 階以上の屋内階段 2 階以上の踊り場及び階段	2,245 人
3	ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル (株) ダイヤモンドソサエティ	渋川 2 丁目 12 番 1 号	平成 25 年 5 月 31 日	2 階以上の踊り場 及び階段	100 人
4	アルスプラージュ (アルスプラージュ管理組合法人)	築港 1 丁目 23-4	平成 30 年 5 月 25 日	屋上部分 及び 3 階以上の階段	400 人

* 津波避難ビルとは、津波から命を守るために緊急的に避難する施設

協定避難施設位置図



2 要配慮者関連施設

(1) 要配慮者関連施設一覧

施設区分	施設の種別	施設数
医療関係施設 10 施設	病院	6
	有床診療所	3
高齢者関係施設 (地域密着型分離) 91 施設	養護老人ホーム	1
	介護老人福祉施設	7
	地域密着型介護老人福祉施設	3
	軽費老人ホーム	2
	有料老人ホーム	3
	サービス付高齢者向け住宅	1
	介護老人保健施設	2
	短期入所生活介護事業所	12
	短期入所療養介護事業所	2
	特定施設入居者生活介護事業所	1
	小規模多機能型居宅介護事業所	9
	認知症対応型共同生活介護事業所	15
	通所介護事業所	14
	通所リハビリテーション事業所	2
	認知症対応型通所介護事業所	2
障害（児）者 関係施設 40 施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1
	地域密着型通所介護事業所	12
児童関係施設	障害者支援施設	1
	障害福祉サービス事業所（生活介護）	6
	障害福祉サービス事業所（短期入所）	2
	障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型）	2
	障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	8
	障害福祉サービス事業所（児童発達支援）	5
	障害福祉サービス事業所（放課後等デイサービス）	4
	障害福祉サービス事業所（自立訓練）	1
	障害福祉サービス事業所（保育所等訪問支援）	1
	共同生活援助事業所	10
学校教育施設 31 施設	保育所・認定こども園	12
	幼稚園	5
	小学校	14
	中学校	7
	高等学校	4
各種学校		1
施設合計		181

(2) 医療関係施設

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
1	病院	医療法人社団恵誠会大西病院	田井 3-8-11	RC	4	33-9333	44	無
2	病院	地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院	宇野 2-1-20	S・RC	6	31-2101	190	無
3	病院	医療法人玉野中央病院	築港 1-15-3	S・RC	4	31-1011	93	無
4	病院	医療法人吉備会中谷外科病院	田井 3-1-20	RC	5	31-2323	45	無
5	病院	岡山赤十字玉野病院	築港 5-16-25	RC	4	31-5117	83	無
6	病院	医療法人愛善会由良病院	深井町 11-13	S・RC	3	81-7125	177	無
7	有床診療所	医療法人眼科康誠会井上眼科	宇野 1-14-31	S	2	31-1030	6	無
8	有床診療所	医療法人典悠会たまメディカルリハビリテーションクリニック	玉 2-25-19	S	5	31-6803	19	有
9	有床診療所	医療法人片山産婦人科	長尾 229-1	S	2	71-4688	7	無

要配慮者関連施設（医療関係施設）位置図



(3) 高齢者関係施設

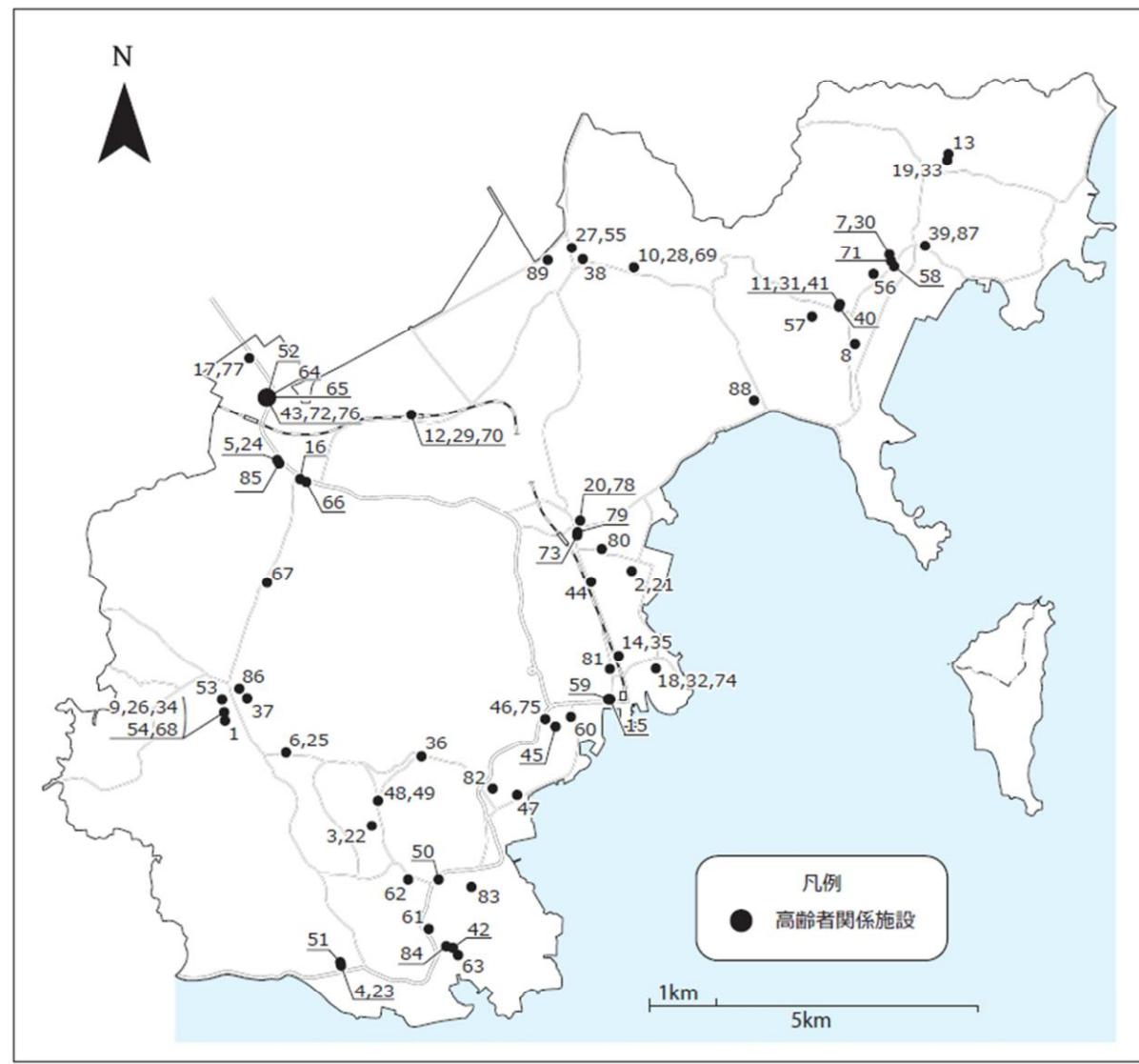
(令和7年4月1日現在)

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
1	養護老人ホーム	養護老人ホーム 和楽園	長尾 2121-2	S	2	33-0025	53	有
2	介護老人福祉施設	玉野スマイルタウン 特別養護老人ホーム すまいる苑	田井 6-8-1	S	3	31-9711	120	有
3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム アザレア	玉原 2-24-40	RC	3	32-3038	80	有
4	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ひび喜楽園	渋川 1-14-13	RC	5	81-1010	60	無
5	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム グランデパール	用吉 1676-1	RC	4	73-5020	50	無
6	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム いこい荘	長尾 1578-2	RC	4	71-0056	80	有
7	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 宗玉園	梶岡 576-2	RC	1	41-2788	102	有
8	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 玉野山田荘	山田 3275	S	2	41-3993	60	有
9	地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ハモニカドゥーエ	長尾 2116	S	2	73-9300	29	有
10	地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム いろいろの里	八浜町波知 555	RC	3	51-1005	29	無
11	地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 夢	山田 468-1	W	3	43-9001	29	有
12	軽費老人ホーム	ケアハウス さくらのさく郷	八浜町大崎 169-13	RC	2	53-9335	30	有
13	軽費老人ホーム	ケアハウス コスモス	上山坂 2016-3	RC	4	66-5888	48	有
14	有料老人ホーム	こもれ陽の家 けやき	築港 1-1-21	W	2	33-5055	13	無
15	有料老人ホーム	アレーズ宇野	築港 1-11-3	S	2	33-6677	16	有
16	有料老人ホーム	シェアハウス秀天ほほえみ	槌ヶ原 1060-1	S	3	71-6517	34	有
17	サービス付高齢者向け住宅	ハーヴィスヒルズ	東高崎 24-8	RC	3	73-5222	40	有
18	介護老人保健施設	岡山赤十字老人保健施設 玉野マリンホーム	築港 5-16-25	RC	4	31-5295	100	無
19	介護老人保健施設	老人保健施設 老人保健センター コスモス	上山坂 2016-1	S	2	66-5200	100	有
20	短期入所生活介護事業所	ショートステイサービス フェニックス田井	田井 4-10-45	S	3	33-5800	20	有
21	短期入所生活介護事業所	玉野スマイルタウン 特別養護老人ホーム すまいる苑	田井 6-8-1	S	3	31-9711	20	無
22	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム アザレア	玉原 2-24-40	RC	3	32-3038	20	無
23	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム ひび喜楽園	渋川 1-14-13	RC	5	81-1010	10	無
24	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム グランデパール	用吉 1676-1	RC	4	73-5020	10	無
25	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム いこい荘	長尾 1578-2	RC	4	71-0056	6	無
26	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム ハモニカドゥーエ	長尾 2116	S	2	73-9300	11	有
27	短期入所生活介護事業所	ショートステイ アガベ	八浜町八浜 1440-4	W	2	51-3330	20	有
28	短期入所生活介護事業所	ショートステイ いろいろの里	八浜町波知 555	RC	3	51-1005	11	無
29	短期入所生活介護事業所	ショートステイ さくらのさく郷	八浜町大崎 169-13	RC	2	53-9333	21	有
30	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム 宗玉園	梶岡 576-2	RC	1	41-2788	6	有
31	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム 夢	山田 468-1	W	3	43-9001	10	有
32	短期入所療養介護事業所	岡山赤十字老人保健施設 玉野マリンホーム	築港 5-16-25	RC	4	31-5295		無
33	短期入所療養介護事業所	老人保健センター コスモス	上山坂 2016-1	S	2	66-5200		有

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
34	特定施設入居者生活介護事業所	有料老人ホーム ハモニカドゥーエ	長尾 2116	S	2	73-9300	30	有
35	小規模多機能型居宅介護事業所	こもれ陽の家 けやき	築港 1-1-21	W	2	33-5055	通18泊9	有
36	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム ひなたぼっこ玉	奥玉 2-20-10	W	1	33-0470	通18泊9	有
37	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム アガベ	長尾 420-3	W	2	71-6662	通18泊9	有
38	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム アガベ テラス	八浜町波知 23-1	W	1	33-0225	通18泊6	有
39	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム ふるさと	梶岡 777-1	W	1	41-2022	通18泊7	有
40	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム ドリーム	山田 466	W	1	33-0555	通12泊6	有
41	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム 夢	山田 468-1	W	3	43-9005	通15泊5	有
42	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型ケアセンター ほのか	羽根崎町 2-10	W	2	33-0710	通18泊9	無
43	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護 心結	東高崎 25-247	S	2	33-0280	通12泊9	有
44	認知症対応型共同生活介護事業所	愛の家グループホーム 玉野	田井 1-6-19	S	2	33-5632	18	無
45	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム やわらぎ	宇野 2-13-10	W	1	33-5330	18	有
46	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム こまくさ	宇野 2-19-18	RC	3	32-5093	18	有
47	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム おかげさん	玉 1-8-8	W	2	31-3171	9	有
48	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム ゆとり	玉原 2-17-21	RC	5	31-4858	18	無
49	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム ゆらり	玉原 2-17-21-4階	RC	5	31-4850	9	無
50	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム なでしこ	和田 1-12-37	W	2	81-2711	18	有
51	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 喜楽荘	渋川 1-13-5	W	1	33-2100	18	有
52	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム はるや	東高崎 25-183	S	2	73-5030	18	有
53	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 和楽の家 荘内	長尾 333-3	W	1	33-3370	18	有
54	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム ハモニカドゥーエ	長尾 2116	W	2	73-9355	18	有
55	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム アガベ	八浜町八浜 1440-4	W	2	51-3700	18	有
56	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 和楽の家 東児	西田井地 2256-1	W	1	41-2507	18	有
57	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 夢	山田 443-2	W	1	43-9301	18	有
58	認知症対応型共同生活介護事業所	けあビジョンホーム玉野	東田井地 1435-4	W	2	41-3770	18	有
59	通所介護事業所	リハビリディサービス ポンブル宇野	築港 1-11-5	S	2	33-8686	35	無
60	通所介護事業所	アイル玉野	宇野 1-38-1 天満屋 ハピータウン玉野店マルカ3F	RC	3	33-3100	40	無
61	通所介護事業所	デイサービスセンター ほのか和田	和田 3-34-15	W	1	81-1205	25	有
62	通所介護事業所	デイサービスセンター わだくり	和田 5-22-1	S	2	83-9600	60	無
63	通所介護事業所	デイサービスセンター ほのか明神	明神町 8-28	W	1	81-4720	35	有
64	通所介護事業所	デイサービスセンター アルフィックセンド	東高崎 25-31	S	1	73-5060	45	有
65	通所介護事業所	デイサービスセンター アルフィック	東高崎 25-34	RC	2	73-5070	45	有

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
66	通所介護事業所	医療法人いづみ会 三宅内科外科医院 デイサービスセンター	槌ヶ原 1017	S	2	71-6577	30	無
67	通所介護事業所	ひなたぼっこ荘内	迫間 986-1	S	2	71-6000	30	無
68	通所介護事業所	ハモニカドゥーエ デイサービスセンター	長尾 2116	RC	1	73-9550	45	有
69	通所介護事業所	デイサービスセンター いろりの里	八浜町波知 555	RC	3	51-1005	25	無
70	通所介護事業所	デイサービスセンター さくらのさく郷	八浜町大崎 169-13	RC	2	53-9333	35	有
71	通所介護事業所	近藤医院デイサービスセンター	東田井地 1395	S	1	43-9123	40	有
72	通所介護事業所	デイサービスセンター フローラール	東高崎 25-247	S	2	33-0345	30	有
73	通所リハビリテーション事業所	大西病院	田井 3-8-11	RC	4	33-9333	20	無
74	通所リハビリテーション事業所	岡山赤十字老人保健施設 玉野マリンホーム	築港 5-16-25	RC	4	31-5295	35	無
75	認知症対応型通所介護事業所	デイサービス こまくさ ※休止中	宇野 2-19-18	RC	3	33-2266 32-5144	12	有
76	認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所介護 葦束	東高崎 25-247	S	2	33-5177	12	有
77	看護小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護 ハーヴィスプラス	東高崎 24-8	RC	3	73-5560	通泊 15 08	有
78	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター フェニックス田井	田井 4-10-45	S	3	33-5800	18	無
79	地域密着型通所介護事業所	ティクリハビリテーションサービス	田井 3-7-1	W	1	33-0020	10	有
80	地域密着型通所介護事業所	デイサービス 紲 田井	田井 3-19-14	W	2	23-4865	15	無
81	地域密着型通所介護事業所	なごみデイサービス	築港 2-17-18	RC	3	31-7530	15	無
82	地域密着型通所介護事業所	デイサービス たまメディカルリハビリ	玉 2-25-19	S	5	31-6803	10	無
83	地域密着型通所介護事業所	蒼デイサービスセンター	和田 2-4-20	W	1	81-0055	10	有
84	地域密着型通所介護事業所	デイサービス 虹の家	羽根崎町 5-26	W	1	81-8801	18	有
85	地域密着型通所介護事業所	グランデパール通所介護事業所	用吉 1676-7	S	4	73-9880	18	無
86	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター ほのか Nagao	長尾 557-1	W	2	71-5580	10	有
87	地域密着型通所介護事業所	デイサービス リハケアセンターふるさと	梶岡 777-1	W	1	41-2022	10	有
88	地域密着型通所介護事業所	アイル玉野別邸	後閑 2 ケイエスゴルフ2F	RC	2	41-1100	18	無
89	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター ゆたか	八浜町八浜 1115	W	2	51-1700	15	有

要配慮者関連施設（高齢者関係施設）位置図



(4) 障害(児)者関係施設

(令和7年4月1日現在)

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
1	障害者支援施設	のぞみ園	木目 1461	RC	3	71-0110	80	有
2	障害福祉サービス事業所(生活介護)	のぞみ園	木目 1461	RC	3	71-0110	80	有
3	障害福祉サービス事業所(生活介護)	なないろ	山田 919-1	S	2	41-3811	20	有
4	障害福祉サービス事業所(生活介護)	玉野スマイルタウンケアセンターひばり	田井 6-8-1	S	1	31-9711	30	有
5	障害福祉サービス事業所(生活介護)	グレイス(のぞみ)	木目 1461	RC	3	71-0110	20	有
6	障害福祉サービス事業所(生活介護)	ルネサンス(生活介護)	八浜町八浜 1330-20	W	2	51-3721	20	有
7	障害福祉サービス事業所(生活介護)	ばべの森	八浜町波知 186	W	1	23-4177	10	有
8	障害福祉サービス事業所(短期入所)	ショートステイ Lau	田井 5-21-11	W	2	33-1257	5	有
9	障害福祉サービス事業所(短期入所)	グレイス(のぞみ)	木目 1461	RC	3	71-0110	8	無
10	障害福祉サービス事業所(短期入所)	短期入所事業所 のぞみ園	木目 1461	RC	3	71-0110	80	有
11	障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型)	娜の虹	迫間 973	S	2	71-4300	20	有
12	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	クローバー	用吉 1750-11	W	1	23-4680	20	有
13	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	虹	迫間 430-2	W	2	55-4430	20	有
14	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	ハレルヤ	上山坂 2016-1	S	1	66-5050	20	有
15	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	ほくと	胸上 728	S	2	41-3380	20	有
16	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	フクちゃんのパン屋さん	長尾 184-5	RC	2	23-4780	20	有
17	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	ばべの森	東紅陽台 2-19-257	W	1	23-4177	10	有
18	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	ここ・からワークスたまの	築港 1-10-10 ウノハウス	RC	3	33-1122	20	有
19	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	セルフうどん にじいろ	宇野 4-9-6	RC	1	32-3660	20	有
20	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	分場ハレルヤ	宇野 4-14-21	S	1	66-5050	10	有
21	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	Natural Smile(ナチュラルスマイル)	築港 2-14-7	S	2	23-4010	20	有
22	障害福祉サービス事業所(児童発達支援)	玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	RC	2	71-0600	20	無
23	障害福祉サービス事業所(児童発達支援)	ほっぷあっぷ	長尾 121-3	W	2	71-5150	10	有
24	障害福祉サービス事業所(児童発達支援)	ニコたま	宇野 1-34-10	RC	2	33-3335	10	有
25	障害福祉サービス事業所(児童発達支援)	Lau キッズ	西田井地 2278-8	W	2	33-3765	10	有
26	障害福祉サービス事業所(児童発達支援)	ふらっと	用吉 1767	SRC	2	33-0306	10	無
27	障害福祉サービス事業所(放課後等デイサービス)	玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	RC	2	71-0600	10	無
28	障害福祉サービス事業所(放課後等デイサービス)	いちばん星	御崎 2-12-47	W	2	81-1155	10	有
29	障害福祉サービス事業所(放課後等デイサービス)	こだまクラブ	木目 1282-2	W	2	33-3717	10	無
30	障害福祉サービス事業所(放課後等デイサービス)	ふらっと	用吉 1767	SRC	2	33-0306	10	無
31	障害福祉サービス事業所(就労定着支援)	Little Plus(リトル プラス)	宇野 7-24-1	W	2	23-4020	20	有
32	障害福祉サービス事業所(自立訓練)	Little Plus(リトル プラス)	宇野 7-24-1	W	2	23-4020	20	有
33	障害福祉サービス事業所(保育所等訪問支援)	玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	RC	2	71-0600	—	無
34	共同生活援助事業所	グループホームにじいろ	宇野 1-30-3	W	2	31-0006	9	有
35	共同生活援助事業所	グループホームあかつき 2	山田 3268	W	1	43-9055	9	有
36	共同生活援助事業所	グループホームあかつき 3	田井 3-3-25	W	2	23-4012	4	有
37	共同生活援助事業所	グループホームあかつき 4	胸上 718-41	W	1	43-9507	10	有
38	共同生活援助事業所	グループホームあかつき 5	胸上 718-42	W	1	43-9507	10	有
39	共同生活援助事業所	玉野スマイルタウン グループホームつばめ苑	田井 6-8-1	W	1	31-9711	28	有
40	共同生活援助事業所	のぞみホーム(さくらハウス)	八浜町大崎 953	W	1	51-2122	4	有
41	共同生活援助事業所	のぞみホーム(未来ハウス)	用吉 1777-53	W	2	71-4611	4	有
42	共同生活援助事業所	のぞみホーム(やまももハウス)	八浜町大崎 955	W	2	53-9292	5	有
43	共同生活援助事業所	のぞみホーム(もくめハウス)	木目 1282-1	W	1	73-5015	7	有

要配慮者関連施設（障害（児）者関係施設）位置図



(5) 児童関係施設

(令和7年4月1日現在)

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
1	保育所	田井保育園	田井 3-10-1	S	1	21-3342	100	無
2	保育所	宇野保育園	宇野 2-23-2	W	1	21-3846	40	無
3	保育所	和田保育園	和田 2-7-10	RC	1	81-8167	40	無
4	保育所	渋川保育園	渋川 1-2-10	RC	2	81-6803	30	無
5	保育所	築港ちどり保育園	築港 2-15-16	RC	2	21-3347	230	無
6	保育所	槌ヶ原ちどり保育園	槌ヶ原 948	RC	2	71-3042	270	無
7	保育所	玉認定こども園	玉 2-7-41	W	1	21-3392	50	無
8	保育所	玉原認定こども園	玉原 2-7-41	RC	1	31-6194	110	無
9	保育所	大崎認定こども園	東七区 1-2	RC	1	51-2104	70	無
10	保育所	八浜認定こども園	八浜町八浜 1488	RC	1	51-2460	100	無
11	保育所	サンマリン認定こども園	山田 3233-2	RC	1	43-9880	120	無
12	児童館	玉野市立児童館	玉 2-3-1	RC	2	32-3778	-	有

要配慮者関連施設（児童関係施設）位置図



(6) 学校教育施設

(令和7年4月1日現在)

No.	施設の種別	施設名称	所在地	施設の構造	階数	連絡先	定員	1階部分に居住区有・無
1	幼稚園	田井幼稚園	田井 3-22-36	RC	2	31-0746	40	無
2	幼稚園	宇野幼稚園	宇野 2-14-16	RC・S	2	21-3047	20	無
3	幼稚園	日比幼稚園	御崎 2-3-7	PC・RC	1	81-7069	20	無
4	幼稚園	荘内幼稚園	用吉 1102	S・PC	1	71-2283	40	無
5	小学校	田井小学校	田井 3-4-1	RC・S	3	21-2642	402	無
6	小学校	築港小学校	築港 3-15-1	RC・S	3	21-3375	99	無
7	小学校	宇野小学校	宇野 2-23-1	RC・S	4	31-5796	167	無
8	小学校	玉小学校	玉 6-20-22	RC・S	2	32-4701	91	無
9	小学校	日比小学校	御崎 1-1-1	RC・S	3	81-8216	103	無
10	小学校	第二日比小学校	明神町 1-1	RC・S	3	81-8101	85	無
11	小学校	山田小学校	山田 422	RC・S	3	41-1035	56	無
12	小学校	後閑小学校	後閑 1421	RC・S	2	41-1072	13	無
13	小学校	荘内小学校	木目 498	RC・S	3	71-1017	689	無
14	小学校	八浜小学校	八浜町波知 29	RC・S	3	51-2016	161	無
15	小学校	大崎小学校	東七区 3-3	RC・S	2	51-1009	72	無
16	小学校	鉢立小学校（休校）	北方 1274	RC・W	2	66-5131	0	無
17	小学校	胸上小学校	梶岡 639	RC・S	3	41-2044	126	無
18	小学校	玉原小学校	玉原 2-22-1	RC・S	3	32-0666	116	無
19	中学校	宇野中学校	築港 2-27-1	RC・S	3	31-4241	356	無
20	中学校	玉中学校	奥玉 1-27-1	RC・S	4	31-4211	84	無
21	中学校	日比中学校	和田 6-13-1	RC・S	3	81-7351	94	無
22	中学校	山田中学校	後閑 1995	RC・S・W	3	41-1045	21	無
23	中学校	荘内中学校	木目 1373	RC・S	4	71-1049	353	無
24	中学校	八浜中学校	八浜町八浜 1438	RC・S・W	2	51-2044	137	無
25	中学校	東児中学校	北方 444	RC・S・W	4	66-5134	61	無
26	高等学校	玉野商工高等学校	玉 6-1-1	RC・S	5	31-5341	360	無
27	高等学校	玉野備南高等学校	和田 4-7-1	RC・S	3	83-9100	160	無
28	高等学校	岡山県立玉野高等学校	築港 3-11-1	RC・S	4	31-4321	480	無
29	高等学校	岡山県立玉野光南高等学校	東七区 244	RC・S	4	51-2311	720	無
30	各種学校	玉野総合医療専門学校	築港 1-1-20	RC・S	3	31-6830	480	無

(小中学校の定員は令和6年5月1日現在の在籍児童・生徒数)

要配慮者関連施設（学校教育施設）位置図



(7) 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No.	施設区分	施設の種別	施設名	所在地	連絡先	洪水 浸水	高潮 浸水	土砂 災害
1	高齢	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム いこい荘	長尾 1578-2	71-0056			○
2	高齢	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ひび喜楽園	渋川 1-14-13	81-1010			○
3	高齢	短期入所生活介護事業所	ショートステイ さくらのさく郷	八浜町大崎 169-13	53-9333			○
4	高齢	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム アガベ	長尾 420-3	71-6662			○
5	高齢	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護 心結	東高崎 25-247	33-0280	○	○	
6	高齢	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 喜楽荘	渋川 1-13-5	33-2100			○
7	高齢	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム ゆらり	玉原 2-17-21	31-4850			○
8	高齢	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム ゆとり	玉原 2-17-21	31-4858			○
9	高齢	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム なでしこ	和田 1-12-37	81-2711			○
10	高齢	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム はるや	東高崎 25-183	73-5030	○	○	
11	高齢	通所介護事業所	いざみ会三宅内科医院デイサービスセンター	樋ケ原 1017	71-6577			○
12	高齢	通所介護事業所	デイサービスセンター わだくり	和田 5-22-1	83-9600			○
13	高齢	通所介護事業所	デイサービス ほのか和田	和田 3-34-15	81-1205			○
14	高齢	通所介護事業所	デイサービスセンター アルフィック	東高崎 25-34	73-5070	○	○	
15	高齢	通所介護事業所	デイサービスセンター アルフィックセカンド	東高崎 25-31	73-5060	○	○	
16	高齢	通所介護事業所	デイサービスセンター フローラール	東高崎 25-247	33-0345	○	○	
17	高齢	認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所介護 葦束	東高崎 25-247	33-5177	○	○	
18	高齢	看護小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護 ハーヴィスプラス	東高崎 24-8	73-5560	○	○	
19	高齢	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター ほのか Nagao	長尾 557-1	71-5580			○
20	高齢	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター ゆたか	八浜町八浜 1115	51-1700			○
21	高齢	地域密着型通所介護事業所	デイサービス 純	東紅陽台 1-19-303	71-4000	○	○	
22	障害	障害福祉サービス事業所（生活介護）	ばべの森	八浜町波知 186	23-4177			○
23	障害	障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	ほくと	胸上 728	41-3380			○
24	障害	障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	虹	迫間 430-2	71-1365			○
25	障害	障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	ばべの森	東紅陽台 2-19-257	23-4177	○	○	
26	障害	障害福祉サービス（放課後等デイサービス）	いちばん星	御崎 2-12-47	81-1155			○
27	障害	地域活動支援センター	地域活動支援センター ほほえみ作業所	奥玉 1-18-5	32-3840			○
28	障害	地域活動支援センター	地域活動支援センター しらさ工房	奥玉 1-18-5	31-7571			○
29	障害	地域活動支援センター	NPO 法人 同舟の園	番田 2576-1	66-5179			○
30	児童	保育所	玉野市立渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803			○
31	児童	保育所	玉野市立和田保育園	和田 2-7-10	81-8167			○
32	児童	保育所	玉野市立宇野保育園	宇野 2-23-2	21-3846			○
33	学校	幼稚園	玉野市立日比幼稚園	御崎 2-3-7	81-7069			○
34	学校	小学校	玉野市立築港小学校	築港 3-15-1	21-3375			○
35	学校	小学校	玉野市立錦立小学校（休校）	北方 1274	66-5131			○
36	学校	小学校	玉野市立宇野小学校	宇野 2-23-1	31-5796			○
37	学校	小学校	玉野市立玉小学校	玉 6-20-22	32-4701			○
38	学校	小学校	玉野市立日比小学校	御崎 1-1-1	81-8216			○
39	学校	小学校	玉野市立八浜小学校	八浜町波知 29	51-2016			○
40	学校	中学校	玉野市立玉中学校	奥玉 1-27-1	31-4211			○
41	学校	中学校	玉野市立日比中学校	和田 6-13-1	81-7351			○
42	学校	中学校	玉野市立東児中学校	北方 444	66-5134			○
43	学校	高等学校	岡山県立玉野高等学校	築港 3-11-1	31-4321			○
44	学校	高等学校	玉野市立玉野備南高等学校	和田 4-7-1	83-9100			○

※ 無床の病院・診療所は除く。

※ 掲載されている施設は、避難確保対策計画の作成及び避難訓練の実施が必要となる。

3 防災備蓄倉庫

(● : 整備年度)

区分1	区分2	区分3	仕様	～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
備 蓄 拠 点 倉 庫	田井まちなか公園備蓄倉庫 田井川尻公園備蓄倉庫 玉原備蓄倉庫 玉原小学校備蓄倉庫【空き教室】 消防備蓄倉庫 道の駅備蓄倉庫 競輪場備蓄倉庫	田井まちなか公園備蓄倉庫	42 m ²	●				
		田井川尻公園備蓄倉庫	49.5 m ²	●				
		玉原備蓄倉庫	110 m ²	●				
		玉原小学校備蓄倉庫【空き教室】	64 m ²		●			
		消防備蓄倉庫	40 m ²		●			
		道の駅備蓄倉庫	14 m ²		●			
		競輪場備蓄倉庫	36 m ²		●			
	防 災 倉 庫 （ 避 難 所 倉 庫 ） ※ 中 核 施 設	荘内中学校倉庫（※）	37 m ²	●				
		東児市民センター倉庫（※）	34.63 m ²	●				
		鉢立公民館倉庫	9.77 m ²			●		
		後閑小学校倉庫	9.41 m ²			●		
		八浜市民センター倉庫	4.71 m ²			●		
		大崎小学校倉庫	9.41 m ²			●		
		荘内市民センター倉庫	9.77 m ²			●		
		田井小学校倉庫	9.41 m ²			●		
		築港小学校倉庫	9.77 m ²			●		
		宇野小学校倉庫	9.77 m ²			●		
		すこやかセンター倉庫	9.41 m ²			●		
		玉野商工高等学校倉庫	7.91 m ²			●		
		玉原市民センター倉庫	9.41 m ²			●		
		日比小学校倉庫	9.41 m ²			●		
		東児中学校倉庫	9.77 m ²				●	
合 計				5	4	12	10	
						31		

防災備蓄倉庫位置図



4 市保有車両（消防を除く）

(台)

種別	台数			
	本庁関係	水道課	下水道課	計
マイクロバス	1			1
普通乗用車	4			4
小型乗用車	4			4
貨物車	ダンプトラック 2 t	5		5
	トラック（軽トラ以外）	4	1	1
	ライトバン	1	1	2
	軽トラック	6		6
	アームロール車	1		1
特種車	給水車		1	1
	泥土吸引車			
	靈柩車	1		1
	塵芥車	6		6
	し尿車	2		2
	図書館車	1		1
	患者輸送車			
	ショベルカー等	8		8
軽四乗用	15			15
軽四貨物	35 (4)	8 (8)	8	51 (12)
合 計	94 (4)	11(8)	9	114 (12)
2 輪	0	0	0	0

※ () 内の値はスピーカー付き車両台数

5 ごみ、し尿等運搬車両台数

(1) ごみ

(台)

業種別 車両別	直 営	委 託	許 可	合 計
特殊車 (パッカー車)	6	21	7	34
トラック等	5	20	27	52
軽ダンプ	2	3	4	9
バキューム車	0	0	3	3
重機等	6	0	0	6

(2) し尿

(台)

業種別 車両	直 営	委 託	許 可	合 計
特殊車 (バキューム)	2	5	0	7

6 ごみ、し尿処理能力

種類	処理能力
じん芥 (焼却)	150 t / 日
じん芥 (破碎)	35 t / 5 時間
し 尿	100 k ℥/日

7 給水用資機材

(台)

車両	台数
給水車 (2 t)	1

8 市内輸送業者等の保有車両等台数（貨物）

(令和7年4月1日現在)

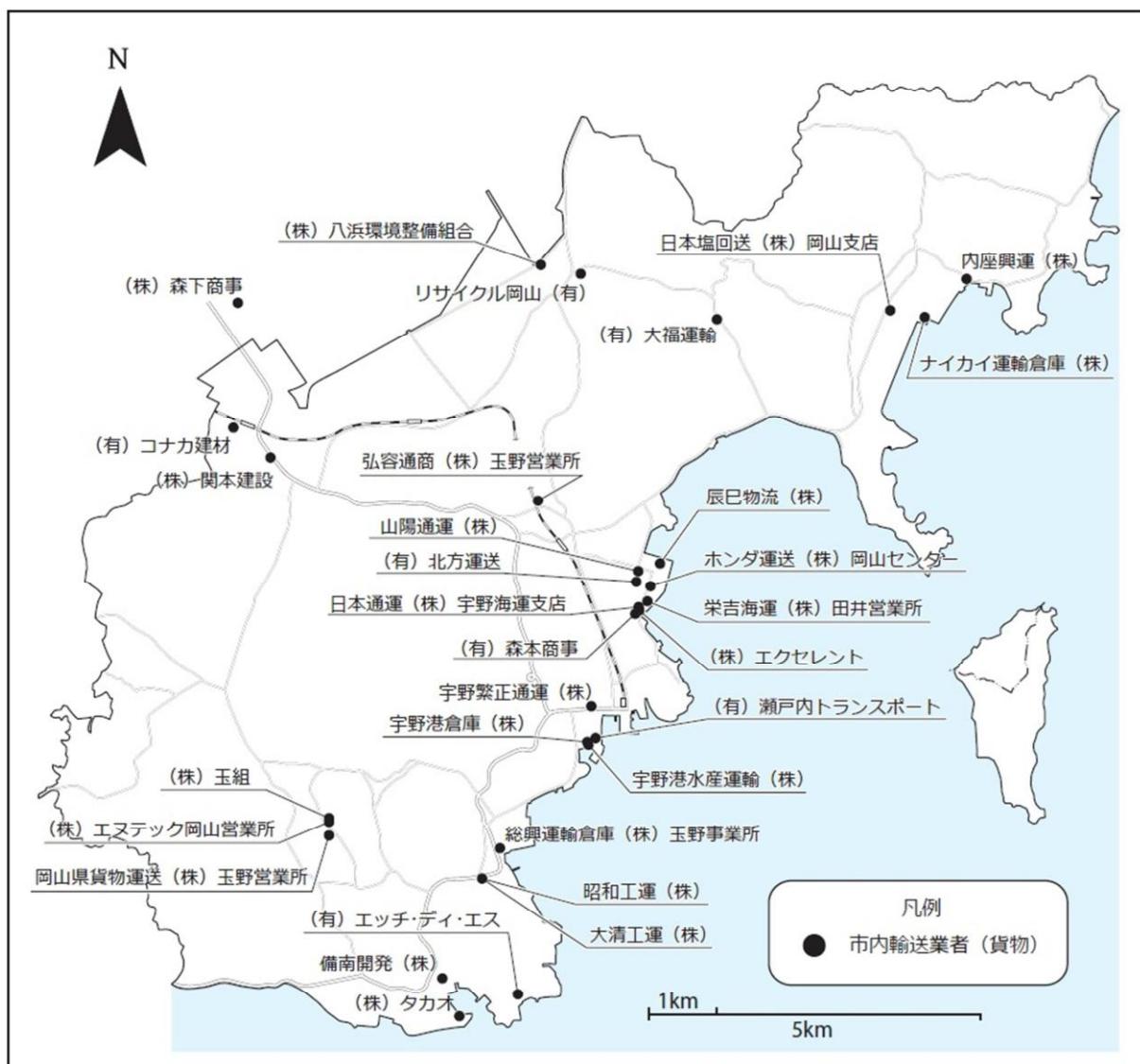
(社) 岡山県トラック協会 玉野分会	事務局所在地	電話	会員保有車両
	玉野市宇野 1-18-15	31-1034	484 台

(玉野分会会員)

(令和7年4月1日現在)

No.	事業者名	所在地	電話
1	宇野港水産運輸(株)	玉野市宇野 1-18-20	31-7830
2	宇野港倉庫(株)	玉野市宇野 1-17-17	31-2345
3	宇野繁正通運(株)	玉野市築港 1-24-1 松本ビル3F	31-1221
4	栄吉海運(株) 田井営業所	玉野市田井 6-1-3	33-8111
5	(株)エクセレント	玉野市田井 6-1-147	33-5566
6	(有)エッチ・ディ・エス	玉野市深井町 12-17	81-7161
7	(株)エヌテック 岡山営業所	玉野市玉原 3-11-1	32-5811
8	岡山県貨物運送(株) 玉野営業所	玉野市玉原 3-10-3	31-5211
9	(有)北方運送	玉野市田井 6-1-14	33-9317
10	弘容通商(株) 玉野営業所	玉野市田井 4-38-6	31-2277
11	(有)コナカ建材	玉野市宇藤木 277	71-1855
12	山陽通運(株)	玉野市田井 6-7-6	32-1381
13	昭和工運(株)	玉野市玉 3-1-9 三井 E&S 構内	31-2153
14	(株)関本建設	玉野市用吉 1750	71-0458
15	(有)瀬戸内トランスポーティ	玉野市宇野 1-6-26	33-6300
16	総興運輸倉庫(株) 玉野事業所	玉野市玉 3-1-1 三井 E&S 構内	31-1777
17	大清工運(株)	玉野市玉 3-1-9 三井 E&S 構内	21-2224
18	(有)大福運輸	玉野市後閑 626-6	41-3448
19	(株)タカオ	玉野市日比 5-9-7	81-7151
20	辰巳物流(株)	玉野市田井 6-10-6	21-5437
21	(株)玉組	玉野市玉 3-7-3	31-8088
22	ナイカイ運輸倉庫(株)	玉野市胸上 2721	41-2121
23	内座興運(株)	玉野市胸上 1792	41-1007
24	日本通運(株) 宇野海運支店	玉野市田井 6-1-30	31-0202
25	日本塩回送(株) 岡山支店	玉野市西田井地 2393-8	41-1545
26	(株)八浜環境整備組合	玉野市八浜町八浜 1100	51-2880
27	備南開発(株)	玉野市明神町 13-27	81-7377
28	ホンダ運送(株) 岡山センター	玉野市田井 6-1-9	33-3761
29	(株)森下商事	岡山市南区西七区 48-2	086-362-0559
30	(有)森本商事	玉野市田井 6-5-6	33-3488
31	リサイクル岡山(有)	玉野市八浜町八浜 156-1	53-9600

市内輸送業者の位置図（貨物）



9 市内輸送業者等の保有車両等台数（バス）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

No.	事業者名	所在地	電話	保有車両		
				乗合	貸切	計
1	両備ホールディングス(株) 玉野営業所	築港 2-18-8	31-1616	34 台	2 台	36 台

10 市内輸送業者等の保有船舶数（船舶一旅客）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

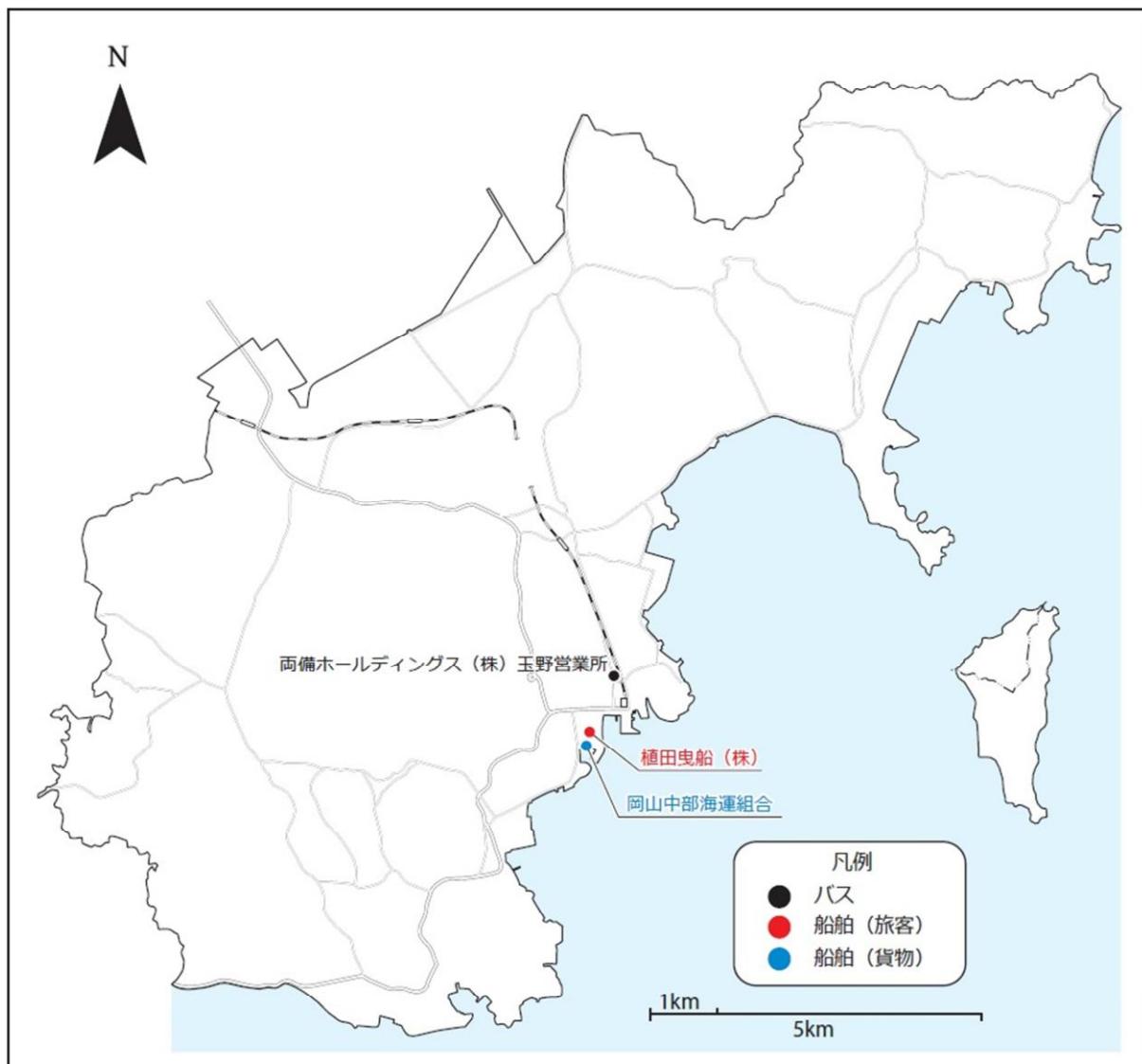
No.	事業者名	所在地	電話	隻数	総トン数	旅客定員
1	植田曳船(株)	宇野 1-15-13	31-1141	2	44t	76 名

11 市内輸送業者等の保有船舶数（船舶一貨物）

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

No.	組合名称	理事長	所在地	電話	組合員数	鉄鋼船舶		木製船舶	
						隻数	総トン数	隻数	総トン数
1	岡山中部海運組合	小路 敏之	宇野 1-18-15	31-1034	9	17	5,813t	—	—

市内輸送業者の位置図（バス・船舶）



1 2 変電所の所在、名称

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

No.	名称	所在地	所属
1	玉野変電所	玉野市迫間 850	中国電力ネットワーク
2	山田変電所	玉野市東田井地 1430	〃
3	日比変電所	玉野市玉 6-26-6	〃
4	莊内変電所	玉野市用吉 1662	〃

1 3 上水道施設の所在、名称（取水送配水）

No.	名称	所在地	電話
1	西阿知浄水場	倉敷市西阿知247-1 岡山県南部水道企業団	086-465-5050

1 4 上水道施設の所在、名称（水源地）

No.	名称	所在地	電話
1	田井水源地	田井2丁目6577	—

1 5 上水道施設の所在、名称（配水池）

No.	名称	所在地
1	上坂配水池	上坂512
2	山田配水池	沼字北山94-4
3	波知配水池	八浜町波知大谷480
4	波知東配水池	八浜町波知1371
5	田井配水池	田井1丁目6161
6	築港配水池	田井1丁目6161
7	直島配水池	田井1丁目6161
8	中山配水池	宇野2丁目10-35
9	小島地配水池	小島地字児峯752
10	企業団地配水池	長尾池尻1588-1
11	玉原配水池	玉原1丁目1448
12	奥玉配水池	玉原1丁目1448
13	日比配水池	羽根崎1362
14	大崎配水池	八浜町大崎1813-3
15	中央和田配水池	和田7丁目801-3外6筆

16 上水道施設の所在、名称（ポンプ所）

No.	名称	所在地
1	広木 ポンプ所	八浜町波知638
2	波知 ポンプ所	八浜町波知2011-1
3	元川 ポンプ所	八浜町八浜2711-5
4	池ノ内 ポンプ所	八浜町大崎3382-1
5	小島地 ポンプ所	小島地312
6	企業団地 ポンプ所	長尾1585-1
7	金ヶ谷 ポンプ所	羽根崎町1362-2
8	大清 ポンプ所	和田6丁目6-25
9	一の滝 ポンプ所	滝727-1
10	堤団地 ポンプ所	宇野8丁目2727-3
11	大崎 ポンプ所	八浜町大崎1738-5
12	サニー団地ポンプ所	田井5丁目415-122

17 下水道施設の所在、名称（処理場）

No.	名称	所在地
1	玉野浄化センター	宇野3-42-1

18 下水道施設の所在、名称（汚水ポンプ場）

No.	名称	所在地
1	宇野中継ポンプ場	宇野1-18-10
2	和田中継ポンプ場	玉3-8-13
3	日の出中継ポンプ場	築港5-8-2
4	田井中継ポンプ場	田井3-32-80
5	日比中継ポンプ場	明神町17-1
6	後閑中継ポンプ場	後閑2-11
7	山田中継ポンプ場	山田3273-1
8	サニーレイク中継ポンプ場	長尾1609-240
9	東紅陽台中継ポンプ場	東紅陽台1-19-244

19 下水道施設の所在、名称（マンホールポンプ他）

No.	名 称	所 在 地
1	高辺1マンホールポンプ	築港5-10-10付近
2	広田町マンホールポンプ	築港4-12-17付近
3	高辺2マンホールポンプ	築港5-14-8付近
4	高辺3マンホールポンプ	築港5-14-18付近
5	田井港1マンホールポンプ	田井6-2-1-7付近
6	田井港2マンホールポンプ	田井6-9-1付近
7	田井港3マンホールポンプ	田井6-5-17付近
8	三軒屋マンホールポンプ	田井5-33-13付近
9	御崎シーサイドポンプ場	御崎2-17-35
10	深井マンホールポンプ	深井町10-19付近
11	渋川マンホールポンプ	渋川1-10-8付近
12	向日比マンホールポンプ	向日比2-12-7付近
13	向日比(1)マンホールポンプ	向日比1-8-25付近
14	玉3丁目マンホールポンプ	玉3-5-8付近
15	後閑ニュータウンマンホールポンプ	後閑1-44付近
16	大藪真空ポンプ	大藪770-1付近
17	後閑港マンホールポンプ	後閑1510-17付近
18	山田中学校マンホールポンプ	後閑1995
19	福浦マンホールポンプ	後閑30付近
20	後閑マンホールポンプ	後閑1096-5付近
21	沼ごう頭マンホールポンプ	沼50付近
22	山田白石マンホールポンプ	山田3856-2付近
23	山田橋マンホールポンプ	山田417-2付近
24	山田橋東マンホールポンプ	山田3179-6付近
25	元川処理施設	八浜町八浜3013-1
26	光南高校マンホールポンプ	東七区244付近
27	南七区1マンホールポンプ	南七区93-2付近
28	南七区2マンホールポンプ	南七区186付近
29	泉新田マンホールポンプ	槌ヶ原1268-2付近
30	大崎マンホールポンプ	八浜町大崎488-1付近
31	奥の森団地マンホールポンプ	大崎2146-5付近
32	宇藤木マンホールポンプ	宇藤木356-1付近
33	秀天マンホールポンプ	槌ヶ原1075付近
34	槌ヶ原積水団地マンホールポンプ	槌ヶ原1021-14付近
35	東七区マンホールポンプ	東七区329-1付近
36	槌ヶ原1マンホールポンプ	槌ヶ原32付近
37	槌ヶ原2マンホールポンプ	槌ヶ原2929付近
38	迫間マンホールポンプ	迫間156-3付近
39	長尾1マンホールポンプ	長尾2022付近

No.	名 称	所 在 地
40	長尾2マンホールポンプ	長尾2794付近
41	滝1マンホールポンプ	滝17-4付近
42	滝2マンホールポンプ	滝868付近
43	滝3マンホールポンプ	滝899-5付近
44	西田井地マンホールポンプ	西田井地2352-3付近
45	胸上マンホールポンプ	胸上2653-1付近
46	三堀池マンホールポンプ	滝1187-1付近
47	永井マンホールポンプ	滝1280-1付近
48	小島地マンホールポンプ	小島地6付近
49	井指橋マンホールポンプ	滝1087-3付近
50	永井橋マンホールポンプ	滝1346-1付近
51	永井中マンホールポンプ	永井1984-1付近
52	ウツキ原川マンホールポンプ	滝1360-2付近
53	永井西橋マンホールポンプ	永井2027-1付近
54	ウツキ原川上マンホールポンプ	滝1465付近
55	永井上マンホールポンプ	永井2019-1付近
56	大藪マンホールポンプ	大藪1045付近
57	沼マンホールポンプ	沼667付近
58	胸上東マンホールポンプ	胸上1633-3付近
59	胸上磯北マンホールポンプ	胸上1858付近
60	胸上磯南マンホールポンプ	胸上1868付近
61	番田マンホールポンプ	番田1711-1付近
62	集合橋マンホールポンプ	下山坂139-1付近

20 病院一覧

出典：中国四国厚生局ホームページ

病院名	経営主体	患者許容定員 (病床種別・許可病床数)				病院の種別	所在地	管理者	TEL	診療科目	救急車の保有台数	土砂灾害警戒区域及び津波浸水想定区域の有無	
		一般	療養	精神	計							土砂	津波
地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院	地独	190			190	救急告示	宇野 2-1-20	佐藤利雄	31-2101	内、小、外 整、眼、耳 婦、麻、リハ 脳、放、歯 麻	1	無	無
岡山赤十字玉野病院	日赤	41	42		83		築港 5-16-25	横山 祐二	31-5117	内、リハ、皮 整外		無	無
(医) 愛善会由良病院	医療法人	42		135	177		深井町 11-13	南 辰也	81-7125	内、精、心内 消、整、リハ 放、神内、循 呼内、リウ 糖尿病・内分泌科		無	無
(医) 吉備会中谷外科病院	医療法人	45			45	救急告示	田井 3-1-20	中谷 紳	31-2323	外、肛、リハ 整、麻、内 胃		無	無
玉野中央病院	医療法人		42	51	93		築港 1-15-3	岡 好仁	31-1011	内、皮、精 神、心、内 消、呼、胃		有	有
(医) 社団恵誠会大西病院	医療法人	44			44	救急告示	田井 3-8-11	大西 敦之	32-9333	内、外、胃 整、肛、麻		無	無
合計		362	84	186	632						1病院 1台		

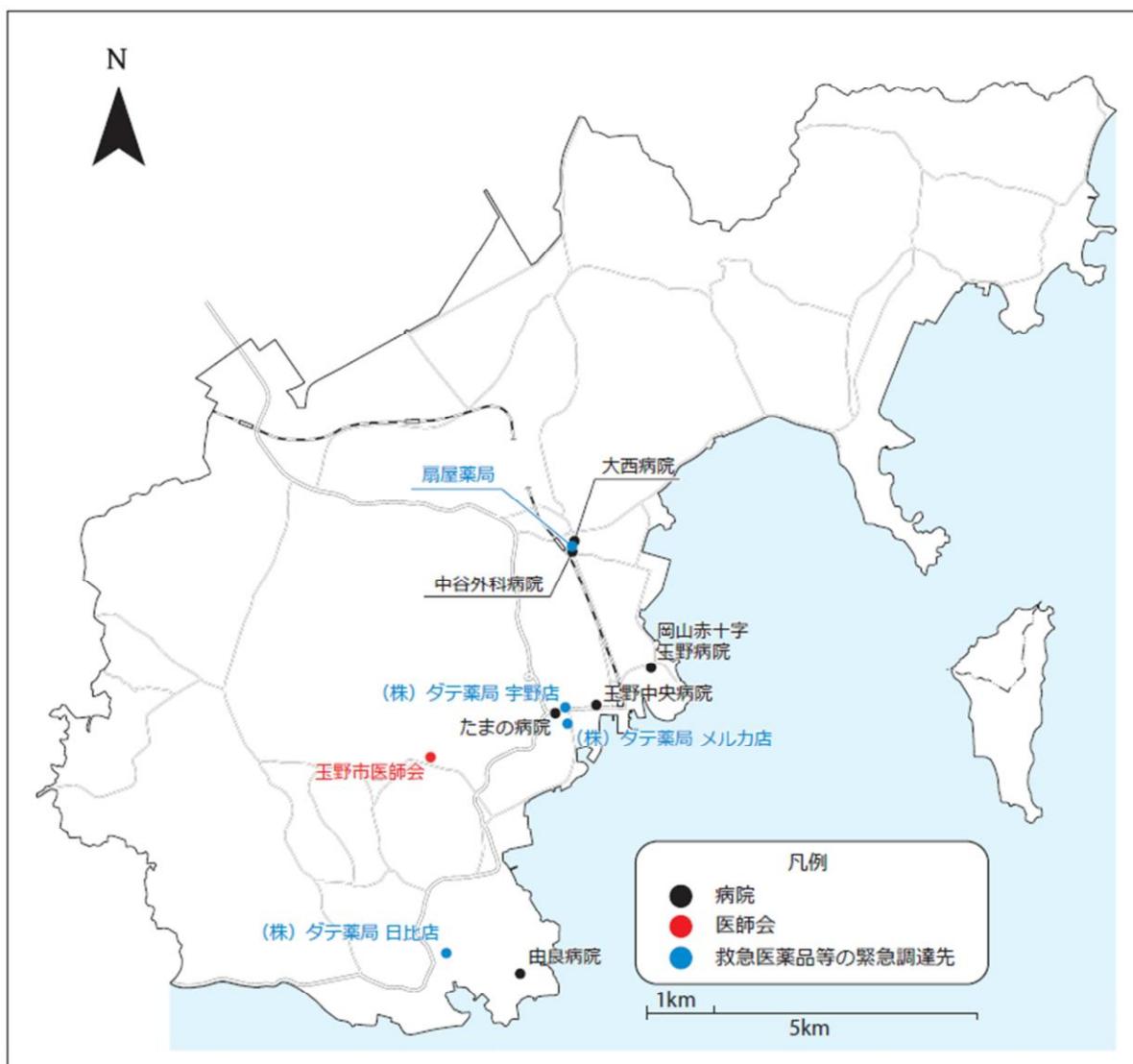
21 医師会

名称	所在地	電話番号	加入医療機関数
玉野市医師会	玉野市奥玉 1-18-5	21-3953	39

2.2 救急医薬品等の緊急調達先

調達先	所在地	電話
扇屋薬局	田井3-4-6	21-2872
(株)ダテ薬局宇野店	宇野8-3-10	32-4165
(株)ダテ薬局メルカ店	宇野1-38-1 ショッピングモールメルカ1F	33-9529
(株)ダテ薬局日比店	羽根崎町5-3	81-4155

病院、医師会、救急医薬品等の緊急調達先の位置図



2.3 医療用血液の供給機関及び連絡所

供給機関及び連絡所	所在地	取扱製剤
岡山県赤十字血液センター	岡山市北区いずみ町3-36 (電話 086-254-9699)	全血液製剤

2.4 防疫用備品等保有数

種類	台数(台)
噴霧機	37

2.5 防疫上必要な資機材

No.	種類	市において備えるべき資機材
1	機械器具	噴霧器
2		携帯ラジオ
3		カメラ
4		無線機
5	防疫用資材	作業服
6		作業帽
7		手袋
8		ゴム手袋
9		ゴム長靴
10		マスク
11		ゴーグル
12		防護服
13		帽子
14		シューカバー
15		腕章
16		地図
17		メガホン
18		リュックサック
19		カッパ
20		懐中電灯
21		水とう
22		ビニール袋
23		ポリタンク
24		毛布
25		ポリバケツ
26	防疫用消毒薬品	防疫用消毒薬品

2 6 感染症患者収容施設

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）第一種感染症指定医療機関

病院名	感染病床数	病院種別	所在地	電話	診療科目
岡山大学病院	2	特定機能 臨床研究中核 救急告示	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-223-7151	内他

（2）第二種感染症指定医療機関

病院名	感染病床数	病院種別	所在地	電話	診療科目
岡山市立市民病院	6	地域医療支援 救急告示	岡山市北区北長瀬 表町3-20-1	086-737-3000	内他

2.7 火葬場一覧表

名 称	所在地	炉数
玉野市斎場	樋ヶ原3094番地 7	火葬炉 5、焼却炉 2

火葬場の位置図



28 水位、潮位の観測場所

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

（1）水位観測所

名 称	設置者	所在地	備 考
秀天（鴨川）	岡山県	梶ヶ原	テレメーター
広岡桜橋-U（鴨川）	岡山県	広岡	
長谷川-H（長谷川）	岡山県	北方	
大正橋-U（庄田川）	岡山県	八浜町	

（2）潮位観測所

名 称	設置者	所在地	観測基準面	備 考
宇野	岡山地方気象台	宇野 1-8-9	-1.761m	テレメーター 隣接：玉野地域気象観測所（風向、風速、降水量、気温、日照時間）
玉野	岡山県	宇野 1-3-1	±0	水防警報対象観測所、テレメーター 風向、風速

29 雨量計観測所

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

名 称	設置者	所在地	備 考
玉野（気象）	岡山地方気象台	宇野 1-3-1	地域気象観測所
玉野	岡山県	宇野 1-8-9	テレメーター

30 震度情報システム設置場所

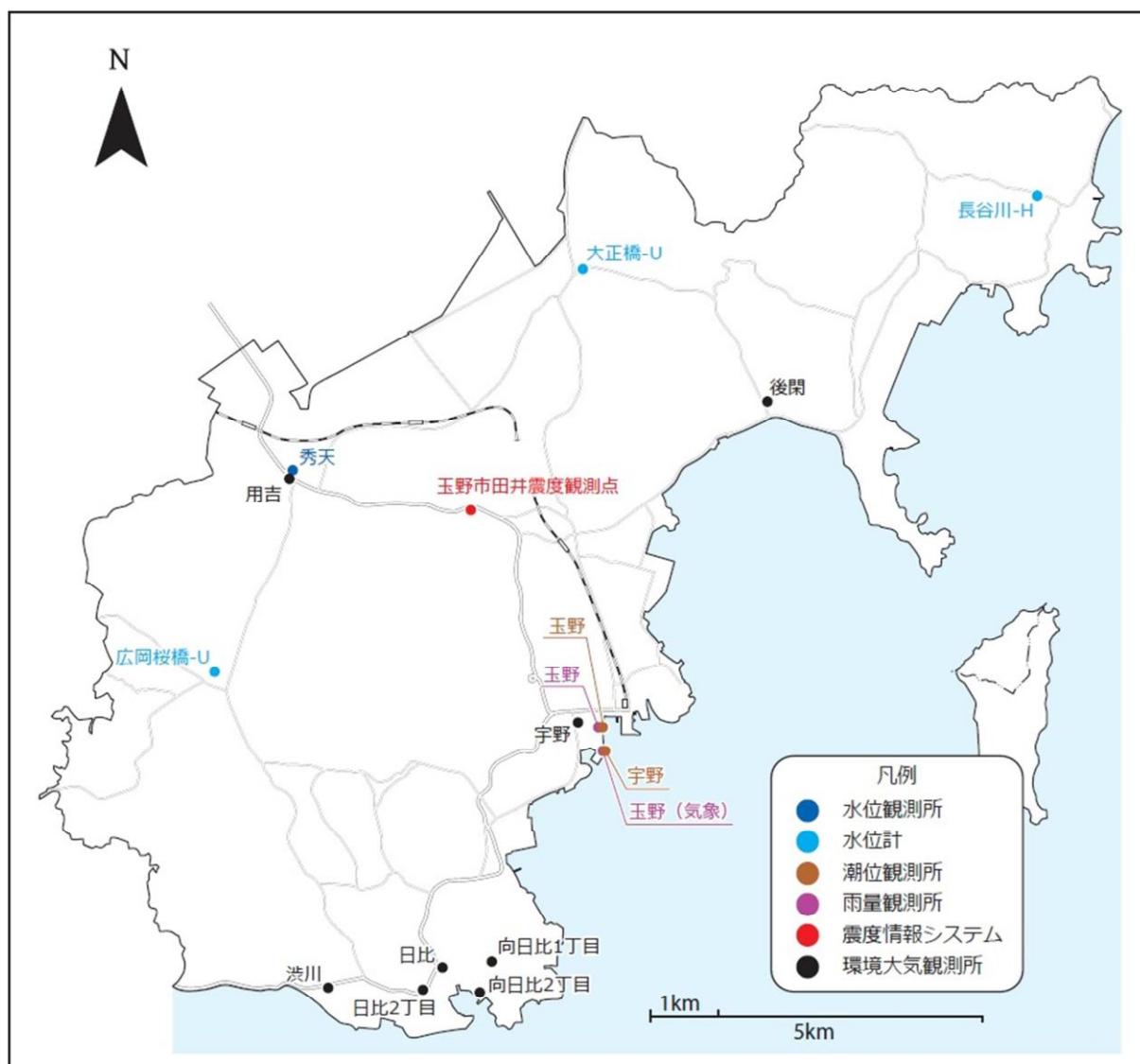
No.	市町村名	設置場所	震度観測点名称	所在地	備考
20	玉野市	玉野市消防庁舎・防災センター	玉野市田井	田井2-4502	

3.1 環境大気観測所

出典：玉野市ホームページ

管 理	市	県
測定局数	4	4
場 所	日比、日比2丁目、後閑、向日比2丁目	
		渋川、宇野、向日比1丁目、用吉

各観測所の位置図



3.2 災害援護資金、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金概要

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金														
1 貸付機関	市町村	県社会福祉協議会	県(備前県民局健康福祉部)														
2 適用灾害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合等の災害	特別の制限なし。ただし、左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。	特別の制限なし														
3 貸付対象者	<p>一定の被害を受けた世帯であって、かつ、次の要件を満たす世帯</p> <table border="1"> <tr><th>世帯人員</th><th>年間所得</th></tr> <tr><td>1人</td><td>220万円未満</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円〃</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円〃</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円〃</td></tr> <tr><td>5人以上1人増すごとに加算</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>住居が滅失した場合</td><td>1,270万円未満</td></tr> </table>	世帯人員	年間所得	1人	220万円未満	2人	430万円〃	3人	620万円〃	4人	730万円〃	5人以上1人増すごとに加算	30万円	住居が滅失した場合	1,270万円未満	<p>低所得世帯が「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害に被災した場合や、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が同法に基づく災害援護資金の貸し付け対象とならない場合に貸し付けを行う。</p>	<p>母子福祉資金： 母子家庭の母（配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者）</p> <p>父子福祉資金： 父子家庭の父（配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している者）</p> <p>寡婦福祉資金： 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）、又は40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者 ※扶養する子等のいない場合、2,036,000円の所得制限有</p>
世帯人員	年間所得																
1人	220万円未満																
2人	430万円〃																
3人	620万円〃																
4人	730万円〃																
5人以上1人増すごとに加算	30万円																
住居が滅失した場合	1,270万円未満																
4 資金種別	災害援護資金	災害援護資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金														
5 貸付限度	被害の種類及び程度に応じ 150～350万円	<p>150万円</p> <p>ただし、住宅資金との重複貸付によって最高350万円まで可</p>	<p>事業開始資金 314万円 事業継続資金 157万円 住宅資金 150万円</p>														
6 貸付方法	<p>1 据置期間 3年 (ただし、特別の場合5年) 2 償還期間 10年</p>	<p>1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 ※当該災害の状況に応じ2年以内</p> <p>2 償還期間 7年以内 (事情により最大20年以内まで設定可能)</p>	<p>1 据置期間 事業開始資金 1年 (被害にあって1年以内の貸付の場合被害の程度により最高1年間延長できる。)</p> <p>事業継続、住宅資金 6ヶ月 (被害にあって1年以内の貸付の場合被害の程度により最高1年6ヶ月間延長できる。)</p> <p>2 償還期間 事業開始資金 7年以内 事業継続資金 7年以内 住宅資金 7年以内</p>														

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
7 償還方法	月賦、半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)	月賦、半年賦 (原則として元利均等償還)	月賦、半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)
8 貸付利率	1 普通利率 年3% 2 延滞利率 年5%	1 普通利率 連帯保証人を立てる場合： 無利子 連帯保証人を立てられない場合： 年1.5% 2 延滞利率 年5%	1 普通利率 連帯保証人を立てた場合： 無利子 連帯保証人を立てない場合： 年1.0% 2 延滞利率 年5%
9 担保	1 物的担保 なし 2 保証人 1人	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として1人	1 物的担保 なし 2 保証人 1人
10 申請書等提出書類	1 借入申込書 (家財等購入、家屋補修等 経費明細書添付) 2 本人及び保証人の印鑑 証明	1 生活福祉資金借入申込書 2 民生委員調査書 3 借受人世帯・連帯借受人・連帯保証人の所得証明書等 4 借受人・連帯借受人 (※別世帯の場合)の 住民票(世帯全員分) 5 直近3か月分の通帳の写し と公共料金の支払い状況 が分かる書類(家計状況の確認のため)等 6 その他、状況に応じて 県社会福祉協議会から 求められる書類	1 貸付申請書(用紙は市に 備付) 2 戸籍謄本 3 年収を証明するもの(課税証明書等) 4 民生委員の意見書 5 誓約書 6 同意書 7 個人番号のわかるもの 8 罹災証明書 9 事業概要書(事業開始資金、 事業継続資金の場合) 10 住宅計画書及び住宅経費 見積書(住宅資金の場合)
11 申請経由機関	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">申込者</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">申込者</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">民生委員</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">市社会福祉 協議会</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">県社会福祉 協議会</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">申込者</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</div> <div style="display: inline-block; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">県(備前県民 局健康福祉部)</div> </div>
12 貸付審査機関	市	岡山県社会福祉協議会 (運営委員会)	県(備前県民局健康福祉部)
13 取扱機関	市	市町村社会福祉協議会	市

3.3 防災拠点港湾（海上輸送拠点・大規模地震対策施設）

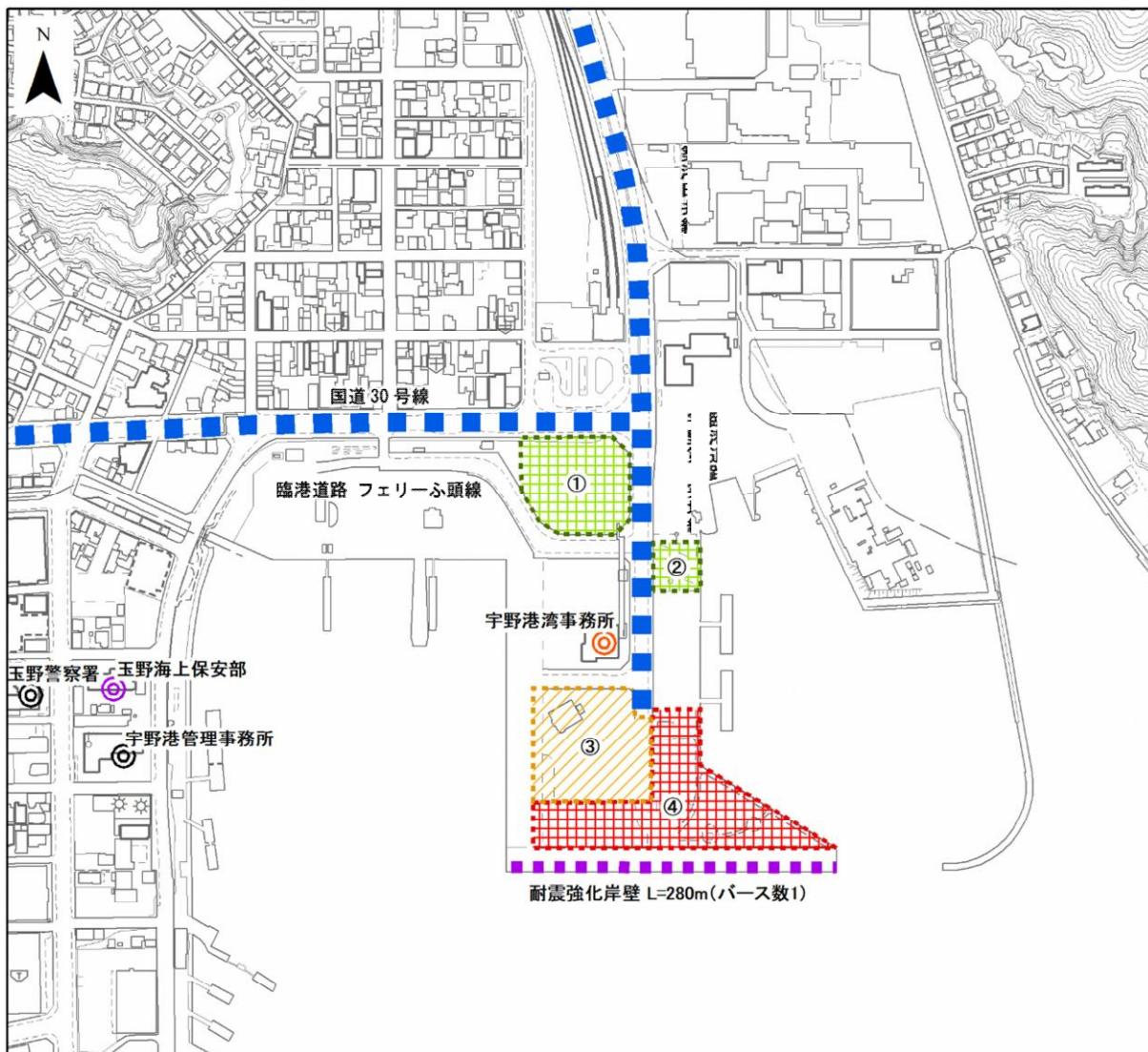
臨海部は市街地に隣接し多くの人口や資産が集中しているため、大規模な地震が発生した場合、港湾背後の被災者に対して、地震に対する安定性が高い海上交通を利用した緊急物資や避難者の輸送などの役割を果たすことが期待できる。

岡山県においては、宇野港、水島港、岡山港を大規模地震が発生した場合の拠点港湾と位置づけ、緊急時の救援・復旧支援及び一時避難等に必要な施設を以下のとおり整備している。

種 別	宇 野 港
耐震強化岸壁	-10m (1B)
避難地	8,965 m ²
臨時駐車場	9,000 m ²
救援・復旧支援基地	13,000 m ²

各施設の規模・配置については周辺詳細図による。

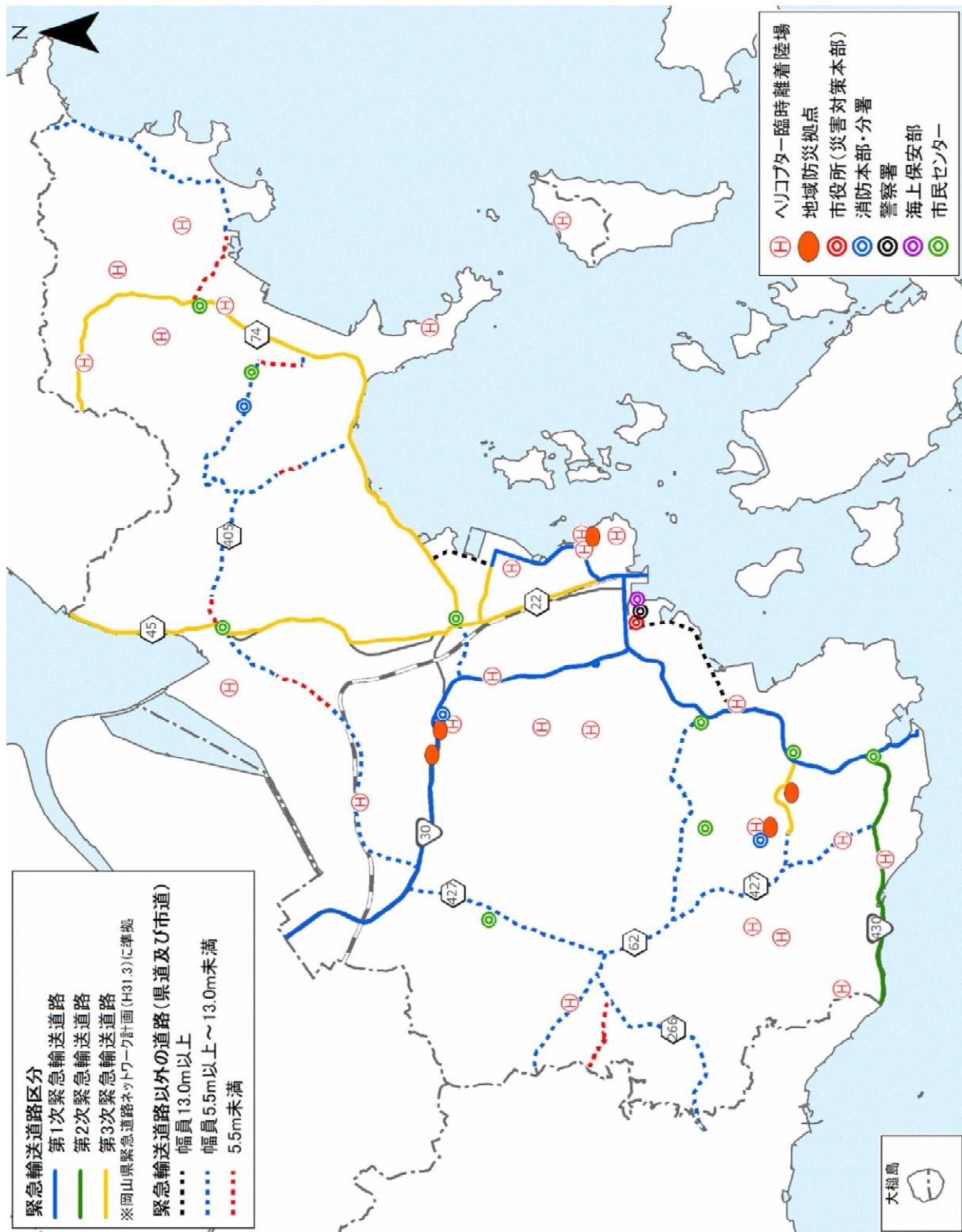
宇野港周辺詳細図



番号	用途	面積 (m ²)
①	避難地	6,965
②	避難地	2,000
③	臨時駐車場	9,000
④	救援復旧・支援基地	13,000

凡例	
第1次緊急輸送道路	■ ■ ■
耐震強化岸壁 (-10m)	■ ■ ■ ■
臨時駐車場	▨ ▨ ▨ ▨
避難地	▨▨▨▨
救援・復旧支援基地	▨▨▨▨

3.4 玉野市緊急輸送路網図



3.5 市内鉄道路線

出典：岡山県地域防災計画（資料編）

鉄道事業者名	路線名	路線区間
西日本旅客鉄道（株）	宇野線	岡山駅～茶屋町駅～宇野駅

3.6 地域防災拠点

施設名	所在地	物資拠点施設	救急・救援活動基地
みやま公園	田井2丁目4490番地	○	○
玉野市民総合運動公園	玉原3丁目800番地4	○	○
リサイクルプラザ	梶ヶ原3072番地1	○	
高山ドーム	和田4丁目7番1号	○	○
玉野競輪場	築港5丁目18番1号	○	○

地域防災拠点の位置図



3.7 応急仮設住宅建設予定場所

No.	名 称	所在地	現況用途	面積 (m ²)	想定 戸数
1	和田 5 丁目多目的広場他	和田 5 丁目 3~5 番地	広場、公園	7,800	70
2	正之上公園	田井 4 丁目 2 番	公園	4,000	30
3	川尻公園	田井 3 丁目 21 番	公園	4,420	35
4	備南高校運動場	和田 4 丁目 7 番 1 号	運動場	6,500	61
5	玉野競輪場駐車場	築港 4 丁目 25 番	駐車場	11,500	84
				計	34,220
					280

3.8 玉野市防災行政無線設置箇所（局名）一覧表

親局

局番	局名	空中線	
		空中線柱	3素子
	玉野市役所本庁舎親局		2

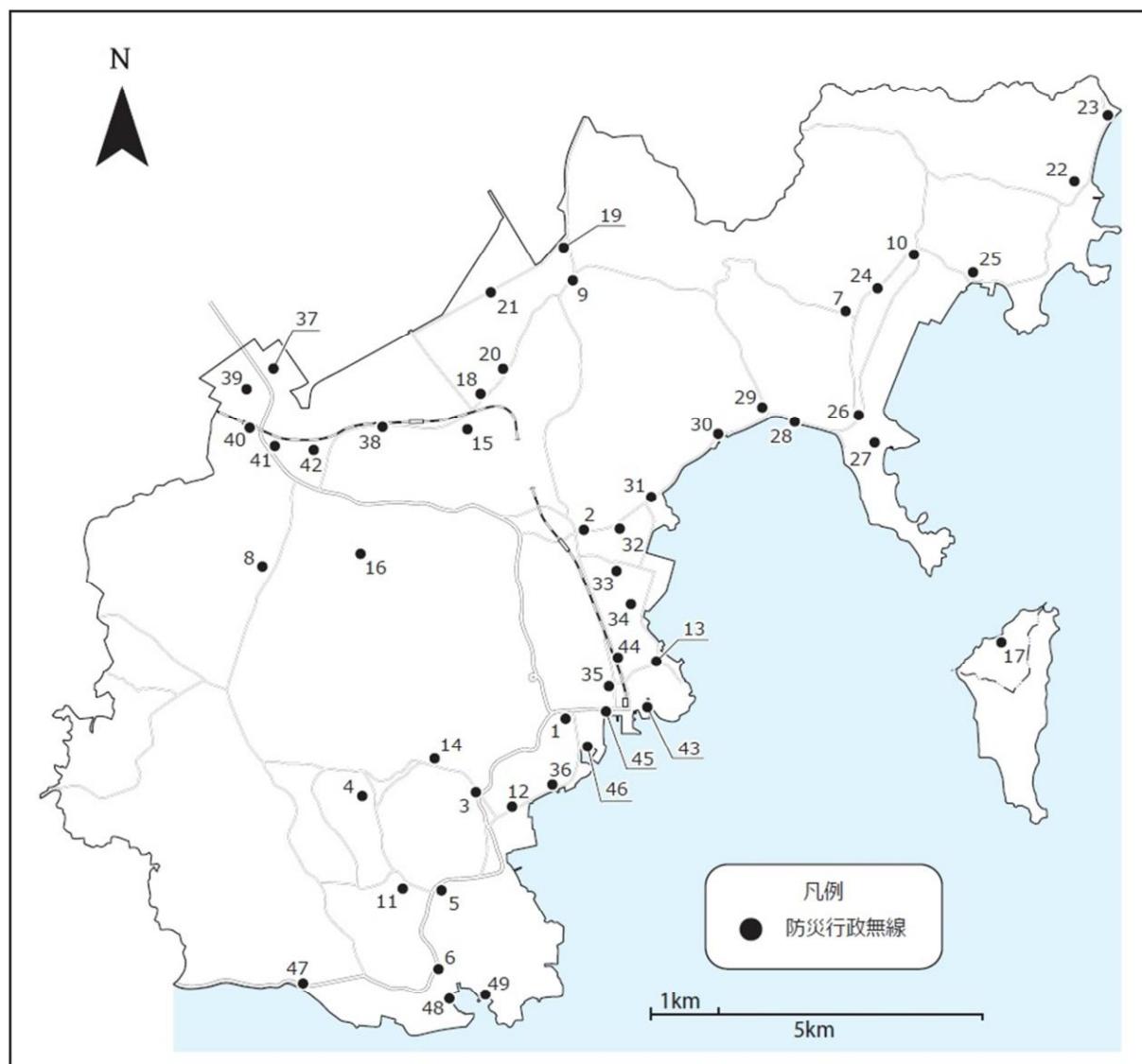
子局

局番	局名	空中線	
		空中線柱	3素子
A	神登山中継局		2
B	十津寺山中継局	1	2

屋外拡声子局

局番	局名	空中線柱	アンサー		空中線		スピーカ		接続中継局	
			有	無	3素子	5素子	フレックス	ストレート		
1	宇野分団消防機庫	1	○		1		2	2	神登山	
2	田井市民センター	1	○		1		3	1	十津寺山	
3	玉市民センター	1	○		1		1	3	神登山	
4	玉原市民センター	1	○		1		1	3	神登山	
5	和田市民センター	1	○		1		2	2	神登山	
6	日比市民センター	1	○		1		2	2	神登山	
7	山田市民センター	1	○		1		3	1	十津寺山	
8	荘内市民センター	1	○		1		2	2	神登山	
9	八浜市民センター	1	○		1		3		十津寺山	
10	東児市民センター	1	○		1		3	1	十津寺山	
11	生涯学習センター	1	○		1		1	2	神登山	
12	レクレセンター	1	○		1		2	2	神登山	
13	社協会館	1	○		1		1	2	神登山	
14	すこやかセンター	1	○			1	4		神登山	
15	大崎公民館	1		○	1		1	2	十津寺山	
16	南奥公民館	1		○		1	3		神登山	
17	東児市民センター石島分館	1	○		1		3		十津寺山	
18	大崎小学校	1		○	1		2	1	十津寺山	
19	八浜中学校	1		○	1		1	3	十津寺山	
20	奥の森団地児童遊園地	1		○	1		1	3	十津寺山	
21	ふれあい公園（再送信子局）	1	○		2			3	十津寺山	
22	番田児童遊園地	1		○	1		2	2	十津寺山	
23	相引集会所	1		○	1		2	1	十津寺山	
24	西田井地バス停東	1		○	1		4		十津寺山	
25	胸上公会堂	1		○	1		3	1	十津寺山	
26	ごうとう交差点	1		○	1		1	1	十津寺山	
27	沼公会堂	1		○	1			2	十津寺山	
28	後閑分団消防機庫	1		○	1		3		十津寺山	
29	後閑中央公園	1		○	1		3		十津寺山	
30	大藪バス停	1		○	1		2	1	十津寺山	
31	野々浜第5緑地	1		○	1		1	2	十津寺山	
32	東浜公園	1		○	1		3	1	十津寺山	
33	前丁場第2緑地	1		○	1		2	1	十津寺山	
34	先丁場公園	1		○	1		2	2	十津寺山	
35	築港通り市営住宅	1		○	1		3		神登山	
36	藤井公園	1		○	1		1	2	神登山	
37	東紅陽台	1		○	1		1	2	十津寺山	
38	硯井公園	1		○	1		1	2	十津寺山	
39	東高崎公民館	1		○	1		2	2	十津寺山	
40	常山公園	1		○	1		2	2	十津寺山	
41	吉原第2緑地	1		○	1		3	1	十津寺山	
42	槌ヶ原松原公園	1		○	1		3	1	十津寺山	
43	宇野港2号けい船護岸	1		○	1			3	神登山	
44	広田公園	1		○	1		3	1	神登山	
45	宇野第5緑地	1		○	1			1	2	神登山
46	下水道庁舎	1		○	1		2	1	神登山	
47	渋川分団消防機庫	1		○	1			3	神登山	
48	日比5丁目3号緑地	1		○	1		1	2	神登山	
49	向日比2丁目2号緑地	1		○	1		3		神登山	

玉野市防災行政無線配置図



3.9 水防報告関係様式

(岡山県水防計画書 様式第5号)

水防記録

§ 1 気象、観測記録

(1) 気象概要

<記載要領>

管内全般の気象について、その概要を説明すること。

(2) 気象情報記録

情報種別	番号	令和 年 月 日 時	発表者

<記載要領>

岡山地方気象台より発表される諸注意報、警報及び台風情報を記入する。

(3) 台風位置表

日時	中心気圧 hpa	位置		中心付近の 最大風速 m/s	進行度		摘要要
		北緯	東経		方	向	

<記載要領>

発生、転向、上陸等について簡単な説明を摘要欄に記入すること。

(4) 台風経路図

<作成要領>

イ 予報天気図用紙を使用すること。

ロ 台風の経路は実線で書き、日時及び中心気圧を記入すること。

(5) 天気図

<作成要領>

降水の最盛時を含む数日間にわたり適宜作成すること。

(6) 暴風記録表

地 点	最 低 気 圧			平 均 最 大 風 速				瞬間 最大 風速	暴 風 継 続 時 間			摘要
	日	時分	気圧	日	時分	風向	風速		始時	終時	継続 時間	

<記載要領>必要に応じて記載すること。

(7) 高潮状況表

表点	最 高 潮 位			最 大 偏 差			最 低 気 圧			最 大 風 速			既 往 最大高潮位
	日	時分	潮位	日	時分	偏差	日	時分	気圧	日	時分	風向	風 速
			m			m						m/s	

<記載要領>必要に応じて記載すること。

§ 2 降水量記録

(1) 降水概況

<記載要領>

県内全般の降水について、概況を説明すること。

(2) 等降水量線図

<作成要領>

1) 岡山県管内図（縮尺20万分の1）を用い、県下を一括して作成すること。

2) 等降水量の間隔は、10mmとすること。

(3) 日雨量表

流 域 名		觀 測 所 名	所 屬	連 續 總 雨 量	日 雨 量				既 往 最 大 日 雨 量		既 往 最 大 連 繼 総 雨 量		摘 要
					日	日	日	日	年	雨	年	雨	
水系名	河川名								年	雨	年	雨	

<記載要領>

- 1 記載期間は、最高水位をはさみ出水に関係ある洪水期間とする。
- 2 各観測所について最大日雨量にアンダーラインを付記すること。
- 3 日雨量の観測時刻は、午前9時とし、これ以外の場合は、その旨摘要欄に記入すること。

(4) 時間雨量表

管 理 者	水 系	観測所名	月				日
			時	時			
			時 間 雨 量				
			累 計				

<記載要領>

- 1 記載期間は、§ 2 (3) と同じ。
- 2 各観測所について、最大時間雨量にアンダーラインを付記すること。

§ 3 出水記録

(1) 出水概況

<記載要領>

県下各水系について、概況を説明すること。

(2) 最高水（潮）位表

水 系 名	河海 川岸 名	観測所名	種 類	零標 点高	氾濫 注意 水位 (警戒潮位)	計画 高水 位	最高水(潮)位		既往最高水(潮)位		摘要
							日時	水位 (潮位)	年月 日	水位 (潮位)	

<記載要領>

各観測所の水（潮）位に著しい影響を与えたと考えられる破堤、溢水等のあった場合は、その旨摘要欄に略記すること。

§ 4 被害記録

(1) 破堤溢水一覧表

河川名 海岸	箇所番号	破堤溢水の別	破堤溢水時刻	破堤溢水延長	破堤部断面積	破堤の原因	摘要要

<記載要領>

- 1 推定によるものについては、印を付し、推定の困難な場合は、不明として記載すること。
- 2 破堤時の水位は、堤防天端よりの平均高とすること。
- 3 破堤部断面積は、破堤後の断面積とすること。
- 4 破堤の原因是、溢水その他として記入すること。
- 5 各水系共破堤溢水箇所平面図を付し、その位置及び規模を図示し、箇所番号を付すこと。

(2) 氷濫一覧表

河川名 海岸	箇所番号	氷濫の原因	氷濫面積	滯水深		滯水期間		摘要要
				平均	最大	平均	最大	

<記載要領>

氷濫区域平面図を付して、箇所番号でその区域を図示すること。

(3) 毎時水（潮）位表

管 理 者	水 系	観測所名	水 防 団 待 機 水 位 (通報潮位)	はん 濫 注 水 位 (警戒潮位)	月 日								摘要 要	
					時									
			m	m	m									

<記載要領>

- 1 毎時水位記録の前後期間を通じてできるだけ定時観測の値を記入すること。
- 2 各観測所について降水期間を通じての最高値には、アンダーラインを付記すること。
- 3 定時以外の観測を行った場合及び最高水位は適宜欄を設けて水位及び時刻を記入すること。
- 4 量水漂流失のため仮標を設けて観測した場合は、流失前の量水標に換算すること。なお、流失時刻を摘要欄に記入する。

(4) 水位時間曲線図

<作成要領>

- (3) の毎時水位表を必要に応じて適宜図示すること。

§ 5 水防活動

(1) 概 况

<記載要領>

各河川毎に水防活動状況の概要を説明すること。

(2) 水防活動状況一覧表

事務所名	河川 名 海岸	箇 所	日 時 開 始 終 了	水防を行った 原 因	工 法	主 資 要 材	人 員 出 動 作 業	効 果	摘 要

<記載要領>

各県民局でその管内における水防活動について記入すること。

(3) 一般被害統計表

河川海岸名		地区	地区	地区	地区	地区	地区
地区別 種別							
人	死 者 人						
	傷 者 人						
	行 方 不 明 人						
	計						
住 家	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床 上 浸 水 戸						
	床 下 浸 水 戸						
	計						
公 共 建 物	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床 上 浸 水 戸						
	床 下 浸 水 戸						
	計						
工 場	破 壊 棟						
	浸 水 棟						
	生 産 減 少 棟						
	計						
非 住 家	全 壊 棟						
	半 壊 棟						
	流 失 棟						
	床 上 浸 水 棟						
	床 下 浸 水 棟						
	計						
田	流 失 埋 没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
畑	流 失 埋 没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
山 林 崩 壊 ha							
船 舶	流 失						
	沈 没						
	破 損						
	計						
J R	不 通 区 間 箇 所						
	不 通 期 間 日						
私 鉄	不 通 区 間 箇 所						
	不 通 期 間 日						
港 湾 破 損 箇 所 ha							
発 電 所	水 路 破 損 箇 所						
	停 電 期 間 日						

備考 被害基準は、岡山県地域防災計画、参考資料及び災害速報の記入要領による。

様式第6号

水防実施状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

印

管理団体名							指定 非指定の別				
水防実施時の台風名又は豪雨名							報告年月日				
水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先 m						所要経費	人件費	管理団体分	県支出分	合計
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時							手当	円	円	円
出動人員数	水防団体	消防団体	その他	計	その他	円		円	円		
	人	人	人	人	計	円		円	円		
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m							資材費	円	円	円
水防効果	堤防 m	田 ha	畠 ha	家 戸	鉄道 m	道路 m		人口 人	器具費	円	円
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	燃料費	円	円	円
他の団体からの応援状況							雜費	円	円	円	円
立ち退きの状況及びそれに示した理由					計	円	円	円			
合計					合計	円	円	円			
居住者出動状況							使用資材	叭 俵 枚 kg 本	俵 枚 kg 本	俵 枚 kg 本	俵 枚 kg 本
水防労働者氏名、年令、所属及びその功績概要					繩	kg	kg	Kg			
丸 太 本					丸 太 本	kg	kg	Kg			
その他					その他	kg	kg	Kg			
警 察 の 援 助 状 況							堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況				
現場指導員氏名							水防活動に関する反省				
備考											
水防関係者の死傷											

第4節 関連規定等

1 玉野市災害対策本部条例

玉野市災害対策本部条例

昭和38年10月5日条例第32号
改正

昭和63年12月23日条例第37号
平成25年3月25日条例第5号

玉野市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、玉野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 23 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 玉野市防災会議条例

玉野市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 5 日条例第 31 号

改正

昭和 63 年 12 月 23 日条例第 37 号

平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号

平成 25 年 3 月 25 日条例第 5 号

第 2 章

資料集

玉野市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、玉野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玉野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防に関する事務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、22人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月23日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第1号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 玉野市防災会議委員機関一覧

	役職名	氏名
会長	玉野市長	シバタヨシロウ 柴田義朗
委員	玉野海上保安部長	イチマルカズヒロ 市丸和宏
委員	岡山地方気象台長	クラシゲテルオ 倉重輝雄
委員	岡山県備前県民局地域政策部 地域づくり推進課長	ドウモトタツヤ 堂本竜也
委員	玉野警察署長	ニシムラヒロタカ 西村浩隆
委員	玉野市副市長	イチクラハヤキ 市倉勇樹
委員	玉野市教育長	タダカズヤ 多田一也
委員	玉野市地域振興部長	オオガヒデアキ 大賀英明
委員	玉野市総務部長	フジワラヒデノリ 藤原秀紀
委員	玉野市消防長	ミモトカズアキ 美本一晃
委員	玉野市消防団長	フジワラシゲキ 藤原重喜
委員	中国電力ネットワーク株式会社 岡山ネットワークセンター所長	カツベコウジ 勝部耕次
委員	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会 総合福祉課長	イシトウタケノリ 石東丈典
委員	玉野市女性団体連絡協議会長	モリキミコ 森喜美子
委員	玉野市障害者総合支援協議会 当事者家族部会長	コンドウユカコ 近藤有加子
委員	玉野市男女共同参画推進センター 男女参画相談員	コニシリエ 小西理恵
委員	市民代表(防災士)	ノダカオル 野田薰

第5節 災害協定等

1 災害時協定一覧

(1) 自治体協定

NO.	協定名	応援内容	協定先	締結年月日
1	災害時相互応援に関する協定	災害時の相互応援協定	長野県岡谷市	H7. 4. 5
2			東京都中央区	H8. 7. 29
3			香川県直島町	H16. 7. 13
4			静岡県磐田市	H23. 10. 4
5	災害時における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの利用に関する協定書	一時避難場所としての施設使用について	岡山県	H25. 4. 1
6	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	津波時における一時避難場所としての使用	中国財務局岡山財務事務所	H25. 5. 31
7	岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定	災害時における県及び県下市町村により相互応援	岡山県、県下 27 市町村	H26. 7. 4
8	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	災害時における物資、救援等の相互応援に関するもの	瀬戸内沿岸 78 市町村	H26. 12. 17
9	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	災害時に相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行する	21 市 1 町 (玉野市、泉大津市、刈谷市、大和郡山市、高砂市、行橋市、苅田町、益田市、八幡市、可児市、野洲市、橋本市、香南市、亀山市、日向市、神埼市、磐田市、柳井市、甲府市、四国中央市、阿久根市、那珂市)	H27. 7. 1
10	災害時相互応援に関する協定	災害時の相互応援協定	福岡県筑後市	R2. 2. 17
11	災害時における道の駅施設使用に関する協定	災害時における道の駅みやま公園の施設利用について	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	R2. 3. 13

(2) 民間協定

No.	協定名	応援内容	協定先	締結年月日
1	玉野市災害時緊急放送に関する協定（H16年度）	災害時に緊急放送を行う	(株)倉敷ケーブルテレビ	H17.2.21
2	災害時における応急措置等の実施に関する協定	災害時の応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動の協力を受ける。	社団法人 岡山県建設業協会 玉野支部	H18.3.31
3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	津波時における一時避難場所としての使用	宇野港土地(株)	H20.1.30
4			(株)ダイヤモンドソサエティ	H20.2.29
5	非常災害時における避難施設利用に関する協定書	災害発生時における指定避難所としての使用	玉野スポーツセンター	H20.4.1
6	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	生活必需品、応急対策に必要な資機材、被災者の救助及び輸送	岡山県水難救済会	H21.1.15
7	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	一時避難場所としての施設使用について	東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ	H21.4.1
8	災害時の協力・連携に関する協定	災害発生時における協力活動（応急処置、救援物資保管場所の提供、食事提供等）	三井造船(株)玉野事業所 他15社	H22.1.22
9	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	災害発生時、本市の情報収集手段の十分な確保が困難となった場合、本市から岡山県支部へ応援を要請し、本市災害対策本部への支部会員の派遣を含め、アマチュア無線による情報収集の支援を受ける。	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 岡山県支部	H24.4.24
10	非常災害時における施設利用に関する協定書	一時避難場所としての施設使用について	玉野レクリエーション総合開発(株)	H25.7.25
11	災害時における物資供給に関する協定	災害時の応急対策物資等の供給について	NPO法人コメリ災害対策センター	H25.12.1
12	災害時における応急措置等の実施に関する協定	災害時の応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動の協力を受ける。	たまの災害対策研究会	H26.4.1
13	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	災害時に被災者等へのLPガス及びガス機材等の提供	岡山県LPガス協会玉野支部	H26.4.1
14	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	災害時の避難所における人的支援	公益社団法人岡山県柔道整復師会	H26.7.30
15	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱（H17年度）	災害時の停電、復旧見込みに関する情報の提供	中国電力ネットワーク(株)岡山ネットワークセンター	H26.10.1 (R2.4.1一部変更)
16	災害に係る情報発信等に関する協定	災害に係る情報発信	ヤフー(株)	H26.10.1
17	災害時における行政書士業務相談に関する協定	災害時における行政書士業務相談	岡山県行政書士会	H26.10.10

NO.	協定名	応援内容	協定先	締結年月日
18	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害時の福祉避難所としての施設使用について	市内 10 施設（広域型特別養護老人ホーム 7 施設、老人保健施設 2 施設、障害者支援施設 1 施設）	H27. 5. 1
19	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時における地図情報の供給等について	(株)ゼンリン	H28. 4. 1
20	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	災害時における緊急車両の応急整備及び資機材の貸し出し	一般社団法人岡山県自動車整備振興会玉野支部	H29. 1. 31
21	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	避難所に安否確認用の無料電話回線を前もって整備する	西日本電信電話(株)岡山支店	H29. 7. 31
22	災害時における法律相談業務に関する協定	避難所での無料法律相談、平常時は災害研修時の講師派遣（有償）	岡山弁護士会	H29. 9. 1
23	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	津波時における一時避難場所としての使用	アルスプラージュ	H30. 5. 25
24	災害時における無人航空機による協力	災害時に、状況把握や被害の拡大防止、復旧・復興に資するため、無人航空機により災害対策活動を行う	一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会	H30. 6. 29
25			山佐フロンティア(株)	H31. 3. 25
26	災害時における災害救助犬及びセラピードッグ出動に関する協定	災害現場における被災者の捜索活動及び避難所等における避難住民の心のケアを図るためのセラピードッグ活動を行う	認定NPO法人日本レスキュー協会	H31. 3. 27
27	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	大規模災害における市内の被害状況調査、公共施設の応急対策に関する測量、調査及び設計を行う	一般社団法人岡山県測量設計業協会・中国地質調査業協会	R1. 10. 8
28	災害時における電動車両等の支援に関する協定	災害時における電動車両等の貸与について	三菱自動車工業(株)・西日本三菱自動車販売(株)	R2. 9. 30
29	災害時における物資供給に関する協定	救援物資の調達等	(株)ナフコ	R3. 4. 9
30	災害時での施設利用の協力に関する協定	車中泊避難者へ敷地の一部及び施設利用の協力	(株)ダイナム	R4. 1. 14
31			宇野港土地(株)	R5. 3. 23
32	災害時における被災地及び被災者への支援活動の協力に関する協定	被災地及び被災者に対する支援活動の実施等	NPO法人Vネットおかやま	R4. 5. 11
33	災害時における避難行動要支援者の搬送活動の協力に関する協定	患者等搬送用自動車による避難行動要支援者の搬送の協力	一般社団法人e p oおかやま笑顔プロジェクト ケアタクシー再来	R4. 10. 28

NO.	協定名	応援内容	協定先	締結年月日
34	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	要配慮者等の受け入れが指定避難所のみでは困難な際の宿泊施設の提供	宇野港土地(株) (株)ダイヤモンドソサエティ (株)チャリ・ロト	R5. 3. 23
35	災害等緊急時における支援協力に関する協定書	災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送等	NPO 法人ピースウインズ・ジャパン	
36	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	資機材のレンタル	(株)アクティオ中国支店	
37	災害ボランティア活動等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会	R5. 9. 11
38	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	機材のレンタル	(株)ユニオンアルファ	R5. 9. 29
39	防災備蓄支援自動販売機運営協定	支援自販機の運営により防災備蓄食を提供	ダイドードリンコ(株) 中四国営業部	R6. 5. 22
40	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しを実施	一般社団法人 岡山県キッチンカー協会	R6. 12. 26
41	災害時における医薬品等の供給に関する協定	災害時における医薬品等の供給	(株)富士薬品配置事業本部配置営業統括部	R7. 2. 12
42	災害時における防災用品の提供に関する協定書	災害時における防災用品の供給	(有) D A S H	R7. 4. 21

2 防災関連項目を含む包括協定一覧

NO.	協定名	応援内容（抜粋）	協定先	締結年月日
1	地方創生に関する包括連携協定書	② 防災・災害対策に関すること	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	H30. 11. 5
2	地方創生に関する包括連携協定書	② 地域や企業の防災力向上に関するこ	東京海上日動火災保険(株)	R1. 5. 13
3	健康づくりに関する包括連携協定書	⑤ 災害時における健康に関するこ	大塚製薬(株)	R3. 7. 16
4	包括的連携に関する協定書	⑤ 災害時の応急生活物資供給支援に関するこ	三井造船生活協同組合	R4. 7. 7
5	包括的連携に関する協定書	⑥ 災害対策、防災・防犯に関するこ	天満屋グループ	R6. 8. 26

※玉野市が締結している包括連携協定の応援内容項目名に、「防災」または「災害」が含まれる協定を掲載しています。